住　所　又　は
所在地(納税地)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　又　は
名　　称　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿

年分　相続税の加算税の賦課決定通知書

年分相続税の　　年　月　日　　納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり　　決定します。

記

1　この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

円	円	○この通知により新たに納付すべき税額は、　　年　月　日までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

2　加算税の計算

			賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			
			A 加算税の基礎となる税額	B 加算税の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎となる税額	E 加算税の割合	F 加算税の額	
国税通則法に基づく計算	①通常分		円	／100	(A×B)　円	円	／100	(D×E)　円	
	②第　条第2項に係る部分		円	5／100	(A×B)　円	円	5／100	(D×E)　円	
	第66条第3項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額 ③第1号に係る部分		円	／100	(A×B)　円	円	／100	(D×E)　円	
	第66条第3項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額 ④第2号に係る部分		円	／100	(A×B)　円	円	／100	(D×E)　円	
	第66条第3項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額 ⑤第3号に係る部分		円	／100	(A×B)　円	円	／100	(D×E)　円	
	第66条第3項の規定の適用がある場合 累積納付税額 ⑥第1号に係る部分		円	／100	(A×B)　円	円	／100	(D×E)　円	
	第66条第3項の規定の適用がある場合 累積納付税額 ⑦第2号に係る部分		円	／100	(A×B)　円	円	／100	(D×E)　円	
	第66条第3項の規定の適用がある場合 累積納付税額 ⑧第3号に係る部分		円	／100	(A×B)　円	円	／100	(D×E)　円	
	第66条第3項の規定の適用がある場合 ⑨第3項に係る部分((③+④+⑤)−(⑥+⑦+⑧))				円			円	
	⑩第66条第6項に係る部分		円	10／100	(A×B)　円	円	10／100	(D×E)　円	
	国外財産調書又は財産債務調書に係る控除又は加算	⑪5%控除額	円	5／100	(A×B)　円	円	5／100	(D×E)　円	
	国外財産調書又は財産債務調書に係る控除又は加算	⑫5%加算額	円	5／100	(A×B)　円	円	5／100	(D×E)　円	
	国外財産調書又は財産債務調書に係る控除又は加算	⑬10%加算額	円	10／100	(A×B)　円	円	10／100	(D×E)　円	
	⑭合計額(((①+②)又は⑨)+⑩−⑪+⑫+⑬)				円			円	円
重加算税	国税通則法に基づく計算	⑮通常分	円	／100	(A×B)　円	円	／100	(D×E)　円	
	国税通則法に基づく計算	⑯第68条第4項に係る部分	円	10／100	(A×B)　円	円	10／100	(D×E)　円	
	⑰合計額(⑮+⑯)				円			円	円

3　この通知に係る処分の理由

氏名又は
名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

年分　加算税の額の計算明細書（相続税）

あなたに通知した　　年分　相続税の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書の「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

			賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき額 減少する
			A 加算税の基礎となる税額	B 加算税の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎となる税額	E 加算税の割合	F 加算税の額	
国税通則法に基づく計算	①	G（注１）	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
		H（注２）	円 0,000	5／100	(A×B) 円	円 0,000	5／100	(D×E) 円	
	② 第66条第２項に係る部分		円 0,000	5／100	(A×B) 円	円 0,000	5／100	(D×E) 円	
	第66条第３項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額	③ 第１号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
		④ 第２号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
		⑤ 第３号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
	累積納付税額	⑥ 第１号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
		⑦ 第２号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
		⑧ 第３号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
		⑨ 第３項に係る部分 ((③+④+⑤)－(⑥+⑦+⑧))			円			円	
		I（注２）	円 0,000	5／100	(A×B) 円	円 0,000	5／100	(D×E) 円	
	⑩ 第66条第６項に係る部分		円 0,000	10／100	(A×B) 円	円 0,000	10／100	(D×E) 円	
国外財産調書又は財産債務調書に係る控除又は加算	⑪ ５％ 控除額		円 0,000	5／100	(A×B) 円	円 0,000	5／100	(D×E) 円	
	⑫ ５％ 加算額		円 0,000	5／100	(A×B) 円	円 0,000	5／100	(D×E) 円	
	⑬ 10％ 加算額		円 0,000	10／100	(A×B) 円	円 0,000	10／100	(D×E) 円	
⑭ 合　　計　　額 (((G+H+②)又は(⑨+I))+⑩－⑪+⑫+⑬)					円			円	円

（注）１　国税通則法第 66 条第１項の規定による加算税の基礎となる税額等を記載しています。
　　２　国税通則法第 66 条第８項の規定による加算税の基礎となる税額等を記載しています。

氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）

あなたに通知した　　＿＿年分相続税の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書のうち「国税通則法に基づく計算」欄の「加算税の基礎となる税額」（又はその基礎となる金額）は、この計算明細書により計算しています。

			A	B	C 隠蔽又は仮装部分の額	D 隠蔽又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	E 非正当事由部分の額	F 正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額
課税価格等の計算（各人の合計）	取得財産の価額（注1）	①	円	円	※ 円		※ 円	
	債務控除額	②			※		※	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	③			※		※	
	課税価格（①－②＋③）	④				円		円
	相続税の総額	⑤						
あなたの課税価格等の計算	取得財産の価額（注1）	⑥	円	円	円		円	
	債務控除額	⑦						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	⑧						
	課税価格（⑥－⑦＋⑧）	⑨				円		円
	相続税額	⑩						
	法第18条の規定による加算額	⑪						
	税額控除額	⑫						
	差引税額	⑬						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額	⑭						
	医療法人持分税額控除額	⑮						
	⑬－⑭－⑮	⑯	イ	ロ		ハ		ニ
増差税額		⑰		⑲（ロ－イ） 円	（⑲－⑳） 円	⑳（ハ－イ） 円	（⑳－㉑） 円	㉑（ニ－イ） 円
加算税の基礎となる税額		⑱			〔重加算税分 1万円未満の端数切捨て〕 円		〔過少（無）申告加算税分 1万円未満の端数切捨て〕 円	

（注）1　「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。

2　上記計算明細中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得等したかどうかにかかわりなく、あなたが隠蔽又は仮装した財産等及びあなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の価格等の金額を記載しています。

3　「（⑳－㉑）」とあるのは、隠蔽又は仮装部分の金額がない場合には「（⑲－㉑）」として計算しています。なお、「加算税の賦課決定通知書」等の③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「（⑳－㉑）」欄の金額に国税通則法第66条第３項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

（通知用）

氏名又は
名　　称＿＿＿

氏名又は
名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)　次葉の２

			M Bの金額から他の税目における更正の請求に基づく減額更正に係る部分を控除した額	N Cの隠蔽又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	O 非正当事由部分の額	P 正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額
課税価格等の計算（各人の合計）	取得財産の価額（注10）	①	円		※　円	
	債務控除額	②			※	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	③			※	
	課税価格（①-②+③）	④	円 ,000	円 ,000		円 ,000
	相続税の総額	⑤	00	00		00
あなたの課税価格等の計算	取得財産の価額（注10）	⑥	円		円	
	債務控除額	⑦				
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	⑧				
	課税価格（⑥-⑦+⑧）	⑨	円 ,000	円 ,000		円 ,000
	相続税額	⑩				
	法第18条の規定による加算額	⑪				
	税額控除額	⑫				
	差引税額	⑬				
	相続時精算課税分の贈与税額控除額	⑭	00	00	00	00
	医療法人持分税額控除額	⑮				
	⑬－⑭－⑮	⑯	チ 00	リ 00		ヌ
増差税額		⑰	㋖（チ-イ）　円 00	㋗（リ-イ）　円 00	(㉖-㉗)　円 00	㉗（ヌ-イ）　円 00

あなたに通知した　　年分　相続税の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書の「加算税の額の計算明細書（相続税）」の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により次のとおり計算しています。

	国税通則法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額	国税通則法第66条第8項の規定による加算税の基礎となる税額
増差税額	(㉖－㉗)　円	(⑳-㉑-㉖+㉗)　円
加算税の基礎となる税額	(1万円未満の端数切捨て)　円 0,000	(1万円未満の端数切捨て)　円 0,000

（注）10　「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
11　上記計算明細（次葉の２）中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得等したかどうかにかかわりなく、あなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の金額を記載しています。
12　「加算税の額の計算明細書（相続税）」の③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「㉖－㉗」の金額に国税通則法第66条第３項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

(令5.12)

住 所 又 は
所在地(納税地)

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

氏 名 又 は
名 称 殿

＿＿＿＿税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿

年分　贈与税の加算税の賦課決定通知書

年分贈与税の　　年　月　日　　納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり　　決定します。

記

1　この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

		○この通知により新たに納付すべき税額は、　　年　月　日までに納付してください。 なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。
円	円	

2　加算税の計算

			賦課決定額 A 加算税の基礎となる税額	賦課決定額 B 加算税の割合	賦課決定額 C 加算税の額	変更決定後の賦課決定額 D 加算税の基礎となる税額	変更決定後の賦課決定額 E 加算税の割合	変更決定後の賦課決定額 F 加算税の額	
国税通則法に基づく計算	①通常分		円	／100	(A×B) 円	円	／100	(D×E) 円	
	②第　条第２項に係る部分		円	5／100	(A×B) 円	円	5／100	(D×E) 円	
	第66条第3項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額	③第１号に係る部分	円	／100	(A×B) 円	円	／100	(D×E) 円	
		④第２号に係る部分	円	／100	(A×B) 円	円	／100	(D×E) 円	
		⑤第３号に係る部分	円	／100	(A×B) 円	円	／100	(D×E) 円	
		累積納付税額 ⑥第１号に係る部分	円	／100	(A×B) 円	円	／100	(D×E) 円	
		⑦第２号に係る部分	円	／100	(A×B) 円	円	／100	(D×E) 円	
		⑧第３号に係る部分	円	／100	(A×B) 円	円	／100	(D×E) 円	
		⑨第３項に係る部分 ((③+④+⑤)－(⑥+⑦+⑧))			円			円	
	⑩第66条第６項に係る部分		円	10／100	(A×B) 円	円	10／100	(D×E) 円	
	⑪合計額 (((①+②)又は⑨)+⑩)				円			円	円
重加算税	国税通則法に基づく計算	⑫通常分	円	／100	(A×B) 円	円	／100	(D×E) 円	
		⑬第68条第４項に係る部分	円	10／100	(A×B) 円	円	10／100	(D×E) 円	
	⑭合計額 (⑫＋⑬)				円			円	円

3　この通知に係る処分の理由

氏名又は
名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

年分　加算税の額の計算明細書（贈与税）

あなたに通知した　　年分　贈与税の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書の「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

			賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき又は減少する額
			A 加算税の基礎となる税額	B加算税の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎となる税額	E加算税の割合	F 加算税の額	
国税通則法に基づく計算	①	G（注１）	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
		H（注２）	円 0,000	5／100	(A×B) 円	円 0,000	5／100	(D×E) 円	
	② 第66条第２項に係る部分		円 0,000	5／100	(A×B) 円	円 0,000	5／100	(D×E) 円	
	第66条第3項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額	③ 第１号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
		④ 第２号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
		⑤ 第３号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
	累積納付税額	⑥ 第１号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
		⑦ 第２号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
		⑧ 第３号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B) 円	円 0,000	／100	(D×E) 円	
	⑨ 第３項に係る部分 ((③+④+⑤)－(⑥+⑦+⑧))				円			円	
		I（注２）	円 0,000	5／100	(A×B) 円	円 0,000	5／100	(D×E) 円	
	⑩ 第66条第６項に係る部分		円 0,000	10／100	(A×B) 円	円 0,000	10／100	(D×E) 円	
⑪ 合　計　額 (((G＋H＋②)又は(⑨＋I))＋⑩)					円			円	円

（注）１　国税通則法第 66 条第１項の規定の適用による加算税の基礎となる税額等を記載しています。
　　２　国税通則法第 66 条第８項の規定の適用による加算税の基礎となる税額等を記載しています。

氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）

あなたに通知した　　年分贈与税の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書の
「加算税の基礎となる税額」（又はその基礎となる金額）は、この計算明細書により計算しています。

			A	B	C 隠蔽又は仮装部分の額	D 隠蔽又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	E 非正当事由部分の額	F 正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額
暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①	円	円	円		円	
	一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②						
	配偶者控除額	③						
	暦年課税分の課税価格の合計額（①＋（②－③））	④						
	暦年課税に係る基礎控除額	⑤						
	⑤の控除後の課税価格（④－⑤）	⑥				円		円
	⑥に対する税額	⑦						
	外国税額の控除額	⑧						
	医療法人持分税額控除額	⑨						
	差引税額（⑦－⑧－⑨）	⑩						
相続時精算課税分	（特定贈与者氏名） 課税価格	⑪	円	円	円		円	
	相続時精算課税に係る基礎控除額	⑫						
	⑫の控除後の課税価格（⑪－⑫）	⑬				円		円
	特別控除額	⑭						
	⑭の控除後の課税価格（⑬－⑭）	⑮						
	⑮に対する税額	⑯						
	外国税額の控除額	⑰						
	差引税額（⑯－⑰）	⑱						
合計	課税価格の合計額（①＋②＋⑪）	⑲	円	円	円	円	円	円
	差引税額の合計額（⑩＋⑱）	⑳	イ	ロ		ハ		ニ
増差税額		㉑		㉓（ロ－イ）　円	（㉓－㉔）　円	㉔（ハ－イ）　円	（㉔－㉕）　円	㉕（ニ－イ）　円
加算税の基礎となる税額		㉒			（重加算税分 1万円未満の端数切捨て） 円		（過少（無）申告加算税分 1万円未満の端数切捨て） 円	

（注）1　「（㉔－㉕）」とあるのは、隠蔽又は仮装部分の金額がない場合には「（㉓－㉕）」として計算しています。なお、「加算税の賦課決定通知書」等の③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「㉔－㉕」欄の金額に国税通則法第66条第３項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

2　特定贈与者が複数いる場合は、「①＋②＋⑪」とあるのは、「①＋②＋特定贈与者ごとの⑪の合計額」として計算しています。

3　特定贈与者が複数いる場合は、「⑩＋⑱」とあるのは、「⑩＋特定贈与者ごとの⑱の合計額」として計算しています。

氏名又は
名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)　次葉

			G Bの金額から他の税目における更正の請求に基づく減額更正に係る部分を控除した額	H Cの隠蔽又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	I 非正当事由部分の額	J 正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額
暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①	円		円	
	一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②				
	配偶者控除額	③				
	暦年課税分の課税価格の合計額（①+(②-③)）	④				
	暦年課税に係る基礎控除額	⑤	,000			
	⑤の控除後の課税価格（④-⑤）	⑥	,000	円 ,000		円 ,000
	⑥に対する税額	⑦				
	外国税額の控除額	⑧				
	医療法人持分税額控除額	⑨				
	差引税額（⑦-⑧-⑨）	⑩				
相続時精算課税分	（特定贈与者氏名） 課税価格	⑪	円		円	
	相続時精算課税に係る基礎控除額	⑫				
	⑫の控除後の課税価格（⑪-⑫）	⑬		円		円
	特別控除額	⑭				
	⑭の控除後の課税価格（⑬-⑭）	⑮	,000	,000		,000
	⑮に対する税額	⑯	00	00		00
	外国税額の控除額	⑰				
	差引税額（⑯-⑰）	⑱				
合計	課税価格の合計額（①＋②＋⑪）	⑲	円	円	円	円
	差引税額の合計額（⑩＋⑱）	⑳	ホ 00	ヘ 00		ト 00
増差税額		㉑	(ホ-イ)　円 00	㉖(ヘ-イ)　円 00	(㉖-㉗)　円 00	㉗(ト-イ)　円 00

あなたに通知した　　年分　贈与税の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書の「加算税の額の計算明細書（贈与税）」の「加算税の基礎となる税額」（又はその基礎となる金額）は、この計算明細書により次のとおり計算しています。

	国税通則法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額	国税通則法第66条第8項の規定による加算税の基礎となる税額
増差税額	(㉖-㉗)　円	(㉔-㉕-㉖+㉗)　円
加算税の基礎となる税額	(1万円未満の端数切捨て)　円 0,000	(1万円未満の端数切捨て)　円 0,000

（注）4　特定贈与者が複数いる場合は、「①＋②＋⑪」とあるのは、「①＋②＋特定贈与者ごとの⑪の合計額」として計算しています。
5　特定贈与者が複数いる場合は、「⑩＋⑱」とあるのは、「⑩＋特定贈与者ごとの⑱の合計額」として計算しています。
6　「加算税の額の計算明細書（贈与税）」の③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「㉖－㉗」の金額に国税通則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

(令6.12)

不服申立て等について

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1)　審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2)　更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3)　審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に＿＿＿＿＿＿＿＿に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1)　審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2)　更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3)　審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式ID	NTA1VTX040010010

★

納　税　管　理　人　届　出　書

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長				元号	年	月	日
郵便番号		－	電話番号	－	－	生年月日	K01				
納税地	F06					個人番号又は法人番号	F02			
フリガナ	F03			フリガナ						
氏名又は名称	F04			（法人等の場合）代表者等氏名						

相続税
贈与税　の納税管理人として次の者を定めたので届出します。

納税管理人	（フリガナ）	
	住所又は居所	（〒　　－　　） （電話　　－　　－　　）
	（フリガナ）	
	氏名又は名称	
	届出者との続柄（関係）	
	職業又は事業内容	
法の施行地外における住所又は居所となる場所		
納税管理人を定めた理由		
その他参考事項		(1) 出国（予定）年月日　令和　　年　　月　　日 帰国（予定）年月日　令和　　年　　月　　日 (2) その他

関与税理士		電話	－　　－
税務署整理欄	通信日付印の年月日	年　　月　　日	備考
	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証　・　その他（　　）	番号確認	身元確認

R8.9

記載要領等	納税管理人届出書

1　この届出書は、相続税又は贈与税の納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。

2　この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

3　届け出る税目に応じて、本文中の「 相続税 / 贈与税 の納税管理人として……」の「相続税」又は「贈与税」の不要の文言を抹消してください。

4　「法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内の住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を書いてください。

5　留意事項

⑴　届け出る税目が【相続税】の場合には、「納税地」は被相続人の住所地となりますの で、被相続人の住所地を「納税地」欄に書いてください。また「その他の参考事項」欄 の「⑵その他」に被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。

⑵　納税者の区分により次の欄の記載が異なります。

イ　納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。

なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。

また、この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

ロ　納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。

なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。

⑶　納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。

※注　納税管理人を解任したときは、「納税管理人解任届出書」を提出してください。

様式ID	NTA1VTX030010010

★

納　税　管　理　人　解　任　届　出　書

年　　月　　日　提出

提　出　先	F01		税務署長				元号	年	月	日
郵便番号		－	電話番号	－	－	生年月日	K01				
納　税　地	F06					個人番号又は法人番号	F02			
フリガナ	F03			フリガナ						
氏名又は名称	F04			（法人の場合）代表者等氏名						

次の　相続税／贈与税　の納税管理人を解任したので届出します。

解任した納税管理人	（フリガナ）	
	住所又は居所	（〒　　－　　） （電話　　－　　－　　）
	（フリガナ）	
	氏名又は名称	
選任していたときの納税地		
納税管理人を解任した理由		
その他参考事項		

関与税理士		電　話	－　　－

税務署整理欄	通信日付印の年月日	年　月　日	備　考			
	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証　・　その他（　　）		番号確認		身元確認	

R8.9

記載要領等	納税管理人解任届出書

1　この届出書は、先に選任していた相続税又は贈与税の納税管理人を解任した場合に提出するものです。

2　届け出る税目に応じて、本文中の「 相続税 / 贈与税 の納税管理人を解任……」の「相続税」又は「贈与税」の不要の文言を抹消してください。

3　納税地が納税管理人を選任していたときと同一のときは、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

　また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄に選任時の納税地を記入し、選任時の納税地を所轄する税務署長及び現在の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。

4　留意事項

⑴　届け出る税目が【相続税】の場合には、「その他の参考事項」欄 に届け出る対象となった被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。

⑵　納税者の区分により次の欄の記載が異なります。

イ　納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。

　なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。

　また、この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

ロ　納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」 欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載して ください。

　なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。

⑶　納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び 代表者等氏名を記載してください。

（納税地）

－

（氏名・法人名）

殿

____年____月____日

_____税務署長

更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	（参考）調査対象期間

備考	

別紙

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	（参考）調査対象期間

備考	

様式ID NTA1VNX198010010 ★

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	― ―
氏名（申請者） F04	被相続人との続柄	生年月日 K01	元号 / 年 / 月 / 日
郵便番号 F05 ―	住所又は居所 F06		

遺産の分割後、
- 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の２第１項）
- 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の４第１項）
- 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の５第１項）
- 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５第１項）

の適用を受けたいので、

遺産が未分割であることについて、
- 相続税法施行令第４条の２第２項
- 租税特別措置法施行令第40条の２第23項又は第25項
- 租税特別措置法施行令第40条の２の２第８項又は第11項
- 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の２の２第19項又は第22項

に規定するやむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1　被相続人の住所・氏名

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　被相続人の相続開始の日

令和 ＿＿ 年 ＿＿ 月 ＿＿ 日

3　相続税の申告書を提出した日

令和 ＿＿ 年 ＿＿ 月 ＿＿ 日

4　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由

（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○　相続人等申請者の住所・氏名等

住所又は居所	氏名	続柄

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

《使用目的等》

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後３年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第 19 条の２の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第 69 条の４の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第 69 条の５の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）による改正前の租税特別措置法第 69 条の５の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が２人以上のときは各相続人等が「○　相続人等申請者の住所・氏名等」欄に連署し申請してください（相続人等申請者の住所・氏名等が書ききれない場合は、「○　相続人等申請者の住所・氏名等」欄の末尾又は欄外に「別紙あり」等と記入のうえ、適宜の用紙に相続人等申請者の住所、氏名及び続柄を記入してこの承認申請書に添付して提出してください。）。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

《記載要領等》

１　この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後３年を経過する日の翌日から２か月を経過する日までに提出してください。

このため、「提出先」欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき｛｝内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

２　「４　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。

３　「(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名　　称　　殿

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書

＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、

｛・配偶者に対する相続税額の軽減
・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例
・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例｝の適用を受けようとする遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請を　承　認　却　下　いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　やむを得ない事由がなくなった日の翌日から４か月以内にその遺産が分割された結果、納めすぎの税金が生じた場合には、分割の日の翌日から４か月以内に更正の請求をして、納めすぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書

使用目的

この承認（却下）書は、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。

－

相続税の　　通知書及び
加算税の賦課決定通知書

　　年　　月　　日

住　所

　　税務署長

氏　名　　殿

　　年　　月　　日　の相続開始に係る相続税及びその加算税 について、下記のとおり　　及び加算税の賦課決定をします。

記

○ この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

本税の額	加算税の額		納税猶予額控除後の本税の額	
円	申告加算税	円	円	
	重加算税			

○ 課税標準等及び税額等の計算明細

(1) 納付税額又は還付税額の計算明細（円）

区分			当初課税額（　　額）	額
①	取得した財産の価額			
②	相続時精算課税適用財産の価額			
③	債務及び葬式費用の金額			
④	純資産価額（①＋②－③）			
⑤	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑥	課税価格（④＋⑤）			
⑦	相続税の総額（（2）の⑨の金額）			
一般の場合	⑧	同上のあん分割合		
	⑨	相続税額（⑦×⑧）		
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用の場合	⑩	相続税額（付表1(1)の⑬）		
⑪	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額			
税額控除額	⑫	暦年課税分の贈与税額控除額		
	⑬	配偶者の税額軽減額		
	⑭	⑫・⑬以外の税額控除額（付表7　1⑤）		
	⑮	計		
⑯	差引税額（⑨＋⑪－⑮又は⑩＋⑪－⑮）			

区分			当初課税額（　　額）	額
⑰	相続時精算課税分の贈与税額控除額			
⑱	医療法人持分税額控除額（付表4　2のB）			
⑲	小計（⑯－⑰－⑱）			
⑳	納税猶予税額（付表7　2⑧）			
申告納税額（⑲－⑳）	㉑	納付すべき税額		
	㉒	還付される税額		

(2) 相続税の総額の計算明細（円）

区分		当初課税額（　　額）	額
①	取得財産価額の合計額		
②	相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③	債務控除の合計額		
④	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤	課税価格の合計額		
⑥	法定相続人の数	人	人
⑦	遺産に係る基礎控除額		
⑧	計算の基礎となる金額（⑤－⑦）		
⑨	相続税の総額		

○ 加算税の額の計算明細

				賦課決定額 A加算税の基礎となる税額（円）	賦課決定額 B加算税の割合	賦課決定額 C加算税の額（A×B）（円）	変更決定後の賦課決定額 D加算税の基礎となる税額（円）	変更決定後の賦課決定額 E加算税の割合	変更決定後の賦課決定額 F加算税の額（D×E）（円）	減少する額（円）
申告加算税	国税通則法に基づく計算	①通常分			／100			／100		
		②第条第2項に係る部分			5／100			5／100		
		第66条第3項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額	③第1号に係る部分		／100			／100		
			④第2号に係る部分		／100			／100		
			⑤第3号に係る部分		／100			／100		
		累積納付税額	⑥第1号に係る部分		／100			／100		
			⑦第2号に係る部分		／100			／100		
			⑧第3号に係る部分		／100			／100		
		⑨第3項に係る部分（③＋④＋⑤）－（⑥＋⑦＋⑧）								
		⑩第66条第6項に係る部分			10／100			10／100		
	国外財産調書又は財産債務調書に係る控除又は加算	⑪5％控除額			5／100			5／100		
		⑫5％加算額			5／100			5／100		
		⑬10％加算額			10／100			10／100		
	⑭合計額（（（①＋②）又は⑨）＋⑩－⑪＋⑫＋⑬）									
重加算税	国税通則法に基づく計算	⑮通常分			／100			／100		
		⑯第68条第4項に係る部分			10／100			10／100		
	⑰合計額（⑮＋⑯）									

○ この通知に係る処分の理由

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人＿＿＿＿＿＿＿＿殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第５条の規定により民法第900条《法定相続分》、第901条《代襲相続人の相続分》、第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

１「納付すべき・減少する本税の額」欄の税額

区　分	当初課税額（　　額）	額	納付すべき・減少する本税の額
小計（注）	円	円	円
あなたの相続分	／		

（注）「小計」は、「相続税の＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑴納付税額又は還付税額の計算明細」の「⑲小計（⑯－⑰－⑱）」欄の金額をいいます。

２「納付すべき・減少する加算税の額」欄の税額

⑴ 上記１の税額の内訳（注）

区　分		賦課決定分	変更決定後の賦課決定分
＿＿＿＿申告加算税に対応する本税の額（ａ）		イ　円	ト　円
ａのうち国外財産調書又は財産債務調書に係る控除又は加算	５％控除額に対応する本税の額	ロ　円	チ　円
	５％加算額に対応する本税の額	ハ　円	リ　円
	10％加算額に対応する本税の額	ニ　円	ヌ　円
重加算税に対応する本税の額（ｂ）		ホ　円	ル　円
上記ａ及びｂ以外の本税の額		ヘ　円	ヲ　円

（注）イからヘ（変更決定の場合はトからヲ）のうち複数の区分に対応する税額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」により各金額を計算しています。

⑵「納付すべき・減少する加算税の額」の計算

			賦課決定額 A 加算税の基礎となる税額(注)	B 加算税の割合	C 加算税の額	変更決定後の賦課決定額 D 加算税の基礎となる税額(注)	E 加算税の割合	F 加算税の額	納付すべき・減少する額
加算税	国税通則法に基づく計算	①通常分	イ　円 0,000	／100	(A×B)　円	ト　円 0,000	／100	(D×E)　円	
		②第　条第２項に係る部分	円 0,000	5／100	(A×B)　円	円 0,000	5／100	(D×E)　円	
		第66条第3項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額 ③第１号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B)　円	円 0,000	／100	(D×E)　円	
		加算後累積納付税額 ④第２号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B)　円	円 0,000	／100	(D×E)　円	
		加算後累積納付税額 ⑤第３号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B)　円	円 0,000	／100	(D×E)　円	
		累積納付税額 ⑥第１号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B)　円	円 0,000	／100	(D×E)　円	
		累積納付税額 ⑦第２号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B)　円	円 0,000	／100	(D×E)　円	
		累積納付税額 ⑧第３号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B)　円	円 0,000	／100	(D×E)　円	
		⑨第３　項に係る部分（(③+④+⑤)－(⑥+⑦+⑧)）			円			円	
		⑩第66条第６項に係る部分	円 0,000	10／100	(A×B)　円	円 0,000	10／100	(D×E)　円	
	国外財産調書又は財産債務調書に係る控除又は加算	⑪５％控除額	ロ　円 0,000	5／100	(A×B)　円	チ　円 0,000	5／100	(D×E)　円	
		⑫５％加算額	ハ　円 0,000	5／100	(A×B)　円	リ　円 0,000	5／100	(D×E)　円	
		⑬10％加算額	ニ　円 0,000	10／100	(A×B)　円	ヌ　円 0,000	10／100	(D×E)　円	
	⑭合計額（(①+②)又は⑨)+⑩－⑪+⑫+⑬）				円			円	円
重加算税	国税通則法に基づく計算	⑮通常分	ホ　円 0,000	／100	(A×B)　円	ル　円 0,000	／100	(D×E)　円	
		⑯第68条第４項に係る部分	円 0,000	10／100	(A×B)　円	円 0,000	10／100	(D×E)　円	
	⑰合計額（⑮＋⑯）				円			円	円

（注）イからホまで及びトからルまでの各「加算税の基礎となる税額」は、上記⑴の本税の額について 10,000 円未満の端数を切り捨てたものです。なお、③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、上記⑴のイ又はトの金額に国税通則法第66 条第３項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

３「納税猶予税額控除後の納付すべき・減少する本税の額」欄の税額

区　分	当初課税額（　　額）	額	納付すべき・減少する本税の額
申告納税額（注）	円	円	A　円
あなたの相続分	／		

（注）「申告納税額」は、「相続税の＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑴納付税額又は還付税額の計算明細」の「申告納税額（⑲－⑳）」欄の金額をいいます。

相続税の更正通知書（付表１）

租税特別措置法第70条の６（農地等についての相続税の納税猶予）の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細表

(1)　算出税額の計算明細

区分		当初課税額（　　）額	更正額
①　農業投資価格に基づく取得財産の価額(注２)	農業相続人の場合	円	円
	その他の人の場合		
②　債務控除額			
③　純資産価額（①－②）			
④　純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑤　課税価格（③＋④）			
⑥　農業投資価格に基づく相続税の総額（(2)の⑧）			
⑦　同上のあん分割合			
⑧　算出税額（⑥×⑦）			
農業相続人の農業投資価格超過額に対する税額	⑨　相続税の総額の差額（本表(1)の⑦－上記⑥）		
	⑩　農業投資価格超過額の総額		
	⑪　取得した農地等の農業投資価格超過額		
	⑫　あん分額　(⑨×⑪÷⑩)		
⑬　農業投資価格に基づく算出税額（⑧＋⑫）			

(2)　農業投資価格に基づく相続税の総額の計算明細

区分		当初課税額（　　）額	更正額
①　農業投資価格に基づく取得財産価額の合計額(注２)	農業相続人	円	円
	その他の人		
②　債務控除の合計額			
③　純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額			
④　課税価格の合計額			
⑤　法定相続人の数		人	人
⑥　遺産に係る基礎控除額		円	円
⑦　計算の基礎となる金額（④－⑥）			
⑧　農業投資価格に基づく相続税の総額			

(注１)　この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

(注２)　(1)の①及び(2)の①の各欄は、相続時精算課税適用財産の価額を含みます。

相続税の更正通知書（付表２）

（平成30年分以降用）

租税特別措置法第 70 条の７の２（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）及び同法第 70 条の７の４（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区　　分	当初課税額（　　）額	更正額
①　対象（相続）非上場株式等の価額	円	円
②　経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者(以下「経営承継人」という。)に係る債務及び葬式費用の金額		
③　経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④　控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は０）		
⑤　特定価額（①－④）(1,000円未満切捨て)（赤字の場合は０）		
⑥　特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）(1,000円未満切捨て)		
⑦　経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑧　基礎控除額		
⑨　特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧）		
⑩　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧）		

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）

⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫）	⑭相続税の総額の基礎となる税額	⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫）	⑯相続税の総額の基礎となる税額
		円 ,000	円	円 ,000	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額(⑭の合計額)	00	⑱相続税の総額(⑯の合計額)	00

２　株式等納税猶予税額の計算

区　　分	当初課税額（　　）額	更正額
①　経営承継人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
②　特定価額に基づく経営承継人の算出税額(１の⑰×１の⑤/１の(⑤＋⑦)) （「当初課税額（　　）額」欄については更正前における申告書第８の２表等の同欄の金額）		
③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）		
a　（②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
④　特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑱×１の⑥／１の（⑥＋⑦）） （「当初課税額（　　）額」欄については更正前における申告書第８の２表等の同欄の金額）		
⑤　特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）		
b　（④＋⑤－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
c　経営承継人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）		
⑥　（①＋**a**－**b**－**c**）の金額（赤字の場合は０）		
⑦　（**a**－**b**－⑥）の金額（赤字の場合は０）		
⑧　対象（相続）非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額		
イ　（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額(⑦×イの株式等に係る価額／１の①)（100円未満切捨て）		
ロ　（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額(⑦×ロの株式等に係る価額／１の①)（100円未満切捨て）		
ハ　（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額(⑦×ハの株式等に係る価額／１の①)（100円未満切捨て）		
⑨　株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）	A	A

（　　）枚のうち（　　）枚目

相続税の更正通知書（付表２の２）

（平成30年分以降用）

租税特別措置法第 70 条の７の６（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例）及び同法第 70 条の７の８（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

１　特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

⑴「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区　　分	当初課税額（　　）額	更 正 額
① 特例対象（相続）非上場株式等の価額	円	円
② 特例経営承継相続人等及び特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継人」という。）に係る債務及び葬式費用の金額		
③ 特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④ 控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は０）		
⑤　特定価額（①－④）（1,000 円未満切捨て）（赤字の場合は０）		
⑥ 特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑦ 基礎控除額		
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦）		

⑵「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	⑫相続税の総額の基礎となる税額
		円 ,000	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額（⑫の合計額）	00

２　特例株式等納税猶予税額の計算

区　　分	当初課税額（　　）額	更 正 額
① 特例経営承継人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
②　特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額（１の⑬×１の⑤ ／ １の（⑤＋⑥））（「当初課税額（　　）額」欄については更正前における申告書第８の２の２表の同欄の金額）		
③ 特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②× 20%）		
a　（②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
b 特例経営承継人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）		
④　（①＋ａ－ｂ）の金額（赤字の場合は０）		
⑤　（ａ－④）の金額（赤字の場合は０）		
⑥ 特例対象（相続）非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額		
イ　（会社名）＿＿＿＿＿＿ に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×イの株式等に係る価額／１の①）（100 円未満切捨て）		
ロ　（会社名）＿＿＿＿＿＿ に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ロの株式等に係る価額／１の①）（100 円未満切捨て）		
ハ　（会社名）＿＿＿＿＿＿ に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ハの株式等に係る価額／１の①）（100 円未満切捨て）		
⑦ 特例株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）	A	A

（　）枚のうち（　）枚目

相続税の更正通知書（付表３）

（平成30年分以降用）

租税特別措置法第 70 条の６の６（山林についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

１　山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区　分	当初課税額（　　）額	更正額
①　林業経営相続人の特例山林の価額の合計額	円	円
②　林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額		
③　林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④　控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は０）		
⑤　特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）		
⑥　特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）		
⑦　林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑧　基礎控除額		
⑨　特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧）		
⑩　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧）		

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）

⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫）	⑭相続税の総額の基礎となる税額	⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫）	⑯相続税の総額の基礎となる税額
		円 ,000	円	円 ,000	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額（⑭の合計額）	00	⑱相続税の総額（⑯の合計額）	00

２　山林納税猶予税額の計算

区　分	当初課税額（　　）額	更正額
①　林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
②　特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（１の⑰×１の⑤／１の（⑤＋⑦））（「当初課税額（　　）額」欄については更正前における申告書第８の３表等の同欄の金額）		
③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）		
a　（②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
④　特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（１の⑱×１の⑥／１の（⑥＋⑦））（「当初課税額（　　）額」欄については更正前における申告書第８の３表等の同欄の金額）		
⑤　特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）		
b　（④＋⑤－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
⑥　林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）		
⑦　（①＋**a**－**b**－⑥）の金額（赤字の場合は０）		
⑧　山林納税猶予税額（**a**－**b**－⑦）（100円未満切捨て）		

（　　）枚のうち（　　）枚目

相続税の更正通知書（付表４）

租税特別措置法第70条の７の12（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）又は同法第70条の７の13（医療法人の持分についての相続税の税額控除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

1　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区分	当初（　　）額 課税額	更正額
①　医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額	円	円
②　医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額		
③　医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④　控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は０）		
⑤　特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000	,000
⑥　医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑦　基礎控除額		
⑧　特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦）		

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪ 法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）（1,000円未満切捨て）	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額
	／	円 ,000	円
	／	,000	
	／	,000	
	／	,000	
	／	,000	
法定相続分の合計	1	⑬　相続税の総額（⑫の合計額）（100円未満切捨て）	00

2　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

区分	当初（　　）額 課税額	更正額
①　医療法人持分相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
②　特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額（１の⑬×１の⑤／１の（⑤＋⑥））		
③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）		
④（②＋③－医療法人持分相続人等の暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
⑤　医療法人持分相続人等の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）		
⑥　（①＋④－⑤）の金額（赤字の場合は０）		
⑦　（④－⑥）の金額（赤字の場合は０）		
⑧　特例の適用に係る医療法人が２以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等		
イ（医療法人名）＿＿＿＿＿＿に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×イの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00
ロ（医療法人名）＿＿＿＿＿＿に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ロの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00
ハ（医療法人名）＿＿＿＿＿＿に係る医療法人持分納税猶予税額等（⑦×ハの持分の価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00
⑨　医療法人持分納税猶予税額等（⑦の金額又は⑧の金額の合計額）		

⑩							
	イ	「医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合			医療法人持分納税猶予税額（⑨の金額）	A	A
	ロ	「医療法人の持分についての相続税の税額控除」の適用を受ける場合	(ｲ)	持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額（⑨の金額）	B	B
			(ﾛ)	持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき	医療法人持分税額控除額	B	B

（　　）枚のうち（　　）枚目

相続税の更正通知書（付表５）

（平成31年４月分以降用）

租税特別措置法第 70 条の６の７（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

１ 美術品納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区　　分	当初課税額（　　）額	更正額
① 寄託相続人の特定美術品の価額の合計額	円	円
② 寄託相続人に係る債務及び葬式費用の金額		
③ 寄託相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④ 控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は０）		
⑤ 特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）		
⑥ 特定価額の20％に相当する金額（⑤×20％）（1,000円未満切捨て）		
⑦ 寄託相続人以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑧ 基礎控除額		
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧）		
⑩ 特定価額の20％に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧）		

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）

⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20％に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫）	⑭相続税の総額の基礎となる税額	⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫）	⑯相続税の総額の基礎となる税額
		円 ,000	円	円 ,000	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額（⑭の合計額）	00	⑱相続税の総額（⑯の合計額）	00

２ 美術品納税猶予税額の計算

区　　分	当初課税額（　　）額	更正額
①　寄託相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
② 特定価額に基づく寄託相続人の算出税額（１の⑰×１の⑤/１の（⑤＋⑦））（「当初課税額（　　）額」欄については更正前における申告書第８の５表等の同欄の金額）		
③ 特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）		
a　（②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
④ 特定価額の20％に相当する金額に基づく寄託相続人の算出税額（１の⑱×１の⑥／１の（⑥＋⑦））（「当初課税額（　　）額」欄については更正前における申告書第８の５表等の同欄の金額）		
⑤ 特定価額の20％に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20％）		
b　（④＋⑤－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
⑥ 寄託相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）		
⑦　（①＋**a**－**b**－⑥）の金額（赤字の場合は０）		
⑧ 特定美術品が２以上ある場合の特定美術品ごとの美術品納税猶予税額		
イ　（特定美術品の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿に係る美術品納税猶予税額（⑦×イの特定美術品に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）		
ロ　（特定美術品の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿に係る美術品納税猶予税額（⑦×ロの特定美術品に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）		
ハ　（特定美術品の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿に係る美術品納税猶予税額（⑦×ハの特定美術品に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）		
⑨ 美術品納税猶予税額（⑦の金額（100円未満切捨て）（又は⑧の金額の合計額）	A	A

（　　）枚のうち（　　）枚目

相続税の更正通知書（付表６）

（平成31年４月分以降用）

租税特別措置法第 70 条の６の 10（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

１　事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算		
区　　分	当初課税額（　　）額	更正額
①　特例事業用資産の価額	円	円
②　特例事業相続人等に係る特定債務額		
③　特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）		
④　特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑤　基礎控除額		
⑥　特定価額に基づく課税遺産総額（③＋④－⑤）		

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）

⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨法定相続分に応ずる取得金額（⑥×⑧）	⑩相続税の総額の基礎となる税額
		円 ,000	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑪相続税の総額（⑩の合計額）	00

２　事業用資産納税猶予税額の計算

区　　分	当初課税額（　　）額	更正額
①　特例事業相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
②　特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額（１の⑪×１の③/１の（③＋④））（「当初課税額（　　）額」欄については更正前における申告書第８の６表等の同欄の金額）		
③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）		
a　（②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
b　特例事業相続人等の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）		
④　（①＋**a**－**b**）の金額（赤字の場合は０）		
⑤　事業用資産納税猶予税額（**a**－④）の金額（赤字の場合は０）	A	A

（　　）枚のうち（　　）枚目

（通知用）

相続税の更正通知書（付表７）

〔税額控除額及び相続税の納税猶予の適用を受けている人の納税猶予税額の計算明細表〕

１　税額控除額の計算

区　　分	当　初 課税額（　　額）	更　正　額
①　未成年者控除額	円	円
②　障害者控除額		
③　相次相続控除額		
④　外国税額控除額		
⑤　合計（①＋②＋③＋④）		

２　納税猶予税額の計算

区　　分	当　初 課税額（　　額）	更　正　額
①　農地等納税猶予税額（付表１(1)の⑫）	円	円
②　株式等納税猶予税額（付表２　２のＡ）		
③　特例株式等納税猶予税額（付表２の２　２のＡ）		
④　山林納税猶予税額（付表３　２の⑧）		
⑤　医療法人持分納税猶予税額（付表４　２のＡ）		
⑥　美術品納税猶予税額（付表５　２のＡ）		
⑦　事業用資産納税猶予税額（付表６　２のＡ）		
⑧　合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦）		

（資４－75－18－Ａ４統一）

様式ID	NTA1VNX253010010

★

相続税法施行規則附則　第４項／第５項／第６項　の規定による幼稚園等教育用財産の　取得／廃止／現況　届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 / 年 / 月 / 日

郵便番号	―	住所	F06	

幼稚園等の種類		学級数 幼児数等	定員	学級 名	現員 名	学級設置場所の位置図
幼稚園等の名称		幼稚園等の事業開始年月日	年　月　日			
幼稚園等の所在地		青色申告承認年月日	年　月　日			

教育の用に　供した（第４項）／供しなくなった（第５項）／供している（第６項）　財産の明細

区分	用途	所在場所	数量（㎡）	供した日／供しなくなった日	その他参考事項
土地				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
建物				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
構築物				年　月　日	
				年　月　日	

区分	種類	数量	供した日／供しなくなった日	取得価額
教育用設備備品			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
事務用備品			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
車輌			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
その他の固定資産			年　月　日	千円
			年　月　日	千円

区分	細目	預入先又は貸付先等	預入等の年月日	金額
現金・預金	現金			千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
有価証券			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
貸付金等			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
			年　月　日	千円
その他の流動資産			年　月　日	千円
			年　月　日	千円

備考	基本金		年　月　日現在
	設置者借		年　月　日現在

１．上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。

２．この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付してください。

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	相続税法施行規則附則第４項・第５項・第６項の規定による幼稚園等教育用財産の取得・廃止・現況届出書

《使用目的》

この届出書は、相続税法施行規則附則第４項、第５項又は第６項の規定により新たに教育の用に供した財産（第４項）、教育の用に供しなくなった財産（第５項）又は現に教育の用に供している財産（第６項）を届け出る場合に使用してください。

《記載要領》

１　標題の「第４項・第５項・第６項」及び「取得・廃止・現況」並びに財産の明細の「供した（第４項）・供しなくなった（第５項）・供している（第６項）」及び「供した日・供しなくなった日」の３段組又は２段組の箇所は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる文字を○で囲んでください。

⑴　新たに教育の用に供した財産を届け出る場合

「第４項」、「取得」、「供した（第４項）」及び「供した日」

⑵　教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合

「第５項」、「廃止」、「供しなくなった（第５項）」及び「供しなくなった日」

⑶　現に教育の用に供している財産を届け出る場合

「第６項」、「現況」、「供している（第６項）」及び「供した日」

２　「学級数」、「幼児数等」欄には、届出日現在の学級数及び幼児数等を記載してください。

３　「教育の用に　供した（第４項）・供しなくなった（第５項）・供している（第６項）　財産の明細」の各欄は、取得、廃止又は現況の届出の区分に応じ、取得の文字を○で囲んだ場合には、新たに教育の用に供した財産を、廃止の文字を○で囲んだ場合には、教育の用に供しなくなった財産を又は現況の文字を○で囲んだ場合には、現に教育の用に供している財産を次によって記載してください。

⑴　「土地」、「建物」及び「構築物」の欄

イ　「土地」、「建物」及び「構築物」の各欄は、土地については各筆ごとに、建物については各棟ごとに、構築物については各施設ごとに記載してください。

ロ　「用途」欄には、土地については園舎の敷地、運動場等、建物については園舎、事務所等、構築物についてはプール等その現に供している用途又は廃止前の用途を記載してください。

ハ　「その他参考事項」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載してください。

(ｲ)　新たに教育の用に供した財産又は現に教育の用に供している財産を届け出る場合

A　その財産の利用状況について参考となるべき事項

B　その財産が借地、借家等である場合には、借地、借家等の別並びに貸主の氏名、賃借料の有無、賃借料の月額及び設置者との関係

C　その財産について抵当権等の権利が設定されている場合には、その権利の種類、及び抵当権者等の氏名又は名称

(ﾛ)　教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合

教育の用に供しなくなった理由

⑵　「教育用設備備品」、「事務用備品」、「車輌」及び「その他の固定資産」の欄

イ　これらの各欄は、それぞれの財産の種類ごとに、例えば、机、椅子何組というように適宜一括して記載してください。

ロ　「取得価額」欄には、減価償却額を控除した後の金額を記載してください。

⑶　「現金・預金」の欄

この欄は、預金の種類、預入れ先ごとに記載してください。

⑷　「有価証券」の欄

この欄は、有価証券の銘柄ごとに記載してください。

⑸　「貸付金等」の欄

この欄は、貸付金、未収金等について貸付先ごとに記載してください。

＜相続税法施行規則附則第４項・第５項・第６項の規定による幼稚園等教育用財産の取得・廃止・現況届出書　記載要領等＞

⑹　「その他の流動資産」の欄

この欄は、その他の流動資産について、種類ごとに記載してください。

⑺　「備考」の欄

この欄には、元入金（基本金）及び設置者借の金額を記載するほか、教育用財産に関する特記事項を記載してください。

様式ID	NTA1VNX251010010

★

相続税法施行規則附則第８項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名（申請者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	—	住所	F06	

私の営む幼稚園等経営事業に係る家事充当金額の限度額につき相続税法施行規則附則第７項第１号の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　適用開始年分　＿＿＿＿＿＿　年分

２　認定を受ける家事充当金額の限度額（年額）　＿＿＿＿＿＿＿＿　円

（現に認定を受けている家事充当金額の限度額（年額）　＿＿＿＿＿＿＿＿　円）

３　幼稚園等経営事業における申請者の職務内容　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　経営する幼稚園等の名称、所在地及びその概要

（名称）　＿＿＿＿＿＿＿＿　（所在地）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（幼児、児童等の現在数、学級数等）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　家事充当金額の限度額の算定根基及び幼稚園等経営事業に従事している者の給与等の明細

別紙のとおり。

６　幼稚園等経営事業に従事している者の給与規定

別添のとおり。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

別　紙

様式ID	NTA0VNX252010010

氏名（申請者）	

１．幼稚園等事業に従事している教職員１人別の給与の明細

氏名					
年齢	歳	歳	歳	歳	歳
事業主との親族関係					
職務内容					
常勤・非常勤の別	常・非	常・非	常・非	常・非	常・非
教員・教諭に関する資格の有無（種類）					
就職年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
経験年数	年	年	年	年	年
給与月額（令和　年　月分）	円	円	円	円	円
前年中の給与支給総額	円	円	円	円	円
備考					

※上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。

２．家事充当金の限度額の算定根基

認定を受ける家事充当金の限度額	円
（算定根基）	

(R8.9)

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名　　称　　殿

令和　　年　　月　　日

　　税務署長　　印

相続税法施行規則附則第８項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請に対する認定（却下）書

　　年　　月　　日付で申請のありました家事充当金額の限度額（年額）

　　円を 認　定 / 却　下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（　）枚のうち（　）枚目

相続税法施行規則附則第８項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請に対する認定（却下）書

使用目的

この認定（却下）書は、「相続税法施行規則附則第８項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書」が提出された場合において、その申請に対して認定又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

〒□□□－□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

令和＿＿年＿＿月＿＿日

住所又は居所
（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿＿税務署長　印

相続税法第49条第１項の規定に基づく請求に対する開示書

年　　月　　日に相続税法第49条第１項の規定に基づく請求があった贈与税の課税価格については、下記のとおり開示します。

なお、この開示書は、　　年　　月　　日現在の課税価格に基づいて作成しています。

記

１　開示対象者（開示対象者が7名以上の場合は開示書付表に記載しています。）

住所又は居所（所在地）	氏名又は名称

２　相続開始前３年以内の贈与（３に該当する贈与を除く。）

贈与税の課税価格の合計額	円

３　相続税法第21条の９第３項に該当する贈与（相続時精算課税適用分）
（注）　相続税法第21条の11の２第１項の規定による控除後の贈与税の課税価格の合計額です。

贈与税の課税価格の合計額	円

開示請求者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書付表

1　開示対象者(開示書の「１　開示対象者」欄の続きを記載しています。)

住所又は居所（所在地）	氏名又は名称

【開示請求者】

相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継した方が２名以上いる場合において、本開示書のあて名以外の方を記載しています。

住所又は居所	氏名

様式ID	NTA1VNX172010010

★

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長	個人番号	F02	

フリガナ	F03		電話番号	F07	—	—
氏名 (開示請求者)	F04		生年月日	K01	元号　年　月　日	
			被相続人との続柄			
郵便番号	F05	—	住所	F09		

【代理人記入欄】

氏名		住所		電話番号	－ －

私は、相続税法第49条第１項の規定に基づき、下記１の開示対象者が平成15年１月１日以後に下記２の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前３年以内に取得したもの又は同法第21条の９第３項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額（同法第21条の11の２第１項の規定による控除後の贈与税の課税価格の合計額）について開示の請求をします。

１　開示対象者に関する事項（相続又は遺贈により財産を取得したすべての人（開示請求者を除く。）を記載してください。）

住所又は居所（所在地）				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称（旧姓）				
生年月日	元号　年　月　日	元号　年　月　日	元号　年　月　日	元号　年　月　日
被相続人との続柄				

２　被相続人に関する事項

住所又は居所	F06			
過去の住所等				
フリガナ				
氏名				
生年月日	元号	年	月	日
相続開始年月日	元号	年	月	日

３　承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所				
フリガナ				
氏名				
生年月日	元号	年	月	日
相続開始年月日	元号	年	月	日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を		署へ提出しています。	

４　開示の請求をする理由（該当するものに「１」を記入してください。）

期限内申告　　期限後申告　　修正申告　　更正の請求

５　遺産分割に関する事項（該当するものに「１」を記入してください。）

相続財産の全部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）

相続財産の一部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）

相続財産の全部について未分割

６　添付書類等（該当するものに「１」を記入してください。）

遺産分割協議書の写し　　戸籍の謄(抄)本　　遺言書の写し　　委任状

住所地等が確認できる書類の写し（送付受領を希望の場合）

その他　　内容

私は、相続時精算課税選択届出書を　　署へ提出しています。

７　開示書の受領方法（希望されるものに「１」を記入してください。）

直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認するものが必要となります。)

送付受領(請求時に返信用切手、封筒が必要となります。)

【郵送先】　開示請求者　　代理人

※　税務署整理欄（記入しないでください。）

身元確認	
K22	

記載要領等	相続税法第49条第１項の規定に基づく開示請求書

１　「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が２名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第１項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が２人以上の場合に記入してください。）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。

２　「１　開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、開示対象者が５名以上いる場合は、５人目以降を開示請求書付表の「１　開示対象者に関する事項（開示対象者が５人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。

（注）「１　開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第21条の９第３項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。

３　「２　被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。

４　「３　承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

５　「４　開示の請求をする理由」欄及び「５　遺産分割に関する事項」欄は、該当する［　　］に「１」を記入してください。

６　「６　添付書類等」欄には、添付している書類の［　　］に「１」を記入してください。なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを提出してください。

⑴　全部分割の場合：遺産分割協議書の写し
⑵　遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し
⑶　上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄（抄）本

開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を［　　］署へ提出しています。」の［　　］に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄（抄）本も提出してください。

７　「７　開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の［　　］に「１」を記入してください。

なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。

「送付受領」の場合には、【郵送先】のいずれかの［　　］に「１」を記入するとともに開示請求時に返信用切手、封筒を提出してください。

（注）「送付受領」の場合は、原則として開示請求者の住所に郵送しますが、代理人の住所地（事業所）への郵送を希望される場合は、代理人の住所地等が確認できる書類の写し（住民票の写しなど）が必要となります。

８　この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

様式ID	NTA0VNX430010010

相続税法第49条第１項の規定に基づく開示請求書付表

開示請求者（代表者）の氏名	

１　開示対象者に関する事項（開示対象者が５人以上いる場合に記入してください。）

住所又は居所（所在地）															
過去の住所等															
フリガナ															
氏名又は名称（旧姓）															
生年月日	元号	年	月	日	元号	年	月	日	元号	年	月	日	元号	年	月	日
被相続人との続柄															

住所又は居所（所在地）															
過去の住所等															
フリガナ															
氏名又は名称（旧姓）															
生年月日	元号	年	月	日	元号	年	月	日	元号	年	月	日	元号	年	月	日
被相続人との続柄															

【開示請求者】（開示請求者が２人以上の場合に記入してください。）

	1				2			
住所又は居所	〒　　TEL（　　－　　－　　）				〒　　TEL（　　－　　－　　）			
フリガナ								
氏名								
個人番号								
生年月日	元号	年	月	日	元号	年	月	日
被相続人との続柄								

	3				4			
住所又は居所	〒　　TEL（　　－　　－　　）				〒　　TEL（　　－　　－　　）			
フリガナ								
氏名								
個人番号								
生年月日	元号	年	月	日	元号	年	月	日
被相続人との続柄								

※　税務署整理欄（記入しないでください。）

1		2		3		4	
番号確認	身元確認	番号確認	身元確認	番号確認	身元確認	番号確認	身元確認

記載要領等	相続税法第49条第１項の規定に基づく開示請求書付表

１　「開示請求者（代表者）の氏名」欄には、開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方の氏名を記入してください。

２　「１　開示対象者に関する事項（開示対象者が５人以上いる場合に記入してください。）」欄には、５人目以降の開示対象者の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

３　「【開示請求者】」欄には、開示請求者（開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方以外の方）の住所又は居所、フリガナ・氏名、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

４　この請求書付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

－

年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書

（第一表）

住　所

＿＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿税務署長

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり　　及び加算税の賦課決定をします。

記

○ この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

本税の額	加算税の額		納税猶予税額控除後の本税の額	
円	申告加算税	円	円	
	重加算税	円		

○ 課税標準等及び税額等の計算明細

区分			当初課税額（　　額）	額	増減（△）差額
Ⅰ 暦年課税分	特例贈与財産の価格の合計額（課税価格）	①	円	円	円
	一般贈与財産の価格の合計額（課税価格）	②			
	配偶者控除額	③			
	暦年課税分の課税価格の合計額（①＋（②－③））	④			
	暦年課税に係る基礎控除額	⑤			
	⑤の控除後の課税価格（④－⑤）	⑥			
	⑥に対する税額	⑦			
	外国税額の控除額	⑧			
	医療法人持分税額控除額	⑨			
	差引税額（⑦－⑧－⑨）	⑩			
Ⅱ 相続時精算課税分	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪			
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫			
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋②＋⑪）	⑬			
	差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑩＋⑫）	⑭			
	農地等納税猶予税額	⑮			
	株式等納税猶予税額	⑯			
	特例株式等納税猶予税額	⑰			
	医療法人持分納税猶予税額	⑱			
	事業用資産納税猶予税額	⑲			
	申告期限までに納付すべき税額（⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲）	⑳			

○ 加算税の額の計算明細

			賦課決定額 A 加算税の基礎となる税額	B 加算税の割合	C 加算税の額	変更決定後の賦課決定額 D 加算税の基礎となる税額	E 加算税の割合	F 加算税の額	減少する額
申告加算税	国税通則法に基づく計算	① 通常分	円	／100	(A×B)　円	円	／100	(D×E)　円	円
		② 第　条第２項に係る部分		5／100			5／100		
		第66条第3項の規定の適用がある場合 加算税の計算の基礎となる税額 ③ 第１号に係る部分		／100			／100		
		第66条第3項の規定の適用がある場合 加算税の計算の基礎となる税額 ④ 第２号に係る部分		／100			／100		
		第66条第3項の規定の適用がある場合 加算税の計算の基礎となる税額 ⑤ 第３号に係る部分		／100			／100		
		第66条第3項の規定の適用がある場合 累積納付税額 ⑥ 第１号に係る部分		／100			／100		
		第66条第3項の規定の適用がある場合 累積納付税額 ⑦ 第２号に係る部分		／100			／100		
		第66条第3項の規定の適用がある場合 累積納付税額 ⑧ 第３号に係る部分		／100			／100		
		⑨ 第３項に係る部分（(③＋④＋⑤)－(⑥＋⑦＋⑧)）							
		⑩ 第66条第６項に係る部分		10／100			10／100		
		⑪ 合計（（(①＋②) 又は⑨）＋⑩）							
重加算税	国税通則法に基づく計算	⑫ 通常分		／100			／100		
		⑬ 第68条第４項に係る部分		10／100			10／100		
		⑭ 合計（⑫＋⑬）							

○ この通知に係る処分の理由

○ この更正又は決定が申告期限から１年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、１年以内の期間、納税の猶予が認められます。

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人＿＿＿＿＿＿＿＿殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「＿＿年分贈与税＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第５条の規定により民法第900条《法定相続分》、第901条《代襲相続人の相続分》、第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

１「納付すべき・減少する本税の額」欄の税額

区　分	当初課税額（　　額）	額	納付すべき・減少する　本税の額
差引税額の合計額（注）	円	円	円
あなたの相続分	／		

（注）「差引税額の合計額」は、「＿＿年分贈与税＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑭差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑩＋⑫）」欄の金額をいいます。

２「納付すべき・減少する加算税の額」欄の税額

⑴ 上記１の税額の内訳（注）

区　分	賦課決定分	変更決定後の賦課決定分
＿＿＿＿申告加算税に対応する本税の額	イ　円	ニ　円
重加算税に対応する本税の額	ロ　円	ホ　円
上記以外の本税の額	ハ　円	ヘ　円

（注）イからハ（変更決定の場合はニからヘ）のうち複数の区分に対応する税額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)」により各金額を計算しています。

⑵「納付すべき・減少する加算税の額」の計算

			賦課決定額 A 加算税の基礎となる税額(注)	B加算税の割合	C 加算税の額	変更決定後の賦課決定額 D 加算税の基礎となる税額(注)	E加算税の割合	F 加算税の額	納付すべき・減少する 額
加算税	国税通則法に基づく計算	①通常分	イ　円 0,000	／100	(A×B)　円	ニ　円 0,000	／100	(D×E)　円	
		②第　条第２項に係る部分	円 0,000	5／100	(A×B)　円	円 0,000	5／100	(D×E)　円	
		第66条第３項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額 ③第１号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B)　円	円 0,000	／100	(D×E)　円	
		④第２号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B)　円	円 0,000	／100	(D×E)　円	
		⑤第３号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B)　円	円 0,000	／100	(D×E)　円	
		累積納付税額 ⑥第１号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B)　円	円 0,000	／100	(D×E)　円	
		⑦第２号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B)　円	円 0,000	／100	(D×E)　円	
		⑧第３号に係る部分	円 0,000	／100	(A×B)　円	円 0,000	／100	(D×E)　円	
		⑨第３　項に係る部分（(③＋④＋⑤)－(⑥＋⑦＋⑧)）			円			円	
		⑩第66条第６項に係る部分	円 0,000	10／100	(A×B)　円	円 0,000	10／100	(D×E)　円	
	⑪合計額（(((①＋②)又は⑨)＋⑩)				円			円	円
重加算税	国税通則法に基づく計算	⑫通常分	ロ　円 0,000	／100	(A×B)　円	ホ　円 0,000	／100	(D×E)　円	
		⑬第68条第４項に係る部分	円 0,000	10／100	(A×B)　円	円 0,000	10／100	(D×E)　円	
	⑭合計額（⑫＋⑬）				円			円	円

（注）イ、ロ、ニ及びホの各「加算税の基礎となる税額」は、上記⑴の本税の額について 10,000 円未満の端数を切り捨てたものです。なお、③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、上記⑴のイ又はニの金額に国税通則法第 66 条第３項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

３「納税猶予税額控除後の納付すべき・減少する本税の額」欄の税額

区　分	当初課税額（　　額）	額	納付すべき・減少する　本税の額
申告期限までに納付すべき税額（注）	円	円	円
あなたの相続分	／		

（注）「申告期限までに納付すべき税額」は、「＿＿年分贈与税＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑳申告期限までに納付すべき税額（⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲）」欄の金額をいいます。

年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書
（住宅取得等資金の非課税分に係る明細）

（第一表の二）（令和７年分以降用）

氏　名　　殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。

課税標準等の計算明細の⑨欄又は⑩欄の金額は、「　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ　暦年課税分」欄、又は「　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。

なお、⑨欄又は⑩欄の金額が「０」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区　　分		当初課税額（　　額）	額	増減（△）差額
住宅取得等資金の合計額１	①	円	円	円
住宅取得等資金の合計額２	②			
住宅資金非課税限度額	③			
令和６年分以後の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	④			
住宅資金非課税限度額の残額（③－④）	⑤			
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑥			
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑦			
非課税の適用を受ける金額の合計額（⑥＋⑦）	⑧			
①のうち課税価格に算入される金額（①－⑥）	⑨			
②のうち課税価格に算入される金額（②－⑦）	⑩			

年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書
（震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細）

（第一表の三）（令和７年分以降用）

氏　名　　殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。

課税標準等の計算明細の⑨欄又は⑩欄の金額は、「　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ　暦年課税分」欄、又は「　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。

なお、⑨欄又は⑩欄の金額が「０」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区　　分		当初課税額（　　額）	額	増減（△）差額
住宅取得等資金の合計額１	①	円	円	円
住宅取得等資金の合計額２	②			
住宅資金非課税限度額	③			
令和６年分以後の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	④			
住宅資金非課税限度額の残額（③－④）	⑤			
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑥			
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑦			
非課税の適用を受ける金額の合計額（⑥＋⑦）	⑧			
①のうち課税価格に算入される金額（①－⑥）	⑨			
②のうち課税価格に算入される金額（②－⑦）	⑩			

年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書
（相続時精算課税分に係る明細）

（第一表）（令和６年分以降用）

氏　名　　殿

この表は、「　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅱ　相続時精算課税分」欄の特定贈与者ごとの計算明細です。

○課税標準等及び税額等の計算明細

特定贈与者の氏名	

区　分		当初課税額（　　額）	額	増減（△）差額
財産の価額の合計額（課税価格）	①	円	円	円
特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額	②			
相続時精算課税に係る基礎控除額（１１０万円×①÷②）	③			
③の控除後の課税価格（①－③）	④			
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高２，５００万円）	⑤			
特別控除額の残額（２，５００万円－⑤）	⑥			
特別控除額（④の金額と⑥の金額のいずれか低い金額）	⑦			
翌年以降に繰り越される特別控除額（２，５００万円－⑤－⑦）	⑧			
⑦の控除後の課税価格（④－⑦）	⑨			
⑨に対する税額（⑨×２０％）	⑩			
外国税額の控除額	⑪			
差引税額（⑩－⑪）	⑫			

お問い合わせ番号	－　　－

令和＿＿年＿＿月＿＿日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

贈与により取得された株式等の価額の調整計算についての通知書

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日付けで回答のありました「贈与により取得した株式等についての回答書」について、別紙のとおり調整計算を行いましたので、通知します。

（参考）

特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の対象となる金額 （別紙⑰×別紙⑥＋別紙⑱×別紙⑩）	円
特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の対象とならない金額 （別紙⑲）	円

※１　相続税の申告に当たっては、別紙及び上記の金額を参考としてください。

２　この通知は、税法に規定する処分の通知ではありませんから、再調査の請求又は審査請求の対象となりません。

３　この通知書は、ご回答いただいた回答書の内容を前提として作成しています。

４　不明な点がありましたら、当署資産課税(担当)部門までお問い合わせください。

資産課税(担当)部門

（担　当　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

第一号書式

様式ID	NTA1VNX089010010

★

障害者非課税信託申告書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

受益者（特定障害者）	フリガナ	F03		個人番号	F02	
	氏名	F04				
	住所又は居所	F06				
	特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別		1　特別障害者　　2　1以外の特定障害者			
代理人	フリガナ					
	氏名					
	住所又は居所					

別添の特定障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託される財産に係る信託受益権につき相続税法第21条の４第１項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

委託者	氏名			
	住所又は居所			
受託者	名称		営業所等	
	法人番号			
	所在地		所在地	
信託受益権の価額等	信託財産の種類	信託財産の所在場所		構造・数量等
	信託受益権の価額	受益権の内容	信託年月日	記号番号
信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額				
他の信託受益権について申告書を提出している場合	信託財産の種類		信託年月日	
	信託受益権の価額		受託者の営業所等の受理年月日	
	非課税の適用を受けた部分の価額			
信託受益権の非課税価額の合計額				

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

記載要領等	障害者非課税信託申告書

《使用目的等》

この申告書は、相続税法第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約に基づいて当該信託契約に係る財産（以下「信託財産」といいます。）の信託がされることにより同項に規定する信託受益権（以下「信託受益権」といいます。）を有することとなる同項に規定する特定障害者（以下「特定障害者」といいます。）が、当該信託受益権について同項の規定の適用を受けようとする場合に、当該財産の信託がされる日までに、当該財産の信託がされる同項に規定する受託者の営業所等（以下「受託者の営業所等」といいます。）を経由し、納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

１　「受益者（特定障害者）」、「代理人」及び「委託者」の欄の

⑴　「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。

⑵　「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載してください。

２　「受益者」の欄の「特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別」の項は、この申告書を提出する特定障害者の特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別に応じ、該当する事項を○で囲んでください。

３　「受託者」の欄の

⑴　「営業所等」の項には、「何信託銀行何支店」のように記載してください。

⑵　「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載してください。

４　「信託受益権の価額等」の欄の

⑴　「信託財産の種類」の項には、３により記載した受託者の営業所等において当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託される信託財産の金銭、有価証券、金銭債権、立木、立木の生立する土地、貸付不動産又は受益者の居住用不動産の区別を記載してください。

⑵　「信託財産の所在場所」の項には、有価証券についてはその保管場所、金銭債権についてはその債務者の氏名若しくは名称及び住所、立木についてはその生立する場所、不動産についてはその所在地を記載してください。

⑶　「構造・数量等」の項には、有価証券については、国債、社債のようにその種別及び口数を、金銭債権については、預金、貸付金、資産の譲渡代金に係る債権のようにその種別を、立木については、その樹種及び容積を、不動産については、土地の地目、用途及び面積又は建物の構造、用途及び延床面積を記載してください。

⑷　「信託受益権の価額」の項には、当該受益権につき相続税法第22条から第26条までの規定により評価した価額を記載してください。

⑸　「信託年月日」の項には、信託財産が信託される年月日を記載してください。

⑹　「記号番号」の項には、信託証書の記号及び番号を記載してください。

５　「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄には、当該信託受益権の価額のうち、この申告書の提出により相続税法第21条の４第１項の規定の適用を受けようとする部分の価額

を記載してください。

6　「他の信託受益権について申告書を提出している場合」の欄には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した信託受益権以外の信託受益権（以下「他の信託受益権」といいます。）について障害者非課税信託申告書を提出して相続税法第 21 条の４第１項の規定の適用を受けている場合に、当該他の信託受益権について記載してください。この場合において、当該他の信託受益権につき相続税法施行令第４条の 14 第２項に規定する障害者非課税信託取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権の価額のうち同条第３項の規定により相続税法第 21 条の４第１項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税取消額」といいいます。）があるときは、「非課税の適用を受けた部分の価額」の欄には当該他の信託受益権につき当該障害者非課税信託申告書の提出により相続税法第 21 条の４第１項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税取消額を控除した額を記載するとともに、当該非課税取消額を「非課税取消分」の表示をして外書してください。

7　「信託受益権の非課税価額の合計額」の欄は、最初にこの申告書を提出する場合には、上記５により「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載した金額を記載し、既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出して法第 21 条の４第１項の規定の適用を受けている場合には、当該記載した金額と上記６により「他の信託受益権について申告書を提出している場合」の「非課税の適用を受けた部分の価額」の欄に記載した金額との合計額を記載してください。

第二号書式

様式ID	NTA1VNX090010010

★

障害者非課税信託取消申告書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

受益者（特定障害者）	フリガナ	F03		個人番号	F02	
	氏名	F04				
	住所又は居所	F06				
代理人	フリガナ					
	氏名					
	住所又は居所					

下記の事情により、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託されている財産に係る信託受益権の価額が減少し、又は当該信託受益権の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。

委託者	氏名				
	住所又は居所				
受託者	名称		営業所等		
	法人番号				
	所在地		所在地		

既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等	信託財産の種類	構造・数量等	信託年月日	信託受益権の価額	非課税の適用を受けた部分の価額
取消しに係る信託財産等又は支払うべき金銭の額等	信託財産の種類	構造・数量等	取消し又は遺留分侵害額の請求の年月日	信託受益権減価額	非課税取消額

信託受益権の価額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細		受託者の営業所等の受理年月日
（摘要）		

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

記載要領等	障害者非課税信託取消申告書

《使用目的等》

この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る相続税法第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約（以下「特定障害者扶養信託契約」といいます。）に基づいて信託された財産の一部について信託法第11条第１項の規定による取消権の行使があったこと（以下「取消し」といいます。）により当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法第21条の４第１項に規定する信託受益権（以下「信託受益権」といいます。）の価額が減少することとなった場合又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した同項に規定する特定障害者（以下「特定障害者」といいます。）が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う同項に規定する受託者の営業所等（以下「受託者の営業所等」といいます。）を経由し、納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

１　「受益者（特定障害者）」、「代理人」及び「委託者」の欄の

⑴　「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。

⑵　「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載してください。

２　「受託者」の欄の

⑴　「営業所等」の項には、この申告書を作成する日において上記《使用目的等》の当該信託に関する事務を取り扱っている受託者の営業所等を「何信託銀行何支店」のように記載してください。

⑵　「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載してください。

３　「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の

⑴　「信託財産の種類」、「構造・数量等」、「信託年月日」及び「信託受益権の価額」の項には、上記《使用目的等》の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額等」の欄の「信託財産の種類」、「構造・数量等」、「信託年月日」及び「信託受益権の価額」の項に記載したものを記載してください。

⑵　「非課税の適用を受けた部分の価額」の項には、上記《使用目的等》の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載したものを記載してください。

４　「取消しに係る信託財産等又は支払うべき金銭の額等」の欄の

⑴　「信託財産の種類」の項には、上記《使用目的等》の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産で、取消しがあったもの（以下取消しに係る信託財産」といいます。）について、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「信託財産の種類」の項の記載の例に従って記載してください。

⑵　「構造・数量等」の項には、取消しに係る信託財産につき、その取消しの直前における現況を記載してください。この場合、取消しに係る信託財産の「構造・数量等」が上記《記載要領等》３により記載した「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「構造・数量等」の項に記載し

たところと異なるときは、その理由を「摘要」の欄に記載してください。

⑶　「信託受益権減価額」の項には、取消しに係る信託財産に係る信託受益権の価額（当該取消しに係る信託財産が信託された時において相続税法第 22 条から第 26 条までの規定により評価した価額をいいます。）又は上記《使用目的等》の遺留分侵害額の請求に基づき支払うべきことが確定した金銭の額を記載してください。

⑷　「非課税取消額」の項には、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「非課税の適用を受けた部分の価額」の項に記載した信託受益権の価額の合計額と「取消しに係る信託財産等又は支払うべき金銭の額等」の欄の「信託受益権減価額」の項に記載した信託受益権減価額の合計額とのうち、いずれか少ない価額を記載してください。

5　「信託受益権の価額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細」の欄には、上記《使用目的等》の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について取消し又は遺留分侵害額の請求の行われる基因となった事情の詳細を記載してください。

6　取消しに係る信託財産が立木又は不動産である場合には、当該立木又は不動産の所在場所を「摘要」の欄に記載してください。

第三号書式

様式ID	NTA1VNX091010010

★

障害者非課税信託廃止申告書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

受益者（特定障害者）	フリガナ	F03		個人番号	F02
	氏名	F04			
	住所又は居所	F06			
代理人	フリガナ				
	氏名				
	住所又は居所				

下記の事情により、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託されていた財産に係る信託受益権がなくなり、又は当該信託受益権の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。

委託者	氏名			
	住所又は居所			
受託者	名称		営業所等	
	法人番号			
	所在地		所在地	

既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等				
	信託財産の種類	信託財産の所在場所		構造・数量等
	信託受益権の価額	受益権の内容	信託年月日	記号番号

信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けていた部分の価額	
信託受益権がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細	

受託者の営業所等の受理年月日

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

記載要領等	障害者非課税信託廃止申告書

《使用目的等》

この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る相続税法第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約（以下「特定障害者扶養信託契約」といいます。）の締結に関する行為が無効であったこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であったことにより取り消されたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された同項に規定する信託受益権（以下「信託受益権」といいます。）がないこととなった場合又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した同項に規定する特定障害者（以下「特定障害者」といいます。）が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う同項に規定する受託者の営業所等（以下「受託者の営業所等」といいます。）を経由し、納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

１　「受益者（特定障害者）」、「代理人」及び「委託者」の欄の

⑴　「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。

⑵　「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載してください。

２　「受託者」の欄の

⑴　「営業所等」の項には、この申告書を作成する日において上記《使用目的等》の当該信託に関する事務を取り扱っている受託者の営業所等を「何信託銀行何支店」のように記載してください。

⑵　「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載してください。

３　「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄には、上記《使用目的等》の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額等」の欄に記載したものを記載してください。

４　「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けていた部分の価額」の欄には、上記《使用目的等》の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載した価額を記載してください。

５　「信託受益権がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細」の欄には、上記《使用目的等》の特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であったこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であったこと又は当該契約に基づいて信託された財産の価額に相当する額の遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細を記載してください。

第四号書式

様式ID	NTA1VNX092010010

★

障害者非課税信託に関する異動申告書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

受益者（特定障害者）	フリガナ	F03		個人番号	F02	
	氏名	F04				
	住所又は居所	F06				
代理人	フリガナ					
	氏名					
	住所又は居所					

下記の事項につき異動がありましたので申告します。

異動事項	異動前	異動後

受託者の営業所等の受理年月日

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

記載要領等	障害者非課税信託に関する異動申告書

《使用目的等》

この申告書は、障害者非課税信託申告書（障害者非課税信託に関する異動申告書を提出している場合には、当該異動申告書。以下同じです。）を提出している相続税法第 21 条の４第１項に規定する特定障害者（以下「特定障害者」といいます。）が、次に掲げる場合に該当する場合に、遅滞なく、当該障害者非課税信託申告書に記載した同項に規定する受託者の営業所等（以下「受託者の営業所等」といいます。）を経由し、納税地（住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があった場合には、異動前の納税地）の所轄税務署長に提出してください。

１　障害者非課税信託申告書に記載した住所若しくは居所、氏名又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（《記載要領等》１⑵及び３において「個人番号」といいます。）を変更した場合

２　障害者非課税信託申告書に記載した受託者の営業所等（以下「前の営業所等」といいます。）に関する事務の全部を当該受託者の前の営業所等以外の他の営業所等に移管することを依頼し、かつ、当該他の営業所等にその移管が行われた場合

《記載要領等》

１　「受益者（特定障害者）」及び「代理人」の欄の

⑴　「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。

⑵　「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は《使用目的等》２の場合に該当する場合に、個人番号を記載してください。

なお、《使用目的等》１の場合（個人番号の変更をした場合を除きます。）に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した受託者の営業所等の長が受益者の個人番号を付記してください。

２　「異動事項」の項には、「住所」、「居所」、「氏名」、「個人番号」又は「受託者の営業所等」のようにその異動事項を記載してください。

３　「異動前」の項には、変更前の住所、居所、氏名、個人番号又は受託者の営業所等の所在地及び名称等を、「異動後」の項には、変更後の住所、居所、氏名、個人番号又は受託者の営業所等の所在地及び名称等を、それぞれ記載してください。

様式ID	NTA1VNX223010010

★

事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書

年　月　日　提出	提出先		税務署長

移管先の営業所等	名称	
	所在地	
	法人番号	
	営業所等の長	

次の受贈者の教育資金管理契約につき、令和____年____月____日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の3第39項の規定に基づき届出書を提出します。

受贈者	フリガナ	F03				
	氏名	F04				
	郵便番号	F05	―			
	住所又は居所	F06				
	生年月日		元号	年	月	日
		K01				
移管をした取扱金融機関の営業所等	名称					
	所在地					

既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署
		名称	所在地	
				税務署

（摘要）

記載要領等	事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書

《使用目的》

この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」といいます。）により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」といいます。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」といいます。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第 40 条の４の３第 39 項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第 23 条の５の３第 23 項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用してください。

《記載要領》

１　「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載してください。

なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第 16 項に規定する法人番号を記載してください。

２　「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載してください。

なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第２項の規定により定めた納税地を記載してください。

３　「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載してください。

４　「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の

⑴　「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」といいます。）を提出して租税特別措置法第 70 条の２の２第１項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第 40 条の４の３第 28 項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第 29 項の規定により租税特別措置法第 70 条の２の２第１項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」といいます。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書してください。

⑵　「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記４⑴の教育資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載してください。

５　「（摘要）」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するため

＜事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書　記載要領等＞

に使用してください。

教育資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の２の２第 20 項の規定に基づく通知書

お問い合わせ番号	－ －

令和＿＿年＿＿月＿＿日

〒

所 在 地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

＿＿＿＿＿税 務 署 長　印

下記１の受贈者について、下記２の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の２の２第20項の規定に基づき通知します。

記

1	受 贈 者	ふ り が な	
		氏　　名	
		住所又は居 所	
		生 年 月 日	昭和・平成・令和 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

2	事　実 （該当する項目に「✓」を付しています。）	□	イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと (イ) 教育資金の支払に充てられていない金銭の額 ＿＿＿＿＿＿円 (ロ) (イ)のうち、租税特別措置法第 70 条の２の２第２項第１号ロに規定する学校等以外の者に支払われた金銭の額 ＿＿＿＿＿＿円 (ハ) 記録の訂正が必要となる年分 ＿＿＿＿年分
		□	ロ 受贈者の教育資金非課税申告書等が２以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (イ) 上記の事項に該当する申告書 ＿＿＿＿＿＿＿＿申告書 (ロ) (イ)の申告書の受理年月日 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
		□	ハ 受贈者の教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が 1,500 万円を超えていること (イ) 上記の事項に該当する申告書 ＿＿＿＿＿＿＿＿申告書 (ロ) (イ)の申告書の受理年月日 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
		□	ニ 受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年（贈与年）の前年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超えていること (イ) 贈与年に提出された申告書 ＿＿＿＿＿＿＿＿申告書 (ロ) (イ)の申告書の受理年月日 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
		□	ホ 受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超えたこと (イ) 上記の事実に係る贈与者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ (ロ) 贈与者が死亡した年月日 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
		□	ヘ 受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が５億円以下となったこと (イ) 上記の事実に係る贈与者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ (ロ) 贈与者が死亡した年月日 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（摘要）

（注）１ 上記２のイに該当する場合には、租税特別措置法第 70 条の２の２第 21 項に基づき、同条第 10 項に規定する記録を訂正してください。

２ 上記２のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第６項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。

３ 上記２のニに該当する場合には、ニに掲げる申告書は同条第１項ただし書又は第４項ただし書の規定により、効力を有しない申告書と認められます。

４ 上記２のホ又はヘに該当する場合には、同条第 21 項に基づき、同条第 12 項第３号に規定する記録の訂正が必要な場合があります。

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70 条の２の２第20 項の規定に基づく通知書

○　使用目的

この通知書は、租税特別措置法第 70 条の２の２第 20 項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第 23 条の５の３第 25 項第１号から第４号までに規定する事項を通知するために使用するものである。

別表第十一（三）

様式ID	NTA1VNX073010010

★

教育資金非課税取消申告書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

受贈者	フリガナ	F03		個人番号	F02					
	氏名	F04		生年月日	K01	元号	年	月	日	年齢
										歳
	住所又は居所	F06								
受贈者の代理人	フリガナ									
	氏名									
	住所又は居所									

下記の事情により、既に提出した教育資金非課税申告書等に係る教育資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第70条の２の２第２項第４号に規定する非課税拠出額が減少し、又は当該非課税拠出額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。

取扱金融機関の営業所等	名称		法人番号	
	所在地			

既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書	非課税拠出額	贈与者の氏名	提出先の税務署
			税務署
			税務署

非課税拠出額減価額に関する事項	非課税拠出額減価額	取消年月日

非課税拠出額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日	

（摘要）

取扱金融機関の営業所等の
受理年月日

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

記載要領等	教育資金非課税取消申告書

《使用目的等》

この申告書は、既に提出した教育資金非課税申告書若しくは追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」といいます。）に係る租税特別措置法第 70 条の２の２第２項に規定する教育資金管理契約（以下「教育資金管理契約」といいます。）に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の一部について、信託法第 11 条第１項の規定による取消権の行使があったこと若しくは民法第 424 条第１項の規定による取消権の行使があったこと（以下「取消し」といいます。）により当該教育資金管理契約に係る信託受益権、預金若しくは貯金若しくは有価証券の価額が減少することとなった場合又は当該教育資金管理契約に基づく信託若しくは当該教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該教育資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

１　「受贈者」及び「受贈者の代理人」の欄の

⑴　「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第２項の規定により定めた納税地を記載してください。

⑵　「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載してください。

２　「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載してください。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第 16 項に規定する法人番号を記載してください。

３　「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の「非課税拠出額」の項には、上記《使用目的等》の教育資金非課税申告書等に租税特別措置法第 70 条の２の２第１項本文の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、取消し又は上記《使用目的等》の遺留分侵害額の請求（以下「取消し等」といいます。）の行われた信託又は贈与に係る信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。

４　「非課税拠出額減価額に関する事項」の欄の

⑴　「非課税拠出額減価額」の項には、上記３の非課税拠出額のうち取消し等が行われた額を記載してください。

⑵　「取消年月日」の項には、上記４⑴の取消し等が行われた年月日を記載してください。

５　「非課税拠出額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記１の教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭又は購入した有価証券の一部について取消し等の行われる基因となった事情の詳細及びその年月日を記載してください。

別表第十一（四）

様式ID	NTA1VNX074010010

★

教育資金非課税廃止申告書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

受贈者	フリガナ	F03			個人番号	F02				
	氏名	F04		生年月日		元号	年	月	日	年齢
					K01					歳
	住所又は居所	F06								
受贈者の代理人	フリガナ									
	氏名									
	住所又は居所									

下記の事情により、既に提出した教育資金非課税申告書等に係る教育資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第70条の２の２第２項第４号に規定する非課税拠出額がなくなり、又は当該非課税拠出額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。

取扱金融機関の営業所等	名称		法人番号	
	所在地			

既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書	非課税拠出額	贈与者の氏名	提出先の税務署
			税務署
			税務署

非課税拠出額がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日	

（摘要）

取扱金融機関の営業所等の
受理年月日

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

記載要領等	教育資金非課税廃止申告書

《使用目的等》

この申告書は、既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」といいます。）に係る租税特別措置法第 70 条の２の２第２項に規定する教育資金管理契約（以下「教育資金管理契約」といいます。）の締結に関する行為若しくは教育資金管理契約に係る贈与が無効であったこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であったことにより取り消されたことにより当該教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額がないこととなった場合又は当該教育資金管理契約に基づく信託若しくは当該教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該教育資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

１　「受贈者」及び「受贈者の代理人」の欄の

⑴　「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第２項の規定により定めた納税地を記載してください。

⑵　「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載してください。

２　「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載してください。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第 16 項に規定する法人番号を記載してください。

３　「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の「非課税拠出額」の項には、上記《使用目的等》の教育資金非課税申告書等に租税特別措置法第 70 条の２の２第１項本文の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の合計額を記載してください。

４　「非課税拠出額がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記《使用目的等》の教育資金管理契約の締結に関する行為若しくは教育資金管理契約に係る贈与が無効であったこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であったことにより取り消されたこと又は当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは教育資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の額に相当する額の遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細及びその年月日を記載してください。

別表第十一（五）

様式ID	NTA1VNX075010010

★

教育資金管理契約に関する異動申告書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

受贈者	フリガナ	F03		個人番号	F02					
	氏名	F04		生年月日	K01	元号	年	月	日	年齢
										歳
	住所又は居所	F06								
受贈者の代理人	フリガナ									
	氏名									
	住所又は居所									

下記の事項につき異動がありましたので申告します。

異動事項 氏名、住所、居所、個人番号、取扱金融機関の営業所等の別	異動前	異動後
氏名 住所 居所 個人番号 取扱金融機関の営業所等		

取扱金融機関の営業所等	名称		法人番号	
	所在地			

（摘要）

取扱金融機関の営業所等の受理年月日

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

記載要領等	教育資金管理契約に関する異動申告書

《使用目的等》

この申告書は、教育資金非課税申告書（教育資金管理契約に関する異動申告書を提出している場合には、当該異動申告書。以下同じです。）を提出している受贈者が、次に掲げる場合に該当する場合に、遅滞なく、当該教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、受贈者の納税地（住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があった場合には、異動前の納税地）の所轄税務署長に提出してください。

1　教育資金非課税申告書に記載した氏名、住所若しくは居所又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第１条第５項に規定する個人番号（《記載要領等》１⑵及び３において「個人番号」といいます。）の変更をした場合

2　教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等（以下「移管前の営業所等」といいます。）に関する事務の全部を移管前の営業所等以外の他の営業所等（《記載要領等》３において「移管先の営業所等」といいます。）に移管することを依頼し、かつ、当該他の営業所等にその移管が行われた場合

《記載要領等》

1　「受贈者」及び「受贈者の代理人」の欄の

⑴　「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第２項の規定により定めた納税地を記載してください。

⑵　「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は《使用目的等》２の場合に該当する場合に、個人番号を記載してください。

なお、《使用目的等》１の場合（個人番号の変更をした場合を除きます。）に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長が提出者の個人番号を付記してください。

2　「異動事項」の「氏名、住所、居所、個人番号、取扱金融機関の営業所等の別」の項は、「氏名」、「住所」、「居所」、「個人番号」又は「取扱金融機関の営業所等」の別に応じ、該当するものを○で囲んでください。

3　「異動前」の項には、変更前の氏名、住所、居所、個人番号又は取扱金融機関の移管前の営業所等の名称及び所在地を、「異動後」の項には、変更後の氏名、住所、居所、個人番号又は取扱金融機関の移管先の営業所等の名称及び所在地を、それぞれ記載してください。

4　「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載してください。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第 16 項に規定する法人番号を記載してください。

様式ID	NTA1VNX224010010

★

事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書

年　月　日　提出	提出先		税務署長

移管先の営業所等	名称	
	所在地	
	法人番号	
	営業所等の長	

次の受贈者の結婚・子育て資金管理契約につき、令和____年____月____日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の４の４第38項の規定に基づき届出書を提出します。

受贈者	フリガナ	F03				
	氏名	F04				
	郵便番号	F05	―			
	住所又は居所	F06				
	生年月日		元号	年	月	日
		K01				
移管をした取扱金融機関の営業所等	名称					
	所在地					

既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署
		名称	所在地	
				税務署

（摘要）

記載要領等	事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書

《使用目的》

この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」といいます。）により、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」といいます。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」といいます。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の４の４第38項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の５の４第16項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用してください。

《記載要領》

１　「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載してください。

なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載してください。

２　「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載してください。

なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第２項の規定により定めた納税地を記載してください。

３　「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載してください。

４　「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の

⑴　「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」といいます。）を提出して租税特別措置法第70条の２の３第１項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の４の４第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により租税特別措置法第70条の２の３第１項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」といいます。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書してください。

⑵　「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記４⑴の結婚・子育て資金非課

＜事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書　記載要領等＞

税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載してください。

５　「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用してください。

結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の２の３第 17 項の規定に基づく通知書

お問い合わせ番号	－ －

令和＿＿年＿＿月＿＿日

〒

所 在 地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

＿＿＿＿＿税 務 署 長　印

下記１の受贈者について、下記２の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の２の３第17項の規定に基づき通知します。

記

1	受 贈 者	ふ り が な	
		氏　　名	
		住所又は居所	
		生　年　月　日	昭和・平成 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
2	事　実 （該当する項目に「✓」を付しています。）	□	イ 受贈者が結婚・子育て資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていないこと (ｲ) 結婚・子育て資金の支払に充てられていない金銭の額 ＿＿＿＿＿＿円 (ﾛ) (ｲ)のうち、租税特別措置法第 70 条の２の３第２項第１号イに規定する結婚に際して支出する費用として支払われた金銭の額 ＿＿＿＿＿＿円 (ﾊ) 記録の訂正が必要となる年分 ＿＿＿年分
		□	ロ 受贈者の結婚・子育て資金非課税申告書等が２以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (ｲ) 上記の事項に該当する申告書 ＿＿＿＿＿＿＿＿申告書 (ﾛ) (ｲ)の申告書の受理年月日 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
		□	ハ 受贈者の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が 1,000 万円を超えていること (ｲ) 上記の事項に該当する申告書 ＿＿＿＿＿＿＿＿申告書 (ﾛ) (ｲ)の申告書の受理年月日 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
		□	ニ 受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年（贈与年）の前年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超えていること (ｲ) 贈与年に提出された申告書 ＿＿＿＿＿＿＿＿申告書 (ﾛ) (ｲ)の申告書の受理年月日 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
（摘要）			

（注）１ 上記２のイに該当する場合には、租税特別措置法第 70 条の２の３第 18 項に基づき、同条第 10 項に規定する記録を訂正してください。
２ 上記２のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第６項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。
３ 上記２のニに該当する場合には、ニに掲げる申告書は同条第１項ただし書又は第４項ただし書の規定により、効力を有しない申告書と認められます。

（令 3.6）

結婚・子育て資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の２の３第 17 項の規定に基づく通知書

○　使用目的

この通知書は、租税特別措置法第 70 条の２の３第 17 項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第 23 条の５の４第 18 項第１号から第３号までに規定する事項を通知するために使用するものである。

別表第十二（一）

様式ID	NTA1VNX076010010

★

結婚・子育て資金非課税申告書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

受贈者	フリガナ	F03			個人番号	F02				
	氏名	F04		生年月日		元号	年	月	日	年齢
					K01					歳
	住所又は居所	F06								

下記の信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法第70条の２の３第１項本文の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

贈与者		贈与者から取得をしたもの			左のうち非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額
		信託受益権、金銭又は金銭等の別	信託受益権、金銭又は金銭等の価額	金銭又は金銭等の取得年月日	
フリガナ		信託受益権 金銭 金銭等			
氏名					
住所又は居所					
生年月日	明・大 昭・平　．　．				
続柄					
フリガナ		信託受益権 金銭 金銭等			
氏名					
住所又は居所					
生年月日	明・大 昭・平　．　．				
続柄					

取扱金融機関の営業所等	名称		法人番号	
	所在地			

既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出した場合又は結婚・子育て資金非課税申告書と併せて追加の申告をする場合				
	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署
		名称	所在地	
				税務署

（摘要）	取扱金融機関の営業所等の受理年月日

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

記載要領等	結婚・子育て資金非課税申告書

《使用目的等》

この申告書は、租税特別措置法第70条の２の３第２項に規定する結婚・子育て資金管理契約（以下「結婚・子育て資金管理契約」といいます。）に基づいて当該結婚・子育て資金管理契約に係る信託受益権、金銭又は金銭等について同条第１項本文の規定の適用を受けようとする場合に、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、同条第２項第５号に規定する取扱金融機関の営業所等を経由し、同項第１号イに規定する受贈者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

１　「受贈者」及び「贈与者」の欄の

⑴　「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第62条第２項の規定により定めた納税地を記載してください。

⑵　「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載してください。

２　「贈与者」の欄の「続柄」の項には、受贈者との続柄を記載してください。

３　「贈与者から取得をしたもの」の欄の

⑴　「信託受益権、金銭又は金銭等の別」の項は、贈与者から取得をした「信託受益権」、「金銭」又は「金銭等」の別に応じ、該当するものを○で囲んでください。

⑵　「信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記３⑴の信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。

⑶　「金銭又は金銭等の取得年月日」の項には、書面による贈与により金銭又は金銭等を取得した場合に当該金銭又は金銭等の取得年月日を記載してください。

４　「左のうち非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の欄には、上記３⑵に記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、下記５に記載する取扱金融機関の営業所等において当該結婚・子育て資金管理契約に基づき租税特別措置法第70条の２の３第１項本文の規定の適用を受けようとする信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。

５　「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載してください。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載してください。

６　「既に結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出したことがある場合」の欄は、租税特別措置法第70条の２の３第13項第３号に該当し、結婚・子育て資金管理契約を終了したことがある者に限り記載が必要であり、

⑴　「非課税拠出額」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」といいます。）を提出して租税特別措置法第70条の２の３第１項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。この場合において、

＜結婚・子育て資金非課税申告書　記載要領等＞

当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第 40 条の４の４第 27 項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第 28 項の規定により租税特別措置法第 70 条の２の３第１項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」といいます。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書してください。

⑵　「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記６⑴の結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載してください。

７　受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

８　贈与者が３以上ある場合には、「(摘要)」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載してください。

別表第十二（二）

様式ID	NTA1VNX077010010

★

追加結婚・子育て資金非課税申告書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

受贈者	フリガナ	F03			個人番号	F02				
	氏名	F04		生年月日		元号	年	月	日	年齢
					K01					歳
	住所又は居所	F06								

下記の信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法第70条の２の３第１項本文の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

贈与者		贈与者から新たに取得をしたもの			左のうち新たに非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額
		信託受益権、金銭又は金銭等の別	信託受益権、金銭又は金銭等の価額	金銭又は金銭等の取得年月日	
フリガナ		信託受益権 金銭 金銭等			
氏名					
住所又は居所					
生年月日	明・大 昭・平　．　．				
続柄					
フリガナ		信託受益権 金銭 金銭等			
氏名					
住所又は居所					
生年月日	明・大 昭・平　．　．				
続柄					

	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等			提出先の税務署
既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書		名称		法人番号	
		所在地			税務署

（摘要）

取扱金融機関の営業所等の受理年月日

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

記載要領等	追加結婚・子育て資金非課税申告書

《使用目的等》

この申告書は、既に租税特別措置法第 70 条の２の３第２項に規定する結婚・子育て資金管理契約（以下「結婚・子育て資金管理契約」といいます。）に基づく当該結婚・子育て資金管理契約に係る信託受益権、金銭又は金銭等について同条第１項本文の規定を適用している場合に、新たに同項本文の規定の適用を受けようとするときは、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、同条第２項第５号に規定する取扱金融機関の営業所等を経由し、同項第１号イに規定する受贈者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

１　「受贈者」及び「贈与者」の欄の

⑴　「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第２項の規定により定めた納税地を記載してください。

⑵　「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載してください。

２　「贈与者」の欄の「続柄」の項には、受贈者との続柄を記載してください。

３　「贈与者から新たに取得をしたもの」の欄の

⑴　「信託受益権、金銭又は金銭等の別」の項は、贈与者から取得をした「信託受益権」、「金銭」又は「金銭等」の別に応じ、該当するものを○で囲んでください。

⑵　「信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記３⑴の信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。

⑶　「金銭又は金銭等の取得年月日」の項には、書面による贈与により金銭又は金銭等を取得した場合に当該金銭又は金銭等の取得年月日を記載してください。

４　「左のうち新たに非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記３⑵に記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、下記５⑵に記載する取扱金融機関の営業所等において結婚・子育て資金管理契約に基づき新たに租税特別措置法第 70 条の２の３第１項本文の規定の適用を受けようとする信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。

５　「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の

⑴　「非課税拠出額」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」といいます。）を提出して租税特別措置法第 70 条の２の３第１項本文の規定の適用を受けている当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第 40 条の４の４第 27 項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第 28 項の規定により租税特別措置法第 70 条の２の３第１項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」といいます。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適

用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書してください。

⑵　「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記５⑴の結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載してください。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第 16 項に規定する法人番号を記載してください。

６　受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

７　贈与者が３以上ある場合には、「(摘要)」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載してください。

別表第十二（三）

様式ID	NTA1VNX078010010

★

結婚・子育て資金非課税取消申告書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

受贈者	フリガナ	F03			個人番号	F02				
	氏名	F04		生年月日		元号	年	月	日	年齢
					K01					歳
	住所又は居所	F06								

下記の事情により、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る結婚・子育て資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第70条の２の３第２項第４号に規定する非課税拠出額が減少し、又は当該非課税拠出額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。

取扱金融機関の営業所等	名称		法人番号	
	所在地			

既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書	非課税拠出額	贈与者の氏名	提出先の税務署
			税務署
			税務署

非課税拠出額減価額に関する事項	非課税拠出額減価額	取消年月日

非課税拠出額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日	

（摘要）

取扱金融機関の営業所等の
受理年月日

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

記載要領等	結婚・子育て資金非課税取消申告書

《使用目的等》

この申告書は、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書若しくは追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」といいます。）に係る租税特別措置法第 70 条の２の３第２項に規定する結婚・子育て資金管理契約（以下「結婚・子育て資金管理契約」といいます。）に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の一部について、信託法第 11 条第１項の規定による取消権の行使があったこと若しくは民法第 424 条第１項の規定による取消権の行使があったこと（以下「取消し」といいます。）により当該結婚・子育て資金管理契約に係る信託受益権、預金若しくは貯金若しくは有価証券の価額が減少することとなった場合又は当該結婚・子育て資金管理契約に基づく信託若しくは当該結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該結婚・子育て資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

１　「受贈者」の欄の

⑴　「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第２項の規定により定めた納税地を記載してください。

⑵　「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載してください。

２　「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載してください。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第 16 項に規定する法人番号を記載してください。

３　「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の「非課税拠出額」の項には、上記《使用目的等》の結婚・子育て資金非課税申告書等に租税特別措置法第 70 条の２の３第１項本文の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、取消し又は上記《使用目的等》の遺留分侵害額の請求（以下「取消し等」といいます。）の行われた信託又は贈与に係る信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。

４　「非課税拠出額減価額に関する事項」の欄の

⑴　「非課税拠出額減価額」の項には、上記３の非課税拠出額のうち取消し等が行われた額を記載してください。

⑵　「取消年月日」の項には、上記４⑴の取消し等が行われた年月日を記載してください。

５　「非課税拠出額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記《使用目的等》の結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭又は購入した有価証券の一部について取消し等の行われる基因となった事情の詳細及びその年月

日を記載してください。

６　受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

別表第十二（四）

様式ID	NTA1VNX079010010

★

結婚・子育て資金非課税廃止申告書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

受贈者	フリガナ	F03		個人番号	F02					
	氏名	F04		生年月日		元号	年	月	日	年齢
					K01					歳
	住所又は居所	F06								

下記の事情により、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る結婚・子育て資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第70条の２の３第２項第４号に規定する非課税拠出額がなくなり、又は当該非課税拠出額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。

取扱金融機関の営業所等	名称		法人番号	
	所在地			

既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書	非課税拠出額	贈与者の氏名	提出先の税務署
			税務署
			税務署

非課税拠出額がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日	

（摘要）

取扱金融機関の営業所等の受理年月日

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

記載要領等	結婚・子育て資金非課税廃止申告書

《使用目的等》

この申告書は、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下この表において「結婚・子育て資金非課税申告書等」といいます。）に係る租税特別措置法第 70 条の２の３第２項に規定する結婚・子育て資金管理契約（以下「結婚・子育て資金管理契約」といいます。）の締結に関する行為若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が無効であったこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であったことにより取り消されたことにより当該結婚・子育て資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額がないこととなった場合又は当該結婚・子育て資金管理契約に基づく信託若しくは当該結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該結婚・子育て資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

１　「受贈者」の欄の

⑴　「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第２項の規定により定めた納税地を記載してください。

⑵　「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載してください。

２　「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載してください。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第 16 項に規定する法人番号を記載してください。

３　「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の「非課税拠出額」の項には、上記《使用目的等》の結婚・子育て資金非課税申告書等に租税特別措置法第 70 条の２の３第１項本文の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の合計額を記載してください。

４　「非課税拠出額がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記《使用目的等》の結婚・子育て資金管理契約の締結に関する行為若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が無効であったこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であったことにより取り消されたこと又は当該結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の額に相当する額の遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細及びその年月日を記載してください。

５　受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

別表第十二（五）

様式ID	NTA1VNX080010010

★

結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

受贈者	フリガナ	F03		個人番号	F02					
	氏名	F04		生年月日	K01	元号	年	月	日	年齢 歳
	住所又は居所	F06								

下記の事項につき異動がありましたので申告します。

異動事項 氏名、住所、居所、個人番号、取扱金融機関の営業所等の別	異動前	異動後
氏名 住所 居所 個人番号 取扱金融機関の営業所等		

取扱金融機関の営業所等	名称		法人番号	
	所在地			

（摘要）

取扱金融機関の営業所等の受理年月日

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

記載要領等	結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書

《使用目的等》

この申告書は、結婚・子育て資金非課税申告書（結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書を提出している場合には、当該異動申告書。以下同じです。）を提出している受贈者が、次に掲げる場合に該当する場合に、遅滞なく、当該結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、受贈者の納税地（住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があった場合には、異動前の納税地）の所轄税務署長に提出してください。

1　結婚・子育て資金非課税申告書に記載した氏名、住所若しくは居所又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（《記載要領等》１⑵及び３において「個人番号」といいます。）の変更をした場合

2　結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等（以下「移管前の営業所等」といいます。）に関する事務の全部を移管前の営業所等以外の他の営業所等（《記載要領等》３において「移管先の営業所等」といいます。）に移管することを依頼し、かつ、当該他の営業所等にその移管が行われた場合

《記載要領等》

1　「受贈者」の欄の

⑴　「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第２項の規定により定めた納税地を記載してください。

⑵　「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は《使用目的等》２の場合に該当する場合に、個人番号を記載してください。

なお、《使用目的等》１の場合（個人番号の変更をした場合を除きます。）に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長が提出者の個人番号を付記してください。

2　「異動事項」の「氏名、住所、居所、個人番号、取扱金融機関の営業所等の別」の項は、「氏名」、「住所」、「居所」、「個人番号」又は「取扱金融機関の営業所等」の別に応じ、該当するものを〇で囲んでください。

3　「異動前」の項には、変更前の氏名、住所、居所、個人番号又は取扱金融機関の移管前の営業所等の名称及び所在地を、「異動後」の項には、変更後の氏名、住所、居所、個人番号又は取扱金融機関の移管先の営業所等の名称及び所在地を、それぞれ記載してください。

4　「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載してください。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第 16 項に規定する法人番号を記載してください。

5　受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名　　称　　殿

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認（却下）書

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日付で提出されました「代替資産の取得期限延長承認申請書」について、承　認／却　下　します。

よって、代替資産の取得期限は、＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日と認定します。

この通知に係る処分の理由

（注）１　代替資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、代替資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から４か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。

２　代替資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から４か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

（　）枚のうち（　）枚目

代替資産の取得期限延長承認申請に対する承認（却下）書

使用目的

この承認（却下）書は、「代替資産の取得期限延長承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名　　称　　殿

令和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請に対する承認（却下）書

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日付で提出されました「やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書」について 承　認 / 却　下 します。

よって、買換資産の取得期限は、＿＿＿＿年＿＿月＿＿日と認定します。

この通知に係る処分の理由

（注）１　買換資産を上記の取得期限までに取得できなかった場合又は、買換資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から４か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。

２　買換資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から４か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－ －

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名 称 殿

令和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

買換資産等の取得期限等の延長承認申請に対する承認（却下）書

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日付で申請がありました「買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】」について 承認 / 却下 します。

よって、買換（代替）資産の取得期限等は、＿＿＿＿年＿＿月＿＿日と認定します。

この通知に係る処分の理由

（注）１　買換（代替）資産を上記の取得期限等までに取得できなかった場合又は、買換（代替）資産の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、これらの事由が生じた日から４か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。

２　買換（代替）資産の実際の取得価額がその取得価額の見積額より多い場合には、これらの資産を取得した日から４か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

【特定非常災害用】

買換資産等の取得期限等の延長承認申請に対する承認（却下）書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

使用目的

この承認（却下）書は、「買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住所又は
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名又は
名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書

＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日を租税特別措置法施行令第 20 条の２第＿＿＿項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。

確定優良住宅地造成等事業に関する期間
（再）延長承認申請に係る承認通知書

使用目的

この通知書は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請があり、これについて開発許可等を受けることができると見込まれる日を認定した場合に、その認定した日を申請者に通知するために使用するものである。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住所又は
所在地
氏名又は
名称

令和　　年　　月　　日

　　税務署長　　印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書

　　年　　月　　日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下しますので通知します。

記

（処分の理由）

確定優良住宅地造成等事業に関する期間
（再）延長承認申請に係る却下通知書

使用目的

この通知書は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請があり、この申請を却下した場合に、その却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住所又は
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名又は
名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書

＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日を租税特別措置法施行令第 20 条の２第＿＿項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。

【特定非常災害用】

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る承認通知書
【特定非常災害用　】

使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請【特定非常災害用】」について、当該申請を承認した旨を申請者に通知するために使用するものである。

なお、「特定非常用災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の２第３項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書【特定非常災害用】の使用目的を参照のこと。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住 所 又 は
所　在　地
氏 名 又 は
名　　称

令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書

＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下しますので通知します。

記

（処分の理由）

（　　）枚のうち（　　）枚目

【特定非常災害用】

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書
【特定非常災害用　】

使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請【特定非常災害用】」について、当該申請を却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。

なお、「特定非常用災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の２第３項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書【特定非常災害用】の使用目的を参照のこと。

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税及び復興特別所得税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

お問い合わせ番号　　-　　-

令和　　年　　月　　日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税 務 署 長

あなたは、＿＿＿年分の国外転出時課税制度に係る所得税及び復興特別所得税について、所得税法第137条の２第１項
第137条の３第１項　に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。
第137条の３第２項

なお、納税猶予が認められないこととなった所得税及び復興特別所得税の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○　納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正当な税額	ハ 納税の猶予が認められない金額 （イ－ロ）
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納税猶予税額			円
C 申告期限までに納付すべき税額　（A－B）			

○　納税の猶予が認められない理由

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税及び復興特別所得税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

お問い合わせ番号	

令和___年___月___日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

＿＿＿＿＿＿ 税務署長

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予が認められない旨の通知書

あなたは、所得税法第__条の__第__項に規定する納税の猶予を受ける旨の____年分の所得税及び復興特別所得税の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった所得税及び復興特別所得税の額 ＿＿＿＿＿＿ 円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

〇納税の猶予が認められない理由

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するもの
る。

お問い合わせ番号	－　　－

〒　　令和　　年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿＿税務署長

国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが所得税法 第137条の２第１項
第137条の３第１項
第137条の３第２項 の規定により納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくことが必要です。

つきましては、増加する納税猶予税額＿＿＿＿＿＿＿＿円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を令和＿＿年＿＿月＿＿日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署 資産課税（担当）部門
個人課税部門 まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、＿＿＿＿税務署長です。

国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書

使用目的

　この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

お問い合わせ番　号	

令和___年___月___日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

猶予期限が確定した所得税額及び復興特別所得税額の通知書

あなたが所得税法第__条の__ の規定により課税された____年分の所得税及び復興特別所得税について、同法 第__条の__第__項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1	納税の猶予がなされていた所得税及び復興特別所得税の額	円
2	猶予期限が確定した所得税及び復興特別所得税の額（猶予確定税額）	円
3	利子税の額	円
4	引き続き納税の猶予がされる所得税及び復興特別所得税の額	円
5	確定した所得税及び復興特別所得税の猶予期限	
6	猶予期限が確定した理由	

猶予期限が確定した所得税及び復興特別所得税の額及び利子税の額は、上記５の猶予期限までに納付してください。

なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

また、上記５の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記２の猶予確定税額に、上記５の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

猶予期限が確定した所得税額及び復興特別所得税額の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、納税管理人等に対し、その旨を通知するために使用するものである。

猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書

お問い合わせ番号	－　　－

令和＿＿年＿＿月＿＿日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿税 務 署 長

あなたが所得税法 第60条の２ / 第60条の３ の規定により課税された＿＿＿＿年分の所得税及び復興特別所得税について、同法 第137条の２第１項 / 第137条の３第１項 / 第137条の３第２項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、猶予期間が満了し、次のとおり猶予期限が確定しますので通知します。

１　納税の猶予がなされていた所得税及び復興特別所得税の額・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　猶予期限が確定した所得税及び復興特別所得税の額（猶予確定税額）
・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　利子税の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　確定した所得税及び復興特別所得税の猶予期限・・・・・・・　令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

猶予期間が満了した所得税及び復興特別所得税の額及び利子税の額は、上記４の猶予期限までに納付してください。納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

なお、上記４の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記２の猶予確定税額に、上記４の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期間が満了した場合に、納税管理人等に対し、その旨を通知するために使用するものである。

登　録　免　許　税　徴　収　通　知　書

お問い合わせ番号	－　　－

〒

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿ 税務署長 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

あなたが、＿＿＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿＿＿に係る登録免許税については、下記の金額が未納になっておりますので、当該金額を徴収するため、国税通則法第36条（納税の告知）の規定に基づき同封の納税告知書により納税の告知をします。

同封の納税告知書により、納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

記

①　登記等の事項	
②　登記等を受けた年月日	年　　月　　日
③　法定納期限	年　　月　　日
④　登録免許税額	円
納付金	円
未納額	円

課税標準及び税率

⑤　課税標準	
⑥　税率	

登録免許税徴収通知書

使用目的

この通知書は、納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない場合に、未納の事実を本人に通知する際に使用する。

登録免許税徴収通知書（訂正用）

お問い合わせ番号	－　　－

〒

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿ 税務署長 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日付＿＿＿＿第＿＿＿＿号で通知しました登録免許税の未納額について、下記のとおりその額を変更します。また、未納となっております金額については、当該金額を徴収するため、国税通則法第36条（納税の告知）の規定に基づき同封の納税告知書により納税の告知をします。

同封の納税告知書により、納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

記

区　　分	変　更　前	変　更　後
①　登記等の事項		
②　登記等を受けた年月日	年　月　日	年　月　日
③　法定納期限	年　月　日	年　月　日
④　登録免許税額	円	円
納付額	円	円
未納額	円	円

課税標準及び税率

区　　分	変　更　前	変　更　後
⑤　課税標準		
⑥　税率		

登録免許税徴収通知書（訂正用）

1　使用目的

この通知書は、訂正後における未納額等を本人に通知する際に使用する。

2　記載要領等

納付額に変更がない場合又は納付額を減額する場合には、「また、未納となっております・・・納税の告知をします。」及び「同封の納税告知書・・・へ納付してください。」を抹消する。

ただし、納付額を減額する場合で、納付額が未納の場合又は納付額が一部納付されている場合については、「同封の納税告知書・・・へ納付してください。」を抹消せず、「納税告知書」を「納付書」に訂正する。

贈与税
農地等の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

お問い合わせ番号　　-　　-

令和　　年　　月　　日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から 贈与／相続(遺贈) により取得した農地等の 贈与税／相続税 について、租税特別措置法 第70条の４第１項／第70条の６第１項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された納税猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税／相続税 の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○　納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正当な税額	ハ　納税の猶予が認められない金額 （イ－ロ）
A　差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B　納税猶予税額			円
C　申告期限までに納付すべき税額　（A－B）			

○　納税の猶予が認められない理由

農地等の 贈与税 / 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

農地等の 贈与税 / 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

お問い合わせ番号	－　　－

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から 贈 / 相続(遺 / 与 贈)により取得した農地等の 贈与税 / 相続税 について、租税特別措置法 第70条の４第１項 / 第70条の６第１項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 / 相続税 の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○納税の猶予が認められない理由

農地等の 贈与税 / 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

お問い合わせ番号	－　　－

〒　　令和＿＿年＿＿月＿＿日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

贈与税／相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿殿から 贈与／相続(遺贈) により取得した農地等の贈与税／相続税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくことが必要です。

つきましては、増加する納税猶予税額＿＿＿＿＿＿＿＿円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、＿＿＿＿税務署長です。

贈 与 税
相 続 税 の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

使用目的

この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

様式ID	NTA1VNX259010010

★

贈与税の納税猶予の継続届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 —	住所 F06		

租税特別措置法第70条の４第１項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭・平・令　年　月　日		
贈与者	住所	氏名	（　年　月　日生）

1　納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

2　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

3　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（１－２の金額） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に 推定相続人／他の推定相続人等 ＿＿＿＿＿＿ に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人／他の推定相続人等 に引き続き使用させています。

5　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成６年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

6　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

7　特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）

【添付書類】

①	農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記４に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
②	**〔特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合〕** 別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書
③	**〔この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合〕** 特例農地等の異動の明細書
④	**〔営農困難時貸付けを行っている場合〕** ⑴　別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書 ⑵　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書
⑤	**〔特定貸付けを行っている場合〕** ⑴　別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書 ⑵　特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	（西暦）年	月	日
	F12			

(R8.9)

記載要領等	贈与税の納税猶予の継続届出書

《届出をする必要のある方》

1　次に掲げる方は、贈与税の申告期限から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出をする必要のある方	
平成６年分以前の贈与	①　特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	②　特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の贈与に限る。）
平成７年分以降の贈与	③　納税猶予を受けている全ての人

（注）　上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

2　営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記１の「届出をする必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあっては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（注）　上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

3　特定貸付けの適用を受けている方で、上記１の「届出をする必要がある方」又は２に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

（注）　上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

《記載要領等》

1　記載事項２の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年４月１日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

2　記載事項４については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

＜贈与税の納税猶予の継続届出書　記載要領等＞

３　上記《届出をする必要のある方》１の②又は③に該当する方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

４　営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。

５　添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項４に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。

６　この届出書を提出する前３年間に農地法第 43 条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第 43 条第２項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

様式ID	NTA1VNX247010010

★

相続税の納税猶予の継続届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日
郵便番号	―	住所	F06	

租税特別措置法第70条の６第１項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続（遺贈）があった年月日	平成・令和　年　月　日
被相続人　住所	氏名　（　年　月　日生）

1　納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

2　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

3　１のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

4　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額（１－２－３の金額） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

5　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に推定相続人／他の推定相続人等（＿＿＿＿＿＿）に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人／他の推定相続人等に引き続き使用させています。

6　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合）

7　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

8　特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）

9　特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する事項は、「別紙４　特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」のとおりです。（認定都市農地貸付け等を行っている場合）

【添付書類】

①	農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
②	**〔特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合〕** 別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書
③	**〔この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合〕** 特例農地等の異動の明細書
④	**〔営農困難時貸付けを行っている場合〕** ⑴　別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書 ⑵　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書
⑤	**〔特定貸付けを行っている場合〕** ⑴　別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書 ⑵　特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書
⑥	**〔認定都市農地貸付け等を行っている場合〕** ⑴　別紙４　特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書 ⑵　認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	相続税の納税猶予の継続届出書

《届出をする必要のある方》

1　次に掲げる方は、相続税の申告期限から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要のある方	
平成 17 年３月 31 日以前の相続	①　特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	②　特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の相続に限る。）
平成 17 年４月１日以降の相続	③　納税猶予を受けている全ての人

（注）　上記に掲げる方が営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、《記載要領等》の４を参照してください。）。

2　平成 17 年３月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として提供している人（平成４年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特例農地等につき営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行った場合には、これらの貸付けのうち初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」、特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」又は認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、《記載要領等》の４を参照してください。）。

《記載要領等》

1　記載事項２の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年４月１日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

2　記載事項５については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

3　上記《届出をする必要のある方》１の②又は③に該当する方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

4　営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「別紙４　特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」も提出してください。

5　添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事してい

る旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合には、添付する必要はありません。

6　この届出書を提出する前３年間に農地法第 43 条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第 43 条第２項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

様式ID	NTA0VNX362010010

別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名	

租税特別措置法　第70条の４第27項
第70条の６第32項　の規定による継続届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する明細は、次のとおりです。

１　継続届出書の提出期限の属する年の前１年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地	地目	面積 （内作付面積） （㎡）	作付期間 （種類品名等）	生産量・ 飼育頭羽数 （kg・頭・羽）	出荷量 （kg・頭・羽）	主な出荷先 （氏名・名称）	収入金額 （円）
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
合計			（　　）					

（R8.9）

記載要領等	別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書

《使用目的》

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が、継続届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年の農業経営に関する事項を届け出るときに使用してください。

① 特例農地等のうちに都市営農農地等を有する人（平成４年分以降の贈与税又は相続税について納税猶予を受けている人に限ります。）

② 平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の適用を受けている人

③ 平成 17 年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の適用を受けている人

④ 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている人

《記載要領等》

１　本文の「第 70 条の４第 27 項・第 70 条の６第 32 項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 70 条の６第 32 項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 70 条の４第 27 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「継続届出書の提出期限の属する年の前１年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細」は、次により記載してください。なお、付表１及び付表２も同様に記載してください。

⑴　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

（注）　下記⑷との関係で、例えば、番号１として数欄使用する場合があるので留意してください。

⑵　「農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑶　「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。

⑷　「作付期間（種類品名等）」欄は、１筆の農地又は採草放牧地について、１年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「１月～３月」（○○）、「４月～６月」（○○）等と具体的に記載してください。

⑸　「収入金額」欄は、所得税（住民税）の申告における収入金額を記載してください。なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。

（注）　所得税（住民税）の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事（事業）消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。

⑹　作付期間や作付の種類などからみて、１筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、○○市○○地区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。

なお、この場合の「農地等の所在地」欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか○○筆」というように記載してください。

⑺　営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている農地等については、「番号」、「農地等の所在地」、「面積（内作付面積）」欄（「面積（内作付面積）」欄の内作付面積を除きます。）を記載し、「生産量・飼育頭羽数㎏（頭羽）」欄以下に「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書のとおり」、「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書のとおり」又は「特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書のとおり」と記載してください。

３　営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、この明細書とともに「別

＜別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書　記載要領等＞

紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「別紙４　特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」を提出してください。

様式ID	NTA0VNX349010010

付表１
（別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

２　継続届出書の提出期限の属する年の前２年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地	地目	面積（内作付面積）（㎡）	作付期間（種類品名等）	生産量・飼育頭羽数（kg・頭・羽）	出荷量（kg・頭・羽）	主な出荷先（氏名・名称）	収入金額（円）
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
			（　　）	～（　　）				
合計			（　　）					

（R8.9）

様式ID	NTA0VNX350010010

付表２
（別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

３　継続届出書の提出期限の属する年の前３年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地	地目	面積（内作付面積）（㎡）	作付期間（種類品名等）	生産量・飼育頭羽数（kg・頭・羽）	出荷量（kg・頭・羽）	主な出荷先（氏名・名称）	収入金額（円）
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
			（　　）	〜（　　）				
合計			（　　）					

（R8.9）

様式ID	NTA0VNX363010010

別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

租税特別措置法　第70条の４第22項
第70条の６第28項　の規定による営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたいので、

次に掲げる特例農地等について引き続き営農困難時貸付けを行っていることを届け出ます。

○　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細

番号	営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地	地目	面積（㎡）	貸付けを行った年月日	賃借権等の存続期間	借り受けている者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 借り受けている者の氏名又は名称
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	

記載要領等	別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書

《使用目的》

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が営農困難時貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における営農困難時貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

《記載要領等》

１　本文の「第 70 条の４第 22 項・第 70 条の６第 28 項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 70 条の６第 28 項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 70 条の４第 22 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　この明細書は、次により記載してください。

⑴　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

⑵　「営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑶　「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自：・・」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至：・・」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第８項に規定する農用地利用集積等促進計画に基づき再設定があった場合等も同様となります。

３　納税猶予の適用を受ける農地等の全部について営農困難時貸付けを行っている場合であっても「別紙１特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。

４　この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

様式ID	NTA0VNX364010010

別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

租税特別措置法　第70条の４の２第１項
第70条の６の２第１項　の規定による特定貸付けの特例の適用を引き続き受けたいので、

次に掲げる特例農地等について引き続き特定貸付けを行っていることを届け出ます。

○　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細

番号	特定貸付けを行っている特例農地等の所在地	地目	面積（㎡）	貸付けを行った年月日	賃借権等の存続期間	借り受けている者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 借り受けている者の氏名又は名称
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	

記載要領等	別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書

《使用目的》

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が特定貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における特定貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

《記載要領等》

１　この明細書は、次により記載してください。

⑴　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合には、この明細書の本文中の「第 70 条の６の２第１項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合には「第 70 条の４の２第１項」の文字を二重線で抹消してください。

⑵　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

⑶　「特定貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑷　「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自：・・」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至：・・」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第８項に規定する農用地利用集積等促進計画に基づき再設定があった場合等も同様となります。

２　納税猶予の適用を受ける農地等の全部について特定貸付けを行っている場合であっても「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。

３　この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

様式ID	NTA0VNX365010010

別紙４　特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書

相続人（受遺者）の氏名	

租税特別措置法第70条の６の４第１項の規定による都市農地の貸付けの特例の適用を引き続き受けたいので、

次に掲げる特例農地等について引き続き認定都市農地貸付け等を行っていることを届け出ます。

○　特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細

番号	認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等の所在地	地目	面積（㎡）	貸付けを行った年月日	賃借権等の存続期間	借り受けている者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 借り受けている者の氏名又は名称
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	
				・　・	自：　・　・ 至：　・　・	

(R8.9)

記載要領等	別紙４　特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書

《使用目的》

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が認定都市農地貸付け等を行っている場合に継続届出書の提出時における認定都市農地貸付け等に関する事項を届け出るときに使用してください。

《記載要領等》

１　この明細書は、次により記載してください。

⑴　「番号」欄は、１筆の農地ごとに番号を付してください。

⑵　「認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑶　「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合等は、「自：・・」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至：・・」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。

⑷　租税特別措置法第 70 条の６の４第２項第３号ロの貸付けを行っている場合には、次により記載してください。

・　「貸付けを行った年月日」欄は、「租税特別措置法第 70 条の６の４第２項第３号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

・　「賃借権等の存続期間」欄、「借り受けている者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地」欄及び「借り受けている者の氏名又は名称」欄の記載は、不要です。

２　納税猶予の適用を受ける特例農地等の全部について認定都市農地貸付け等を行っている場合であっても「別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。

３　この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

様式ID	NTA0VNX311010010

特 例 農 地 等 の 異 動 の 明 細 書

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名	

租税特別措置法　第70条の４第27項
第70条の６第32項　の規定による継続届出書の提出期限前３年間における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目等	面積（㎡）	贈与価額・農業投資価格超過額（円）	譲渡等の年月日 態様
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・

（R8.9）

記載要領等	特例農地等の異動の明細書

《使用目的》

この明細書は、継続届出書の提出期限前３年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。

《記載要領等》

１　本文の「第 70 条の４第 27 項・第 70 条の６第 32 項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 70 条の６第 32 項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 70 条の４第 27 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。

３　「贈与価額・農業投資価格超過額（円)」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。

４　「譲渡等の年月日」及び「態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、権利の設定、耕作の放棄、権利の消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。

（注）　農地法第 43 条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、同法第 43 条第１項の規定による届出に係る受理通知書に記載されたその届出の効力発生日を記載するとともに、高度化施設用地と記載してください。

５　上記４（注）の場合に該当する場合には、その特例農地等が農地法第 43 条第２項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。

様式ID	NTA1VNX260010010

★

贈与税の納税猶予の継続届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 —	住所 F06		

租税特別措置法第70条の４第１項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の４第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和・平成　年　月　日		
贈与者	住所	氏名	（　年　月　日生）

１　納税の猶予の適用を受けた贈与税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・

＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（１－２の金額）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・

＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　納税猶予の適用を受けた農地等については、　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　に下記の特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。

所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度における上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

６　使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第２条第３項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する（理事／業務執行権を有する社員／取締役）に就任し、かつ、常時従事者である（組合員／社員／株主）（１年間のうち、農地所有適格法人の事業に従事する日数が＿＿＿日であり、かつ、事業に必要な農作業に＿＿＿日従事します。）となっています。

※　添付書類

○　この届出書を提出する前３年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書

○　特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	贈与税の納税猶予の継続届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受ける人が、同法による改正前の租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定による贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

（注）　記載事項２の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年４月１日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

《提出期限》

この届出書の提出期限は次に掲げる区分により、それぞれ次のとおりとなります。

１　使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の全部を担保に供している場合

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定したことについての届出書を提出した日の翌日から起算して３年を経過するごとの日まで

２　使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の一部を担保に供している場合

贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して３年を経過するごとの日まで

様式ID	NTA0VNX352010010

別紙　特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

受贈者の氏名	

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の４第10項の規定による届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度における特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細は、次のとおりです。

１　届出書の提出期限を含む事業年度開始の前期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地番	地目	面積 （内作付面積） （㎡）	作付期間 （種類品名等）	生産量・ 飼育頭羽数 （kg・頭・羽）	出荷量 （kg・頭・羽）	主な出荷先 （氏名・名称）	収入金額 （円）
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
合計			（　　）					

（R8.9）

記載要領等	別紙　特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

《使用目的》

この明細書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受ける人が、継続届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度における特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項を記載するために使用してください。

《記載要領等》

１　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

（注）　下記４との関係で、例えば、番号１として数欄使用する場合がありますので留意してください。

２　「農地等の所在地番」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

３　「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。

４　「作付期間（種類品名等）」欄は、１筆の農地又は採草放牧地について、１年間で複数の作物等の生産をしている場合には、例えば「１月～３月」（○○）、「４月～６月」（○○）等と具体的に記載してください。

５　「収入金額」欄は、その農地等に係る収穫物の販売金額を記載してください。

なお、各筆ごとの販売金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。

６　作付期間や作付の種類などからみて、１筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、○○市○○区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。

なお、この場合の農地等の所在地欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか○○筆」というように記載してください。

様式ID	NTA0VNX353010010

付表１
（別紙　特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書）

受贈者の氏名	

２　届出書の提出期限を含む事業年度開始の前々期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地番	地目	面積 （内作付面積） （㎡）	作付期間 （種類品名等）	生産量・ 飼育頭羽数 （kg・頭・羽）	出荷量 （kg・頭・羽）	主な出荷先 （氏名・名称）	収入金額 （円）
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
合計			（　　）					

（R8.9）

様式ID	NTA0VNX366010010

付表２
（別紙　特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書）

受贈者の氏名	

３　届出書の提出期限を含む事業年度開始の前々々期の事業年度における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地番	地目	面積 （内作付面積） （㎡）	作付期間 （種類品名等）	生産量・ 飼育頭羽数 （kg・頭・羽）	出荷量 （kg・頭・羽）	主な出荷先 （氏名・名称）	収入金額 （円）
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
			（　　）	〜 （　　）				
合計			（　　）					

様式ID	NTA0VNX354010010

別紙　特例農地等の異動の明細書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

受贈者の氏名	

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の４第10項の規定による届出書の提出期限前３年間における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目等	面積（㎡）	贈与価額（円）	譲渡等の年月日 態様
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・

(R8.9)

記載要領等	別紙　特例農地等の異動の明細書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

《使用目的》

この明細書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受ける人が、継続届出書の提出期限前３年の間に使用貸借による権利の設定をした農地等に異動があった場合にその異動等の明細を記載するときに使用してください。

《記載要領等》

１　「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。

２　「贈与価額（円)」欄は、農地等の価額を贈与税の申告書により記載してください。

３　「譲渡等の年月日」及び「態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。

★

様式ID	NTA1VNX258010010

贈与税の納税猶予の継続届出書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長
フリガナ F03		電話番号	—　—
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 —	住所 F06		

租税特別措置法第70条の４第１項の規定により贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の４第22項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

贈与者	氏名		住所又は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日		

１　納税猶予の適用を受けた贈与税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　１のうちこの届出書の提出までに農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（１－２） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　納税猶予の適用を受けた農地等については、平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に下記の特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度における上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

６　使用貸借による権利の設定を受けた法人は、以下のとおり租税特別措置法施行令（平成17年政令第103号）附則第33条第３項に規定する特定農地所有適格法人です。

特定農地所有適格法人の区分	□ 認定農地所有適格法人　□ 認定特定農業法人
届出者の特定農地所有適格法人における地位等	（代表権の有無）□ 有　□ 無 （地　　位）□ 理事　□ 業務執行権を有する社員　□ 取締役
届出者の特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 ＿＿＿日 農作業に従事する日数 ＿＿＿日

（添付書類）

○　この届出書を提出する前３年間に特例適用農地等の異動があった場合には、その明細書

○　特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

税理士署名		税理士電話番号	—　—

(R8.9)

記載要領等	贈与税の納税猶予の継続届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項又は第５項適用分）

《使用目的等》

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第３項又は第５項に規定する届出書を提出した人は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して３年を経過するごとの日までに、引き続いて贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨並びに法附則第 55 条第３項又は第５項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項及び当該農地所有適格法人が一定の要件を満たす特定農地所有適格法人に該当する事実の明細を税務署長に提出しなければならないこととなっています。この届出書は、そのために使用してください。

（注）　特例適用農地等の全部を租税特別措置法第 70 条の４第１項に規定する担保に供している人のうち継続届出書の提出を免除されている人であっても、法附則第 55 条第３項又は第５項の規定の適用を受けた場合には、この継続届出書を提出する必要がありますのでご注意ください。

この場合、この継続届出書は、同条第３項又は第５項に規定する届出書の提出期限の翌日から起算して３年を経過するごとの日までに提出してください。

１　この届出書を提出する際は、「別紙　特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」も併せて提出してください。

２　記載事項２の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年４月１日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

３　「特定農地所有適格法人の区分」欄は、当該法人が、租税特別措置法施行令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第３項第１号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。

４　「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。

５　この届出書を提出する前３年間に特例適用農地等の異動があった場合には、別途、「別紙　特例農地等の異動の明細書」を提出してください。

様式ID	NTA0VNX355010010

別紙　特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）

受贈者の氏名	

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の４第22項の規定による届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度における農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細は次のとおりです。

○ 届出書の提出期限を含む事業年度開始の前期の事業年度における農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地番	地目	面積 （内作付面積） （㎡）	作付期間 （種類品名等）	生産量・ 飼育頭羽数 （kg・頭・羽）	出荷量 （kg・頭・羽）	主な出荷先 （氏名・名称）	収入金額 （円）
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
			（　　）	～ （　　）				
合計			（　　）					

（R8.9）

記載要領等	別紙　特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）

《使用目的》

この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項に規定する届出書を提出した人が、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して３年を経過するごとの日までに、引き続いて贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨等の届出を税務署長に提出する際に、届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度における農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細を税務署長に届け出るときに使用してください。

《記載要領等》

１　この明細書は、継続届出書に添付して提出してください。

２　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

３　「農地等の所在地番」欄は、登記簿上の表示に従って地番まで記載してください。

４　「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びその内作付している面積を記載してください。

５　「作付期間（種類品名等）」欄は、１筆の農地又は採草放牧地について、１年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「１月～３月」（○○）、「４月～６月」（○○）等と具体的に記載してください。

６　「収入金額」欄は、所得税（住民税）の申告における収入金額を記載してください。

なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。

（注）　所得税（住民税）の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事（家業）消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。

７　作付期間や作付の種類などからみて、１筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、○○市○○地区といった所在地単位にまとめて記載して差し支えありません。

なお、この場合の「農地等の所在地番」欄は、代表的な所在地番を記載し、「ほか○○筆」というように記載してください。

様式ID	NTA0VNX356010010

別紙　特例農地等の異動の明細書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）

受贈者の氏名	

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55号第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の４第22項の規定による届出書の提出期限前３年間における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目等	面積（㎡）	贈与価額（円）	譲渡等の年月日 態様
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・

（R8.9）

記載要領等	別紙　特例農地等の異動の明細書（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項又は第５項適用分）

《使用目的》

この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項又は第５項の規定の適用を受ける人が、継続届出書の提出期限前３年の間に使用貸借による権利の設定をした農地等に異動があった場合にその異動等の明細を記載するときに使用してください。

《記載要領等》

１　「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。

２　「贈与価額（円)」欄は、農地等の価額を贈与税の申告書により記載してください。

３　「譲渡等の年月日」及び「態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。

様式ID	NTA1VNX263010010

★

貸付特例適用農地等に係る継続届出書

（措法第70条の４第８項適用分）
（措法第70条の６第10項適用分）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	－ －
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	－	住所 F06	

租税特別措置法 第70条の４第８項 / 第70条の６第10項 の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等（平成 / 令和 ____年____月____日届出分）について同項の適用を引き続いて受けたいので、その賃借権等の設定に関する事項等について同条 第12項 / 第14項 の規定により届け出ます。

農地等の贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日	昭和・平成・令和　年　月　日

贈与者 被相続人	住所		氏名	

1　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面積（㎡）	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計 ……① ＿＿＿＿＿＿ ㎡

2　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面積（㎡）	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計 ……② ＿＿＿＿＿＿ ㎡

（注）ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3　借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

（注）借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積（上記②）＿＿＿＿＿㎡／貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）＿＿＿＿＿㎡＝＿＿＿＿＿％（≧80％）
（小数点以下切捨）

（注）上記１及び２について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

税理士署名		税理士電話番号	－ －

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

（R8.9）

記載要領等	貸付特例適用農地等に係る継続届出書（措法第70条の４第８項適用分・措法第70条の６第10項適用分）

《届出をする必要のある方》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用してください。

《記載要領等》

１　この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の６第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の４第８項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。

イ　「田・畑・採草放牧地・その他（　）」は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、「その他（　）」の（　）内には、具体的な現況を記載してください。

ロ　「(作物名等　　)」には、具体的な作物名等を記載してください。

３　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積（㎡）」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。

４　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。

５　「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。

６　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「２」に準じて記載してください。

７　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積（㎡）」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。

８　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「４」に準じて記載してください。

９　「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「７」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。

10　「３　借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で

＜貸付特例適用農地等に係る継続届出書（措法第 70 条の４第８項適用分・措法第 70 条の６第 10 項適用分）　記載要領等＞

記載してください。

11　借受代替農地等のうちに異動により農地法第 43 条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地に該当することとなった農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。

様式ID	NTA1VNX264010010

★

貸付特例適用農地等に係る継続届出書（震災特例法用）
（措法第70条の４第８項、第70条の６第10項適用分）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日
郵便番号	―	住所又は居所	F06	

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２の２第１項の規定により、租税特別措置法（第70条の４第８項／第70条の６第10項）の規定の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等　（令和＿＿年＿＿月＿＿日届出分）　について、同項の適用を引き続いて受けたいので、その賃借権等の設定に関する事項等について同条（第12項／第14項）の規定により届け出ます。

農地等の　贈与を受けた／相続（遺贈）があった　年月日	昭和／平成／令和　年　月　日

贈与者／被相続人	住所		氏名	

1　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面積（㎡）	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計　……①＿＿＿＿＿＿㎡

2　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面積（㎡）	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地・その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計　……②＿＿＿＿＿＿㎡

（注）ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3　借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

（注）借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積（上記②）＿＿＿＿㎡／貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）＿＿＿＿㎡＝＿＿＿＿％（≧80％）

（小数点以下切捨）

（注）上記１及び２について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

記載要領等	貸付特例適用農地等に係る継続届出書（震災特例法用）（措法第70条の４第８項適用分・措法第70条の６第10項適用分）

《届出をする必要のある方》

この届出書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２の２第１項の規定により、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用してください。

《記載要領等》

１　この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の６第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の４第８項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。

イ　「田・畑・採草放牧地・その他（　）」は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、「その他（　）」の（　）内には、具体的な現況を記載してください。

ロ　「(作物名等　　)」には、具体的な作物名等を記載してください。

３　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積（㎡）」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。

４　「１　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。

５　「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。

６　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「２」に準じて記載してください。

７　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積（㎡）」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。

８　「２　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「４」に準じて記載してください。

９　「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「７」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。

10　「３　借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記して

ください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

11　借受代替農地等のうちに異動により農地法第 43 条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地に該当することとなった農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。

様式ID	NTA1VNX329010010

★

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	― ―
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	―	住所 F06	

租税特別措置法第70条の４第１項又は第70条の６第１項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の８第１項又は第３項の規定の適用を受けるため、同条第２項又は第５項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日	昭和・平成・令和　年　月　日		
贈与者 被相続人	住所	氏名	

1　収用交換等により譲渡した農地等の明細

(1)　所在場所・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　地目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)　面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㎡

（注）この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2　農地等の譲渡をした日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和 ＿＿年 ＿＿月 ＿＿日

3　農地等の譲渡先　・・・・・　所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　その他参考事項

※　添付書類

○　公共事業施行者の証明書　　○

○　　○

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

《届出をする必要のある方》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の４第１項又は第70条の６第１項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第70条の８第１項又は第３項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「収用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

収用交換等による譲渡の時期	利子税の額
平成26年４月１日から令和13年３月31日までの間の場合	０（零）
上記以外の場合	通常納付すべき利子税の額の２分の１の金額

《提出期限》

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡をした日から２月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

《記載要領等》

１　文章中の不要文字は、二重線で抹消してください。

２　「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

⑴　収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

⑵　この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

（注）　下記《添付書類》１の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。

３　「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

４　「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

（注）　下記《添付書類》１の公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。

５　「その他参考事項」欄

⑴　収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続(遺贈)後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

⑵　やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

＜納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書　記載要領等＞

《添付書類》

届出書には次の書類を添付してください。

1　公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

2　収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

様式ID	NTA0VNX330010010

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書（付表）

届出者氏名	

収用交換等により譲渡した農地等の明細

所在場所	地目	面積（㎡）	備考

（注）1　「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された「譲渡を受けた農地等」の内容と同じか確認してください。

2　贈与又は相続の後に分筆等があったものについては、その旨を備考欄に記載してください。

（R8.9）

住　　所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿年＿＿月＿＿日

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿税務署長

猶予期限が確定した　　額の通知書

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から　　により取得した農地等の　　については、租税特別措置法　　の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1　納税の猶予がなされていた　　の額　・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　猶予期限が確定した　　の額（猶予確定税額）　・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

ほか利子税の額
（租税特別措置法第７０条の８〈 □ 該当・ □ 非該当〉）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　引き続き納税の猶予がされる　　の額　・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　確定した　　の猶予期限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿年＿＿月＿＿日

5　猶予期限が確定した理由

この通知により新たに猶予期限が確定した　　の額及び利子税の額は、上記４の猶予期限までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

また、上記４の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記２の猶予確定税額に、上記４の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

様式ID	NTA1VNX261010010

★

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	―	住所	F06	

贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

1　受贈年月日　　昭和・平成・令和　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

2　納付した猶予税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円

3　２の税額とともに納付した利子税の額　・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円

4　納付年月日　　令和　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

(R8.9)

記載要領等	贈与税の納税猶予取りやめ届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用してください。

様式ID	NTA1VNX271010010

★

代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（申請者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	―	住所	F06	

次の規定により、下記のとおり　贈与税／相続税　の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額等に関する承認申請をします。

規定		
贈与税	□	租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）
	□	租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）
相続税	□	租税特別措置法施行令第40条の７第29項（代替農地等の取得）
	□	租税特別措置法施行令第40条の７第33項（代替農地等の付替え）

（注）贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受ける場合には、それぞれの「□」にレ印を記入してください。

記

譲渡等をした特例農地等	所在地			計
	地目等、面積	㎡	㎡	
	贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日	年　月　日	年　月　日	
	贈与相続（遺贈）の時の価額	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円
	譲渡等の年月日、態様	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
	譲渡等の対価の額	円	円	円
農地又は採草放牧地等の取得等をする見込みの	所在地			
	地目等、面積	㎡	㎡	
	取得等予定の年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
	取得価額の見積額（代替農地等の取得の場合）	円	円	円
	譲渡等の時における価額（代替農地等の付替えの場合）	円	円	円
摘要				

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

（R8.9）

記載要領等	代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）

《使用目的》

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から１年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

《提出期限》

この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から１か月以内です。

《記載要領等》

１　この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を二重線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第 70 条の４第 15 項及び第 16 項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 29 項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 32 項（代替農地等の付替え）」の規定を、相続税の納税猶予について同法第 70 条の６第 19 項及び第 20 項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 29 項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 33 項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

２　「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

⑵　「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３　「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 29 項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 29 項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 32 項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 33 項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。

⑵　「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。

＜代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）　記載要領等＞

⑶　「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

4　次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

①	三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の収用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から１年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合	〈添付書類〉 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類
②	代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合	

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第２条第１項に規定する首都圏、近畿圏整備法第２条第１項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第２条第１項に規定する中部圏内にある地方自治法第 252 条の 19 第１項の市の区域
3	上記２に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地若しくは同条第４項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域若しくは同条第４項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名　　称　　様

令和　　年　　月　　日

　　税務署長　　印

代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書

　　年　　月　　日付で申請のありました、代替農地等の取得等見込みについての取得価額の見積額等の承認申請を 承　認 / 却　下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　譲渡があった日から１年を経過する日までに、その承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が代替農地等の取得に充てられていない場合やその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を農業の用に供していない場合には、その部分に対応する 贈与税額 / 相続税額 又は全部の 贈与税額 / 相続税額 は、その１年を経過した日から２か月を経過する日に猶予期限が確定します。

（　）枚のうち（　）枚目

代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書

使用目的

この承認（却下）書は、「代替農地等の取得に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

様式ID NTA1VNX273010010 ★

代替農地等の取得価額等の明細書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号 / 年 / 月 / 日

郵便番号	—	住所 F06	

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規定		
贈与税	□	租税特別措置法施行令第40条の６第29項（代替農地等の取得）
	□	租税特別措置法施行令第40条の６第32項（代替農地等の付替え）
相続税	□	租税特別措置法施行令第40条の７第29項（代替農地等の取得）
	□	租税特別措置法施行令第40条の７第33項（代替農地等の付替え）

（注）贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受けた場合には、それぞれの「□」にレ印を記入してください。

記

譲渡等をした特例農地等	所在地				
	地目等、面積	①	㎡	㎡	㎡
	譲渡年月日、態様		令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円	円
取得等をした農地又は採草放牧地等	所在地				
	地目等、面積	④	㎡	㎡	㎡
	取得年月日		年　月　日	年　月　日	年　月　日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		令和　年　月　日　許可・届出	令和　年　月　日　許可・届出	令和　年　月　日　許可・届出
	取得の態様				
	取得価額 （代替農地等の取得の場合）	⑤	円	円	円
	譲渡等の時における価額 （代替農地等の付替えの場合）	⑥	円	円	円
	買入先 住所又は所在地				
	買入先 氏名又は名称				
譲渡等があった分	② × (③ − (⑤+⑥)) / ③		円	円	円
譲渡等がなかった分	① × (⑤+⑥)/③（1を超えるときは1とする。）	⑦	㎡	㎡	㎡
	② × (⑤+⑥)/③（1を超えるときは1とする。）	⑧	円	円	円
摘要					

（注）1　「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。

2　「買入先」欄は、代替農地等の取得に関する承認の場合に記載してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	代替農地等の取得価額等の明細書

《使用目的》

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から１年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第 23 条の７第 23 項若しくは第 24 項又は第 23 条の８第 18 項若しくは第 19 項に規定する書類として使用してください。

《記載要領等》

１　この明細書を提出する場合は、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第 70 条の４第 15 項及び第 16 項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 29 項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 32 項（代替農地等の付替え）」の規定を、相続税の納税猶予について同法第 70 条の６第 19 項及び第 20 項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 29 項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 33 項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

２　「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

⑵　「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

３　「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。

⑵　「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 29 項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 29 項（代替農地等の取得）」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合にその代替農地等の取得価額を記載してください。

⑶　「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 32 項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 33 項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記５②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

⑷　「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

⑸　次の①、②又は③に掲げる場合には、この明細書に次の書類を添付して提出してください。

＜代替農地等の取得価額等の明細書　記載要領等＞

①	代替農地等のうちに農地法第 43 条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地がある場合	〈添付書類〉 その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書
②	代替農地等のうちに都市営農農地等がある場合	〈添付書類〉 その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し
③	代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合	〈添付書類〉 公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類

様式ID	NTA1VNX269010010

★

代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（申請者） F04		生年月日	元号 / 年 / 月 / 日 K01

郵便番号	—	住所 F06	

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２の３　第１項 / 第２項　の規定の適用を受けるため、次の規定により、下記のとおり　贈与税 / 相続税　の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得に関する承認申請をします。

規定		
	贈与税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の２の３第３項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の６第29項
	相続税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の２の３第４項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の７第29項

記

譲渡をした特例農地等	所在地			計
	地目等、面積	㎡	㎡	
	贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日	年　月　日	年　月　日	
	贈与相続（遺贈）の時の価額	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円
	譲渡の年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
	譲渡の対価の額	円	円	円
取得をする農地又は採草放牧の地の見込み	所在地			
	地目等、面積	㎡	㎡	
	取得予定の年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
	取得価額の見積額	円	円	円
摘要				

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）

《使用目的》

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例対象区域(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業(注2)の用に供するために譲渡をした場合において、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第４条第４号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日から５年以内に代替農地等（特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。）の取得をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

（注）１　「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の区域内で福島復興再生特別措置法第４条第４号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示（同号ロ又はハに掲げるものに限ります。）の対象となっている区域をいいます。

２　「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。

⑴　福島復興再生特別措置法第 17 条の２第１項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業

⑵　東日本大震災復興特別区域法第 46 条第１項に規定する復興整備計画に記載された事業

⑶　福島復興再生特別措置法第 34 条第３項に規定する帰還・移住等環境整備交付金※の交付を受けて行われる事業

※　復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 46 号）による改正前の福島復興再生特別措置法第 34 条第３項に規定する帰還環境整備交付金を含みます。

⑷　福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

《提出期限》

この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から１か月以内です。

《記載要領等》

１　この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第２項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第１項」及び「贈与税」の文字を二重線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「贈与税」又は「相続税」のいずれかに○を記入）してください。

２　「譲渡をした特例農地等」の各欄は、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください（特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。）。

なお、譲渡をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３　「取得をする見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

＜代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）　記載要領等＞

４　この申請書には、次の書類を添付して提出してください。

・　譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長の書類で、その特例農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの

・　譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長（その特例農地等を《使用目的》（注）２⑶又は⑷に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあっては、市町村の長又は福島県知事）の書類で、その特例農地等を特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの（その譲渡に係るその特例農地等の明細及びその譲渡をした年月日を記載したものに限ります。）

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住　所　又は
所在地（納税地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名　又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書

令和＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、代替農地等の取得見込みについての取得価額の見積額等の承認申請を 承認 / 却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第４条第４号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日から５年を経過する日までに、その承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が代替農地等の取得に充てられていない場合には、その部分に対応する 贈与税額 / 相続税額 又は全部の 贈与税額 / 相続税額 は、その５年を経過した日から２か月を経過する日に猶予期限が確定します。

（　）枚のうち（　）枚目

【震災特例法用】

代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書【震災特例法用】

使用目的

この承認（却下）書は、「代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

様式ID	NTA1VNX274010010

★

代替農地等の取得価額等の明細書（震災特例法用）

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	—	住所又は居所	F06	

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規定		
	贈与税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の２の３第３項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の６第29項
	相続税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の２の３第４項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の７第29項

記

譲渡をした特例農地等	所在地				
	地目等、面積	①	㎡	㎡	㎡
	譲渡年月日		令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円	円
避難指示の解除がされた日			令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
取得をした農地又は採草放牧地	所在地				
	地目等、面積	④	㎡	㎡	㎡
	取得年月日		令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		令和　年　月　日　許可届出	令和　年　月　日　許可届出	令和　年　月　日　許可届出
	取得の態様				
	取得価額	⑤	円	円	円
	買入先　住所又は所在地				
	買入先　氏名又は名称				
譲渡があった分	② × (③ − ⑤) / ③		円	円	円
譲渡がなかった分	① × ⑤ / ③（１を超えるときは１とする。）	⑥	㎡	㎡	㎡
	② × ⑤ / ③（１を超えるときは１とする。）	⑦	円	円	円
摘要					

（注）「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	代替農地等の取得価額等の明細書（震災特例法用）

《使用目的》

この明細書は、特例対象区域(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業(注2)の用に供するために譲渡をし、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第４条第４号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日（以下「避難指示解除日」といいます。）から５年以内に代替農地等（特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。）の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その避難指示解除日から５年を経過する日までに代替農地等を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する書類として使用してください。

（注）１　「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の区域内で福島復興再生特別措置法第４条第４号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示（同号ロ又はハに掲げるものに限ります。）の対象となっている区域をいいます。

２　「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。

⑴　福島復興再生特別措置法第 17 条の２第１項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業

⑵　東日本大震災復興特別区域法第 46 条第１項に規定する復興整備計画に記載された事業

⑶　福島復興再生特別措置法第 34 条第３項に規定する帰還・移住等環境整備交付金※の交付を受けて行われる事業

※　復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 46 号）による改正前の福島復興再生特別措置法第 34 条第３項に規定する帰還環境整備交付金を含みます。

⑷　福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

《記載要領等》

１　この明細書を提出する場合は、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「贈与税」又は「相続税」のいずれかに○を記入）してください。

２　「譲渡をした特例農地等」の各欄には、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。

３　「取得をした農地又は採草放牧地」の各欄には、承認申請に基づき取得をした代替農地等に関する事項を記載してください。

４　「譲渡があった分」欄と「譲渡がなかった分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

５　この明細書には、次の書類を添付して提出してください。

・　代替農地等が所在する市町村の長の書類で、その農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの

・　代替農地等のうちに農地法第 43 条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなし

て適用する同法第２条第１項に規定する農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する農業委員会の書類

様式ID NTA1VNX275010010

★

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書
（納税猶予事案用）

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法施行令　第40条の６第36項
第40条の７第38項　の規定により　贈与税
相続税　の納税猶予の適用に係る　代替農地等の取得価額の見積額等
都市営農農地等該当見込み等

に関する承認申請をいたします。

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				計
	農地等の地目等、面積	㎡	㎡	㎡	
	贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	
	贈与相続（遺贈）の時の価額	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細	譲渡等の予定年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積	㎡	㎡	㎡	
	取得予定年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
	取得対価の見積額	円	円	円	円
都市営農農地等該当の明細	都市営農農地等該当予定日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積	㎡	㎡	㎡	

（注）農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）

《使用目的》

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から１年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から１年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

《提出期限》

この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から１か月以内です。

《記載要領等》

１　この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第 40 条の７第 38 項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第 40 条の６第 36 項」と「贈与税」の文字をそれぞれ二重線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」のうち、いずれか一方を二重線で抹消してください。

２　「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。

⑵　「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第 10 条（同法第 10 条の５の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第 15 条第１項の規定による買取りの申出、同法第 10 条の６第１項の規定による指定の解除、都市計画の決定、都市計画の変更（田園住居地域内にある農地でなくなった場合を除きます。）、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３　「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住所又は
所在地（納税地）
氏名又は
名称　　様

令和　　年　　月　　日

　　税務署長　　印

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請に対する承認（却下）書

　　年　　月　　日付で申請のありました、買取りの申出等に係る農地等の譲渡等及び代替農地等の取得見込みについての取得価額の見積額等の承認申請を承認／却下／特定市街化区域農地等に該当することとなった農地等の都市営農農地等該当見込み等いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）１　買取りの申出等があった日から１年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部若しくは一部が譲渡されない場合／都市営農農地等に該当することとならなかった場合には、その部分に対する贈与税／相続税又は全部の贈与税／相続税は、その１年を経過した日から２か月を経過する日に猶予期限が確定します。

２　買取りの申出等があった日から１年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部又は一部を譲渡した場合において、その譲渡等があった日から１年を経過する日においてその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないときは、その部分に対応する贈与税／相続税又は全部の贈与税／相続税は、その１年を経過した日から２か月を経過する日に猶予期限が確定します。

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請に対する承認（却下）書

使用目的

この承認（却下）書は、「代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

★

様式ID	NTA1VNX334010010

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名 F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法施行規則　第23条の７第25項
第23条の８第20項　に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日		令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
	譲渡等の年月日		令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
	譲渡等の態様				
	譲渡の対価の額	②	円	円	円
	贈与価額 農業投資価格超過額	③	円	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				
	地目等				
	面積	④	㎡	㎡	㎡
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		令和　年　月　日　許可届出	令和　年　月　日　許可届出	令和　年　月　日　許可届出
	取得の態様				
	取得年月日		令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
	取得価額	⑤	円	円	円
	買入先　住所又は所在地				
	買入先　氏名又は名称				
買取りの申出等があったとされる部分	① × (②－⑤)／②	⑥	㎡	㎡	㎡
	③ × (②－⑤)／②	⑦	円	円	円
買取りの申出等がなかったとされる部分	① × ⑤／② （1を超えるときは1とする。）	⑧	㎡	㎡	㎡
	③ × ⑤／② （1を超えるときは1とする。）	⑨	円	円	円

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

《使用目的》

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から１年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

《記載要領等》

１　本文の「第 23 条の７第 25 項・第 23 条の８第 20 項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の８第 20 項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の７第 25 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。

⑵　「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、生産緑地法の規定に基づく指定の解除、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

⑶　「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

３　「取得した農地又は採草放牧地の明細 」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。

なお、「取得の態様」欄は、上記２の⑶に準じて記載してください。

４　「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

５　代替農地等として取得した農地が農地法第 43 条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地である場合は、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。

６　代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合は、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写しを添付してください。

様式ID	NTA1VNX286010010

★

都市営農農地等該当に関する明細書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名 F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法施行規則　第23条の７第26項
第23条の８第21項　に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

農地又は採草放牧地の明細（告示若しくは事由に係る）	農地等の所在地	／			
	農地等の地目	／			
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	告示又は事由の内容	／			
	告示又は事由が生じた年月日	／	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
該当する明細（該当に関）	都市営農農地等に該当した日	／	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
	該当した農地等の面積	③	㎡	㎡	㎡
買取りの申出等があったとされる部分	（①－③）の面積	④	㎡	㎡	㎡
	② × (①－③)／①	⑤	円	円	円
買取りの申出等がなかったとされる部分	③の面積	⑥	㎡	㎡	㎡
	② × ③／①	⑦	円	円	円

（注）特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	都市営農農地等該当に関する明細書

《使用目的》

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から１年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

《記載要領等》

１　本文の「第 23 条の７第 26 項・第 23 条の８第 21 項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の８第 21 項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の７第 26 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。

⑵　「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

３　「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。

４　「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

様式ID	NTA1VNX310010010

★

特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため租税特別措置法第70条の４第１項の規定の適用を受けている農地等につき＿＿＿＿＿＿＿＿に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

推定相続人	住所		氏名		届出者との続柄	

届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	平成・令和　年　月　日

１　使用貸借による権利の設定は、租税特別措置法第70条の４第１項の規定の適用を受ける農地等の全てについて行われており、その権利設定の日は、令和＿＿年＿＿月＿＿日です。

２　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

３　私は、令和＿＿年＿＿月＿＿日付で農業を営む者でなくなったことの届出又は農業者年金の請求をしております。

４　私は、推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿の営む農業経営に従事しております。

添　付　書　類

○　＿＿＿＿＿＿＿＿が届出者の推定相続人であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）

○　推定相続人の適格証明書（農業委員会の証明書）

○　使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第３条の許可書の写し）

○　農業を営む者でなくなったことの届出書の写しその他その届出がされていることを証する書類
又は
農業者年金経営移譲年金裁定請求書の写しその他その請求がされていることを証する書類（農業協同組合の証明書）

○　届出者が推定相続人の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は使用貸借の権利の設定の日から２か月以内です。

様式ID	NTA1VNX241010010

★

推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	―　―
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	―	住所 F06	

推定相続人 ＿＿＿＿＿＿＿＿ の死亡によりその者に使用させていた農地等につき

死亡推定相続人の相続人

他の推定相続人 ＿＿＿＿＿＿＿＿ に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

死亡推定相続人の相続人 他の推定相続人	住所		氏名		死亡推定相続人又は届出者との続柄	
死亡した推定相続人	住所		氏名		死亡年月日	令和　年　月　日

1　使用貸借による権利の設定は、推定相続人 ＿＿＿＿＿＿＿＿ の死亡に伴い、他の推定相続人等 ＿＿＿＿＿＿＿＿ に対し、租税特別措置法第70条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の全てについて行われたものであり、その権利設定の日は、令和 ＿＿ 年 ＿＿ 月 ＿＿ 日です。

2　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添付書類

○ ＿＿＿＿＿＿＿＿ が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）

○ 他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）

○ 使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第３条の許可書の写し）

○ 届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

税理士署名		税理士電話番号	―　―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、その推定相続人が死亡したため死亡推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用貸借させていた人でその農地等を相続により取得した後も、その相続税について納税猶予を受けている場合にその推定相続人が死亡したため死亡した推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について納税猶予の継続適用を受けようとする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は推定相続人の死亡の日から２か月以内です。

《記載要領》

使用貸借による権利の設定を死亡推定相続人の相続人に対して行っている場合には、届出書の「死亡推定相続人の相続人・他の推定相続人」の「他の推定相続人」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「死亡推定相続人の相続人」の文字を二重線で抹消してください。

様式ID	NTA1VNX240010010

★

推定相続人の死亡に伴う受贈者の農業経営開始の届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	― ―
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 ―	住所 F06		

推定相続人 ＿＿＿＿＿＿＿＿ の死亡によりその者に使用させていた農地等につき私が農業経営を開始したので届け出ます。

死亡した推定相続人	住所			
	氏名		死亡年月日	令和　年　月　日
届出者が農地等に係る農業経営を開始した年月日			令和　年　月　日	

添付書類

○　届出者が農業経営を開始したと認められる旨の証明書（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	推定相続人の死亡に伴う受贈者の農業経営開始の届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用させていた人でその農地等を相続により取得した後もその相続税について納税猶予を受けている場合に、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、推定相続人の死亡の日から２か月以内です。

様式ID	NTA1VNX222010010

★

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	—	住所	F06	

平成　　年　　月　　日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第４項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農地所有適格法人	所在地		名称	
2	合併法人	所在地		名称	

１　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併した日は、令和　　年　　月　　日です。

２　合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、令和　　年　　月　　日です。

３　合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

４　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第２条第３項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する（理事／業務執行権を有する社員／取締役）に就任し、かつ、常時従事者である（組合員／社員）（１年間のうち、当該農地所有適格法人の農業に従事する日数が　　日であり、かつ、その農業に必要な農作業に　　日従事します。）となっています。

添付書類

○　合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第３項に規定する特定農地所有適格法人に該当する旨の農業委員会の証明書

○　合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類（使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類）

○　合併契約書の写し

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、合併法人又は分割承継法人がその使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するときに、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、引き続き納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併又は分割した日から２か月以内です。

別紙

様式ID	NTA0VNX357010010

使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書

[租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分]

受贈者の氏名	

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第４項に定める合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人又は分割承継法人から合併法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積（㎡）	使用貸借による権利の設定許可日

(R8.9)

記載要領等	別紙　使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

《使用目的》

この明細書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、納税猶予の継続適用を受けるために提出する「使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書」の別紙として、使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細を記載するときに使用してください。

《記載要領等》

１　「地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記載してください。
　なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。

２　「使用貸借による権利の設定許可日」欄には、合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人に対する使用貸借による権利の設定の許可年月日を記載してください。

３　この明細書は、「使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書」と併せて法人が合併又は分割した日から２か月以内に提出してください。

様式ID	NTA1VNX178010010

★

やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—	住所 F06	

私は、下記１に記したやむを得ない事由により、令和＿＿年＿＿月＿＿日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記２の特定農地所有適格法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条（第５項／第６項）の規定により届け出ます。

記

１　やむを得ない事由

２　特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）　この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から１月を経過する日までです。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

（事情の詳細）

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

《使用目的》

この届出書は、使用貸借による権利の設定を受ける法人が特定農地所有適格法人に該当しないこととなった場合に、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨及び引き続き当該特定農地所有適格法人の代表者となっている旨を租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第 158 号）附則第 28 条第５項又は第６項の規定により税務署長に提出するときに使用してください。

《記載要領等》

１　本文の「第５項・第６項」の箇所は、この届出書を提出期限までに提出する場合には「第６項」の文字を、提出期限後に提出する場合には「第５項」の文字を二重線で抹消してください。

２　この届出書を提出期限までに提出できなかった場合には、その事情の詳細を「(事情の詳細)」欄にできるだけ具体的に記載してください。

様式ID	NTA1VNX293010010

★

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則（以下「法附則」といいます。）第36条第３項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第７号）第１項の規定による改正後の租税特別措置法第70条の４第15項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第36条第６項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第７項の規定により承認申請します。

１　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

法附則第36条第３項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

２　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

⑴一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項				
貸付先（事業施行者）の名称		名称		所在地
貸付期間	貸付けを行った日	令和　年　月　日		
	貸付期限	令和　年　月　日		
地上権等の登記の有無		有　・　無		
賃貸料の金額		円　・　無償		

⑵一時的道路用地等に係る事業等に関する事項		
	事業名	
	使用目的	

３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、令和＿＿年＿＿月＿＿日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

税理士署名		税理士電話番号	— —

（R8.9）

記載要領等	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

《使用目的》

この承認申請書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第２項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

《提出期限》

この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から１か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領等》

１　２⑴の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

２　２⑴の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。

３　２⑵の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

４　「３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

５　この承認申請書には付表も併せて提出してください。

６　この承認申請書には、次の書類を添付してください。

⑴　承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄

道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類

⑵　一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

様式ID	NTA0VNX294010010

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

受贈者の氏名	

１　法附則第36条第３項の規定により届け出た農地等に関する事項

農地等を贈与により取得した年月日	平成　　年　　月　　日			
贈与者	氏名		住所	
使用貸借による権利を設定していた特定農地所有適格法人	名称		所在地	

２　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　　）㎡ ㎡	有・無
2				（　　）㎡ ㎡	有・無
3				（　　）㎡ ㎡	有・無
4				（　　）㎡ ㎡	有・無
5				（　　）㎡ ㎡	有・無
6				（　　）㎡ ㎡	有・無
7				（　　）㎡ ㎡	有・無
8				（　　）㎡ ㎡	有・無
9				（　　）㎡ ㎡	有・無
10				（　　）㎡ ㎡	有・無
			合計	（　　）㎡ ㎡	

（添付書類）

１．租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第８項に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類

２．租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵省令第33号）第14条第９項に規定する事業施行者との契約書等の写し等

（R8.9）

記載要領等	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

《使用目的》

この承認申請書（付表）は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第２項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。

《記載要領等》

「２」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。

１　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

２　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

３　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

４　「面積」欄は、次により記載してください。

⑴　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

⑵　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

５　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を〇で囲んでください。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－ －

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名 称 殿

令和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項）

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項の規定に基づく承認申請を

承　認　いたします。
却　下

この通知に係る処分の理由

（注）１　この承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

２　当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から２か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

（　）枚のうち（　）枚目

（令元.5）

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

〔租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項〕

使用目的

この承認（却下）書は、「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

様式ID	NTA1VNX295010010

★

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名（届出者）	F04		生年月日	元号 / 年 / 月 / 日
			K01	

郵便番号	—	住所	F06	

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第７項の規定により届け出ます。

１　贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日

２　贈与者	氏名		住所又は居所	

３　一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項

(1)　承認申請書の提出年月日	平成・令和　年　月　日
(2)　(1)の承認申請に対する承認年月日	平成・令和　年　月　日

※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から１月を経過した日を記載してください。

４　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項

(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付を行った日	平成・令和　年　月　日		
	貸付期限	令和　年　月　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

５　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　）㎡ ㎡	有・無
2				（　）㎡ ㎡	有・無
3				（　）㎡ ㎡	有・無
4				（　）㎡ ㎡	有・無
5				（　）㎡ ㎡	有・無
6				（　）㎡ ㎡	有・無
7				（　）㎡ ㎡	有・無
8				（　）㎡ ㎡	有・無
9				（　）㎡ ㎡	有・無
10				（　）㎡ ㎡	有・無
			合計	（　）㎡ ㎡	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…（別添のとおり）

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

《記載要領等》

１　３⑵の「⑴の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。

⑴　承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。

⑵　承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３⑴の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。

２　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第３項の規定の適用を受けている特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。

⑴　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑵　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑶　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

⑷　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

⑸　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を〇で囲んでください。

３　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。

４　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

様式ID	NTA1VNX242010010

★

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第７項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 / 年 / 月 / 日
郵便番号	—	住所	F06	

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第７項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

様式ID	NTA1VNX296010010

★

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則（以下「法附則」といいます。）第36条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、令和　　年　　月　　日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第12項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日
2　贈与者　氏名	住所又は居所

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項

(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称	所在地
(2)　貸付期間	貸付を行った日	平成・令和　年　月　日
	貸付期限	令和　年　月　日
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
	使用目的	

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1)　一時的道路用地等として貸し付けていた農地等						(2)　(1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日）	特定農地所有適格法人の農業の用に供されている(供する)面積	現在（今後）の利用状況
1				（　　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
2				（　　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
3				（　　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
4				（　　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
5				（　　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
6				（　　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
7				（　　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
8				（　　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
9				（　　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
10				（　　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
			合計	（　　）㎡ ㎡			㎡	

(3)　(2)の土地について

①　一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第36条第６項の規定の適用を受けている受贈者が特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類

②　一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

③　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵省令第33号）附則第14条第13項第２号及び第３号に掲げる書類については別添のとおり

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領等》

１　この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、本文の「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。

２　この届出書の本文中、「令和__年__月__日」には、地上権等が消滅した日を記載してください。

３　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。

⑴　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑵　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑶　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

⑷　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

⑸　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

４　「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載

＜特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）　記載要領等＞

してください。

５　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記３⑶に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

様式ID	NTA1VNX297010010

★

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条第14項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日

2　贈与者	氏名		住所又は居所	

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項

(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成・令和　年　月　日		
	延長前の貸付期限	令和　年　月　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、令和　＿＿年＿＿月＿＿日までに特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている農地等					(2)　(1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無	
1			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
2			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
3			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
4			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
5			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
6			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
7			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
8			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
9			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
10			（　）㎡ ㎡	有・無	（　）㎡ ㎡
		合計	（　）㎡ ㎡		（　）㎡ ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵省令第33号）附則第14条第14項に規定する契約書等の写し…別添のとおり

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領等》

１　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）　特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から２か月を経過する日までに限られます。

２　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。

⑴　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑵　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑶　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

⑷　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

⑸　「⑵　⑴のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、⑶に準じて記載してください。

様式ID	NTA1VNX298010010

★

特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	—	住所	F06	

※　該当するものにレ印を記入してください。

□ １．租税特別措置法第70条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則（以下「令附則」といいます。）第33条第３項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第３項の規定により届け出ます。

□ ２．租税特別措置法第70条の４第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人（上記１の届出をする場合には、上記１と同一の特定農地所有適格法人）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、法附則第55条第５項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農地所有適格法人	名称		所在地		区分	□認定農地所有適格法人 □認定特定農業法人
贈与者	氏名		住所又は居所			

届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	（昭和・平成）　年　月　日
届出者の特定農地所有適格法人における地位等	（代表権の有無）□有　□無 （地位）□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数　＿＿＿日 農作業に従事する日数　＿＿＿日

①　使用貸借による権利の設定の日は、令和＿＿年＿＿月＿＿日です。

②　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。

③　使用貸借による権利の設定については、令附則第33条第４項又は第７項若しくは第８項に規定する要件を満たしています。

④　借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日（令和＿＿年＿＿月＿＿日）は、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間の満了の日（令和＿＿年＿＿月＿＿日）以後の日となっています。

（注）④は、法附則第55条第５項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。

（添付書類）

○　使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が、令附則第33条第３項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する農業委員会の書類

○　使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにする書類

○　次に掲げる農地所有適格法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項を証する市町村長の書類

イ　認定農地所有適格法人である場合　当該認定農地所有適格法人に係る令附則第33条第５項第２号に規定する農業経営改善計画の認定の日及び当該計画の有効期間の満了の日

ロ　認定特定農業法人である場合　当該認定特定農業法人に係る令附則第33条第５項第３号に規定する特定農用地利用規程の認定の日及び当該規程の有効期間の満了の日

○　法附則第55条第５項の規定の適用を受けようとする場合には、令附則第33条第７項第３号に規定する特定農地所有適格法人の同意を得ていることを明らかにする書類

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成 17 年３月 31 日以前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第３項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第 70 条の４第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした日から２か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領等》

１　租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、１の□にレ印を記入してください。また、同条第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、２の□にレ印を記入してください。

２　「権利の設定を受けた特定農地所有適格法人」欄の「区分」欄は、当該法人が、令附則第 33 条第３項第１号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。

３　「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。

４　所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第５項の規定の適用を受ける場合には、借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日及び当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間の満了の日を「④」欄に記入してください。

５　この届出書には、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

（参考）令附則第 33 条第４項、第７項及び第８項に規定する要件の概要

１　令附則第 33 条第４項に規定する要件

法附則第 55 条第３項の規定の適用を受けようとする受贈者は、特定農地所有適格法人に対する使用貸借による権利の設定の時の直前において、当該受贈者が有する農地等で贈与税の納税猶予の特例の適用を受けているものの全て（貸付特例適用農地等を除きます。）について使用貸借による権利の設定を行わなけれ

ばなりません。

2　租税特別措置法第 70 条の４第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等について、法附則第 55 条第５項の規定に基づく届出をする場合には、以下の要件を満たす必要があります。

⑴　令附則第 33 条第７項に規定する要件

法附則第 55 条第５項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次に掲げるところにより、租税特別措置法第 70 条の４第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしなければなりません。

イ　借受代替農地等の全てにつき農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより一の特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。

ロ　受贈者が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）を有している場合には、法附則第 55 条第３項に規定するところにより使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。

ハ　借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき法附則第 55 条第６項第３号に規定する賃借権等の存続期間が満了することとなる場合において、当該満了の日から１月を経過する日までに上記イの特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等について使用貸借による権利の設定を行うことについて、あらかじめ当該特定農地所有適格法人の同意を得ていること。

ニ　借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日が、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る法附則第 55 条第６項第１号に規定する賃借権等の存続期間の満了の日以後の日であること。

⑵　令附則第 33 条第８項に規定する要件

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除く。）を有している受贈者で、法附則第 55 条第５項の規定の適用を受けようとするものは、次に掲げるところにより、当該農地等について使用貸借による権利の設定をしなければなりません。

イ　受贈者が贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）の全てについて、法附則第 55 条第３項の規定の適用を受けて、使用貸借による権利の設定をすること。

ロ　上記イの使用貸借による権利の設定及び法附則第 55 条第５項に規定する借受代替農地等に係る使用貸借による権利の設定が、同一の日に行われること。

別紙

様式ID	NTA0VNX358010010

使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書

受贈者の氏名	

※　該当するものにレ印を記入してください。

□ 1．所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項の規定による使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、次のとおりです。

□ 2．所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第５項の規定による使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積（㎡）	使用貸借による権利の設定許可日

(注)　同法附則第55条第５項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等がある場合には、番号を○で囲んでください。

(R8.9)

記載要領等	別紙　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書

《使用目的》

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成17年４月１日前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第70条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第３項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第 70 条の４第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出を行う場合に、当該使用貸借による権利の設定をした農地等の明細を「特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」の別紙として提出する場合に使用してください。

《記載要領等》

１　租税特別措置法第70条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、１の□にレ印を記入してください。

また、同条第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、２の□にレ印を記入してください。

２　所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第３項又は第５項の規定の適用を受ける農地等の明細は、一筆ごとに、次により記載してください。

⑴　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

⑵　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑶　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑷　「面積（㎡）」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。

（注）　上記⑴から⑷について、借受代替農地等がある場合には、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。

３　上記１で「２の□」にレ印をした方は、法附則第55条第５項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等について、その番号欄の番号を○で囲んでください。

様式ID	NTA1VNX197010010

★

やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則 第55条第３項又は第５項適用分）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	―	住所	F06	

私は、下記１に記したやむを得ない事由により、令和　　年　　月　　日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記２の所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第４項第１号に規定する特定農地所有適格法人の理事等となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項第１号の規定により届け出ます。

記

１　やむを得ない事由

２　特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地　　名　称

税理士署名		税理士電話番号	― ―

(R8.9)

記載要領等	やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項又は第５項適用分）

《使用目的》

この届出書は、やむを得ない事由により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第３項第３号に規定する常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、原則として、やむを得ない事由により、常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から１か月を経過する日までです。

様式ID	NTA1VNX335010010

★

被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

※　該当するものにレ印を記入してください。

□ １．認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第12条第１項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第12条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同法第12条第１項の認定を受け、同法第12条の２第１項に規定する認定農業者となりましたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則（以下「令附則」といいます。）第33条第５項第２号の規定により届け出ます。

□ ２．認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第23条第１項の認定を受けた同条第７項に規定する特定農用地利用規程（同法第23条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第23条第７項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。次の３において同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同条第１項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第４項に規定する特定農業法人として定められたので、令附則第33条第５項第３号の規定により届け出ます。

□ ３．認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第12条第１項の認定を受け、同法第12条の２第１項に規定する認定農業者となりましたので、令附則第33条第５項第４号の規定により届け出ます。

特定農地所有適格法人の名称		所在地	
農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間満了年月日		新たに認定を受けた農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定の日及び有効期間満了年月日	
令和　年　月　日		認定年月日	令和　年　月　日
		有効期間満了日	令和　年　月　日

※　上記３に該当する場合には、次の各欄にも記入してください。

認定農業者である特定農地所有適格法人の名称		所在地	
届出書の特定農地所有適格法人における地位等		（代表権の有無）□ 有　□ 無 （　種　類　）□ 理事　□ 業務執行権を有する社員　□ 取締役	
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況		農業に従事する日数　日 農作業に従事する日数　日	

（添付書類）

○上記１に該当する場合

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号）附則（以下「規附則」といいます。）第14条第７項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記２に該当する場合

規附則第14条第９項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記３に該当する場合

①　規附則第14条第11項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

②　特定農地所有適格法人に係る規附則第14条第２項に規定する農業委員会が証明した書類

税理士署名		税理士電話番号	— —

（R8.9）

記載要領等	被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書

《使用目的》

この届出書は、認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第12条第１項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第12条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同法第12条第１項の認定を受け、同法第12条の２第１項に規定する認定農業者となった場合、又は認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第１項の認定を受けた同条第７項に規定する特定農用地利用規程（同法第23条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第23条第７項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。以下同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同条第１項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第４項に規定する特定農業法人として定められた場合、又は認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第12条第１項の認定を受け、同法第12条の２第１項に規定する認定農業者となった場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間が満了した日から２か月を経過する日までです。

《記載要領等》

１　「特定農地所有適格法人の名称」及び「所在地」欄には、新たに認定を受ける前の特定農地所有適格法人に係る名称及び所在地を記入してください。

２　認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第12条第１項の認定を受け、同法第12条の２第１項に規定する認定農業者となった場合には、新たに認定を受けた認定農業者である特定農地所有適格法人に係る名称、所在地及び届出者の特定農地所有適格法人における地位等並びに届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況についても必ず記入してください。

様式ID	NTA1VNX182010010

★

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	—	住所	F06	

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添の「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第５項各号に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「やむを得ない事由により常時従業者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書」又は「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

様式ID	NTA1VNX299010010

★

特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

年　月　日　提出	提出先	F01	税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	—	住所	F06	

※　該当するものにレ印を記入してください。

□ １．所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則（以下「令附則」といいます。）第33条第12項及び第14項の規定により届け出ます。

□ ２．法附則第55条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので令附則第33条第17項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農地所有適格法人	名称		所在地	
贈与者	氏名		住所又は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	（昭和・平成）　年　月　日			
貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）	令和　年　月　日			

法附則第55条第５項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った特定農地所有適格法人の名称及び所在地

名称		所在地	

①　貸付特例適用農地等であった農地等に係る使用貸借による権利の設定の日は、平成・令和　＿＿年＿＿月＿＿日です。

②　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。

③　貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」のとおりです（上記１に該当する場合のみ提出が必要です。）。

（添付書類）

特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにするもの

（注）　上記２に該当する場合には、上記書類の他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

税理士署名		税理士電話番号	— —

（R8.9）

記載要領等	特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

《使用目的》

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合又は法附則第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間満了の日又は賃借権等を中途解約により消滅させた日から２か月を経過する日までに特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定し、その設定をした日から２か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領等》

１　この届出書を提出するときは、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず提出してください。

２　法附則第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」を必ず提出してください。

３　法附則第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で当該設定が行われたことを明らかにするものの他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

別紙

様式ID	NTA0VNX359010010

貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書

受贈者の氏名	

□ 1．租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号）附則（以下「規附則」といいます。）第14条第15項及び第17項の規定により使用貸借による権利の設定をした貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、次のとおりです。

□ 2．租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第18項の規定により使用貸借による権利の設定をした貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積（㎡）	使用貸借による権利の設定許可日	農地等として利用されていないことを知った年月日

（注）「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、上記２に該当する場合において、貸付特例適用農地等であった農地等についての賃借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。

（R8.9）

記載要領等	別紙　貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書

《使用目的》

この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたとき又は法附則第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたときに、当該農地等の明細を「特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。

《記載要領》

１　法附則第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の１の□にレ印を記入してください。また、法附則第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合は、明細書中の２の□にレ印を記入してください。

２　貸付特例適用農地等であった農地等の明細は、一筆ごとに、次により記載してください。

⑴　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

⑵　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑶　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑷　「面積（㎡）」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。

⑸　「農地等として利用されていないことを知った年月日」欄には、法附則第 55 条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合において、当該貸付特例適用農地等であった農地等についての賃借権等を解約する直前に、当該農地等を借受けていた者の農業の用に供されていないものについて、その事実を知った年月日を記入してください。

別紙

様式ID	NTA0VNX360010010

貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書

受贈者の氏名	

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号）附則第14条第15項及び第17項の規定により貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積（㎡）

記載要領等	別紙　貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書

《使用目的》

この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第５項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第12項及び第14項の規定により税務署長にその旨を届け出る場合に、当該貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細を「特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。

《記載要領》

１　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

２　「農地等の所在地番」、「地目」及び「面積（㎡）」欄は、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。

様式ID	NTA1VNX221010010

★

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

平成　　年　　月　　日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第９項の規定により届け出ます。

1	合併又は分割により消滅又は分割した法人	名称		所在地			
2	合併法人又は分割承継法人	名称		所在地		区分	□認定農地所有適格法人 □認定特定農業法人

届出者の特定農地所有適格法人における地位等	（代表権の有無）　□有　□無 （地　　位）　□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数　　日 農作業に従事する日数　　日

１　法附則第55条第３項又は第５項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した日は、令和　　年　　月　　日です。

２　合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成・令和　　年　　月　　日です。

３　合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

（添付書類）

○　合併により消滅し、又は分割をした特定農地所有適格法人から当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類

○　合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第３項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する当該合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類

○　合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人に該当することを証する書類

税理士署名		税理士電話番号	— —

（R8.9）

記載要領等	使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項又は第５項適用分）

《使用目的》

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項又は第５項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併により消滅した日又は分割した日から２か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領等》

１　「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第３項第１号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。

２　「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。

３　この届出書には、「別紙　使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

別紙

様式ID	NTA0VNX361010010

使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書

[所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分]

受贈者の氏名	

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第９項に定める合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだ農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積（㎡）	使用貸借による権利の設定許可日

（注）　法附則第55条第５項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等がある場合には、番号を○で囲んでください。

記載要領等	別紙　使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）

《使用目的》

この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第３項又は第５項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに、使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細を「使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書」に添付して提出する場合に使用してください。

《記載要領》

１　使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は、１筆ごとに、次により記載してください。

⑴　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

⑵　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑶　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑷　「面積（㎡）」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を記載してください。

（注）　上記⑴から⑷について、借受代替農地等がある場合には、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。

２　法附則第55条第５項の規定による使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等については、その番号欄の番号を○で囲んでください。

様式ID	NTA1VNX300010010

★

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	—	—
氏名（申請者）	F04		生年月日	K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所	F06	

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第３項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法第70条の４第16項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第55条第10項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第20項の規定により承認申請します。

１　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

法附則第55条第３項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

２　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

⑴一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項				
貸付先（事業施行者）の名称		名称		所在地
貸付期間	貸付けを行った日	令和　年　月　日		
	貸付期限	令和　年　月　日		
地上権等の登記の有無		有　・　無		
賃貸料の金額		円　・　無償		

⑵一時的道路用地等に係る事業等に関する事項		
	事業名	
	使用目的	

３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、令和＿＿年＿＿月＿＿日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

税理士署名		税理士電話番号	—	—

(R8.9)

記載要領等	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）

《使用目的》

この承認申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第３項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成28年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第２項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

《提出期限》

この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から１か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領等》

１　２⑴の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

２　２⑴の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。

３　２⑵の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

４　「３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

５　この承認申請書には付表も併せて提出してください。

６　この承認申請書には、次の書類を添付してください。

⑴　承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄

道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類

⑵　一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

様式ID	NTA0VNX301010010

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）

受贈者の氏名	

１　所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項の規定により届け出た農地等に関する事項

農地等を贈与により取得した年月日	平成　　年　　月　　日			
贈与者	氏名		住所	
使用貸借による権利を設定していた特定農地所有適格法人	名称		所在地	

２　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　　）㎡ ㎡	有・無
2				（　　）㎡ ㎡	有・無
3				（　　）㎡ ㎡	有・無
4				（　　）㎡ ㎡	有・無
5				（　　）㎡ ㎡	有・無
6				（　　）㎡ ㎡	有・無
7				（　　）㎡ ㎡	有・無
8				（　　）㎡ ㎡	有・無
9				（　　）㎡ ㎡	有・無
10				（　　）㎡ ㎡	有・無
			合計	（　　）㎡ ㎡	

（添付書類）

１．租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号）附則（以下「規附則」という。）第14条第23項第１号に規定する主務大臣が一定の事項について証明した書類

２．規附則第14条第23項第２号に規定する事業施行者との契約書等の写し等

（R8.9）

記載要領等	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（付表）（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）

《使用目的》

この承認申請書（付表）は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成28年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第２項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合の承認申請書に添付して使用してください。

《記載要領》

「２」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。

１　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

２　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

３　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

４　「面積」欄は、次により記載してください。

⑴　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

⑵　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

５　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を〇で囲んでください。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－ －

住所又は
所在地（納税地）
氏名又は
名称　　殿

令和　　年　　月　　日

　　税務署長　　印

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項）

　　年　　月　　日付で申請のありました、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定に基づく承認申請を

承認
却下　いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）１　この承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

２　当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から２か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

（　）枚のうち（　）枚目

（令元.5）

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書

〔所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項〕

使用目的

この承認（却下）書は、「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

様式ID	NTA1VNX302010010

★

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第11項の規定により届け出ます。

１　贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日

２　贈与者	氏名		住所又は居所	

３　一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項

(1)　承認申請書の提出年月日	平成・令和　年　月　日
(2)　(1)の承認申請に対する承認年月日	平成・令和　年　月　日

※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から１月を経過した日を記載してください。

４　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項

(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成・令和　年　月　日		
	貸付期限	令和　年　月　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

５　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　）㎡ ㎡	有・無
2				（　）㎡ ㎡	有・無
3				（　）㎡ ㎡	有・無
4				（　）㎡ ㎡	有・無
5				（　）㎡ ㎡	有・無
6				（　）㎡ ㎡	有・無
7				（　）㎡ ㎡	有・無
8				（　）㎡ ㎡	有・無
9				（　）㎡ ㎡	有・無
10				（　）㎡ ㎡	有・無
			合計	（　）㎡ ㎡	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…（別添のとおり）

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）

《使用目的》

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第10項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

《記載要領等》

１　３⑵の「⑴の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。

⑴　承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。

⑵　承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３⑴の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。

２　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第55条第３項の規定の適用を受けている特例農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。

⑴　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑵　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑶　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

⑷　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

⑸　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を〇で囲んでください。

３　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。

４　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

様式ID	NTA1VNX235010010

★

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

年　月　日　提出			提出先	F01		税務署長
フリガナ	F03		電話番号		—	—
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01	元号　年　月　日	
郵便番号	—	住所	F06			

私は、下記に記したやむを得ない事情により、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

税理士署名		税理士電話番号	—	—

(R8.9)

記載要領等	所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

《使用目的》

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

様式ID	NTA1VNX303010010

★

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長
フリガナ F03	電話番号	—	—	
氏名（届出者） F04	生年月日		元号	年	月	日
		K01				
郵便番号 —	住所 F06					

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、令和＿＿年＿＿月＿＿日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第24項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日		
2　贈与者	氏名	住所又は居所	
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項			
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称	所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成・令和　年　月　日	
	貸付期限	令和　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1)　一時的道路用地等として貸し付けていた農地等						(2)　(1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日）	特定農地所有適格法人の農業の用に供されている(供する)面積	現在（今後）の利用状況
1				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
2				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
3				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
4				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
5				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
6				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
7				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
8				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
9				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
10				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
			合計	（　）㎡ ㎡			㎡	

(3)　(2)の土地について

①　一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第55条第10項の規定の適用を受けている受贈者が特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類

②　一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

③　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号）附則第14条第28項第２号及び第３号に掲げる書類については別添のとおりです。

税理士署名		税理士電話番号	—	—

(R8.9)

記載要領等	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）

《使用目的》

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領》

１　この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。

２　この届出書の本文中、「令和__年__月__日」には、地上権等が消滅した日を記載してください。

３　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。

⑴　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑵　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑶　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。

⑷　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

⑸　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

４　「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載

＜特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項適用分）　記載要領等＞

してください。

５　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記３⑶に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

様式ID	NTA1VNX304010010

★

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第26項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日

2　贈与者	氏名		住所又は居所	

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項

(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成・令和　年　月　日		
	延長前の貸付期限	令和　年　月　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、令和　　年　　月　　日までに特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている農地等					(2)　(1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無	
1			（　　）㎡ ㎡	有・無	（　　）㎡ ㎡
2			（　　）㎡ ㎡	有・無	（　　）㎡ ㎡
3			（　　）㎡ ㎡	有・無	（　　）㎡ ㎡
4			（　　）㎡ ㎡	有・無	（　　）㎡ ㎡
5			（　　）㎡ ㎡	有・無	（　　）㎡ ㎡
6			（　　）㎡ ㎡	有・無	（　　）㎡ ㎡
7			（　　）㎡ ㎡	有・無	（　　）㎡ ㎡
8			（　　）㎡ ㎡	有・無	（　　）㎡ ㎡
9			（　　）㎡ ㎡	有・無	（　　）㎡ ㎡
10			（　　）㎡ ㎡	有・無	（　　）㎡ ㎡
		合計	（　　）㎡ ㎡		（　　）㎡ ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号）附則第14条第30項に規定する契約書等の写し…別添のとおり

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項適用分）

《使用目的》

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領》

１　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）　特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から２か月を経過する日までに限られます。

２　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、１筆ごとに、次により記載してください。

⑴　「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑵　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑶　「面積」欄は、次により記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

⑷　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

⑸　「⑵　⑴のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、⑶に準じて記載してください。

様式ID	NTA1VNX255010010

★

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法第70条の４第８項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第８項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の４第９項の規定により届け出ます。

なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第８項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所		氏名	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日			昭和 平成 令和　年　月　日	

貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和　年　月　日
	公告番号	
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）

（借受代替農地等の合計面積）（別紙の②）　㎡ ／（貸付特例適用農地等の合計面積）（別紙の①）　㎡ ＝　％ ≧80％（小数点以下切捨）

（注）　この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80％以上であることが必要です。

（添付書類）

１　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第７項の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

２　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第７項の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

（注）　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画に定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等の貸付け又は農地等の借受けをした場合の添付書類は、記載要領等をご参照ください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

（R8.9）

記載要領等	贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画(※)の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

※　この届出書（添付書類に関する事項を除きます。）において、「農用地利用集積等促進計画」には、基盤強化法等改正法附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画を含みます。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内です。

《記載要領等》

１　「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定により公告(※)された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。

※　基盤強化法等改正法の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」といいます。）第 19 条の規定による公告を含みます。

２　「公告番号」欄には、上記「１」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。

３　「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。

４　「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）　貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が 80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

５　基盤強化法等改正法附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画に定めるところにより賃借権等の設定に基づき特例農地等の貸付け又は農地等の借受けをした場合は、この届出書に次の書類を添付してください。

⑴　旧基盤強化法第 19 条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

⑵　旧基盤強化法第 19 条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

別　紙

様式ID	NTA0VNX195010010

貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等

受贈者の氏名	

貸付特例適用農地等の明細

番号	農地等の所在地番 地目	面積	賃借権等の種類	借受者の氏名	借受者の住所
1		㎡	使用貸借・賃貸借	[　　]	[　　]
2		㎡	使用貸借・賃貸借	[　　]	[　　]
3		㎡	使用貸借・賃貸借	[　　]	[　　]
4		㎡	使用貸借・賃貸借	[　　]	[　　]
5		㎡	使用貸借・賃貸借	[　　]	[　　]
貸付特例適用農地等の合計面積					①　　㎡ (　　)　㎡

（注）1　貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の(　)内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。

2　貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[　]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細

番号	農地等の所在地番 地目	面積	賃借権等の種類	貸付者の氏名 公告年月日	貸付者の住所 賃借権等の存続期間
1		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
2		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
3		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
4		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
5		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
借受代替農地等の合計面積					②　　㎡

（注）　借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

(R8.9)

記載要領等	別紙　貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（贈与税）

《使用目的》

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画(※)の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等として使用してください。

※　この明細書において、「農用地利用集積等促進計画」には、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画を含みます。

《提出期限》

この明細書は、「贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書」とともに特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内に提出してください。

《記載要領等》

１　「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

２　「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された面積を記載してください。

３　「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。

４　「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。

なお、貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた者の氏名及び住所を同欄の［］内に記載してください。

５　「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「２」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（）内に記載してください。

６　「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に基づき、上記「１」から「４」に準じて記載してください。

７　「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定により公告(※)された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

※　基盤強化法等改正法の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告を含み

ます。

８　「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）　借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

９　「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

様式ID	NTA1VNX267010010

★

貸付特例適用農地等の変更届出書
（再借受代替農地等を借り受けた場合）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法　第70条の４第８項 / 第70条の６第10項　の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成 / 令和　年　月　日届出分）については、同条　第10項第１号 / 第12項第１号　に該当することとなりましたが、同条　第８項 / 第10項　の規定の適用を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条　第11項 / 第13項　の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた / 相続（遺贈）があった　年月日	昭和 / 平成 / 令和　年　月　日
贈与者 / 被相続人　住所	氏名

①　農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日
1			㎡	（　・　・　）
2			㎡	（　・　・　）
3			㎡	（　・　・　）
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A)　㎡	

②　再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番 / 地目	面積	賃借権等の種類	貸付者の氏名 / 公告年月日	貸付者の住所 / 賃借権等の存続期間（始期～終期）
1					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
2					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
3					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
再借受代替農地等の合計面積				(B)　㎡	

（注）上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③　借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ　当該変更届出書の直近に届け出ている借受代替農地等の合計面積　・・・・・・・・・・・・　(C)　＿＿＿＿㎡

ロ　当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

（イ）　変更届出後の借受代替農地等の合計面積（ａ）

（上記（C）の面積　＿＿＿＿㎡）－（上記（A）の面積　＿＿＿＿㎡）＋（上記（B）の面積　＿＿＿＿㎡）　＝　（ａ）　＿＿＿＿㎡

（ロ）　貸付特例適用農地等に係る土地の面積　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（ｂ）　＿＿＿＿㎡

（ハ）　当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

（上記（ａ）の面積　＿＿＿＿㎡）／（上記（ｂ）の面積　＿＿＿＿㎡）　＝　＿＿＿＿％　（≧80％）
（小数点以下切捨）

（添付書類）

・　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第７項又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画又は農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

（R8.9）

記載要領等	貸付特例適用農地等の変更届出書（再借受代替農地等を借り受けた場合）

《使用目的》

この変更届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第 70 条の４第８項又は同法第 70 条の６第 10 項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が 80％未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から２か月を経過する日です。

《記載要領等》

１　この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第 70 条の６第 10 項」、「第 12 項第１号」、「第 10 項」、「第 13 項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第 70 条の４第８項」、「第 10 項第１号」、「第８項」、「第 11 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「①農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。

３　「②再借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。

⑴　「地目」欄には、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

⑵　「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。

⑶　「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。

⑷　「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定により公告（※）された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

※　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号）の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告を含みます。

⑸　「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）　再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった

事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

４　「③借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

様式ID	NTA1VNX266010010

★

貸付特例適用農地等の（変更）届出書
（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 —	住所 F06		

租税特別措置法　第70条の４第８項 / 第70条の６第10項　の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成 / 令和 ＿＿年＿＿月＿＿日届出分）については、

□　イ．同条　第10項 / 第12項　（１号・３号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条　第11項 / 第13項　の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□　ロ．賃借権等の存続期間が満了したので、租税特別措置法施行令　第40条の６第27項 / 第40条の７第27項　の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□　ハ．賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、租税特別措置法施行令　第40条の６第27項 / 第40条の７第27項　の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の　贈与を受けた / 相続（遺贈）があった　年月日	昭和 / 平成 / 令和　年　月　日		
贈与者 / 被相続人　住所		氏名	

○　貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農地等の状況及びその状況にあることを知った日	賃借権等解約等年月日
1			㎡	（　・　・　）	・　・
2			㎡	（　・　・　）	・　・
3			㎡	（　・　・　）	・　・
4			㎡	（　・　・　）	・　・
5			㎡	（　・　・　）	・　・

（注）上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	貸付特例適用農地等の（変更）届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

《使用目的》

この（変更）届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用してください。

《記載要領等》

１　この（変更）届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の６第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の４第８項」の文字を二重線で抹消（以下、この（変更）届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。）してください。

２　この（変更）届出書の本文中、「(平成・令和　年　月　日届出分)」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。。

３　この（変更）届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□にレ印を記入し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

「イ」…　貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日（又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日）から２か月を経過する日

「ロ」…　貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

「ハ」…　貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

４　「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地等の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況（現況）及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。

５　「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。

様式ID	NTA1VNX245010010

★

相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	―	住所（居所）	F06	

租税特別措置法第70条の６第10項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第８項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の６第11項の規定により届け出ます。

なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第８項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所		氏名	

届出者が被相続人から農地等を　相続 遺贈　により取得した年月日	昭和 平成 令和　年　月　日

貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和　年　月　日
	公告番号	
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）	（借受代替農地等の合計面積）（別紙の②）　㎡ ／ （貸付特例適用農地等の合計面積）（別紙の①）　㎡ ＝　％ ≧80％（小数点以下切捨）

（注）　この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80％以上であることが必要です。

（添付書類）

１　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第７項の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

２　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第７項の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

（注）　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画に定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等の貸付け又は農地等の借受けをした場合の添付書類は、記載要領等をご参照ください。

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

記載要領等	相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

《使用目的》

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積等促進計画(※)の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

※　この届出書（添付書類に関する事項を除きます。）において、「農用地利用集積等促進計画」には、基盤強化法等改正法附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画を含みます。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内です。

《記載要領等》

１　「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定により公告(※)された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。

※　基盤強化法等改正法の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」といいます。）第 19 条の規定による公告を含みます。

２　「公告番号」欄には、上記「１」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。

３　「賃借権等の存続期間（初期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。

４　「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）　貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が 80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

５　基盤強化法等改正法附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画に定めるところにより賃借権等の設定に基づき特例農地等の貸付け又は農地等の借受けをした場合は、この届出書に次の書類を添付してください。

⑴　旧基盤強化法第 19 条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

⑵　旧基盤強化法第 19 条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

別　紙

様式ID	NTA0VNX194010010

貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等

農業相続人の氏名	

貸付特例適用農地等の明細

番号	農地等の所在地番 地目	面積	賃借権等の種類	借受者の氏名	借受者の住所
1				[ ]	[ ]
		㎡	使用貸借・賃貸借		
2				[ ]	[ ]
		㎡	使用貸借・賃貸借		
3				[ ]	[ ]
		㎡	使用貸借・賃貸借		
4				[ ]	[ ]
		㎡	使用貸借・賃貸借		
5				[ ]	[ ]
		㎡	使用貸借・賃貸借		
貸付特例適用農地等の合計面積					① ㎡ ( ) ㎡

（注）1　貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の６第１項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の( )内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。

2　貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[ ]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細

番号	農地等の所在地番 地目	面積	賃借権等の種類	貸付者の氏名 公告年月日	貸付者の住所 賃借権等の存続期間
1					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
2					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
3					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
4					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
5					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
借受代替農地等の合計面積					② ㎡

（注）　借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

記載要領等	別紙　貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（相続税）

《使用目的》

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積等促進計画（※）の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等として使用してください。

※　この明細書において、「農用地利用集積等促進計画」には、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画を含みます。

《提出期限》

この明細書は、「相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書」とともに特例農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内に提出してください。

《記載要領等》

１　「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

２　「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された面積を記載してください。

３　「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を〇で囲んでください。

４　「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。

なお、貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた者の氏名及び住所を同欄の［］内に記載してください。

５　「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「２」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（）内に記載してください。

６　「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に基づき、上記「１」から「４」に準じて記載してください。

７　「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第７項の規定により公告（※）された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

※　基盤強化法等改正法の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告を含み

ます。

８　「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）　借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

９　「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

様式ID	NTA1VNX256010010

★

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	—	住所（居所）	F06	

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２の２第１項の規定により、租税特別措置法第70条の４第８項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の４第９項の規定により届け出ます。

なお、福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所		氏名	

届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	昭和 平成 令和　年　月　日

貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和　年　月　日
	公告番号	
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）	（借受代替農地等の合計面積）（別紙の②）　㎡ ／ （貸付特例適用農地等の合計面積）（別紙の①）　㎡ ＝　％ ≧80％（小数点以下切捨）

（注）　この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80％以上であることが必要です。

（添付書類）

1　福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

2　福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）

《使用目的》

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について福島復興再生特別措置法第 17 条の 27 に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内です。

《記載要領等》

１　「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第 17 条の 26 の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。

２　「公告番号」欄には、上記「１」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。

３　「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。

４　「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）　貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が 80%未満の場合には、借換特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

別紙

様式ID	NTA0VNX522010010

貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等
（震災特例法用）

受贈者の氏名	

貸付特例適用農地等の明細

番号	農地等の所在地番 地目	面積	賃借権等の種類	借受者の氏名又は名称	借受者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地
1				［　　］	［　　］
		㎡	使用貸借・賃貸借		
2				［　　］	［　　］
		㎡	使用貸借・賃貸借		
3				［　　］	［　　］
		㎡	使用貸借・賃貸借		
4				［　　］	［　　］
		㎡	使用貸借・賃貸借		
5				［　　］	［　　］
		㎡	使用貸借・賃貸借		
貸付特例適用農地等の合計面積					①　　㎡ （　　）㎡

（注）　貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の（　）内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。

借受代替農地等の明細

番号	農地等の所在地番 地目	面積	賃借権等の種類	貸付者の氏名又は名称 公告年月日	貸付者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 賃借権等の存続期間
1					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
2					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
3					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
4					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
5					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
借受代替農地等の合計面積					②　　㎡

（注）　借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

記載要領等	別紙　貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）（贈与税）

《使用目的》

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について福島復興再生特別措置法第 17 条の 27 に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等の届出書として使用してください。

《提出期限》

この明細書は、「贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）」とともに特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内に提出してください。

《記載要領等》

１　「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

２　「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書に記載された面積を記載してください。

３　「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。

４　「借受者の氏名又は名称」及び「借受者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」欄には貸付特例適用農地等を借り受けた農地中間管理機構の名称及び所在地を、これらの欄の［ ］内には、当該農地中間管理機構からさらに当該貸付特例適用農地等を借り受けた方がいる場合の当該借り受けた方の氏名又は名称及び住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地をそれぞれ記載してください。

５　「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「２」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。

６　「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名又は名称」及び「貸付者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画書に基づき、上記「１」から「４」に準じて記載してください。

７　「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第 17 条の 26 の規定により公告された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

８　「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）　借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等

の存続期間の始期の日以前２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

９　「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

様式ID	NTA1VNX268010010

★

貸付特例適用農地等の変更届出書（震災特例法用）
（再借受代替農地等を借り受けた場合）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	－　－
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	－　住所 F06		

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２の２第１項の規定により、租税特別措置法

第70条の４第８項
第70条の６第10項
の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（令和　年　月　日届出分）については、同条

第10項第１号
第12項第１号
に該当することとなりましたが、同条
第８項
第10項
の規定の適用を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定

に関する事項等について同条
第11項
第13項
の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日	昭和 平成 令和　年　月　日
贈与者 被相続人 住所	氏名

①　農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日
1			㎡	（　・　・　）
2			㎡	（　・　・　）
3			㎡	（　・　・　）
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A)　㎡	

②　再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番	地目	面積	賃借権等の種類	貸付者の氏名又は名称 公告年月日	貸付者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 賃借権等の存続期間（始期～終期）
1			㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
2			㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
3			㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
再借受代替農地等の合計面積			(B)　㎡			

（注）上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③　借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ　当該変更届出書の直近に届け出ている借受代替農地等の合計面積・・・・・・・・・・　(C)　＿＿＿＿　㎡

ロ　当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

（イ）　変更届出後の借受代替農地等の合計面積（ａ）

（上記（C）の面積　＿＿＿＿　㎡）－（上記（A）の面積　＿＿＿＿　㎡）＋（上記（B）の面積　＿＿＿＿　㎡）　＝　（ａ）　＿＿＿＿　㎡

（ロ）　貸付特例適用農地等に係る土地の面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（ｂ）　＿＿＿＿　㎡

（ハ）　当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

（上記（a）の面積　＿＿＿＿　㎡）／（上記（b）の面積　＿＿＿＿　㎡）　＝　＿＿＿＿　％　（≧80％）
（小数点以下切捨）

（添付書類）
・福島復興再生特別措置法第 17 条の 26 の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

税理士署名		税理士電話番号	－　－

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

記載要領等	貸付特例適用農地等の変更届出書（震災特例法用）（再借受代替農地等を借り受けた場合）

《使用目的》

この変更届出書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２の２第１項の規定により、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80％未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から２か月を経過する日です。

《記載要領等》

１　この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の６第10項」、「第12項第１号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の４第８項」、「第10項第１号」、「第８項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「①　農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。

３　「②　再借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。

⑴　「地目」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

⑵　「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。

⑶　「貸付者の氏名又は名称」及び「貸付者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。

⑷　「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

⑸　「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）　再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった

＜貸付特例適用農地等の変更届出書（震災特例法用）（再借受代替農地等を借り受けた場合）　記載要領等＞

事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

４　「③　借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

様式ID	NTA1VNX265010010

★

貸付特例適用農地等の（変更）届出書（震災特例法用）
（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 —	住所 F06		

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２の２第１項の規定により、租税特別措置法第70条の４第８項／第70条の６第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（令和　年　月　日届出分）については、

□　イ．同条 第10項／第12項（１号・３号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので、同条 第11項／第13項の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□　ロ．賃借権等の存続期間が満了したので、租税特別措置法施行令 第40条の６第27項／第40条の７第27項の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□　ハ．賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、租税特別措置法施行令 第40条の６第27項／第40条の７第27項の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の　贈与を受けた／相続（遺贈）があった　年月日	昭和／平成／令和　年　月　日		
贈与者／被相続人　住所		氏名	

○　貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農地等の状況及びその状況にあることを知った日	賃借権等解約等年月日
1			㎡	（　・　・　）	・　・
2			㎡	（　・　・　）	・　・
3			㎡	（　・　・　）	・　・
4			㎡	（　・　・　）	・　・
5			㎡	（　・　・　）	・　・

（注）上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	貸付特例適用農地等の（変更）届出書（震災特例法用）（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

《使用目的》

この（変更）届出書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２の２第１項の規定により、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用してください。

《記載要領等》

１　この（変更）届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の６第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の４第８項」の文字を二重線で抹消（以下、この（変更）届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。）してください。

２　この（変更）届出書の本文中、「（令和__年__月__日届出分）」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。

３　この（変更）届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□にレ印を記入し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

「イ」…　貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日（又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日）から２か月を経過する日

「ロ」…　貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

「ハ」…　貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

４　「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地等の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況（現況）及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。

５　「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。

様式ID	NTA1VNX246010010

★

相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日
郵便番号	—	住所（居所）	F06	

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の２の２第１項の規定により、租税特別措置法第70条の６第10項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の６第11項の規定により届け出ます。

なお、福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所		氏名	
届出者が被相続人から農地等を　相続 遺贈　により取得した年月日			昭和 平成 令和　年　月　日	

貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和　年　月　日
	公告番号	
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）

（借受代替農地等の合計面積）（別紙の②）　㎡ ／（貸付特例適用農地等の合計面積）（別紙の①）　㎡ ＝　％ ≧80％（小数点以下切捨）

（注）　この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80％以上であることが必要です。

（添付書類）

１　福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

２　福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

記載要領等	相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）

《使用目的》

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について福島復興再生特別措置法第 17 条の 27 に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内です。

《記載要領等》

１　「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第 17 条の 26 の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。

２　「公告番号」欄には、上記「１」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。

３　「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。

４　「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）　貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が 80％未満の場合には、借換特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

別　紙

様式ID	NTA0VNX196010010

貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等
（震災特例法用）

農業相続人の氏名	

貸付特例適用農地等の明細

番号	農地等の所在地番 地目	面積	賃借権等の種類	借受者の氏名又は名称	借受者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地
1				[　　]	[　　]
		㎡	使用貸借・賃貸借		
2				[　　]	[　　]
		㎡	使用貸借・賃貸借		
3				[　　]	[　　]
		㎡	使用貸借・賃貸借		
4				[　　]	[　　]
		㎡	使用貸借・賃貸借		
5				[　　]	[　　]
		㎡	使用貸借・賃貸借		
貸付特例適用農地等の合計面積				① ㎡ （　　）㎡	

（注）　貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の６第１項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の（ ）内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。

借受代替農地等の明細

番号	農地等の所在地番 地目	面積	賃借権等の種類	貸付者の氏名又は名称	貸付者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地
1					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
2					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
3					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
4					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
5					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
借受代替農地等の合計面積				② ㎡	

（注）　借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

記載要領等	別紙　貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）（相続税）

《使用目的》

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について福島復興再生特別措置法第 17 条の 27 に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等の届出書として使用してください。

《提出期限》

この明細書は、「相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）」とともに特例農地等について賃借権等の設定をした日から２か月以内に提出してください。

《記載要領等》

１　「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

２　「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書に記載された面積を記載してください。

３　「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。

４　「借受者の氏名又は名称」及び「借受者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」欄には貸付特例適用農地等を借り受けた農地中間管理機構の名称及び所在地を、これらの欄の［ ］内には、当該農地中間管理機構からさらに当該貸付特例適用農地等を借り受けた方がいる場合の当該借り受けた方の氏名又は名称及び住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地をそれぞれ記載してください

５　「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「２」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。

６　「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名又は名称」及び「貸付者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画書に基づき、上記「１」から「４」に準じて記載してください。

７　「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第 17 条の 26 の規定により公告された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

８　「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）　借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前２か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特

例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

９　「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

様式ID	NTA1VNZ030010010

★

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	F07	—	—
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01	元号　年　月　日	
郵便番号	F05	—	住所	F06		

租税特別措置法　第70条の４第18項
第70条の６第22項　の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法　第70条の４第19項
第70条の６第23項　の規定により届け出ます。

1	贈与 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成・令和　年　月　日

2	贈与者 被相続人 の住所・氏名	住所		氏名	

3　一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項

(1)　承認申請書の提出年月日	平成・令和　年　月　日
(2)　(1)の承認申請に対する承認年月日※	平成・令和　年　月　日

※　(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から１月を経過した日を記載してください。

4　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項

(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	住所		名称	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成・令和　年　月　日		
	貸付期限	令和　年　月　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積（㎡）	地上権等の登記の有無
1				（　　）	有・無
2				（　　）	有・無
3				（　　）	有・無
4				（　　）	有・無
5				（　　）	有・無
6				（　　）	有・無
7				（　　）	有・無
8				（　　）	有・無
9				（　　）	有・無
10				（　　）	有・無
			合計	（　　）	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類……（別添のとおり）

税理士署名	R01		税理士電話番号	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第18項又は第70条の６第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用してください。

《記載要領等》

１　この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の６第22項」及び「第70条の６第23項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の４第18項」及び「第70条の４第19項」の文字を二重線で抹消してください。

２　３⑵の「⑴の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。

⑴　承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。

⑵　承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３⑴の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。

⑶　相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。

（注）　この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。

（例）・⑴又は⑶の場合

承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が令和元年５月27日であれば、継続貸付届出書は毎年５月27日までに提出しなければなりません。

・⑵の場合

承認申請書を提出した日が令和元年５月27日であれば、承認年月日は、令和元年６月27日となり、継続貸付届出書は毎年６月27日までに提出しなければなりません。

３　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、１筆ごとに、次によって記載してください。

⑴　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑵　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑶　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。

⑷　「面積（㎡）」欄は、次によって記載してください。

＜一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書　記載要領等＞

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第 12 表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第 12 表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

⑸　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

４　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。

５　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

様式ID	NTA1VNZ010010010

★

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05	—	住所 F06	

租税特別措置法　第70条の４第18項
第70条の６第22項　に規定する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令　第40条の６第39項
第40条の７第42項　の規定により承認申請します。

1　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称等	住所		名称
	貸付期間 貸付けを行った日	令和　年　月　日		
	貸付期間 貸付期限	令和　年　月　日		
	地上権等の登記の有無	有　・　無		
	賃貸料の金額	円　・　無償		

(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
	使用目的	

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、令和　＿＿　年　＿＿　月　＿＿　日までに自己等の農業の用に供する予定です。

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

《使用目的》

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第２項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

《提出期限》

この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から１か月以内です。

《記載要領等》

１　この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第 70 条の６第 22 項」と「第 40 条の７第 42 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第 70 条の４第 18 項」と「第 40 条の６第 39 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　２⑴の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

３　２⑴の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。

４　２⑵の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

５　「３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。

６　この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。

７　この承認申請書には、次の書類を添付してください。

⑴　承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類

＜一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書　記載要領等＞

⑵　一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

様式ID	NTA0VNZ020010010

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書　付表

申請者の氏名	

1　贈与
相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等

取得した年月日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日		
贈与者又は被相続人の住所・氏名	住所		氏名

2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積（㎡）	地上権等の登記の有無
1				（　　）	有・無
2				（　　）	有・無
3				（　　）	有・無
4				（　　）	有・無
5				（　　）	有・無
6				（　　）	有・無
7				（　　）	有・無
8				（　　）	有・無
9				（　　）	有・無
10				（　　）	有・無
			合　計	（　　）	

上記の土地に係る租税特別措置法施行令　第40条の６第40項
第40条の７第43項　に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法施行規則

第23条の７第27項
第23条の８第22項に規定する契約書等の写し ----------（別添のとおり。）

3　承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細

所在場所	地目	面積(㎡)	所在場所	地目	面積(㎡)

(R8.9)

記載要領等	一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書　付表

《使用目的》

この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。

《記載要領等》

1　「２」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、１筆ごとに、次によって記載してください。

⑴　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑵　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑶　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。

⑷　「面積（㎡）」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第 12 表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第 12 表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

⑸　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

2　贈与税についての承認申請をするときは、「２」下欄の文中の「第 40 条の７第 43 項」と「第 23 条の８第 22 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第 40 条の６第 40 項」と「第 23 条の７第 27 項」の文字を二重線で抹消してください。

3　「３」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を１筆ごとに、次によって記載してください。

⑴　「所在場所」及び「地目」欄は、１に準じて記載してください。

⑵　「面積（㎡）」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住所又は
所在地（納税地）
氏名又は
名　　称　　様

令和　　年　　月　　日

　　税務署長　　印

一時的道路用地等としての貸付に関する承認申請に対する承認（却下）書

　　年　　月　　日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の４第18項 第70条の６第22項 の規定に基づく承認申請を 承認 却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）１　この承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過するごとの日までに、継続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

２　当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を申請者の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から２か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書

使用目的

この承認（却下）書は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

様式ID	NTA1VNZ040010010

★

一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	F07	—	—
氏名（届出者）	F04		生年月日		元号	年	月	日
				K01				

郵便番号	F05	—	住所	F06	

租税特別措置法　第70条の４第18項
第70条の６第22項　の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について　貸付期限の到来
地上権等の解約　により令和＿＿年＿＿月＿＿日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令　第40条の６第44項
第40条の７第49項　の規定により届け出ます。

1	贈与 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成・令和　年　月　日

2	贈与者 被相続人 の住所・氏名	住所		氏名	

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項

(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所		名称	

(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成・令和　年　月　日
	貸付期限	令和　年　月　日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
	使用目的	

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等						(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積(㎡)	地上権等の登記の有無	自己等の農業の用に供した日（予定日）	自己等の農業の用に供した(供する)面積(㎡)	現在(今後)の利用状況
1				（　）	有・無	年　月　日		
2				（　）	有・無	年　月　日		
3				（　）	有・無	年　月　日		
4				（　）	有・無	年　月　日		
5				（　）	有・無	年　月　日		
6				（　）	有・無	年　月　日		
7				（　）	有・無	年　月　日		
8				（　）	有・無	年　月　日		
9				（　）	有・無	年　月　日		
10				（　）	有・無	年　月　日		
合計				（　）				

(3)　(2)の土地について
①　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること（又は遅滞なく耕作する見込みであること）を証する農業委員会の書類
②　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類その他の添付書類については別添のとおりです。

税理士署名	R01		税理士電話番号	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です。

《記載要領等》

１　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第 70 条の６第 22 項」と「第 40 条の７第 49 項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第 70 条の４第 18 項」と「第 40 条の６第 44 項」の文字を二重線で抹消しください。

２　この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。

３　この届出書の本文中、「令和__年__月__日」には、地上権等が消滅した日を記載してください。

４　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次によって記載してください。

⑴　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑵　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑶　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。

⑷　「面積（㎡）」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第 12 表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第 12 表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

⑸　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

⑹　「自己等の農業の用に供した（供する）面積（㎡）」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部

<＜一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書　記載要領等＞

分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。

⑺　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記⑶に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。

《提出書類》

1　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類

2　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

3　地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります。）

※　一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第 70 条の４第６項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農地所有適格法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項の規定の適用を受けていた場合）には、１から３に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

様式ID	NTA1VNZ050010010

★

一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（届出者） F04		生年月日	K01 元号 年 月 日
郵便番号 F05 —	住所 F06		

租税特別措置法　第70条の４第18項
第70条の６第22項　の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令　第40条の６第46項
第40条の７第51項　の規定により届け出ます。

1	贈与 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成・令和　年　月　日

2	贈与者 被相続人 の住所・氏名	住所		氏名	

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項

(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所		名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成・令和　年　月　日		
	当初の貸付期限	平成・令和　年　月　日		
	延長後の貸付期限	令和　年　月　日		
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、令和　＿＿年＿＿月＿＿日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

(1) 一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等					(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積（㎡）
番号	所在場所	地目	面積（㎡）	地上権等の登記の有無	
1			（　　）	有・無	（　　）
2			（　　）	有・無	（　　）
3			（　　）	有・無	（　　）
4			（　　）	有・無	（　　）
5			（　　）	有・無	（　　）
6			（　　）	有・無	（　　）
7			（　　）	有・無	（　　）
8			（　　）	有・無	（　　）
9			（　　）	有・無	（　　）
10			（　　）	有・無	（　　）
		合計	（　　）		（　　）

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則　第23条の７第32項
第23条の８第27項　に規定する契約書等の写し ・・・・・・・・・・・・・　（別添のとおり）

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第18項又は第70条の６第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です。

《記載要領等》

１　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の６第22項」と「第40条の７第51項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の４第18項」と「第40条の６第46項」の文字を二重線で抹消しください。

２　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）　自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。

３　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、１筆ごとに、次によって記載してください。

⑴　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑵　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑶　「面積（㎡）」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

⑷　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を〇で囲んでください。

⑸　「⑵　⑴のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積（㎡）」欄は、⑶に準じて記載してください。

４　この届出書には、次の書類を添付してください。

⑴　貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長

<＜一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書　記載要領等＞

することとなった事情を記載した事業施行者の書面

⑵　貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

様式ID	NTA1VNX205010010

営農困難時貸付けに関する届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所（居所） F06	

租税特別措置法　第70条の4第22項
第70条の6第28項　に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所 （居所）		氏名	

届出者が　贈与者／被相続人　から農地等を　贈与／相続（遺贈）　により取得した年月日	昭和 平成　年　月　日 令和

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	令和　年　月　日

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）

⑴　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。
⑵　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けました。
⑶　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。
⑷　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されました。
⑸　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害手帳に記載されました。（⑷に該当する場合を除きます。）
⑹　贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。

3 営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	

営農困難時貸付けを行った年月日	令和　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：令和　年　月　日 至：令和　年　月　日

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

⑴　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
⑵　⑴に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

（注）　贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、次に掲げる貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届出を行うことに注意してください。

イ　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
ロ　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第148号）による改正前の旧租税特別措置法施行令第40条の６第52項第２号に該当しない場合で、⑴に掲げる貸付けの申込みを行った日後１年を経過する日までに行ったその貸付け

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	営農困難時貸付けに関する届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください（この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。）。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から２月以内です。

《記載要領等》

1　贈与税について届出をするときは、本文中の「第 70 条の６第 28 項」の文字を、相続税について届出をするときは、「第 70 条の４第 22 項」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

3　この届出書の添付書類は「『営農困難時貸付けに関する届出書』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

4　贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

税　目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成６年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成４年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成 17 年３月 31 日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成４年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

5　営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署にお尋ねください。

様式ID	NTA0VNX206010010

営農困難時貸付けに関する届出書 付表

届出者氏名	

営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。

番　号	所　在　場　所	地　目	面　積（㎡）

(R8.9)

「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次に掲げる表１及び表２の区分に応じ、それぞれの表に掲げる書類を添付してください。

（表１）　表２に掲げる場合以外の場合

(1)		営農困難時貸付けに関する届出書の「２　特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」において〇で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次の①から⑥までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
	①	【(1)を〇で囲んだ人】 **精神障害者保健福祉手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
	②	【(2)を〇で囲んだ人】 **身体障害者手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
	③	【(3)を〇で囲んだ人】 **介護保険の被保険者証の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類 （注）　「介護保険の被保険者証」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。
	④	【(4)を〇で囲んだ人】 **身体障害者手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
	⑤	【(5)を〇で囲んだ人】 **身体障害者手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後にその提出期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類
	⑥	【(6)を〇で囲んだ人】 **市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証するその市町村長又は特別区の区長の書類**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
(2)		届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類
(3)		届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する**農業委員会の書類**）
(4)		次に掲げる①又は②の区分に応じそれぞれに掲げる書類
	①	【届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域に存する場合】 当該特例農地等について、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項第７号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行う貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**
	②	【上記①の場合以外の場合】 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①の事業実施地域に存しない旨を証する**市町村長の書類**

（表２）　次のいずれかに該当する場合

- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定によりなお従前の例により同意市町村が農用地利用集積計画を定めることができる場合
- 令和５年３月31日以前に贈与又は相続等により取得した特例適用農地等につき営農困難時貸付けを行った場合

⑴	表１の⑴に掲げる書類	
⑵	営農困難時貸付けに関する届出書の「３　営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において〇で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次の①及び②に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類	
	①	【⑴を〇で囲んだ人】 届出の営農困難時貸付農地等に係る農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（以下「基盤法等改正法」といいます。）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画につき同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**
	②	【⑵を〇で囲んだ人】 イ　届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類 ロ　届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する**農業委員会の書類**） ハ　次に掲げる(ｲ)又は(ﾛ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類 (ｲ) 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のＡ及びＢに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のＡ又はＢに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する**市町村長の書類** Ａ　都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域 Ｂ　基盤法等改正法による改正前の農業経営基盤強化促進法第４条第３項第１号に規定する利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） (ﾛ) 上記(ｲ)に掲げる場合以外の場合　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次のＡ又はＢに掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等の所在がこれらの地域又は区域の２以上に該当する場合には、該当する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。） Ａ　上記(ｲ)のＡの地域　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類** Ｂ　上記(ｲ)のＢの区域　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

様式ID	NTA1VNX210010010

★

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日
郵便番号	―	住所（居所）	F06	

租税特別措置法 第70条の4第22項 / 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、令和　年　月　日に 耕作の放棄 / 賃借権等の消滅 があり、同条 第23項 / 第28項 の新たな営農困難時貸付けを行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所（居所）		氏名	
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続（遺贈） により取得した年月日			昭和 平成 令和 年 月 日	

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 令和 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 令和 年 月 日	
			至：平成 令和 年 月 日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな営農困難時貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：令和 年 月 日	
			至：令和 年 月 日	

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑵　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑶　⑴及び⑵に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書

《使用目的等》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のＡ又はＢに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください（この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。）。

なお、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区分		届出書の提出期限
Ａ	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内
Ｂ	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から２月以内

《記載要領等》

１　贈与税について届出をするときは、本文中の「第 70 条の６第 28 項」及び「第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の４第 22 項」及び「第 23 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

３　「２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

４　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

５　この届出書の添付書類は「『耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に

＜耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書　記載要領等＞

添付して提出してください。

6　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

様式ID	NTA0VNX211010010

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書　付表

届出者氏名	

営農困難時貸付農地等について本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この届出書により届け出る新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番　号	所　在　場　所	地　目	面　積（㎡）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち本表の新たに借り受けた者に対して新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。

（R8.9）

記載要領等	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書　付表

《使用目的》

この付表は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」と一緒に提出してください。

《記載要領》

1　営農困難時貸付農地等のうち本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の全てについて、１筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに記載してください。

2　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

3　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

4　「面積（㎡）」欄は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の面積を記載してください。

5　記載した耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち本表に記載した新たに借り受けた者に対して新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等について、番号を〇で囲んでください。

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次に掲げる表１から表３までの区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

（表１）　表２及び表３に掲げる場合以外の場合

(1)		障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次の①から⑥までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
	①	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 **精神障害者保健福祉手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
	②	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 **身体障害者手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
	③	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 **介護保険の被保険者証の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類 （注）　「介護保険の被保険者証」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。
	④	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 **身体障害者手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
	⑤	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（④に該当する人を除きます。）】 **身体障害者手帳の写し**その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後にその提出期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類
	⑥	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 **市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証するその市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類**で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
(2)		届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類
(3)		届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する**農業委員会の書類**）
(4)		次に掲げる①又は②の区分に応じそれぞれに掲げる書類
	①	【届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域に存する場合】 当該特例農地等について、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項第７号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行う貸付けの申込みを受けた日後１月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**
	②	【上記①の場合以外の場合】 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①の事業実施地域に存しない旨を証する**市町村長の書類**

（表２）　新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付けにより行われた場合（表３に掲げる場合を除きます。）

⑴		表１の⑴に掲げる書類
⑵		次の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
	①	【新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第８項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第７項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**公告をした者の書類**
	②	【新たな営農困難時貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の26の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**福島県知事の書類**
	③	【上記①及び②に掲げる場合以外の場合】 ・　届出に係る営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類** ・　届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第３条第１項第14号の２の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

（表３）　次のいずれかに該当する場合

- **農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定によりなお従前の例により同意市町村が農用地利用集積計画を定めることができる場合**
- **令和５年３月31日以前に贈与又は相続等により取得した特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合**

⑴		表１の⑴に掲げる書類
⑵		次の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
	①	【新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業のために行われる場合】 ・　届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類** ・　届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第３条第１項第14号の２の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
	②	【新たな営農困難時貸付けが農用地利用集積等促進計画又は農用地利用集積計画の定めるところにより行われる場合】 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第７項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**農地中間管理機構の書類**又はその営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号。以下「基盤法等改正法」といいます。）による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**
	③	【上記①又は②に掲げる場合以外の場合】 イ　届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類 ロ　届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類） ハ　次に掲げる(ｲ)又は(ﾛ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類 (ｲ) 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のＡ及びＢに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のＡ及びＢに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する**市町村長の書類** Ａ　都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域 Ｂ　基盤法等改正法による改正前の農業経営基盤強化促進法第４条第３項第１号に規定する利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） (ﾛ) 上記(ｲ)に掲げる場合以外の場合　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次のＡ又はＢに掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等の所在がこれら地域又は区域の２以上に該当する場合には、該当する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。） Ａ　上記(ｲ)のＡの地域　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けた日後１月を経過する日まで届出者から引き続き貸付

		けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類** Ｂ　上記(ｲ)のＢの区域　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けた日後１月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

（令８．４）

様式ID	NTA1VNX214010010

★

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名（届出者）	F04		生年月日	元号 / 年 / 月 / 日 / K01
郵便番号	—	住所（居所）	F06	

租税特別措置法　第70条の4第22項 / 第70条の6第28項　に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、令和　年　月　日に　耕作の放棄 / 賃借権等の消滅　があり、令和　年　月　日に自己の農業の用に供しましたので、同条　第23項 / 第28項　の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所（居所）		氏名	
届出者が　贈与者 / 被相続人　から農地等を　贈与 / 相続（遺贈）　により取得した年月日			昭和 / 平成 / 令和　年　月　日	

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 / 令和　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 / 令和　年　月　日	
			至：平成 / 令和　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。

（事情の詳細）

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

記載要領等	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

《使用目的等》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次のＡ又はＢに掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください（この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。）。

なお、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区分		届出書の提出期限
Ａ	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内
Ｂ	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から２月以内

《記載要領等》

１　贈与税について届出をするときは、本文中の「第 70 条の６第 28 項」及び「第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の４第 22 項」及び「第 23 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

３　「２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

４　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

５　この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

＜耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書　記載要領等＞

６　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

７　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

様式ID	NTA0VNX215010010

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書　付表

届出者氏名	

営農困難時貸付農地等について本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を〇で囲んだものです。

番　号	所　在　場　所	地　目	面　積（㎡）	左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時における利　用　状　況
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち本表の自己の農業の用に供した日において、自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を〇で囲んでください。

※　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。

（R8.9）

記載要領等	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書　付表

《使用目的》

この付表は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」と一緒に提出してください。

《記載要領》

1　営農困難時貸付農地等のうち本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の全てについて、１筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに記載してください。

2　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

3　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

4　「面積（㎡）」欄は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の面積を記載してください。

5　「左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時における利用状況」欄は、自己の農業の用に供した特例農地等について、この届出書の提出の時における作付状況を記載してください。

6　記載した耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち本表に記載した自己の農業の用に供した日において自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を〇で囲んでください。

様式ID	NTA1VNX212010010

★

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（申請者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日
郵便番号	―	住所（居所）	F06	

租税特別措置法 第70条の4第22項 / 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、令和　年　月　日に 耕作の放棄 / 賃借権等の消滅 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みです。ついては、同条 第23項 / 第28項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第55項 / 第40条の7第57項 の規定により承認申請します。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所（居所）		氏名	
申請者が 贈与者 / 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続（遺贈） により取得した年月日			昭和 / 平成 / 令和　年　月　日	

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 / 令和　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 / 令和　年　月　日	
			至：平成 / 令和　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項

新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）	令和　年　月　日

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情

（事情）

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号の全てを○で囲んでください。）

(1)　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2)　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3)　(1)及び(2)に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書

《使用目的》

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年４月１日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

《提出期限》

この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内です。

《記載要領等》

１　この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第 70 条の６第 28 項」、「第 28 項」及び「第 40 条の７第 57 項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第 70 条の４第 22 項」、「第 23 項」及び「第 40 条の６第 55 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

３　「２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

４　「３　新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書　付表」の所定欄に記載してください。

５　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

６　この承認申請書の添付書類は「『耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。

７　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税

＜耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書　記載要領等＞

務署にお尋ねください。

様式ID	NTA0VNX213010010

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書　付表

届出者氏名	

営農困難時貸付農地等について本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を〇で囲ったものです。

番　号	所　在　場　所	地　目	面　積（㎡）	貸付予定年月日（左記の特例農地等の貸付予定年月日が異なる場合に記載してください。）
1				令和　年　月　日
2				令和　年　月　日
3				令和　年　月　日
4				令和　年　月　日
5				令和　年　月　日
6				令和　年　月　日
7				令和　年　月　日
8				令和　年　月　日
9				令和　年　月　日
10				令和　年　月　日
11				令和　年　月　日
12				令和　年　月　日
13				令和　年　月　日
14				令和　年　月　日

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を〇で囲んでください。

※　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から２月以内に別途、届出書の提出が必要です。

(R8.9)

記載要領等	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書　付表

《使用目的》

この付表は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。

《記載要領》

1　営農困難時貸付農地等のうち本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の全てについて、１筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに記載してください。

2　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

3　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

4　「面積（㎡）」欄は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の面積を記載してください。

5　「貸付予定年月日」欄は、この付表に係る承認申請書により承認を受ける耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等について特例農地等ごとに貸付予定年月日が異なる場合に記載します。この場合には、本表の「３　新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄の記載は要しません。

6　記載した耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を〇で囲んでください。

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

次の１から３までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類	
１	【営農困難時貸付農地等が都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域に存する場合】 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、申請者から農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項第７号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**
２	【営農困難時貸付農地等が利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）に存する場合】 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、申請者から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**
３	【１及び２に掲げる場合以外の場合】 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が１及び２の地域又は区域に存しない旨を証する**市町村長の書類**

（令５．４）

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名　　称　　様

令和　　年　　月　　日

　　税務署長　　印

耕作の放棄又は賃借権の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書

　　年　　月　　日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の４第23項 / 第70条の６第28項 の規定に基づくの承認申請を 承　認 / 却　下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　この承認に係る特例農地等について新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から２月以内に、新たな営農困難時貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

（　）枚のうち（　）枚目

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書

使用目的

この承認（却下）書は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。

様式ID	NTA1VNX180010010

★

贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所（居所） F06	

租税特別措置法第70条の４の２第１項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

１　贈与者等に関する事項

贈与者	住所（居所）		氏名	
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日			昭和・平成・令和　年　月　日	

２　特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	令和　年　月　日	使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：令和　年　月　日	
			至：令和　年　月　日	

上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表１のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑵　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業（同項第７号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合で、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

《記載要領等》

１　この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。

２　この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から２月以内です。
　なお、この届出書には付表１がありますので併せて提出してください。

３　この届出書の添付書類は「『特定貸付けに関する届出書』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

４　平成６年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成４年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

様式ID	NTA1VNX248010010

★

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所（居所） F06	

租税特別措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

１　被相続人等に関する事項

被相続人	住所（居所）		氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日			昭和・平成・令和　年　月　日	

２　特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	

特定貸付けを行った年月日	令和　年　月　日	使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：令和　年　月　日
			至：令和　年　月　日

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表１のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑵　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

３　令和５年３月 31 日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続(遺贈)により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表２の１、同２の２及び同２の３のとおりです。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

《使用目的等》

この届出書は、農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業（同項第７号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合で、次の１又は２に掲げるときに使用してください。

１　相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から２月以内です。

２　次のＡ又はＢの場合

Ａ　農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

Ｂ　贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、Ａ及びＢともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、Ａ又はＢに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の⑴又は⑵の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

⑴　特定貸付けを行った日の翌日から２月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき

届出書を相続税の申告書に添付して提出します。

⑵　特定貸付けを行った日の翌日から２月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき

相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。

なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から２月以内に提出してください。

《記載要領等》

１　この届出書には付表１、２の１、２の２及び２の３がありますのでご注意ください。

なお、付表２の１、２の２及び２の３は、令和５年３月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。

２　この届出書の添付書類は「『特定貸付けに関する届出書』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

＜相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書　記載要領等＞

３　平成 17 年３月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成４年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。

４　平成 30 年８月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成３年１月１日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。

５　《使用目的等》２に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表１に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。

様式ID	NTA0VNX287010010

特定貸付けに関する届出書　付表１

届出者氏名	

特定貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。

番号	所在場所	地目	面積
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡

(R8.9)

記載要領等	特定貸付けに関する届出書　付表１

《使用目的》

この付表は、「贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」又は「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。

《記載要領等》

１　この付表は、次により記載してください。

⑴　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

⑵　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑶　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑷　「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。

２　相続税の納税猶予の特定貸付けを行った人が令和５年３月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「特定貸付けに関する届出書　付表２の１」、「特定貸付けに関する届出書付表２の２」及び「特定貸付けに関する届出書　付表２の３」も作成してください。

様式ID	NTA0VNX288010010

特定貸付けに関する届出書　付表２の１

届出者氏名	

特例農地等の取得した日における生産緑地地区内農地等の区分の明細
（特定貸付けに関する届出書　付表２の１、同２の２及び同２の３は、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない納税猶予適用者の方が作成します。）

1　特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等であるもの

番号	所在場所	地目	面積
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡

(R8.9)

記載要領等	特定貸付けに関する届出書　付表２の１

《使用目的》

この「特定貸付けに関する届出書　付表２の１」は、特定貸付けを行った令和５年３月 31 日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において生産緑地地区内農地等（都市計画法第８条第１項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。）である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等（生産緑地地区内農地等を除きます。）である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書　付表２の２」に、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書　付表２の３」に、それぞれ記載します。

《記載要領等》

１　この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。

２　この付表は、次により記載してください。

⑴　「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等について、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

⑵　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑶　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑷　「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

様式ID	NTA0VNX289010010

特定貸付けに関する届出書　付表２の２

届出者氏名	

２　特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの

番号	所在場所	地目	面積
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡

(R8.9)

記載要領等	特定貸付けに関する届出書　付表２の２

《使用目的》

この「特定貸付けに関する届出書　付表２の２」は、特定貸付けを行った令和５年３月 31 日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等（生産緑地地区内農地等（都市計画法第８条第１項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。）を除きます。）である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書　付表２の１」に、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書付表２の３」に、それぞれ記載します。

《記載要領等》

１　この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。

２　この付表は、次により記載してください。

⑴　「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

⑵　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑶　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑷　「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

様式ID	NTA0VNX290010010

特定貸付けに関する届出書　付表２の３

届出者氏名	

3　特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外であるもの

番号	所在場所	地目	面積
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡

(R8.9)

記載要領等	特定貸付けに関する届出書　付表２の３

《使用目的》

この「特定貸付けに関する届出書　付表２の３」は、特定貸付けを行った令和５年３月 31 日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において生産緑地地区内農地等（都市計画法第８条第１項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。）である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書　付表２の１」に、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等（生産緑地地区内農地等を除きます。）である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書　付表２の２」に、それぞれ記載します。

《記載要領等》

１　この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。

２　この付表は、次により記載してください。

⑴　「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、１筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。

⑵　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑶　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑷　「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

<table>
<tr><td rowspan="5">１</td><td colspan="2">特定貸付けに関する届出書の「２　特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において〇で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類</td></tr>
<tr><td>①</td><td>【⑴を〇で囲んだ人のうち、次の②及び③に掲げる場合以外の場合】
・　届出に係る特定貸付けを行った年月日を証する農地中間管理機構の書類
・　届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第14号の２の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類</td></tr>
<tr><td>②</td><td>【⑴を〇で囲んだ人のうち、特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第８項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】
届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第７項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する公告をした者の書類</td></tr>
<tr><td>③</td><td>【⑴を〇で囲んだ人のうち、特定貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】
届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の26の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する福島県知事の書類</td></tr>
<tr><td>④</td><td>【⑵を〇で囲んだ人】
届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する市町村長の書類</td></tr>
<tr><td>２</td><td colspan="2">令和５年３月31日以前の相続（遺贈）について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人に限ります。）で、特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの（生産緑地地区内にある特例農地等を除きます。以下同じです。）を有する人が特定貸付けを行った場合には、その特例農地等が同日において市街化区域内農地等であるものである旨及びその特例農地等の明細を記載した市町村長の書類を添付してください。</td></tr>
</table>

様式ID	NTA1VNX278010010

★

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所（居所） F06	

租税特別措置法　第70条の４の２第１項 / 第70条の６の２第１項　に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

令和　年　月　日に　賃借権等の消滅 / 耕作の放棄　があり、新たな特定貸付けを行いましたので、同条　第３項 / 第５項 / 第８項　の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1　贈与者 / 被相続人 等に関する事項

贈与者 / 被相続人	住所（居所）		氏名	
届出者が　贈与者 / 被相続人　から農地等を　贈与 / 相続（遺贈）　により取得した年月日			昭和 / 平成 / 令和　年　月　日	

2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	

特定貸付けを行った年月日	平成 / 令和　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 / 令和　年　月　日
			至：平成 / 令和　年　月　日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな特定貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	

新たな特定貸付けを行った年月日	令和　年　月　日	使用貸借による権利又は賃借権の新たな存続期間	自：令和　年　月　日
			至：令和　年　月　日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑵　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

《使用目的等》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業（同項第７号に掲げる業務を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号）附則第５条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のＡ又はＢに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

Ａ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行ったとき

　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内

Ｂ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき

　新たな特定貸付けを行った日から２月以内

《記載要領等》

１　次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

⑴　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ　賃借権の消滅等があった場合

「第 70 条の６の２第１項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Ａに該当する場合には「第５項」及び「第８項」の文字を、上記Ｂに該当する場合には「第３項」及び「第８項」の文字を抹消してください。

ロ　耕作の放棄があった場合

「第 70 条の６の２第１項」、「賃借権等の消滅」、「第３項」及び「第５項」の文字を抹消してください。

⑵　相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の４の２第１項」、「第５項」及び「第８項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹

消してください。

２　「２　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

３　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

４　この届出書の添付書類は「『賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

５　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

６　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から１年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

様式ID	NTA0VNX279010010

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書 付表

届出者氏名	

特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この届出書により届け出る新たな特定貸付けを行った特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番　号	所　在　場　所	地　目	面　積
1			㎡
2			㎡
3			㎡
4			㎡
5			㎡
6			㎡
7			㎡
8			㎡
9			㎡
10			㎡
11			㎡
12			㎡
13			㎡
14			㎡

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち本表の新たに借り受けた者に対して新たな特定貸付けを行った特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から１年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。

記載要領等	賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書　付表

《使用目的》

この付表は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」と一緒に提出してください。

《記載要領等》

1　特定貸付農地等のうち本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のすべてについて、１筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。

2　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

3　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

4　「面積」欄は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

届出書の「３　新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において〇で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次の１から４までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類	
１	【⑴を〇で囲んだ人のうち、次の２及び３に掲げる場合以外の場合】 ・　届出に係る特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類** ・　届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第14号の２の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
２	【⑴を〇で囲んだ人のうち、特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第８項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第７項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**公告をした者の書類**
３	【⑴を〇で囲んだ人のうち、特定貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の26の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**福島県知事の書類**
４	【⑵を〇で囲んだ人】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**

様式ID	NTA1VNX280010010

★

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日
郵便番号	―	住所（居所）	F06	

租税特別措置法　第70条の４の２第１項 / 第70条の６の２第１項　に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

令和　年　月　日に　賃借権等の消滅 / 耕作の放棄　があり、令和　年　月　日に自己の農業の用に供し、同条第３項 / 第５項 / 第８項　の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1　贈与者 / 被相続人　等に関する事項

贈与者 / 被相続人	住所（居所）		氏名	
届出者が　贈与者 / 被相続人　から農地等を　贈与 / 相続（遺贈）　により取得した年月日			昭和 / 平成 / 令和　年　月　日	

2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	

特定貸付けを行った年月日	平成 / 令和　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 / 令和　年　月　日
			至：平成 / 令和　年　月　日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

《使用目的等》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業（同項第７号に掲げる業務を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号）附則第５条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のＡ又はＢに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

Ａ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合

　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内

Ｂ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき

　自己の農業の用に供した日から２月以内

《記載要領等》

１　次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

⑴　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ　賃借権の消滅等があった場合

「第 70 条の６の２第１項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Ａに該当する場合には「第５項」及び「第８項」の文字を、上記Ｂに該当する場合には「第３項」及び「第８項」の文字を抹消してください。

ロ　耕作の放棄があった場合

「第 70 条の６の２第１項」、「賃借権等の消滅」、「第３項」及び「第５項」の文字を抹消してください。

⑵　相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の４の２第１項」、「第５項」及び「第８項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹

<賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書　記載要領等>

消してください。

2　「2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4　この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

5　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

6　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

様式ID	NTA0VNX281010010

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書　付表

届出者氏名	

特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番号	所在場所	地目	面積	左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時における利用状況
1			㎡	
2			㎡	
3			㎡	
4			㎡	
5			㎡	
6			㎡	
7			㎡	
8			㎡	
9			㎡	
10			㎡	
11			㎡	
12			㎡	
13			㎡	
14			㎡	

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から１年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。

(R8.9)

記載要領等	賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書　付表

《使用目的》

この付表は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」と一緒に提出してください。

《記載要領》

1　特定貸付農地等のうち本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の全てについて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。

2　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

3　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

4　「面積」欄は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。

5　「左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時における利用状況」欄は、自己の農業の用に供した特例農地等について、この届出書の提出の時における作付状況を記載してください。

様式ID	NTA1VNX282010010

★

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—	住所（居所） F06	

租税特別措置法　第70条の４の２第１項 / 第70条の６の２第１項　に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

令和　年　月　日に　賃借権等の消滅 / 耕作の放棄　があり、同日から１年以内に新たな特定貸付けを行う見込みです。ついては、同条　第４項 / 第８項 / 第３項　の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令　第40条の６の２第３項 / 第40条の６の２第７項 / 第40条の７の２第５項　の規定により承認申請します。

1　贈与者 / 被相続人 等に関する事項

贈与者 / 被相続人	住所（居所）		氏名	
申請者が　贈与者 / 被相続人　から農地等を　贈与 / 相続（遺贈）　により取得した年月日			昭和 / 平成 / 令和　年　月　日	

2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名 又は 名称	
特定貸付けを行った年月日	平成 / 令和　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 / 令和　年　月　日	
			至：平成 / 令和　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）	令和　年　月　日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に特定貸付けができない事情

（事情）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号の全てを○で囲んでください。）

⑴　農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

⑵　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

《使用目的》

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業（同項第７号に掲げる業務を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号）附則第５条第２項の規定によりなおその効力を有することとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第１項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から１年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

《提出期限》

この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内です。

《記載要領等》

１　次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

⑴　贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の６の２第１項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第３項」、「第８項」、「第 40 条の６の２第７項」及び「第 40 条の７の２第５項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第３項」、「第４項」、「第 40 条の６の２第３項」及び「第 40 条の７の２第５項」の文字を抹消してください。

⑵　相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の４の２第１項」、「第４項」、「第８項」、「第 40 条の６の２第３項」及び「第 40 条の６の２第７項」の文字を抹消します。

２　「２　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

３　「３　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。

４　この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。

５　この承認申請書の添付書類は「『賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書』の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してくだ

さい。

6　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

様式ID	NTA0VNX283010010

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書 付表

申請者氏名	

特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を〇で囲んだものです。

番号	所在場所	地目	面積	貸付予定年月日（左記の特例農地等の貸付予定年月日が異なる場合に記載してください。）
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日
			㎡	令和　年　月　日

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を〇で囲んでください。

※　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に別途、届出書の提出が必要です。

(R8.9)

記載要領等	賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書　付表

《使用目的》

この付表は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。

《記載要領》

1　特定貸付農地等のうち本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のすべてについて、１筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。

2　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

3　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

4　「面積」欄は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。

5　「貸付予定年月日」欄は、この付表に係る承認申請書により承認を受ける賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等について特例農地等ごとに貸付予定年月日が異なる場合に記載します。この場合には、本表の「３　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄の記載は要しません。

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「３　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」において〇で囲んだ番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類	
１	【⑴を〇で囲んだ人】 承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、申請者から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**
２	【⑵を〇で囲んだ人】 承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、申請者から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第２項に規定する農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

（令５．４）

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名　　称　　様

令和　　年　　月　　日

　　税務署長　　印

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書

　　年　　月　　日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の４の２第４項
第70条の４の２第８項
第70条の６の２第３項
の規定に基づくの承認申請を 承　認 / 却　下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注） この承認に係る特例農地等について新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、新たな特定貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から２月以内に、新たな特定貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

（　）枚のうち（　）枚目

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書

使用目的

この承認（却下）書は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。

様式ID	NTA1VNX249010010

★

相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号		－	－
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01	元号　年　月　日	

郵便番号	－	住所（居所）	F06	

租税特別措置法第70条の６の４第２項　第２号 / 第３号　に規定する　認定都市農地貸付け / 農園用地貸付け　を行った下記の特例農地等については同条第１項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

１　被相続人等に関する事項

被相続人	住所（居所）		氏名	
届出者が被相続人から特例農地等を相続（遺贈）により取得した年月日			昭和 / 平成 / 令和　年　月　日	

２　認定都市農地貸付け等に関する事項

（注）下記の⑶の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の６の４第２項第３号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

① 借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	

② 認定都市農地貸付け等を行った年月日	令和　年　月　日	③ 賃借権等の存続期間	自：令和　年　月　日
			至：令和　年　月　日

上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

【認定都市農地貸付け】

⑴　都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け

【農園用地貸付け】

⑵　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

⑶　特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。）

⑷　都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け

□　上記の⑵～⑷の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合（該当する場合には、チェックを入れてください。）

上記の認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表１のとおりです。

３　令和５年３月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続(遺贈)により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表２の１、同２の２及び同２の３のとおりです。

税理士署名		税理士電話番号	－	－

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

記載要領等	相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書

《使用目的等》

1　この届出書は、次の⑴から⑶までに掲げる場合に使用してください。

⑴　相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている特例農地等（生産緑地地区内の農地に限るものとし、生産緑地法の規定による買取りの申出がされたもの及び特定生産緑地の指定の解除がされたものを除きます。）の全部又は一部につき、租税特別措置法第 70 条の６の４第２項第２号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第３号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といいます。）を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った特例農地等につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき

⑵　農業経営者又は農業相続人の相続人がその農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき

⑶　贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、その受贈者が納税猶予の適用を受けている農地等のうち農地について、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行ったときに、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき

2　この届出書の提出方法や提出期限等は、上記１⑴から⑶までの区分に応じ、次のとおりとなります。
なお、この届出書は、認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出が必要です。

⑴　上記１⑴に掲げる場合

この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から２月以内に提出してください。

⑵　上記１⑵又は⑶に掲げる場合

次の①又は②の区分に応じそれぞれに定めるとおりです。

①　認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から２月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき

この届出書を相続税の申告書に添付して提出してください。

②　認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から２月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき

相続税の申告書に「農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書」を添付して提出します。

なお、この場合には、別途、この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から２月以内に提出してください。

《記載要領等》

1　この届出書の本文中の「第２号」又は「第３号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行った場合には、「第３号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行った場合には、「第２号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書には付表１、２の１、２の２及び２の３がありますのでご注意ください。

＜相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書　記載要領等＞

なお、付表２の１、２の２及び２の３は、令和５年３月 31 日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。

３　上記《使用目的等》１⑵又は⑶に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表１に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。

４　この届出書の添付書類は「『認定都市農地貸付け等に関する届出書』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

５　平成 17 年３月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成４年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が認定都市農地貸付け等を行った場合には、特例農地等につき初めて行った認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

６　平成 30 年８月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成３年１月１日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。

様式ID	NTA0VNX320010010

認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表１

届出者氏名	

認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、次のとおりです。

番号	所在場所	地目	面積
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡

(R8.9)

記載要領等	認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表１

《使用目的》

この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。

《記載要領等》

１　この付表は、次により記載してください。

⑴　「番号」欄は、１筆の農地ごとに番号を付してください。

⑵　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

⑶　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

⑷　「面積」欄は、認定都市農地貸付け等を行ったその特例農地等の面積を記載してください。

２　認定都市農地貸付け等を行った人が令和５年３月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の１」、「認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の２」及び「認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の３」も作成してください。

様式ID	NTA0VNX321010010

認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の１

届出者氏名	

特例農地等の取得した日における生産緑地地区内農地等の区分の明細
（認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の１、同２の２及び同２の３は、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない納税猶予適用者の方が作成します。）

1　特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等であるもの

番号	所在場所	地目	面積
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡

(R8.9)

記載要領等	認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の１

《使用目的》

この「認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の１」は、認定都市農地貸付け等を行った令和５年３月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において生産緑地地区内農地等（都市計画法第８条第１項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。）である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等（生産緑地地区内農地等を除きます。）である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の２」に、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の３」に、それぞれ記載します。

この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。

《記載要領等》

１　「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等について、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

２　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

３　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

４　「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

様式ID	NTA0VNX322010010

認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の２

届出者氏名	

２　特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの

番号	所在場所	地目	面積
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡

(R8.9)

記載要領等	認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の２

《使用目的》

この「認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の２」は、認定都市農地貸付け等を行った令和５年３月 31 日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等（生産緑地地区内農地等（都市計画法第８条第１項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。）を除きます。）である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の１」に、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の３」に、それぞれ記載します。

この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。

《記載要領等》

１　「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

２　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

３　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

４　「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

様式ID	NTA0VNX323010010

認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の３

届出者氏名	

3　特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外であるもの

番号	所在場所	地目	面積
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡

(R8.9)

記載要領等	認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の３

《使用目的》

この「認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の３」は、認定都市農地貸付け等を行った令和５年３月 31 日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において生産緑地地区内農地等（都市計画法第８条第１項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。）である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の１」に、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等（生産緑地地区内農地等を除きます。）である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書　付表２の２」に、それぞれ記載します。

この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。

《記載要領等》

１　「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、１筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。

２　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

３　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

４　「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

「認定都市農地貸付け等に関する届出書」の添付書類一覧

認定都市農地貸付け等に関する届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

１　認定都市農地貸付け等に関する届出書の「２　認定都市農地貸付け等に関する事項」の「上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において〇で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ次にそれぞれに定める書類を添付してください。

⑴　⑴を〇で囲んだ人

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第４条第１項に規定する申請者が届出の貸付都市農地等に係る同項に規定する事業計画につき同項の認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人が届出の貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類の写し**

⑵　⑵を〇で囲んだ人（⑸に該当する人を除きます。）

地方公共団体又は農業協同組合が届出の貸付都市農地等における特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）第２条第２項に規定する特定農地貸付けにつき特定農地貸付法第３条第３項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人が届出の貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**

⑶　⑶を〇で囲んだ人（⑸に該当する人を除きます。）

農業相続人が届出の貸付けにつき特定農地貸付法第３条第３項の承認を受けた旨及びその年月日並びにその承認の申請書に租税特別措置法第70条の６の４第２項第３号ロの貸付協定が添付された旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けの年月日を証する**農業委員会の書類**

⑷　⑷を〇で囲んだ人（⑸に該当する人を除きます。）

地方公共団体又は農業協同組合以外の者が届出の貸付都市農地等における都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条に規定する特定都市農地貸付けにつき同法第11条において準用する特定農地貸付法第３条第３項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人が届出の貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**

⑸　⑵から⑷までのいずれかを〇で囲んだ人で、□にチェックを入れた人

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類

①　⑵又は⑷を〇で囲んだ人

届出の貸付けに基づき借り受けた人が市民農園整備促進法第７条第１項又は第５項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**

②　⑶を〇で囲んだ人

農業相続人が市民農園整備促進法第７条第１項又は第５項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びに届出の貸付けにつき租税特別措置法第70条の６の４第２項第３号ロの貸付協定を市町村又は特別区と締結している旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けの年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**

２　令和５年３月31日以前の相続(遺贈)について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人に限ります。）で、特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの（生産緑地地区内にある特例農地等を除きます。以下同じです。）を有する人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、その特例農地等が同日において市街化区域内農地等であるものである旨及びその特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

（令５．４）

様式ID	NTA1VNX276010010

★

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	－ －
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	－	住所（居所） F06	

租税特別措置法第70条の６の４第２項 第２号 第３号 に規定する 認定都市農地貸付け 農園用地貸付け を行った下記の特例農地等については、

令和　年　月　日に、※1 ＿＿＿＿＿＿ があり、新たな認定都市農地貸付け等を行いましたので 、同条第 ※2 ＿＿ 項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1　被相続人等に関する事項

被相続人	住所（居所）		氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日			昭和 平成 令和　年　月　日	

2　賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

（注）下記の⑶の貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の６の４第２項第３号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 令和　年　月　日	③賃借権等の存続期間	自：平成 令和　年　月　日	
			至：平成 令和　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな認定都市農地貸付け等に関する事項

（注）下記の⑶の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の６の４第２項第３号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①新たに借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
②新たな認定都市農地貸付け等を行った年月日	令和　年　月　日	③賃借権等の存続期間	自：令和　年　月　日	
			至：令和　年　月　日	

賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち上記の新たな認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

【認定都市農地貸付け】

⑴　都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け

【農園用地貸付け】

⑵　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

⑶　特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。）

⑷　都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け

□　上記の⑵～⑷の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合（該当する場合には、チェックを入れてください。）

※１及び※２の箇所については、記載要領等を参照して記載してください。

税理士署名		税理士電話番号	－ －

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書

《使用目的等》

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の６の４第２項第２号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第３号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第５項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次のＡ又はＢに掲げる新たな認定都市農地貸付け等を行い、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

Ａ　賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から２月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行った場合

　賃借権等の消滅等があった日から２月以内

Ｂ　賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行ったとき

　新たな認定都市農地貸付け等を行った日から２月以内

《記載要領等》

１　この届出書の本文中の「第２号」又は「第３号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第３号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第２号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。

２　この届出書の本文中の※１及び※２の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

<table>
<tr><th>賃借権等の消滅等の区分</th><th>※１</th><th>※２</th></tr>
<tr><td rowspan="2">貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第70条の６の４第２項第３号ロに掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）</td><td rowspan="2">賃借権等の消滅</td><td>【認定都市農地貸付けを行っていた場合】
第３項</td></tr>
<tr><td>【農園用地貸付けを行っていた場合】
第４項</td></tr>
<tr><td>耕作の放棄（租税特別措置法第 70 条の６第１項第１号に規定する耕作の放棄をいいます。）</td><td>耕作の放棄</td><td>第３項</td></tr>
</table>

＜賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書　記載要領等＞

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第７条第２項の規定による同法第４条第１項の認定の取消し	計画認定の取消し	第３項
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	第６項
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第３項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	
市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第70条の６の４第２項第３号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条第２号の協定の廃止	協定の廃止	

３　「２　賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

４　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

５　この届出書の添付書類は「『賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

様式ID	NTA0VNX277010010

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書　付表

届出者氏名	

貸付都市農地等について本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この届出書により届け出る新たな認定都市農地貸付け等を行った特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番号	所在場所	地目	面積
1			㎡
2			㎡
3			㎡
4			㎡
5			㎡
6			㎡
7			㎡
8			㎡
9			㎡
10			㎡
11			㎡
12			㎡
13			㎡
14			㎡

上記の賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等のうち本表の新たに借り受けた者に対して新たな認定都市農地貸付け等を行った特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※　賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅等があった日から２月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅等があった日から１年以内に新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。

(R8.9)

記載要領等	賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書　付表

《使用目的》

この付表は、「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書」と一緒に提出してください。

《記載要領》

1　貸付都市農地等のうち本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の全てについて、１筆の農地ごとに記載してください。

2　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

3　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

4　「面積」欄は、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の面積を記載してください。

「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書には、届出書の「３　新たな認定都市農地貸付け等に関する事項」の「上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で〇で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

１　⑴を〇で囲んだ人

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第４条第１項に規定する申請者がその貸付都市農地等に係る同項に規定する事業計画につき同項の認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類の写し**

２　⑵を〇で囲んだ人（５に該当する人を除きます。）

地方公共団体又は農業協同組合がその貸付都市農地等における特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）第２条第２項に規定する特定農地貸付けにつき特定農地貸付法第３条第３項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**

３　⑶を〇で囲んだ人（５に該当する人を除きます。）

農業相続人がその貸付けにつき特定農地貸付法第３条第３項の承認を受けた旨及びその年月日並びにその承認の申請書に租税特別措置法第 70 条の６の４第２項第３号ロの貸付協定が添付された旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**

４　⑷を〇で囲んだ人（５に該当する人を除きます。）

地方公共団体又は農業協同組合以外の者がその貸付都市農地等における都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 10 条に規定する特定都市農地貸付けにつき同法第 11 条において準用する特定農地貸付法第３条第３項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**

５　⑵から⑷までのいずれかを〇で囲んだ人で、□にチェックを入れた人

次の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

⑴　⑵又は⑷を〇で囲んだ人

その貸付けに基づき借り受けた者が市民農園整備促進法第７条第１項又は第５項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**

⑵　⑶を〇で囲んだ人

農業相続人が市民農園整備促進法第７条第１項又は第５項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びにその貸付けにつき租税特別措置法第 70 条の６の４第２項第３号ロの貸付協定を市町村又は特別区と締結している旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**

（令 7.6）

様式ID	NTA1VNX183010010

★

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所（居所） F06	

租税特別措置法第70条の６の４第２項　第２号 / 第３号　に規定する　認定都市農地貸付け / 農園用地貸付け　を行った下記の特例農地等については、

令和　年　月　日に※1＿＿＿＿＿＿＿＿があり、令和　年　月　日に自己の農業の用に供し、同条第※2＿＿項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1　被相続人等に関する事項

被相続人	住所（居所）		氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日			昭和 / 平成 / 令和　年　月　日	

2　賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

（注）租税特別措置法第70条の６の４第２項第３号ロの貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の６の４第２項第３号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	

②認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 / 令和　年　月　日	③賃借権等の存続期間	自：平成 / 令和　年　月　日
			至：平成 / 令和　年　月　日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

※１及び※２の箇所については、記載要領等を参照して記載してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

《使用目的等》

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の６の４第２項第２号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第３号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第５項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次のＡ又はＢに掲げる自己の農業の用に供し、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

Ａ　賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合

　賃借権等の消滅等があった日から２月以内

Ｂ　賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について自己の農業の用に供したとき

　自己の農業の用に供した日から２月以内

《記載要領等》

１　この届出書の本文中の「第２号」又は「第３号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第３号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第２号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。

２　この届出書の本文中の※１及び※２の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

<table>
<tr><th>賃借権等の消滅等の区分</th><th>※１</th><th>※２</th></tr>
<tr><td rowspan="2">貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第70条の６の４第２項第３号ロに掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）</td><td rowspan="2">賃借権等の消滅</td><td>【認定都市農地貸付けを行っていた場合】
第３項</td></tr>
<tr><td>【農園用地貸付けを行っていた場合】
第４項</td></tr>
<tr><td>耕作の放棄（租税特別措置法第70条の６第１項第１号に規定する耕作の放棄をいいます。）</td><td>耕作の放棄</td><td rowspan="2">第３項</td></tr>
<tr><td>都市農地の貸借の円滑化に関する法律第７条第２項の規定による同法第４条第１項の認定の取消し</td><td>計画認定の取消し</td></tr>
</table>

＜賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書　記載要領等＞

賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	第６項
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第３項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	
市民農園整備促進法第 10 条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第 70 条の６の４第２項第３号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 10 条第２号の協定の廃止	協定の廃止	

３　「２　賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

４　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

５　この届出書には、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

様式ID	NTA0VNX523010010

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書　付表

届出者氏名	

貸付都市農地等について本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった特例農地等の明細は次のとおりです。

また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番号	所在場所	地目	面積（㎡）	左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時における利用状況
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

↑上記の賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※　賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅等があった日から２月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅等があった日から１年以内に新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。

記載要領等	賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書付表

《使用目的》

この付表は、「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」と一緒に提出してください。

《記載要領》

1　貸付都市農地等のうち本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の全てについて、１筆の農地ごとに記載してください。

2　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

3　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

4　「面積（㎡）」欄は、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の面積を記載してください。

5　「左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時における利用状況」欄は、自己の農業の用に供した特例農地等について、この届出書の提出の時における作付状況を記載してください。

様式ID	NTA1VNX284010010

★

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号 / 年 / 月 / 日
郵便番号	—	住所（居所） F06	

租税特別措置法第70条の６の４第２項　第２号 / 第３号　に規定する　認定都市農地貸付け / 農園用地貸付け　を行った下記の特例農地等については、令和　年　月　日に※1＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿※2があり、同日から１年以内に新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みです。ついては、同条第＿＿項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の７の４第＿＿※3項の規定により承認申請します。

1　被相続人等に関する事項

被相続人	住所（居所）		氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日			昭和 / 平成 / 令和　年　月　日	

2　賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

（注）下記⑶の貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の６の４第２項第３号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 / 令和　年　月　日	③賃借権等の存続期間	自：平成 / 令和　年　月　日	
			至：平成 / 令和　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項

新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）	令和　年　月　日

賃借権等の消滅等があった日から２月以内に認定都市農地貸付け等ができない事情

（事情）

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号の全てを○で囲んでください。）

【認定都市農地貸付け】

⑴　都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け

【農園用地貸付け】

⑵　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

⑶　特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。）

⑷　都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け

□　上記の⑵～⑷の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合（該当する場合には、チェックを入れてください。）

※１から※３までの箇所については、記載要領等を参照して記載してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

記載要領等	賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書

《使用目的》

この承認申請書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の６の４第２項第２号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第３号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第５項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から１年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

《提出期限》

この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅等があった日から２月以内です。

《記載要領等》

１　この申請書の本文中の「第２号」又は「第３号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第３号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第２号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。

２　この申請書の本文中の※１から※３までの箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

<table>
<tr><th>賃借権等の消滅等の区分</th><th>※１</th><th>※２</th><th>※３</th></tr>
<tr><td rowspan="4">貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第 70 条の６の４第２項第３号ロに掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）</td><td rowspan="4">賃借権等の消滅</td><td colspan="2">【認定都市農地貸付けを行っていた場合】</td></tr>
<tr><td>第３項</td><td>第３項</td></tr>
<tr><td colspan="2">【農園用地貸付けを行っていた場合】</td></tr>
<tr><td>第４項</td><td>第５項</td></tr>
<tr><td>耕作の放棄（租税特別措置法第 70 条の６第１項第１号に規定する耕作の放棄をいいます。）</td><td>耕作の放棄</td><td rowspan="2">第３項</td><td rowspan="2">第３項</td></tr>
<tr><td>都市農地の貸借の円滑化に関する法律第７条第２項の規定による同法第４条第１項の認定の取消し</td><td>計画認定の取消し</td></tr>
<tr><td>賃借権等の設定に関する契約の解除</td><td>契約の解除</td><td rowspan="2">第６項</td><td rowspan="2">第７項</td></tr>
<tr><td>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第３項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する場</td><td>承認の取消し</td></tr>
</table>

＜賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書記載要領等＞

合を含みます。）の承認の取消し		第６項	第７項
市民農園整備促進法第 10 条の規定による認定の取消し	認定の取消し		
租税特別措置法第 70 条の６の４第２項第３号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止		
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 10 条第２号の協定の廃止	協定の廃止		

３　「２　賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

４　「３　新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項」の「新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書　付表」の所定欄に記載してください。

５　この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。

６　この承認申請書の添付書類は「『賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書』の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。

様式ID	NTA0VNX285010010

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書　付表

申請者氏名	

貸付都市農地等について本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番　号	所　在　場　所	地　目	面　積	貸付予定年月日（左記の特例農地等の貸付予定年月日が異なる場合に記載してください。）
1			㎡	令和　年　月　日
2			㎡	令和　年　月　日
3			㎡	令和　年　月　日
4			㎡	令和　年　月　日
5			㎡	令和　年　月　日
6			㎡	令和　年　月　日
7			㎡	令和　年　月　日
8			㎡	令和　年　月　日
9			㎡	令和　年　月　日
10			㎡	令和　年　月　日
11			㎡	令和　年　月　日
12			㎡	令和　年　月　日
13			㎡	令和　年　月　日
14			㎡	令和　年　月　日

上記の賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※　賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅等があった日から２月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅等があった日から２月以内に別途、届出書の提出が必要です。

記載要領等	賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書　付表

《使用目的》

この付表は、「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書」と一緒に提出してください。

《記載要領》

1　貸付都市農地等のうち本表の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の全てについて、１筆の農地ごとに記載してください。

2　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

3　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

4　「面積」欄は、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の面積を記載してください。

5　「貸付予定年月日」欄は、この付表に係る承認申請書により承認を受ける賃借権等の消滅等があった特例農地等について特例農地等ごとに貸付予定年月日が異なる場合に記載します。この場合には、本表の「３新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項」の「新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日」欄の記載は要しません。

「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書には、承認申請書の「３　新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項」の「上記の貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で〇で囲んだ番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

１　⑴を〇で囲んだ人

承認の申請に係る賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、その貸付都市農地等の所在地の**市町村長又は特別区の区長**に提出した新たな認定都市農地貸付けの申込書の写し

２　⑵～⑷を〇で囲んだ人で、□にチェックを入れていない人

承認の申請に係る賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、その貸付都市農地等の所在地を管轄する**農業委員会**に提出した新たな農園用地貸付けの申込書の写し

３　⑵～⑷を〇で囲んだ人で、□にチェックを入れた人

承認の申請に係る賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、その貸付都市農地等の所在地の**市町村長又は特別区の区長**に提出した新たな農園用地貸付けの申込書の写し

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名　　称　　殿

令和　　年　　月　　日

　　税務署長　　印

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請に対する承認（却下）書

　　年　　月　　日付で申請のありました、租税特別措置法第70条の６の４第３項／第４項／第６項の規定に基づく承認申請を 承認／却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　この承認に係る特例農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、新たな認定都市農地貸付け等を行った日又は自己の農業の用に供した日から２月以内に、新たな認定都市農地貸付け等を行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

（　）枚のうち（　）枚目

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請に対する承認（却下）書

使用目的

この承認（却下）書は、「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。

様式ID NTA1VNX262010010 ★

贈　与　税　の　免　除　届　出　書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長
フリガナ F03		電話番号	F07	—　—
氏名（特例適用者） F04		生年月日	K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05 —	住所 F06			

令和　年　月　日に

したので、租税特別措置法第70条の４第34項の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の６第65項の規定により届け出ます。

届出者

〒
住所　氏名　贈与者／受贈者との続柄

〒
住所　氏名　贈与者／受贈者との続柄

〒
住所　氏名　贈与者／受贈者との続柄

〒
住所　氏名　贈与者／受贈者との続柄

〒
住所　氏名　贈与者／受贈者との続柄

〒
住所　氏名　贈与者／受贈者との続柄

〒
住所　氏名　贈与者／受贈者との続柄

記

○　平成／令和　　年分　贈与税

○　免除を受ける贈与税の額　　円

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	贈与税の免除届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

《記載要領等》

1　届出書を提出する人

⑴　贈与をした人が死亡したとき・・・納税猶予を受けている人（特例適用者）

⑵　納税猶予を受けている人（特例適用者）が死亡したとき・・・①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

2　記載方法等

⑴　本文の「令和　年　月　日に　　」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「令和〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。

⑵　「贈与者・受贈者との続柄」欄は、上記１の⑴又は⑵の各項目の場合の該当者を「贈与者・受贈者」のうちから選んで〇で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

様式ID NTA1VNX250010010 ★

相　続　税　の　免　除　届　出　書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長
フリガナ F03		電話番号 F07	—　—
氏名（特例適用者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05 —	住所 F06		

令和 ＿＿＿ 年 ＿＿＿ 月 ＿＿＿ 日 に ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ したので、租税特別措置法第70条の６第39項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の７第65項の規定により届け出ます。

届 出 者（特例適用者が死亡した場合）

〒
住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏 名 ＿＿＿＿＿＿　農業相続人との続柄 ＿＿＿＿

〒
住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏 名 ＿＿＿＿＿＿　農業相続人との続柄 ＿＿＿＿

〒
住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏 名 ＿＿＿＿＿＿　農業相続人との続柄 ＿＿＿＿

〒
住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏 名 ＿＿＿＿＿＿　農業相続人との続柄 ＿＿＿＿

記

○ 平成／令和 ＿＿＿ 年分　相続税

○ 免除を受ける相続税の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

○ 相続税の一部免除の場合

1　特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の６第39項第３号）

（納税猶予分の相続税額）　（贈与分の農業投資価格超過額）　（ 免 除 額 ）

＿＿＿＿＿＿ 円 × ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円／円 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

（相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額）　（100円未満は切り捨てて下さい。）

2　相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の６第39項第４号）

（納税猶予分の相続税額）（市街化区域内農地等（一定のもの(※)を除く）である特例農地等の取得の時における農業投資価格超過額）

（ ＿＿＿＿＿＿ 円 × ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円／円 ）　－　（市街化区域内農地等（一定のもの(※)を除く）である特例農地等について既に措置法第70条の６第７項又は第８項の規定により確定した相続税額）　＿＿＿＿＿＿ 円

（相続（遺贈）による取得分の農業投資価格超過額）

（免除額）

＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円　（100円未満は切り捨てて下さい。）

(※)上記の一定のものについては、記載要領等を参照してください。

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	— —

(R8.9)

記載要領等	相続税の免除届出書

《使用目的》

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

《記載要領等》

1　届出書を提出する人

⑴　納税猶予を受けている人（特例適用者）が死亡したとき・・・・・・死亡した人の相続人と包括受遺者

⑵　特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）・・・贈与をした人

⑶　相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき‥納税猶予を受けている人(特例適用者)

2　記載方法等

⑴　本文の「令和　年　月　日に　　」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。

イ　免除事由が上記１の⑴の場合

例えば「令和〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」

ロ　免除事由が上記１の⑵の場合

例えば「令和〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」

ハ　免除事由が上記１の⑶の場合

例えば「令和〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」

⑵　「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。

⑶　「免除を受ける相続税の額」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。

⑷　「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。

イ　上記１の⑵に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「１　特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の６第39項第３号)」欄の算式に従って計算し記載してください。

ロ　上記１の⑶に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（一定のもの(※)を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「２　相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の６第39項第４号)」欄の算式に従って計算し記載してください。

（※）上記の一定のものは、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定めるとおりとなります。

(ｲ)　平成30年９月１日以後の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成30年８月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で平成30年９月１日以後に特定貸付けの特例又は都市農地の貸付けの特例の適用を受けた場合

田園住居地域内にある農地（措置法第70条の４第２項第４号ロ）又は地区計画農地保全条例制限区域内農地（措置法第70条の４第２項第４号ハ）であって三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの及び生産緑地等

(ﾛ)　(ｲ)に掲げる場合以外の場合

＜相続税の免除届出書　記載要領等＞

都市営農農地等

様式ID	NTA1VNX270010010

★

代替農地等の取得に関する承認申請書（納期限延長事案用）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法施行令第40条の２第７項（昭和50年改正前）の規定により贈与税の納期限の延長に係る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。

譲渡等をした農地等	農地等の所在地			計
	農地等の地目等、面積	㎡	㎡	
	贈与を受けた年月日	昭和　年　月　日	昭和　年　月　日	
	贈与の時の価額	円	円	円
	譲渡等の年月日、態様	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
	譲渡等の対価の額	円	円	円
取得見込の農地又は採草放牧地	農地又は採草放牧地の所在地			
	農地又は採草放牧地の地目等、面積	㎡	㎡	
	取得予定の年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
	取得価額の見積額	円	円	円

（注）農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	代替農地等の取得に関する承認申請書（納期限延長事案用）

《使用目的》

この承認申請書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和 50 年法律第 16 号）による改正前の租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている者が、納期限のまだ確定していない間に、同項第１号又は同条第２項の規定による譲渡等があった場合において、当該譲渡等の日から１年以内に代替農地等を取得する見込につき税務署長の承認を受けるために使用してください。

《提出期限》

この承認申請書の提出期限は、当該譲渡等があった日から１か月以内です。

お問い合わせ番号	－　　－

納期限が確定した贈与税額の通知書

令和　　年　　月　　日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿＿税務署長　印

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿殿から贈与により取得した農地等の贈与税については、租税特別措置法第70条の４第１項（昭和50年改正前）の規定により、納期限が延長されていましたが、次のとおりその納期限が確定しましたので通知します。

１　納期限が延長されていた贈与税の額‥‥‥‥‥‥‥‥‥　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　納期限が確定した贈与税の額‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　引き続き納期限が延長される贈与税の額‥‥‥‥‥‥‥　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　納期限が確定した贈与税の額の納期限‥‥‥‥‥‥‥‥‥令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

５　納期限が確定した理由

納期限が確定した贈与税の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

納期限が確定した贈与税額の通知書

使用目的

この通知書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号による改正前の措法第70 条の４第１項の規定により、納期限が延長されていた農地等に係る贈与税額の全部又は一部の納期限が確定した場合（農地等の贈与者の死亡により納期限が確定した場合及び措法第70条の４第７項若しくは通法第38条の規定により納期限の繰上げが行われたことにより納期限が確定した場合を除く。）において、その納期限が確定した贈与税の額、確定した納期限等を納税者に通知するために使用するものである。

（注）措法第70条の４第７項又は通法第38条の規定により納期限の繰上げが行われた場合には、それぞれの規定によりその旨を通知することになっている。

様式ID	NTA1VNX179010010

★

贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法第70条の４第１項（昭和50年改正前）の規定による贈与税の納期限の延長を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第５項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和　年　月　日

農地等の贈与をした者	住所		氏名	（　年　月　日生）

⑴　農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿円

⑵　⑴のうち農地等の贈与に係るものとして納期限の延長の特例を受けた贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿円

⑶　⑵のうちこの届出書の提出期限までに農地等の譲渡をしたために、既に納期限が確定し納付した贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿円

⑷　⑴のうち届出日現在において納期限の延長の特例を受けている贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿円

（注）　１　この届出書には、贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書及びこの届出書を提出する年前３年間に農地等の異動があった場合には、その明細書などを添付する必要があります。

２　この届出書は、農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（一般的には３月15日）の翌日から、毎３年を経過するごとの日（一般的には毎３年目の３月15日）までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

３　この届出書が期限までに提出されないときは、納期限延長の特例が受けられなくなり、その提出期限をもって納期限が確定することになりますから、ご注意ください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

(R8.9)

記載要領等	贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和 50 年法律第 16 号）による改正前の租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定による贈与税の納期限の延長の特例を受けている者が、当該贈与税の申告書の提出期限から毎３年を経過するごとの日までに、同項の規定の適用を引き続いて受けたい旨の届出をする際に使用してください。

様式ID	NTA1VNX324010010

★

納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

（農地等の受贈者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が租税特別措置法第70条の４第１項（昭和50年改正前）の規定により

納期限の延長を受けていた贈与税については、同条第９項の規定により免除を受けたいので届け出ます。

届出者

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿＿＿

農地等の受贈者

フリガナ	F03		電話番号	F07	—	—
氏名	F04		生年月日	K01	元号	年	月	日

郵便番号	F05	—	住所	F06	

令和＿＿年＿＿月＿＿日死亡

免除を受ける贈与税の額＿＿＿＿＿＿＿＿円

その他参考事項

税理士署名	R01		税理士電話番号	R02	—	—

(R8.9)

記載要領等	納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和 50 年法律第 16 号）による改正前の租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定により農地等に係る贈与税の納期限の延長を受けていた者が死亡したことにより、同条第９項の規定によりその納期限の延長を受けていた贈与税の免除を受ける場合に、その死亡した者の相続人（包括受遺者を含む。）が提出する租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 50 年政令第 60 号）による改正前の租税特別措置法施行令第 40 条の２第 11 項に規定する届出書として使用してください。

《記載要領》

１　「届出者」欄には、農地等の受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）の住所、氏名及び農地等の受贈者との続柄を記載してください。

２　「その他参考事項」欄には、農地等の受贈者が農地等の贈与を受けた日その他参考となるべき事項を記載してください。

様式ID	NTA0VNX257010010

贈与税の納期限延長の特例の適用に係る農地等異動の明細書

届出者氏名	

租税特別措置法第70条の４第５項（昭和50年改正前）の規定による継続届出書の提出期限前３年間における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目等	面積	譲渡等の年月日 態様	摘要
			㎡	・　・	
			㎡	・　・	
			㎡	・　・	
			㎡	・　・	
			㎡	・　・	
			㎡	・　・	
			㎡	・　・	
			㎡	・　・	
			㎡	・　・	
			㎡	・　・	
			㎡	・　・	
			㎡	・　・	
			㎡	・　・	

(R8.9)

記載要領等	贈与税の納期限延長の特例の適用に係る農地等異動の明細書

《使用目的》

この明細書は、贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書を提出する場合において、その届出書を提出する年前３年間に農地等に異動があるときに、その明細を記載し、その届出書に添付するために使用してください。

非上場株式等の 贈与税 / 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

お問い合わせ番号　　-　　-

令和　　年　　月　　日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から贈与/相続(遺贈)により取得した非上場株式等の贈与税/相続税について、租税特別措置法第70条の７第１項・第70条の７の２第１項・第70条の７の４第１項・第70条の７の５第１項・第70条の７の６第１項・第70条の７の８第１項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税/相続税の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○　納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正当な税額	ハ 納税の猶予が認められない金額（イ－ロ）
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納税猶予税額			円
C 申告期限までに納付すべき税額（A－B）			

○　納税の猶予が認められない理由

非上場株式等の 贈与税 / 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

お問い合わせ番号	－　　－

非上場株式等の贈与税／相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

令和 ＿＿年＿＿ 月＿＿ 日

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿殿から贈与／相続（遺贈）により取得した非上場株式等の贈与税／相続税について、租税特別措置法第70条の７第１項・第70条の７の２第１項・第70条の７の４第１項・第70条の７の５第１項・第70条の７の６第１項・第70条の７の８第１項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税／相続税の額＿＿＿＿＿＿円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○納税の猶予が認められない理由

非上場株式等の 贈与税 / 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

　この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

お問い合わせ番号	－　　－

〒　　令和＿＿年＿＿月＿＿日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

非上場株式等の 贈与税 相続税 の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿殿から 贈与 相続(遺贈) により取得した非上場株式等の 贈与税 相続税 については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくことが必要です。

つきましては、増加する納税猶予税額＿＿＿＿＿＿＿＿円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、＿＿＿＿＿税務署長です。

非上場株式等の 贈与税 / 相続税 の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書

使用目的

この通知書は、更正により納税猶予額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

様式ID	NTA1VNX336010010

★

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長
フリガナ F03		電話番号	F07	— —
氏名（届出者） F04		生年月日	K01	元号 / 年 / 月 / 日
郵便番号 F05 —	住所 F06			

租税特別措置法 第70条の７第１項 / 第70条の７の２第１項 / 第70条の７の４第１項 の規定による 贈与税 / 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条 第９項 / 第10項 / 第８項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

非上場株式等の贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日	平成 / 令和　年　月　日		
贈与者 被相続人	住所		氏名

この届出書は、認定（贈与・相続）承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1　経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）　平成・令和　＿＿年＿＿月＿＿日

2　１の報告基準日における猶予中　贈与税・相続税　額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　１の報告基準日において有する対象（受贈・相続）非上場株式等（以下**「非上場株式等」**といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】　※　記載に当たっては、記載要領等の「２」をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・　・			株（口・円）
ロ	・　・			株（口・円）

4　認定（贈与・相続）承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　１の報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（一般措置）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】　認定（贈与・相続）承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類

①　定款の写し

②　株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

③　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第２項（同条第14項において準用する場合を含みます。）又は同条第４項（同条第15項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し

④　報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（最初の経営（贈与・相続）報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限）の翌日から報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

⑤　報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、記載要領等の４に掲げる書類

（注）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合は③の書類の提出は必要ありません。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）

《この届出書の提出が必要な方》

次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

⑴　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の７第１項・同法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方

イ　経営（贈与）承継期間（注１）の場合　第一種（贈与）基準日（注２）の翌日から５か月を経過する日

ロ　経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　第二種（贈与）基準日（注３）の翌日から３か月を経過する日

（注１）　「経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日又は経営承継者若しくは経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注２）　「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限（提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。

（注３）　「第二種（贈与）基準日」とは、経営（贈与）承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

⑵　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方

イ　経営相続承継期間（注４）の場合　第一種相続基準日（注５）の翌日から５か月を経過する日

ロ　経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　第二種相続基準日（注６）の翌日から３か月を経過する日

（注４）　「経営相続承継期間」とは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注５）　「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（経営承継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける前に認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限をいい、これらの提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。

（注６）　「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

《記載要領等》

１　３の【非上場株式等の内訳等】欄は、報告基準日において経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与(※)により取得したものである場合（報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限ります。）に記載してください。

※　「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 24 項第５号に規定する贈与をいいます。

２　「経営承継者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

⑶　「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

３　報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し(※１)

②　次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）

ロ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第９項又は第 10 項（これらの規定を同条第 18 項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第 37 項の確認書の写し(※２)

（※１）　①の書類は、最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）　②ロの書類は、（※１）のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

様式ID	NTA1VNX337010010

★

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長
フリガナ F03		電話番号 F07	―　　―
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05 ―	住所 F06		

租税特別措置法　第70条の７の５第１項 / 第70条の７の６第１項 / 第70条の７の８第１項　の規定による　贈与税 / 相続税　の納税の猶予を引き続いて受けたいので、

次に掲げる税額等について確認し、同条　第６項 / 第７項 / 第６項　の規定により関係書類を添付して届け出ます。

非上場株式等の贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日	平成 / 令和　年　月　日		
贈与者 / 被相続人	住所	氏名	

この届出書は、特例認定（贈与・相続）承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1　経営（贈与・相続）報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成・令和　＿＿年＿＿月＿＿日

2　１の基準日における猶予中　贈与税・相続税　額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　１の基準日において有する特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿＿＿株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】　※　記載に当たっては、記載要領等の「２」をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・　・			株（口・円）
ロ	・　・			株（口・円）

4　特例認定（贈与・相続）承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿

5　１の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】　特例認定（贈与・相続）承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

①　定款の写し

②　株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

③　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第２項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第４項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し

④　基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の２第17項第５号、同規則第23条の12の３第17項第５号（同規則第23条の12の５第15項において準用する場合を含みます。）の規定に該当する場合（記載要領等の４参照）には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第３項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の確認書の写し

⑤　基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限）の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

⑥　基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、記載要領等の５に掲げる書類

（注）基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合は③の書類の提出は必要ありません。

税理士署名		税理士電話番号	―　　―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

《この届出書の提出が必要な方》

次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

⑴　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の５第１項・同法第70条の７の６第１項）の適用を受けている方

イ　特例経営（贈与）承継期間（注１）の場合　第一種（贈与）基準日（注２）の翌日から５か月を経過する日

ロ　特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　第二種（贈与）基準日（注３）の翌日から３か月を経過する日

（注１）　「特例経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者若しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注２）　「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限（提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。

（注３）　「第二種（贈与）基準日」とは、特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

⑵　非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の８第１項）の適用を受けている方

イ　特例経営相続承継期間（注４）の場合　第一種相続基準日（注５）の翌日から５か月を経過する日

ロ　特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間　第二種相続基準日（注６）の翌日から３か月を経過する日

（注４）　「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注５）　「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける前に特例認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限をいい、これらの提出期限の延長があった場合には、延長後の

提出期限）の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。

（注６）　「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

《記載要領等》

１　３の【非上場株式等の内訳等】欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与（※）により取得したものである場合（基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限ります。）に記載してください。

※　「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の 12 の２第 16 項第６号に規定する贈与をいいます。

２　「特例経営承継者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。

⑶　「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第１号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

３　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。

４　基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し（※１）

②　次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）

ロ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 21 項又は第 30 項において準用する同条第９項又は第 10 項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第 37 項の確認書の写し（※２）

※１　①の書類は、最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

※２　②ロの書類は、（※１）のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

様式ID	NTA0VNX315010010

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書（一般措置）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

租税特別措置法施行令　第40条の８第36項
第40条の８の２第42項　の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称	（変更前）	本店の所在地	（変更前）

この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注１）	① 直前の事業年度	② ２期前の事業年度	③ ３期前の事業年度
	円	円	円

経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事由	

※　報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の８第６項又は第40条の８の２第７項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の８第24項第２号イからハまで又は第40条の８の２第30項第２号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は③欄から⑪欄までの記載は不要です。）	□

			帳簿価額	運用収入
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額				円
② 直前の事業年度末における準備金の額				円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額				円
④ 直前の事業年度における総収入金額				円
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入（注２）	有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
		特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b 円	k 円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑥ 剰余金の配当等の額（基準日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注３）		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
		会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）			円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）				円

⑨ 特定資産の保有割合(⑦／(③+⑥))	%	⑩ 特定資産の運用収入割合(⑧／④)	%

⑪　報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書若しくは第40条の８の２第25項ただし書に規定する場合（注４）又は同令第40条の８第22項ただし書若しくは第40条の８の２第27項ただし書に規定する場合（注５）に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有※	無

※　「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書（一般措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

○　（注１）から（注５）までについては、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）と一緒に提出してください。

記載要領等	認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）

《用語の意義》

1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

⑶　「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第 17 項第２号イに定めるものをいいます。

3　「経営承継者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

⑶　「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

（注１）　報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。(※) 以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前３期分の各総収入金額を①から③までの各欄に記載してください。

※　平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第５号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の７、第 70 条の７の２又は第 70 条の７の４の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

＜認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）　記載要領等＞

（注２）　「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注３）　会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第 70 条の７の２第１項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

（注４）　「租税特別措置法施行令第 40 条の８第 19 項ただし書又は第 40 条の８の２第 25 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70％以上となった場合をいいます。

（注５）　「租税特別措置法施行令第 40 条の８第 22 項ただし書又は第 40 条の８の２第 27 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75％以上となった場合をいいます。

様式ID	NTA0VNX186010010

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書（特例措置）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

租税特別措置法施行令 第40条の８の５第20項 / 第40条の８の６第27項 / 第40条の８の８第15項 の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

特例認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)

この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注１）	① 直前の事業年度	② ２期前の事業年度	③ ３期前の事業年度
	円	円	円

経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・ ・
	事由	

※ 報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の８の５第５項において準用する同令第40条の８第６項又は同令第40条の８の６第６項において準用する同令第40条の８の２第７項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の８の５第18項において準用する同令第40条の８第24項第２号イからハまで又は同令第40条の８の６第25項において準用する同令第40条の８の２第30項第２号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は③欄から⑪欄までの記載は不要です。）	□

			帳簿価額	運用収入
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額				円
② 直前の事業年度末における準備金の額				円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額				円
④ 直前の事業年度における総収入金額				円
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入（注２）	有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
		特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b 円	k 円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
		特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑥ 剰余金の配当等の額（報告基準日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注３）		特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
		会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）			円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）				円

⑨ 特定資産の保有割合(⑦／(③+⑥))	%	⑩ 特定資産の運用収入割合(⑧／④)	%

⑪ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の８の５第11項後段において準用する同令第40条の８第19項ただし書若しくは同令第40条の８の６第11項後段において準用する同令第40条の８の２第25項ただし書に規定する場合（注４）又は同令第40条の８の５第13項後段において準用する同令第40条の８第22項ただし書若しくは同令第40条の８の６第13項後段において準用する同令第40条の８の２第27項ただし書に規定する場合（注５）に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有※	無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書（特例措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

○ （注１）から（注５）までについては、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）と一緒に提出してください。

記載要領等	特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）

《用語の意義》

1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第９号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第９号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

⑶　「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第 17 項第２号イに定めるものをいいます。

3　「特例経営承継者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。

⑶　「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第１号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

4　「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 14 項において準用する同令第 40 条の８第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の８第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８の６第 14 項又は第 40 条の８の８第２項において準用する同令第 40 条の８の２第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

（注１）　報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前３期分の各総収入金額を①から③までの各欄に記載してください。

（注２）　「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注３）　会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税

＜特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）　記載要領等＞

特別措置法第 70 条の７の５第１項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第 70 条の７の６第１項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。

（注４）　「租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８第 19 項ただし書若しくは同令第 40 条の８の６第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 25 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70%以上となった場合をいいます。

（注５）　「租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８第 22 項ただし書若しくは同令第 40 条の８の６第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 27 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75%以上となった場合をいいます。

（注６）　この届出書における租税特別措置法施行令第 40 条の８の２及び第 40 条の８の６の規定には、同令第 40 条の８の８において準用される場合を含んでいます。

様式ID	NTA0VNX316010010

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）　別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	
認定（贈与・相続）承継会社の名称	

1　一定の事由により特定資産の保有割合(注1)又は運用収入割合(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

⑴　該当規定(注3、4、5)

イ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

⑵　事由の生じた年月日（⑴ロの場合はその事業年度）　令和　年　月　日
（令和　年　月　日～令和　年　月　日）

⑶　事由の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

⑷　１の割合を減少すべき期限※　令和　年　月　日

※　⑴イに該当する場合には⑵の年月日から６か月を経過する日が、⑴ロに該当する場合には⑵の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、１の割合を減少すべき期限となります。

2　１の割合の減少に関する事項

⑴　減少後の保有割合／運用収入割合　　%

⑵　⑴の割合に減少させた年月日（１⑴ロの場合は事業年度）　令和　年　月　日
（令和　年　月　日～令和　年　月　日）

⑶　⑴の割合に減少させた事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

（注）１　１⑷の「１の割合を減少すべき期限」が経営（贈与・相続）報告基準日(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、２の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ　１⑷の期限から２か月を経過する日

ロ　当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時において２の事項の記載が可能なときには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり２の事項の記載をすることにより「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

２　１⑷の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から２か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

○　（注１）から（注６）までについては、記載要領等を参照してください。

記載要領等	認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

《使用目的等》

この明細書別紙は、経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が、租税特別措置法第 70 条の７第９項、第 70 条の７の２第 10 項又は第 70 条の７の４第８項の規定により継続届出書を提出するときにおいて、当該報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第 40 条の８第 19 項ただし書又は第 40 条の８の２第 25 項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の８第 22 項ただし書又は第 40 条の８の２第 27 項ただし書に規定する場合）に、「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

（注）１　「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

Ｂ＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の７第２項第８号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

２　「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

３　「租税特別措置法施行令第 40 条の８第 19 項ただし書又は第 40 条の８の２第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

４　「租税特別措置法施行令第 40 条の８第 22 項ただし書又は第 40 条の８の２第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

＜認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】　記載要領等＞

5　イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の７の２第２項第７号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の７の４第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

様式ID	NTA0VNX312010010

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）　別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称	

1　一定の事由により特定資産の保有割合(注1)又は運用収入割合(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

⑴　該当規定（注3、4、5）

イ	□　租税特別措置法施行令第40条の８の５第11項後段において準用する同令第40条の８第19項ただし書又は同令第40条の８の６第11項後段において準用する同令第40条の８の２第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】　％
ロ	□　租税特別措置法施行令第40条の８の５第13項後段において準用する同令第40条の８第22項ただし書又は同令第40条の８の６第13項後段において準用する同令第40条の８の２第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】　％

⑵　事由の生じた年月日（⑴ロの場合はその事業年度）　令和　年　月　日
（令和　年　月　日～令和　年　月　日）

⑶　事由の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

⑷　１の割合を減少すべき期限※　令和　年　月　日

※　⑴イに該当する場合には⑵の年月日から６か月を経過する日が、⑴ロに該当する場合には⑵の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、１の割合を減少すべき期限となります。

2　１の割合の減少に関する事項

⑴　減少後の保有／運用収入割合　　％

⑵　⑴の割合に減少させた年月日（１⑴ロの場合は事業年度）　令和　年　月　日
（令和　年　月　日～令和　年　月　日）

⑶　⑴の割合に減少させた事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

（注）１　１⑷の「１の割合を減少すべき期限」が特例経営（贈与・相続）報告基準日(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、２の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ　１⑷の期限から２か月を経過する日

ロ　当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時において２の事項の記載が可能なときには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり２の事項の記載をすることにより「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

２　１⑷の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から２か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

○　（注１）から（注６）までについては、記載要領等を参照してください。　（R8.9）

記載要領等	特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

《使用目的等》

この明細書別紙は、特例経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法第 70 条の７の５第６項、第 70 条の７の６第７項又は第 70 条の７の８第６項の規定により継続届出書を提出するときにおいて、当該報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８第 19 項ただし書又は同令第 40 条の８の６第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 25 項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の８の５第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８第 22 項ただし書又は同令第 40 条の８の６第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 27 項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

（注）１　「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

Ｂ＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の７第２項第８号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

２　「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

３　「租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８第 19 項ただし書又は同令第 40 条の８の６第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

＜特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】　記載要領等＞

4　「租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８第 22 項ただし書又は同令第 40 条の８の６第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5　イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6　「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の７の５第２項第９号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の７の６第２項第９号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第 70 条の７の８第２項第６号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。

7　この届出書における租税特別措置法施行令第 40 条の８の６の規定には、同令第 40 条の８の８において準用される場合を含んでいます。

様式ID	NTA1VNX319010010

★

認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	—	住所	F06	

下記の認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合（注１）／特定資産の運用収入割合（注２）を基準割合未満に減少させましたので、

租税特別措置法施行規則　第23条の９第28項／第23条の10第26項／第23条の12第９項　の規定により下記のとおり届け出ます。

1　認定（贈与・相続）承継会社の名称＿＿＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿

2　贈与者又は被相続人の住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

3　該当規定（注３、４）

(1)	□　租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70％以上】	【保有割合】 ％
(2)	□　租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75％以上】	【運用収入割合】 ％

4　３の事由が生じた年月日（３(2)の場合は事業年度）　令和＿年＿月＿日
（令和＿年＿月＿日～令和＿年＿月＿日）

5　３の割合を減少すべき期限※　令和＿年＿月＿日

※　３(1)に該当する場合には、４の年月日から６か月を経過する日が、３(2)に該当する場合には４の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、３の割合を減少すべき期限となります。

6　特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1)　減少後の保有／運用収入割合　＿＿＿＿＿＿＿＿％

(2)　(1)の割合に減少させた年月日（３(2)の場合は事業年度）　令和＿年＿月＿日
（令和＿年＿月＿日～令和＿年＿月＿日）

(3)　(1)の割合に減少させた事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

○　（注１）から（注４）までについては、記載要領等を参照してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

《使用目的等》

この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第 40 条の８第 19 項ただし書又は第 40 条の８の２第 25 項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が 75%以上となった場合（同令第 40 条の８第 22 項ただし書又は第 40 条の８の２第 27 項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から２か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の７第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の７の２第２項第７号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の７の４第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

《記載要領等》

本文の「特定資産の保有割合・特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を二重線で抹消してください。

（注１）　「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

Ｂ＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の７第２項第８号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

（注２）　「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

＜認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書　記載要領等＞

（注３）　「租税特別措置法施行令第 40 条の８第 19 項ただし書又は第 40 条の８の２第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70％以上となった場合をいいます。

（注４）　「租税特別措置法施行令第 40 条の８第 22 項ただし書又は第 40 条の８の２第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75％以上となった場合をいいます。

様式ID	NTA1VNX313010010

★

特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 —	住所 F06		

下記の特例認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合（注１）／特定資産の運用収入割合（注２）を基準割合未満に減少させましたので、

租税特別措置法施行規則 第23条の12の２第20項／第23条の12の３第20項／第23条の12の５第17項 の規定により下記のとおり届け出ます。

1　特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

2　贈与者又は被相続人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

3　該当規定（注３、４）

(1)	□　租税特別措置法施行令第40条の８の５第11項後段において準用する同令第40条の８第19項ただし書又は同令第40条の８の６第11項後段において準用する同令第40条の８の２第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】　%　※
(2)	□　租税特別措置法施行令第40条の８の５第13項後段において準用する同令第40条の８第22項ただし書又は同令第40条の８の６第13項後段において準用する同令第40条の８の２第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】　%　※

4　３の事由が生じた年月日（３(2)の場合は事業年度）　令和＿年＿月＿日（令和＿年＿月＿日～令和＿年＿月＿日）

5　３の割合を減少すべき期限※　令和＿年＿月＿日

※　３(1)に該当する場合には、４の年月日から６か月を経過する日が、３(2)に該当する場合には４の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、３の割合を減少すべき期限となります。

6　特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1)　減少後の保有／運用収入割合　＿＿＿＿＿＿＿＿ %

(2)　(1)の割合に減少させた年月日（３(2)の場合は事業年度）　令和＿年＿月＿日（令和＿年＿月＿日～令和＿年＿月＿日）

(3)　(1)の割合に減少させた事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

○　（注１）から（注４）までについては、記載要領等を参照してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

《使用目的等》

この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８第 19 項ただし書又は同令第 40 条の８の６第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 25 項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が 75%以上となった場合（租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８第 22 項ただし書又は同令第 40 条の８の６第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 27 項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、特例経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から２か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の７の５第２項第９号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の７の６第２項第９号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の７の８第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

《記載要領等》

本文の「特定資産の保有割合・特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を二重線で抹消してください。

（注１）　「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

Ｂ＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の７第２項第８号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定す

る剰余金の配当等の額の合計額

（注２）　「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75％です。

（注３）　「租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８第 19 項ただし書又は同令第 40 条の８の６第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70％以上となった場合をいいます。

（注４）　「租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８第 22 項ただし書又は同令第 40 条の８の６第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75％以上となった場合をいいます。

（注５）　この届出書における租税特別措置法施行令第 40 条の８の６の規定には、同令第 40 条の８の８において準用される場合を含んでいます。

様式ID	NTA0VNX327010010

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（一般措置）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

1　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）」の１の報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 / 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年月日	期限が到来した株（口）数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税額
	□ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株（口）円	円
	□ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株（口）円	円
	□ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株（口）円	円
	□ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株（口）円	円

2　再計算免除贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）」の１の報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 / 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	・　・	円	円
	・　・	円	円
	・　・	円	円

(R8.9)

記載要領等	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（一般措置）

《記載要領等》

1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

⑶　「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　「期限の到来した事由」中

⑴　「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第 70 条の７第４項第１号又は第 70 条の７の２第４項第１号（同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

⑵　「適格合併・適格交換等」とは、同法第 70 条の７第４項第２号又は第 70 条の７の２第４項第２号（同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

⑶　「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第５項第２号又は第 70 条の７の２第５項第２号（同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

⑷　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第５項第３号又は第 70 条の７の２第５項第３号（同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

⑸　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第５項第４号又は第 70 条の７の２第５項第４号（同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

⑹　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第５項第５号又は第 70 条の７の２第５項第５号（同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

⑺　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第５項第６号又は第 70 条の７の２第５項第６号（同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

3　「事由が生じた年月日」とは、

⑴　「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。

⑵　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

⑶　「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

⑷　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

⑸　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

⑹　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

＜納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（一般措置）　記載要領等＞

⑺　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

４　「２　再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第 70 条の７第 24 項又は第 70 条の７の２第 25 項（同法第 70 条の７の４第 13 項により準用する場合を含みます。）による通知があった場合に記載します。

５　「認可決定日」とは、租税特別措置法第 70 条の７第 21 項又は第 70 条の７の２第 22 項（同法第 70 条の７の４第 13 項により準用する場合を含みます。）に規定する「認可決定日」をいいます。

６　「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第 70 条の７第 21 項第２号又は第 70 条の７の２第 22 項第２号（同法第 70 条の７の４第 13 項により準用する場合を含みます。）に掲げる金額をいいます。

様式ID	NTA0VNX189010010

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

1　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）」の１の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税／相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年月日	期限が到来した株（口）数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税額
	□ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株（口）円	円
	□ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株（口）円	円
	□ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株（口）円	円

2　差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）」の１の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、租税特別措置法第70条の７の５第12項から第14項までの規定又は同法第70条の７の６第13項から第15項までの規定（同法第70条の７の８第17項において準用する場合を含みます。）に該当することにより免除された猶予中 贈与税／相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	該当する免除規定（該当する規定にレ点を付し、項号を記載してください。）	免除された猶予中贈与税・相続税額
	□ 第70条の７の５第　項第　号 □ 第70条の７の６第　項第　号 □ 第70条の７の８第17項	円
	□ 第70条の７の５第　項第　号 □ 第70条の７の６第　項第　号 □ 第70条の７の８第17項	円
	□ 第70条の７の５第　項第　号 □ 第70条の７の６第　項第　号 □ 第70条の７の８第17項	円

3　再計算免除贈与税・相続税額の明細

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）」の１の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税／相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	・　・	円	円
	・　・	円	円
	・　・	円	円

記載要領等	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置）

《記載要領等》

1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第９号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第９号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

⑶　「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　「期限の到来した事由」中

⑴　「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第４項第１号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは同法第 70 条の７の８第３項において準用する同法第 70 条の７の２第４項第１号に該当した場合をいいます。

⑵　「適格合併・適格交換等」とは、同法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第４項第２号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは同法第 70 条の７の８第３項において準用する第 70 条の７の２第４項第２号に該当した場合をいいます。

⑶　「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第５項第２号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは同法第 70 条の７の８第３項において準用する同法第 70 条の７の２第５項第２号に該当した場合をいいます。

⑷　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第５項第３号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは同法第 70 条の７の８第３項において準用する第 70 条の７の２第５項第３号に該当した場合をいいます。

⑸　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第５項第４号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは同法第 70 条の７の８第３項において準用する第 70 条の７の２第５項第４号に該当した場合をいいます。

⑹　「会社分割」とは、同法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第５項第５号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは同法第 70 条の７の８第３項において準用する第 70 条の７の２第５項第５号に該当した場合をいいます。

⑺　「組織変更」とは、同法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第５項第６号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは同法第 70 条の７の８第３項において準用する第 70 条の７の２第５項第６号に該当した場合をいいます。

3　「事由が生じた年月日」とは、

⑴　「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。

＜納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置）　記載要領等＞

⑵　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

⑶　「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

⑷　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

⑸　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

⑹　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

⑺　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

４　「２　差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額の明細」欄は、差額免除（租税特別措置法第 70 条の７の５第 12 項各号・同条第 13 項各号・同法第 70 条の７の６第 13 項各号・同条第 14 項各号・同法第 70 条の７の８第 17 項）又は追加免除（同法第 70 条の７の５第 14 項第１号・同法第 70 条の７の６第 15 項第１号・同法第 70 条の７の８第 17 項）のいずれかの規定に該当し、税額の免除を受けた場合には、該当する免除規定及び免除された猶予中贈与税・相続税額を記載します。

５　「３　再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第 70 条の７の５第 20 項において準用する同法第 70 条の７第 24 項による通知又は同法第 70 条の７の６第 21 項若しくは同法第 70 条の７の８第 12 項において準用する同法第 70 条の７の２第 25 項による通知があった場合に記載します。

６　「認可決定日」とは、租税特別措置法第 70 条の７の５第 20 項において準用する同法第 70 条の７第 21 項又は同法第 70 条の７の６第 21 項若しくは同法第 70 条の７の８第 12 項において準用する同法第 70 条の７の２第 22 項に規定する「認可決定日」をいいます。

７　「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第 70 条の７の５第 20 項において準用する同法第 70 条の７第 21 項第２号に掲げる金額又は同法第 70 条の７の６第 21 項若しくは同法第 70 条の７の８第 12 項において準用する同法第 70 条の７の２第 22 項第２号に掲げる金額をいいます。

住　　所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿年＿＿月＿＿日

氏　　名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

猶予期限が確定した非上場株式等についての　　額の通知書（通知用）

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様から　　により取得した非上場株式等の　　については、租税特別措置法　　の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1　（特例）認定（贈与・相続）承継会社の名称　・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　納税の猶予がなされていた　　の額　・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　猶予期限が確定した　　の額　・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

　　ほか利子税の額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　引き続き納税の猶予がされる　　の額　・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

5　確定した　　の猶予期限　・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿年＿＿月＿＿日

6　猶予期限が確定した理由

この通知により新たに猶予期限が確定した　　の額及び利子税の額は、上記５の猶予期限までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

また、上記５の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記３の猶予確定税額に、上記５の猶予期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

様式ID	NTA1VNX338010010

★

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（特例適用者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05	—	住所 F06	

年　月　日に　贈与者／受贈者／相続人等　（氏名：　　）

（住所：　　）が死亡し、租税特別措置法第70条の7第15項第＿号／第70条の7の2第16項第1号／第70条の7の4第12項の規定により次の　贈与税／相続税　を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

住所 〒　　氏名　　贈与者／受贈者との続柄／相続人等　　

1　対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の　贈与を受けた・相続（遺贈）があった　年月日　　年　月　日

2　死亡日の直前における猶予中　贈与税・相続税　額　　円

3　死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】　※　記載に当たっては、記載要領等の２（４）をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円））		
				Ⓐ死亡日の直前	Ⓑ免除を受ける株式等	Ⓒ死亡日の後（Ⓐ－Ⓑ）
イ	・　・					
ロ	・　・					
ハ	・　・					

4　免除を受ける　贈与税・相続税　額　　円

※　**租税特別措置法第70条の７第15項第２号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。**

上記２の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」（円）　×　死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額（注１）（株（口・円））／上記３の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」（株（口・円））　＝　免除を受ける贈与税額（注２）（円）

この欄の金額を上記４の「免除を受ける贈与税額」欄に転記してください。

（注）１　【非上場株式等の内訳等】の「Ⓑ免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記３の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「Ⓑ免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

２　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

5　贈与者・被相続人の住所　　氏名　　

6　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（一般措置）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

記載要領等	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）

《この届出書の提出が必要な方》

贈与者（注１）、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から６か月以内に、この届出書を提出する必要があります（注２・３）。

（注）１　非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の７第15項（第３号に係る部分に限り、同法第70条の７の５第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第 40 条の８第５項に定める者に認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。

２　贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後１年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

３　贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第 70 条の７第２項第６号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

《記載要領等》

１　この届出書は、次のとおり記載してください。

⑴　標題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与税・受贈者・相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、「第70条の７第15項第__号・第70条の７の２第16項第１号・第70条の７の４第12項」の箇所について、租税特別措置法第70条の７第15項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の７第15項第１号
②	贈与者が死亡した場合	第70条の７第15項第２号

⑵　本文の「____年____月____日に贈与者・受贈者・相続人等（氏名：_____）（住所：_____）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

⑶　「贈与者・受贈者・相続人等との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

⑷　３の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与（※）により取得をしたものである場合に記載してください。

＜非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）　記載要領等＞

この場合において、租税特別措置法施行令第 40 条の８第５項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

（注）　「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第 70 条の７第 15 項第２号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

※　「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 24 項第５号に規定する贈与をいいます。

２　「経営承継者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

⑶　「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

３　この届出書の添付書類は、「『非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

様式ID	NTA1VNX339010010

★

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（特例適用者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05	—	住所 F06	

年　月　日に　贈与者／受贈者／相続人等　（氏名：　　）

（住所：　　）が死亡し、租税特別措置法第70条の７の５第11項において準用する同法第70条の７第15項第＿＿号／第70条の７の６第12項において準用する同法第70条の７の２第16項第１号／第70条の７の８第11項において準用する同法第70条の７の２第16項第１号の規定により、次の贈与税／相続税を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

住所〒　　氏名　　贈与者／受贈者との続柄／相続人等　　

1　特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の贈与を受けた・相続（遺贈）があった　年月日　　年　月　日

2　死亡日の直前における猶予中　贈与税・相続税　額　　円

3　死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】　※　記載に当たっては記載要領等の２（４）をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円））		
				Ⓐ死亡日の直前	Ⓑ免除を受ける株式等	Ⓒ死亡日の後（Ⓐ－Ⓑ）
イ	・　・					
ロ	・　・					
ハ	・　・					

4　免除を受ける　贈与税・相続税　額　　円

※　租税特別措置法第70条の７の５第11項において準用する同法第70条の７第15項第２号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記２の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」（円）　×　死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額（注１）（株（口・円））／上記３の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」（株（口・円））　＝　免除を受ける贈与税額（注２）（円）

この欄の金額を上記４の「免除を受ける贈与税額」欄に転記してください。

（注）１　【非上場株式等の内訳等】の「Ⓑ免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記３の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「Ⓑ免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

２　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

5　贈与者・被相続人の住所　　氏名　　

6　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（特例措置）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

記載要領等	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）

《この届出書の提出が必要な方》

贈与者（注１）、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合には、特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、特例経営承継相続人等の相続人又は特例経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から６か月以内に、この届出書を提出する必要があります（注２・３）。

（注）１　非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の７第15項（第３号に係る部分に限り、同法第70条の７の５第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の８の５第４項において準用する同令第40条の８第５項に定める者に特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。

２　贈与者、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後１年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

３　贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の７の５第２項第７号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

《記載要領等》

１　この届出書は、次のとおり記載してください。

⑴　標題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与税・受贈者・相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

なお、第70条の７の５第11項において準用する第70条の７第15項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第＿＿＿＿号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合	第１号
②	贈与者が死亡した場合	第２号

⑵　本文の「＿＿年＿＿月＿＿日に贈与者・受贈者・相続人等（氏名：＿＿＿＿）（住所：＿＿＿＿）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

⑶　「贈与者・受贈者・相続人等との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

⑷　３の【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与（※）により取得をしたものである場合に記載してください。

＜非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）　記載要領等＞

この場合において、租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第４項において準用する同令第 40 条の８第５項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

（注）　「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第 70 条の７の５第 11 項において準用する同法第 70 条の７第 15 項第２号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

※　「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の 12 の２第 16 項第５号に規定する贈与をいいます。

２　「特例経営承継者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。

⑶　「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第１号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

３　この届出書の添付書類は、「『非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添　付　書　類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第６項若しくは第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第２項（同条第３項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第８項（同条第17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し(注1)
4	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し(注2)
5	死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

（注）１　上記３の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

①	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日
②	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日

２　上記４の書類は、死亡日が上記（注）１の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合において贈与税について届出を行うときであって、都道府県知事から交付を受けている場合に限り提出してください。

３　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し(※1)
②	次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。） ロ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し(※2)

（※１）　①の書類は、上記（注）１の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）　②ロの書類は、上記（注）１の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（令３．６）

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧

この届出書には、死亡日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添　付　書　類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項若しくは第28項において準用する同条第６項若しくは第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第４項若しくは第５項において準用する同条第２項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第20項又は第29項において準用する同条第８項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し(注1)
4	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し(注2)
5	死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

（注）１　上記３の書類は、死亡日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

①	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日
②	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日

２　上記４の書類は、死亡日が上記（注）１の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合において、贈与税について届出を行うときであって、都道府県知事から交付を受けている場合に提出してください。

３　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し(※1)
②	次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。） ロ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第９項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し(※2)

（※１）　①の書類は、上記（注）１の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）　②ロの書類は、上記（注）１の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（令３．６）

様式ID	NTA0VNX317010010

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書
（免除届出用）（一般措置）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

租税特別措置法施行令 第40条の８第37項 / 第40条の８の２第43項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)

死亡等の日(注1)の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(注2)	① 直前の事業年度	② ２期前の事業年度	③ ３期前の事業年度
	円	円	円

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・ ・
	事由	

※ 死亡等の日が租税特別措置法第70条の７第２項第６号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法70条の７の２第２項第６号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の８第６項又は第40条の８の２第７項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の８第24項第２号イからハまで又は第40条の８の２第30項第２号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は③欄から⑪欄までの記載は不要です。）	□

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額				円
② 直前の事業年度末における準備金の額				円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額				円
④ 直前の事業年度における総収入金額				円
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注3)			帳簿価額	運用収入
	有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
		特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b 円	k 円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑥ 剰余金の配当等の額（死亡等の日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）(注4)		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
		会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）			円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）				円

⑨ 特定資産の保有割合(⑦／(③+⑥))	%	⑩ 特定資産の運用収入割合(⑧／④)	%

⑪ 死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書若しくは第40条の８の２第25項ただし書に規定する場合(注5)又は同令第40条の８第22項ただし書若しくは第40条の８の２第27項ただし書に規定する場合(注6)に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有※	無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

○ （注１）から（注６）までについては、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（一般措置）と一緒に提出してください。

記載要領等	認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）

《使用目的》

租税特別措置法第70条の７第15項第３号又は第70条の７の２第16項第２号（第70条の７の４第12項において準用する場合を含みます。）に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与したときに限り、この明細書を提出してください。

《記載要領等》

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

⑶　「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第17項第２号イに定めるものをいいます。

３　「経営承継者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

⑶　「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

４　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の８第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の８の２第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

（注１）　「死亡等の日」とは、

イ　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の８第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の７第15項第２号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の７第15項第３号の規定の適用に係るものである場合には、その贈

与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第１項又は同法第 70 条の７の５第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第 70 条の７第 15 項第３号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

ロ　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 43 項（第 40 条の８の４第 21 項において準用する場合を含みます。）の経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注２）　死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。(※) 以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前３期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※　平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第５号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の７、第 70 条の７の２又は第 70 条の７の４の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

（注３）　「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注４）　会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第 70 条の７の２第１項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

（注５）　「租税特別措置法施行令第 40 条の８第 19 項ただし書又は第 40 条の８の２第 25 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70％以上となった場合をいいます。

（注６）　「租税特別措置法施行令第 40 条の８第 22 項ただし書又は第 40 条の８の２第 27 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75％以上となった場合をいいます。

様式ID	NTA0VNX187010010

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書
（免除届出用）（特例措置）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

租税特別措置法施行令 第40条の８の５第21項において準用する同令第40条の８第37項 / 第40条の８の６第28項において準用する同令第40条の８の２第43項 の規定による免除届出書の提出における特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細は、次のとおりです。

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称	（変更前）	本店の所在地	（変更前）

死亡等の日（注１）の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額（注２）	① 直前の事業年度	② ２期前の事業年度	③ ３期前の事業年度
	円	円	円

死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・ ・
	事由	

※ 死亡等の日が租税特別措置法第70条の７の５第２項第７号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の７の６第２項第６号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の８の５第５項において準用する同令第40条の８第６項又は同令第40条の８の６第６項において準用する同令第40条の８の２第７項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の８第24項第２号イからハまで又は第40条の８の２第30項第２号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は③欄から⑪欄までの記載は不要です。）	□

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額					円
② 直前の事業年度末における準備金の額					円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額					円
④ 直前の事業年度における総収入金額					円
⑤ 直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入（注３）			帳簿価額	運用収入	
	有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円	
		特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b 円	k 円	
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円	
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円	
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円	
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円	
		特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円	
⑥ 剰余金の配当等の額（死亡等の日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注４）		特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円		
		会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円		
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）					
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）					円

⑨ 特定資産の保有割合（⑦／（③+⑥））	%	⑩ 特定資産の運用収入割合（⑧／④）	%

⑪ 死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の８の５第11項後段において準用する同令第40条の８第19項ただし書若しくは同令第40条の８の６第11項後段において準用する同令第40条の８の２第25項ただし書に規定する場合（注５）又は同令第40条の８の５第13項後段において準用する同令第40条の８第22項ただし書若しくは同令第40条の８の６第13項後段において準用する同令第40条の８の２第27項ただし書に規定する場合（注６）に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有※	無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

○ （注１）から（注６）までについては、記載要領等を参照してください。

（R8.9）

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（特例措置）と一緒に提出してください。

記載要領等	特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）

《使用目的》

租税特別措置法第 70 条の７の５第 11 項において準用する同法第 70 条の７第 15 項第３号又は第 70 条の７の６第 12 項において準用する同法第 70 条の７の２第 16 項第２号（第 70 条の７の８第 11 項において準用する場合を含みます。）に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式等の全てを贈与したときに限り、この明細書を提出してください。

《記載要領等》

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第９号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第９号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

⑶　「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第 17 項第２号イに定めるものをいいます。

３　「特例経営承継者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。

⑶　「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第１号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

４　「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 14 項において準用する同令第 40 条の８第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の８第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８の６第 28 項若しくは第 40 条の８の８第 16 項において準用する同令第 40 条の８の２第 43 項の特例経営承継相続人等若しくは特例経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第 70 条の７の６第

12 項若しくは第 70 条の７の８第 11 項において準用する同法第 70 条の７の２第 16 項第２号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注１）「死亡等の日」とは、

イ　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 21 項において準用する同令第 40 条の８第 37 項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の７の５第 11 項において準用する同法第 70 条の７第 15 項第２号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第 70 条の７の５第 11 項において準用する同法第 70 条の７第 15 項第３号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初に同条第１項又は同法第 70 条の７の５第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第 70 条の７の５第 11 項において準用する同法第 70 条の７第 15 項第３号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

ロ　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８の６第 28 項において準用する同令第 40 条の８の２第 43 項の特例経営承継相続人等が死亡した日又は当該特例経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の７の６第 12 項において準用する同法第 70 条の７の２第 16 項第２号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注２）死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第５項において準用する同令第 40 条の８第６項又は同令第 40 条の８の６第６項において準用する同令第 40 条の８の２第７項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第 40 条の８の５第 18 項において準用する同令第 40 条の８第 24 項第２号イからハまで又は同令第 40 条の８の６第 25 項において準用する同令第 40 条の８の２第 30 項第２号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「③　直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額」欄から「⑩　特定資産の運用収入割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。

（注３）「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注４）会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第 70 条の７の５第１項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第 70 条の７の６第１項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。

（注５）「租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８第 19 項ただし書若しくは同令第 40 条の８の６第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 25 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70%以上となった場合をいいます。

（注６）「租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８第 22 項ただし書若しくは同令第 40 条の８の６第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 27 項た

だし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75%以上となった場合をいいます。

（注７）この届出書における租税特別措置法施行令第 40 条の８の２及び第 40 条の８の６の規定には、同令第 40 条の８の８において準用される場合を含んでいます。

様式ID	NTA0VNX318010010

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）　別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	
認定（贈与・相続）承継会社の名称	

1　一定の事由により特定資産の保有割合(注1)又は運用収入割合(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

⑴　該当規定(注3、4、5)

イ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

⑵　事由の生じた年月日（⑴ロの場合はその事業年度）　令和　年　月　日
（令和　年　月　日～令和　年　月　日）

⑶　事由の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

⑷　１の割合を減少すべき期限※　令和　年　月　日

※　⑴イに該当する場合には⑵の年月日から６か月を経過する日が、⑴ロに該当する場合には⑵の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、１の割合を減少すべき期限となります。

2　１の割合の減少に関する事項

⑴　減少後の保有／運用収入割合　　%

⑵　⑴の割合に減少させた年月日（１⑴ロの場合は事業年度）　令和　年　月　日
（令和　年　月　日～令和　年　月　日）

⑶　⑴の割合に減少させた事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

（注）　１⑷の「１の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、２の事項の記載は不要です。

○　（注１）から（注５）までについては、記載要領等を参照してください。　（R8.9）

記載要領等	認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

《使用目的等》

この明細書別紙は、死亡等の日が租税特別措置法第70条の７第２項第６号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法 70 条の７の２第２項第６号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が、租税特別措置法施行令第40条の８第37項又は第40条の８の２第43項の規定により免除届出書を提出するときにおいて、死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となったとき（同令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となったとき（同令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書に規定する場合）に、「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

（注）１　「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

Ｂ＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の９第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の７第２項第８号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

２　「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

３　「租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

４　「租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

５　イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

＜認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】　記載要領等＞

６　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の７第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の７の２第２項第７号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の７の４第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

様式ID	NTA0VNX314010010

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）　別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称	

1　一定の事由により特定資産の保有割合(注1)又は運用収入割合(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

⑴　該当規定(注3、4、5)

イ	□　租税特別措置法施行令第40条の８の５第11項後段において準用する同令第40条の８第19項ただし書又は同令第40条の８の６第11項後段において準用する同令第40条の８の２第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】　％
ロ	□　租税特別措置法施行令第40条の８の５第13項後段において準用する同令第40条の８第22項ただし書又は同令第40条の８の６第13項後段において準用する同令第40条の８の２第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】　％

⑵　事由の生じた年月日（⑴ロの場合はその事業年度）　令和　年　月　日
（令和　年　月　日～令和　年　月　日）

⑶　事由の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

⑷　１の割合を減少すべき期限※　令和　年　月　日

※　⑴イに該当する場合には⑵の年月日から６か月を経過する日が、⑴ロに該当する場合には⑵の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、１の割合を減少すべき期限となります。

2　１の割合の減少に関する事項

⑴　減少後の保有／運用収入割合　　％

⑵　⑴の割合に減少させた年月日（１⑴ロの場合は事業年度）　令和　年　月　日
（令和　年　月　日～令和　年　月　日）

⑶　⑴の割合に減少させた事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

（注）　１⑷の「１の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、２の事項の記載は不要です。

○　（注１）から（注５）までについては、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

《使用目的等》

この明細書別紙は、死亡等の日が租税特別措置法第70条の７の５第２項第７号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第 70 条の７の６第２項第６号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 21 項において準用する同令第 40 条の８第 37 項又は同令第 40 条の８の６第 28 項において準用する同令第 40 条の８の２第 43 項の規定により免除届出書を提出するときにおいて、死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（同令第 40 条の８の５第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８第 19 項ただし書又は同令第 40 条の８の６第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 25 項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の８の５第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８第 22 項ただし書又は同令第 40 条の８の６第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 27 項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

（注）１　「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

Ｂ＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の７第２項第８号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

２　「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

３　「租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８第 19 項ただし書又は同令第 40 条の８の６第 11 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

４　「租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８第 22 項ただし書又は同令第 40 条の８の６第 13 項後段において準用する同令第 40 条の８の２第 27 項ただし

書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5　イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6　「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の７の５第２項第９号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の７の６第２項第９号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第 70 条の７の８第２項第６号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。

7　この届出書における租税特別措置法施行令第 40 条の８の２及び第 40 条の８の６の規定には、同令第 40 条の８の８において準用される場合を含んでいます。

様式ID	NTA0VNX326010010

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書

（ 免 除 届 出 用 ） （ 一 般 措 置 ）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

租税特別措置法施行令 第40条の８第37項 第40条の８の２第43項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から

その死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年月日	期限が到来した株（口）数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税額
	□ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株（口）円	円
	□ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株（口）円	円
	□ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株（口）円	円
	□ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株（口）円	円
	□ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株（口）円	円

記載要領等	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（一般措置）

《使用目的》

租税特別措置法第70条の７第15項第３号又は第70条の７の２第16項第２号（第70条の７の４第12項において準用する場合を含みます。）に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与したときに限りこの明細書を提出してください。

《記載要領等》

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

⑶　「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「期限の到来した事由」中

⑴　「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の７第４項第１号又は第70条の７の２第４項第１号（同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

⑵　「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の７第４項第２号又は第70条の７の２第４項第２号（同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

⑶　「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の７第５項第２号又は第70条の７の２第５項第２号（同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

⑷　「合併により消滅」とは、同法第70条の７第５項第３号又は第70条の７の２第５項第３号（同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

⑸　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の７第５項第４号又は第70条の７の２第５項第４号（同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

⑹　「会社分割」とは、同法第70条の７第５項第５号又は第70条の７の２第５項第５号（同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

⑺　「組織変更」とは、同法第70条の７第５項第６号又は第70条の７の２第５項第６号（同法第70条の７の４第３項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

３　「事由が生じた年月日」とは、

⑴　「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。

＜納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（一般措置）　記載要領等＞

⑵　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

⑶　「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

⑷　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

⑸　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

⑹　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

⑺　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

４　「死亡等の日」とは、

⑴　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 37 項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の７第 15 項第２号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の７第 15 項第３号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第１項又は同法第 70 条の７の５第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第 70 条の７第 15 項第３号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

⑵　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 43 項若しくは第 40 条の８の４第 21 項において準用する同令第 40 条の８の２第 43 項の経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注）　経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

様式ID	NTA0VNX190010010

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書

（ 免 除 届 出 用 ） （ 特 例 措 置 ）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

租税特別措置法施行令 第40条の８の５第21項において準用する同令第40条の８第37項 第40条の８の６第28項又は第40条の８の８第16項において準用する同令 第40条の８の２第43項 の規定による死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年月日	期限が到来した株（口）数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税額
	□ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株（口）円	円
	□ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株（口）円	円
	□ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株（口）円	円
	□ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株（口）円	円
	□ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 □ 適格合併・適格交換等 □ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株（口）円	円

記載要領等	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（特例措置）

《使用目的》

租税特別措置法第 70 条の７の５第 11 項において準用する同法第 70 条の７第 15 項第３号又は第 70 条の７の６第 12 項若しくは第 70 条の７の８第 11 項において準用する同法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式等の全てを贈与したときに限りこの明細書を提出してください。

《記載要領等》

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第９号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第９号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

⑶　「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「期限の到来した事由」中

⑴　「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第４項第１号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは第 70 条の７の８第３項において準用する同法第 70 条の７の２第４項第１号に該当した場合をいいます。

⑵　「適格合併・適格交換等」とは、同法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第４項第２号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは第 70 条の７の８第３項において準用する同法第 70 条の７の２第４項第２号に該当した場合をいいます。

⑶　「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第５項第２号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは第 70 条の７の８第３項において準用する同法第 70 条の７の２第５項第２号に該当した場合をいいます。

⑷　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第５項第３号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは第 70 条の７の８第３項において準用する同法第 70 条の７の２第５項第３号に該当した場合をいいます。

⑸　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第５項第４号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは第 70 条の７の８第３項において準用する同法第 70 条の７の２第５項第４号に該当した場合をいいます。

⑹　「会社分割」とは、同法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第５項第５号に該当した場合又は同法第 70 条の７の６第３項若しくは第 70 条の７の８第３項において準用する同法第 70 条の７の２第５項第５号に該当した場合をいいます。

⑺　「組織変更」とは、同法第 70 条の７の５第３項において準用する同法第 70 条の７第５項第６号に該

当した場合又は同法第70条の７の６第３項若しくは第70条の７の８第３項において準用する同法第70条の７の２第５項第６号に該当した場合をいいます。

３　「事由が生じた年月日」とは、

⑴　「特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。

⑵　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

⑶　「特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

⑷　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

⑸　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

⑹　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

⑺　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

４　「死亡等の日」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の５第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の８の５第21項において準用する同令第40条の８第37項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の７の５第11項において準用する同法第70条の７第15項第２号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の７の５第11項において準用する同法第70条の７第15項第３号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初に同条第１項又は同法第70条の７の５第１項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第70条の７の５第11項において準用する同法第70条の７第15項第３号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の６第１項）又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の８第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の８の６第28項若しくは第40条の８の８第16項において準用する同令第40条の８の２第43項の特例経営承継相続人等若しくは特例経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第70条の７の６第12項若しくは第70条の７の８第11項において準用する同法第70条の７の２第16項第２号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注）　特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者に係る特例贈与者又は特例経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

様式ID	NTA1VNX340010010

★

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05	—	住所 F06	

私は、租税特別措置法　第70条の7第1項 / 第70条の7の5第1項　の規定の適用に係る贈与をし、

同法　第70条の7第15項第3号 / 第70条の7の2第16項第2号 / 第70条の4第12項　の規定により次の　贈与税 / 相続税　を免除されたいので届け出ます。

認定（贈与・相続）承継会社の商号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の贈与をした年月日　＿＿年＿＿月＿＿日

2　非上場株式等の贈与を受けた人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

3　贈与の直前における猶予中　贈与税・相続税　額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額　＿＿＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　贈与をした非上場株式等の数又は金額　＿＿＿＿＿＿＿＿株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】　※　記載に当たっては、記載要領等の２（２）をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円））		
				Ⓐ贈与の直前	Ⓑ贈与をした株式等	Ⓒ贈与をした日の後（Ⓐ－Ⓑ）
イ	・　・					
ロ	・　・					
ハ	・　・					

6　免除を受ける　贈与税・相続税　額　　※　**次の欄の算式に従って計算し記載してください。**　＿＿＿＿＿＿＿＿円

上記3の「贈与の直前における猶予中贈与税・相続税　額」		贈与をした非上場株式等の数又は金額（注1）		免除を受ける　贈与税・相続税　額（注2）
（円）	×	（株（口・円））	＝	（円）
		上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」（株（口・円））		

この欄の金額を「6　免除を受ける　贈与税・相続税　額」欄に転記してください。

（注）1　「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の７第１項又は第70条の７の５第１項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。

2　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

7　非上場株式等の　贈与を受けた / 相続（遺贈）があった　年月日　＿＿年＿＿月＿＿日

8　贈与者 / 被相続人　の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

9　贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（一般措置）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

（R8.9）

記載要領等	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）

《この届出書の提出が必要な方》

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営（贈与・相続）承継期間内にこれらの者がその有する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第 70 条の７第１項又は第 70 条の７の５第１項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

《提出期限》

この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第 70 条の７第１項又は第 70 条の７の５第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後６か月以内に提出する必要があります。

《記載要領等》

１　この届出書は、次のとおり記載してください。

⑴　「５　贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ　贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第 70 条の７第 15 項第３号又は第 70 条の７の２第 16 項第２号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ　租税特別措置法第 70 条の７第 15 項第３号又は第 70 条の７の２第 16 項第２号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第 70 条の７第 15 項第３号（第 70 条の７の５第 11 項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第 70 条の７第１項又は第 70 条の７の５第１項の規定の適用を受けた他の（特例）経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ　【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第 70 条の７第 15 項第３号（第 70 条の７の５第 11 項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第 40 条の８第５項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

⑵　「７　非上場株式等の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日」欄には、届出者が非上場株式等を贈与又は相続（遺贈）により取得した年月日を記載してください。

⑶　「８　贈与者・被相続人の住所・氏名」欄には、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

＜非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）記載要領等＞

２　「経営承継者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

⑶　「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

３　この届出書の添付書類は、「『非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

様式ID	NTA1VNX341010010

★

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号 F05	—	住所 F06	

私は、租税特別措置法　第70条の７第１項 / 第70条の７の５第１項　の規定の適用に係る贈与をし、

同法　第70条の７の５第11項において準用する同法第70条の７第15項第３号 / 第70条の７の６第12項において準用する同法第70条の７の２第16項第２号 / 第70条の７の８第11項において準用する同法第70条の７の２第16項第２号　の規定により次の　贈与税 / 相続税　を免除されたいので届け出ます。

特例認定（贈与・相続）承継会社の商号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

1　特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「**非上場株式等**」といいます。）の贈与をした年月日 ＿＿年＿＿月＿＿日

2　非上場株式等の贈与を受けた人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

3　贈与の直前における猶予中　贈与税・相続税　額 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

4　贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 株（口・円）

5　贈与をした非上場株式等の数又は金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 株（口・円）

【非上場株式等の内訳等】　※　記載に当たっては、記載要領等の２（２）をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額（単位：株（口・円））		
				Ⓐ贈与の直前	Ⓑ贈与をした株式等	Ⓒ贈与をした日の後（Ⓐ－Ⓑ）
イ	・　・					
ロ	・　・					
ハ	・　・					

6　免除を受ける　贈与税・相続税　額　　※　次の欄の算式に従って計算し記載してください。 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

上記３の「贈与の直前における猶予中贈与税・相続税　額」 （円） × 贈与をした非上場株式等の数又は金額（注１） （株（口・円）） ／ 上記４の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 （株（口・円）） ＝ 免除を受ける　贈与税・相続税　額（注２） （円）

→ この欄の金額を「６　免除を受ける　贈与税・相続税　額」欄に転記してください。

（注）１　「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の７第１項又は同法第70条の７の５第１項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。

２　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

7　非上場株式等の　贈与を受けた / 相続（遺贈）があった　年月日 ＿＿年＿＿月＿＿日

8　贈与者 / 被相続人　の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

9　贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（特例措置）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

（R8.9）

記載要領等	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）

《この届出書の提出が必要な方》

特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（特例経営（贈与・相続）承継期間内にこれらの者がその有する非上場株式等に係る特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の７第１項又は第70条の７の５第１項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

《提出期限》

この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の７第１項又は第 70 条の７の５第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後６か月以内に提出する必要があります。

《記載要領等》

１　この届出者は、次のとおり記載してください。

⑴　「５　贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ　贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第 70 条の７の５第11項において準用する同法第70条の７第15項第３号の規定又は同法第70条の７の６第12項若しくは第70条の７の８第11項において準用する同法第70条の７の２第16項第２号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ　租税特別措置法第70条の７の５第11項において準用する同法第70条の７第15項第３号の規定又は同法第70条の７の６第12項若しくは第70条の７の８第11項において準用する同法第70条の７の２第 16 項第２号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の７第15項第３号（第70条の７の５第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の７第１項又は第70条の７の５第１項の規定の適用を受けた他の特例経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ　【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の７第15項第３号（同法第70条の７の５第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の８の５第４項において準用する同令第40条の８第５項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

⑵　「７　非上場株式等の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日」欄には、届出者が非上場株式等を贈与又は相続（遺贈）により取得した年月日を記載してください。

＜非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）記載要領等＞

⑶　「８　贈与者・被相続人の住所・氏名」欄には、特例経営承継受贈者に係る贈与者又は特例経営承継相続人等若しくは特例経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

２　「特例経営承継者」とは、

⑴　「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の５第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。

⑵　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の６第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。

⑶　「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の７の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第１号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

３　この届出書の添付書類は、「『非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添　付　書　類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第６項若しくは第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第２項（同条第３項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第８項（同条第17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し(注1)
4	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

（注）１　上記３の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

①	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日
②	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日

２　贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し(※1)
②	次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。) イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。） ロ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第９項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し(※2)

（※１）　①の書類は、上記（注）１の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）　②ロの書類は、上記（注）１の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（令５．６）

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添　付　書　類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項若しくは第28項において準用する同条第６項若しくは第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第４項若しくは第５項において準用する同条第２項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第20項又は第29項において準用する同条第８項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し(注1)
4	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

（注）１　上記３の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

①	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日
②	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日

２　贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し(※1)
②	次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。) イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。） ロ　合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第９項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し(※2)

（※１）　①の書類は、上記（注）１の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（※２）　②ロの書類は、上記（注）１の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

（令５．６）

様式ID	NTA1VNX347010010

★

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税・相続税 の 免除申請書（破産等免除）（一般措置）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	－　－
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	－　住所 F06		

租税特別措置法　第70条の７第16項／第70条の７の２第17項／第70条の７の４第12項　の規定により納税の猶予に係る猶予中の　贈与税／相続税　について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

※　該当する事由にレ点を付してください。

□　①　租税特別措置法（第70条の７第16項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当
（譲渡先の氏名又は名称） ＿＿＿＿＿＿＿＿
（譲渡先の住所又は所在地） ＿＿＿＿＿＿＿＿

□　②　租税特別措置法（第70条の７第16項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当
（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）　年　月　日
（解散をした日）　年　月　日

□　③　租税特別措置法（第70条の７第16項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当
（吸収合併存続会社等（注１）の名称） ＿＿＿＿＿＿＿＿
（吸収合併存続会社等の所在地） ＿＿＿＿＿＿＿＿

□　④　租税特別措置法（第70条の７第16項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当
（株式交換完全親会社等（注２）の名称） ＿＿＿＿＿＿＿＿
（株式交換完全親会社等の所在地） ＿＿＿＿＿＿＿＿

2　１の事情が生じた年月日

年　月　日

3　１の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿

4　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※　上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

①　猶予中贈与税・相続税額（注３）・・・・・・・・・・・・・・・・①　＿＿＿＿＿＿＿＿　円
②　対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注４）・・・②　＿＿＿＿＿＿＿＿　円
③　対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注５）・・・③　＿＿＿＿＿＿＿＿　円
④　②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・・・・・・・・・④　＿＿＿＿＿＿＿＿　円
⑤　剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注６）・・・・・・・・・・⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿　円
イ　経営承継者（注７）及び経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・・・・・・（イ　＿＿＿＿＿＿＿＿　円）
ロ　会社から支給された給与（注８）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・・・・・（ロ　＿＿＿＿＿＿＿＿　円）
⑥　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥　＿＿＿＿＿＿＿＿　円

○　（注１）から（注８）まで及びこの申請に必要な書類については、記載要領等を参照してください。

税理士署名		税理士電話番号	－　－

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）

《使用目的等》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用してください。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から２か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

《添付書類等》

「１　この申請に係る事由の別」の①から④までに掲げる事由の内容及び各事由に該当した場合における添付書類は、次のとおりです。

１　「①　租税特別措置法（第 70 条の７第 16 項第１号・第 70 条の７の２第 17 項第１号）に該当」する場合とは、次の場合をいいます。

⑴　経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 40 項、第 40 条の８の２第 45 項、租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 35 項及び第 23 条の 10 第 33 項に定める者をいいます。

⑵　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 41 項又は第 40 条の８の２第 46 項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第 40 条の８第 41 項又は第 40 条の８の２第 46 項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【⑴の場合に該当する場合の添付書類】

イ　譲渡等があったことを明らかにする書類

ロ　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

ハ　その他参考となる書類

【⑵の場合に該当する場合の添付書類】

イ　次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があっ

たことを証する書類

・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

ロ　譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

ハ　その他参考となる書類

2　「②　租税特別措置法（第 70 条の７第 16 項第２号・第 70 条の７の２第 17 項第２号）に該当」する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

イ　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

ロ　その他参考となる書類

3　「③　租税特別措置法（第 70 条の７第 16 項第３号・第 70 条の７の２第 17 項第３号）に該当」する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

イ　合併があったことを明らかにする書類

ロ　その他参考となる書類

4　「④　租税特別措置法（第 70 条の７第 16 項第４号・第 70 条の７の２第 17 項第４号）に該当」する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注２）となった場合をいいます。

【添付書類】

イ　株式交換等があったことを明らかにする書類

ロ　その他参考となる書類

（注１）　「吸収合併存続会社等」とは、会社法第 749 条第１項に規定する吸収合併存続会社又は同法第 753 条第１項に規定する新設合併設立会社をいいます。

（注２）　「株式交換完全親会社等」とは、会社法第 768 条第１項第１号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第 773 条第１項第５号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

（注３）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。

（注４）　対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

（注５）　「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 36 項又は第 23 条の 10 第 34 項に定める金額をいいます。

＜非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）　記載要領等＞

（注６）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前５年間に支払われたものをいいます。

（注７）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第 70 条の７第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」、同法第 70 条の７の２第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」及び同法第 70 条の７の４第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注８）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

様式ID	NTA1VNX193010010

★

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税・相続税 の 免除申請書（破産等免除）（特例措置）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長
フリガナ F03		電話番号	—	—
氏名（申請者） F04		生年月日	元号 / 年 / 月 / 日	
		K01		
郵便番号	—	住所 F06		

租税特別措置法　第70条の７の５第11項において準用する同法第70条の７第16項
第70条の７の６第12項において準用する同法第70条の７の２第17項　の規定により納税の猶予に係る
第70条の７の８第11項において準用する同法第70条の７の２第17項

猶予中の　贈与税 / 相続税　について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

１　この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿ 所在地 ＿＿＿＿＿＿

※　該当する事由にレ点を付してください。

□　①　租税特別措置法（第70条の７の５第11項において準用する第70条の７第16項第１号・第70条の７の６第12項又は第70条の７の８第11項において準用する第70条の７の２第17項第１号）に該当
（譲渡先の氏名又は名称）＿＿＿＿＿＿
（譲渡先の住所又は所在地）＿＿＿＿＿＿

□　②　租税特別措置法（第70条の７の５第11項において準用する第70条の７第16項第２号・第70条の７の６第12項又は第70条の７の８第11項において準用する第70条の７の２第17項第２号）に該当
（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）＿＿年＿＿月＿＿日
（解散をした日）＿＿年＿＿月＿＿日

□　③　租税特別措置法（第70条の７の５第11項において準用する第70条の７第16項第３号・第70条の７の６第12項又は第70条の７の８第11項において準用する第70条の７の２第17項第３号）に該当
（吸収合併存続会社等(注１)の名称）＿＿＿＿＿＿
（吸収合併存続会社等の所在地）＿＿＿＿＿＿

□　④　租税特別措置法（第70条の７の５第11項において準用する第70条の７第16項第４号・第70条の７の６第12項又は第70条の７の８第11項において準用する第70条の７の２第17項第４号）に該当
（株式交換完全親会社等(注２)の名称）＿＿＿＿＿＿
（株式交換完全親会社等の所在地）＿＿＿＿＿＿

２　１の事情が生じた年月日　＿＿年＿＿月＿＿日

３　１の事情の詳細　＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

４　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※　上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

①　猶予中贈与税・相続税額(注３)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・①＿＿＿＿＿＿円
②　特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額(注４)・・・・・②＿＿＿＿＿＿円
③　特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額(注５)・・・・③＿＿＿＿＿＿円
④　②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・④＿＿＿＿＿＿円
⑤　剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）(注６)・・・・・・・・・・・・・・・⑤＿＿＿＿＿＿円
イ　特例経営承継者(注７)及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・・（イ＿＿＿＿＿＿円）
ロ　会社から支給された給与(注８)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・・・・（ロ＿＿＿＿＿＿円）
⑥　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・・・・⑥＿＿＿＿＿＿円

○　（注１）から（注８）まで及びこの申請に必要な書類については、記載要領等を参照してください。

税理士署名		税理士電話番号	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

（R8.9）

記載要領等	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

《使用目的》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用してください。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から２か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から２か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

《添付書類等》

「１　この申請に係る事由の別」の①から④までに掲げる事由の内容及び各事由に該当した場合における添付書類は、次のとおりです。

１　「①　租税特別措置法（第 70 条の７の５第 11 項において準用する第 70 条の７第 16 項第１号・第 70 条の７の６第 12 項又は第 70 条の７の８第 11 項において準用する第 70 条の７の２第 17 項第１号）に該当」する場合とは、次の場合をいいます。

⑴　特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 21 項において準用する同令第 40 条の８第 40 項、同令第 40 条８の６第 28 項若しくは第 40 条の８の８第 16 項において準用する同令第 40 条の８の２第 45 項又は租税特別措置法施行規則第 23 条の 12 の２第 22 項、第 23 条の 12 の３第 22 項若しくは第 23 条の 12 の５第 19 項において準用する同令第 23 条の９第 35 項に定める者をいいます。

⑵　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 21 項において準用する同令第 40 条の８第 41 項又は同令第 40 条８の６第 28 項若しくは第 40 条の８の８第 16 項において準用する同令第 40 条の８の２第 46 項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第 40 条の８の５第 21 項において準用する同令第 40 条の８第 41 項又は同令第 40 条８の６第 28 項若しくは第 40 条の８の８第 16 項において準用する同令第 40 条の８の２第 46 項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【⑴の場合に該当する場合の添付書類】

イ　譲渡等があったことを明らかにする書類

ロ　譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）

承継会社が証明したものに限られます。）

ハ　その他参考となる書類

【⑵に該当する場合の添付書類】

イ　次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

ロ　譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

ハ　その他参考となる書類

2　「②　租税特別措置法（第70条の７の５第11項において準用する第70条の７第16項第２号・第70条の７の６第12項又は第70条の７の８第11項において準用する第70条の７の２第17項第２号）に該当」する場合とは、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

イ　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

ロ　その他参考となる書類

3　「③　租税特別措置法（第70条の７の５第11項において準用する第70条の７第16項第３号・第70条の７の６第12項又は第70条の７の８第11項において準用する第70条の７の２第17項第３号）に該当する場合」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

イ　合併があったことを明らかにする書類

ロ　その他参考となる書類

4　「④　租税特別措置法（第70条の７の５第11項において準用する第70条の７第16項第４号・第70条の７の６第12項又は第70条の７の８第11項において準用する第70条の７の２第17項第４号）に該当」する場合とは、特例認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。

【添付書類】

イ　株式交換等があったことを明らかにする書類

ロ　その他参考となる書類

（注１）　「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第１項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第１項に規定する新設合併設立会社をいいます。

（注２）　「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第１項第１号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第１項第５号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全

子会社）をいいます。

（注３）　特例認定(贈与・相続)承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定(贈与・相続)承継会社の解散の直前、特例認定(贈与・相続)承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。

（注４）　特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

（注５）　「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の２第22項、第23条の12の３第22項又は第23条の12の５第19項において準用する同令第23条の９第36項に定める金額をいいます。

（注６）　特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前５年間に支払われたものをいいます。

（注７）　「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の７の５第２項第６号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の７の６第２項第７号に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の７の８第２項第１号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

（注８）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

様式ID	NTA1VNX346010010

★

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税・相続税 の 免除申請書（災害等免除）（一般措置）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法　第70条の７第32項／第70条の７の２第33項／第70条の７の４第17項　の規定により納税の猶予に係る猶予中の　贈与税／相続税　について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

１　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

※　該当する事由にレ点を付してください。

□　①　租税特別措置法（第70条の７第32項第１号・第70条の７の２第33項第１号）に該当

（譲渡等をした日）　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（譲渡先の氏名又は名称）　＿＿＿＿＿＿＿＿

（譲渡先の住所又は所在地）　＿＿＿＿＿＿＿＿

□　②　租税特別措置法（第70条の７第32項第２号・第70条の７の２第33項第２号）に該当

（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（解散をした日）　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

２　１の事情の詳細　※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

３　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※　上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

①	猶予中贈与税・相続税額（注１）	＿＿＿＿＿＿円
②	対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額	＿＿＿＿＿＿円
③	対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注２）	＿＿＿＿＿＿円
④	②と③のいずれか大きい金額	＿＿＿＿＿＿円
⑤	剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注３）	＿＿＿＿＿＿円
	イ　経営承継者（注４）及び経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	（イ ＿＿＿＿＿＿円）
	ロ　会社から支給された給与（注５）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	（ロ ＿＿＿＿＿＿円）
⑥	免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））	＿＿＿＿＿＿円

○　この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」と一緒に提出してください。

○　（注１）から（注５）まで及びこの申請に必要な書類については、記載要領等を参照してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）

《使用目的》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の７第30項各号又は同法第70条の７の２第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用してください。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から２か月以内（その該当することとなった日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

《添付書類等》

「１　この申請に係る事由の別」の①及び②に掲げる事由の内容及び各事由に該当した場合における添付書類は、次のとおりです。

１　「①　租税特別措置法（第70条の７第32項第１号・第70条の７の２第33項第１号）に該当」する場合とは、次の場合をいいます。

⑴　経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第40項、第40条の８の２第45項、租税特別措置法施行規則第23条の９第35項及び第23条の10第33項に定める者をいいます。

⑵　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第41項又は第40条の８の２第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の８第41項又は第40条の８の２第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【⑴の場合に該当する場合の添付書類】

イ　譲渡等があったことを明らかにする書類

ロ　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

ハ　「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

ニ　その他参考となる書類

＜非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）　記載要領等＞

【⑵の場合に該当する場合の添付書類】

イ　次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

ロ　譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

ハ　「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

ニ　その他参考となる書類

２　「②　租税特別措置法（第 70 条の７第 32 項第２号・第 70 条の７の２第 33 項第２号）に該当」する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

イ　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

ロ　「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

ハ　その他参考となる書類

（注１）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。

（注２）　「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 36 項又は第 23 条の 10 第 34 項に定める金額をいいます。

（注３）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたものをいいます。

（注４）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第 70 条の７第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」、同法第 70 条の７の２第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」及び同法第 70 条の７の４第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注５）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

様式ID	NTA1VNX192010010

★

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税・相続税 の 免除申請書（災害等免除）（特例措置）

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法　第70条の７の５第25項において準用する同法第70条の７第32項
第70条の７の６第26項において準用する同法第70条の７の２第33項　の規定により納税の猶予に
第70条の７の８第14項において準用する同法第70条の７の２第33項

係る猶予中の 贈与税 / 相続税 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1　この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

※　該当する事由にレ点を付してください。

□　①　租税特別措置法（第70条の７の５第25項において準用する第70条の７第32項第１号・第70条の７の６第26項又は第70条の７の８第14項において準用する第70条の７の２第33項第１号）に該当

（譲渡等をした日）　＿＿年＿＿月＿＿日

（譲渡先の氏名又は名称）　＿＿＿＿＿＿＿＿

（譲渡先の住所又は所在地）　＿＿＿＿＿＿＿＿

□　②　租税特別措置法（第70条の７の５第25項において準用する第70条の７第32項第２号・第70条の７の６第26項又は第70条の７の８第14項において準用する第70条の７の２第33項第２号）に該当

（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）　＿＿年＿＿月＿＿日

（解散をした日）　＿＿年＿＿月＿＿日

2　１の事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

3　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※　上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

①　猶予中贈与税・相続税額（注１）・・・・・・・・・・・・・・・・①＿＿＿＿＿＿円

②　特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額・・・・・・②＿＿＿＿＿＿円

③　特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注２）・・・・③＿＿＿＿＿＿円

④　②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・④＿＿＿＿＿＿円

⑤　剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注３）・・・・・・・・・・・⑤＿＿＿＿＿＿円

イ　特例経営承継者（注４）及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・（イ＿＿＿＿＿＿円）

ロ　会社から支給された給与（注５）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・・・（ロ＿＿＿＿＿＿円）

⑥　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・・・⑥＿＿＿＿＿＿円

○　この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」と一緒に提出してください。

○　（注１）から（注５）まで及びこの申請に必要な書類については、記載要領等を参照してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

（R8.9）

記載要領等	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）

《使用目的》

この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の７の５第25項において準用する同法第70条の７第30項各号又は同法第70条の７の６第26項若しくは第70条の７の８第14項において準用する同法第70条の７の２第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用してください。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から２か月以内（その該当することとなった日から２か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

《添付書類等》

「１　この申請に係る事由の別」の①及び②に掲げる事由の内容及び各事由に該当した場合における添付書類は、次のとおりです。

１　「①　租税特別措置法（第70条の７の５第25項において準用する第70条の７第32項第１号・第70条の７の６第26項又は第70条の７の８第14項において準用する第70条の７の２第33項第１号）に該当」する場合とは、次の場合をいいます。

⑴　特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８の５第21項において準用する同令第40条の８第40項、同令第40条の８の６第28項又は第40条の８の８第16項において準用する同令第40条の８の２第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の２第22項、第23条の12の３第22項又は第23条の12の５第19項において準用する同令第23条の９第35項に定める者をいいます。

⑵　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の８の５第21項において準用する同令第40条の８第41項、同令第40条の８の６第28項又は第40条の８の８第16項において準用する同令第40条の８の２第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の８の５第21項において準用する同令第40条の８第41項、同令第40条の８の６第28項又は第40条の８の８第16項において準用する同令第40条の８の２第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【⑴の場合に該当する場合の添付書類】

＜非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）　記載要領等＞

イ　譲渡等があったことを明らかにする書類

ロ　譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

ハ　「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

ニ　その他参考となる書類

【⑵の場合に該当する場合の添付書類】

イ　次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

ロ　譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

ハ　「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

ニ　その他参考となる書類

２　「②　租税特別措置法（第 70 条の７の５第 25 項において準用する第 70 条の７第 32 項第２号・第 70 条の７の６第 26 項又は第 70 条の７の８第 14 項において準用する第 70 条の７の２第 33 項第２号）に該当」する場合とは、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

イ　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

ロ　「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

ハ　その他参考となる書類

（注１）　特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。

（注２）　「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の 12 の２第 22 項、第 23 条の 12 の３第 22 項又は第 23 条の 12 の５第 19 項において準用する同令第 23 条の９第 36 項に定める金額をいいます。

（注３）　特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたものをいいます。

＜非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）　記載要領等＞

（注４）　「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第 70 条の７の５第２項第６号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第 70 条の７の６第２項第７号に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第 70 条の７の８第２項第１号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

（注５）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

住　　所

＿＿＿

様式ID	NTA1VNX344010010

★

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税・相続税 の 再計算免除申請書（一般措置）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	F07	—	—
氏名（申請者）	F04		生年月日	K01	元号	年	月	日

郵便番号	F05	—	住所	F06	

租税特別措置法　第70条の７第１項 / 第70条の７の２第１項 / 第70条の７の４第１項　の規定による納税の猶予に係る猶予中の　贈与税 / 相続税　について、

次のとおり同条　第21項 / 第22項 / 第13項　の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

１　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿　所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（※　認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。）

□	①	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第47項第１号又は第40条の８の２第52項第１号で定める評定が行われたこと
□	②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第47項第１号又は第40条の８の２第52項第１号で定める評定が行われたこと
□	③	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の８第41項又は第40条の８の２第46項に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第１号イに規定する事実に従って行う同項第２号の資産評定が行われたこと

２　１の事情が生じた年月日

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

３　１の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿

４　再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

①	猶予中贈与税・相続税額（注１）		円
②	再計算猶予中贈与税・相続税額（注２）	下表の「対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。	円
③	剰余金の配当等の額（イ＋ロ）（注３）		円
	イ　経営承継者（注４）及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額		円
	ロ　認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注５）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額		円
④	再計算免除贈与税・相続税額（①－（②＋③））		円

（※　再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。）

対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a	認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の１単位当たりの価額	円
b	認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（口・円）
c	認可決定日における価額（ａ×ｂ）（注２）	円

○　（注１）から（注５）まで及びこの申請に必要な書類等については、記載要領等を参照してください。

税理士署名		税理士電話番号	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）

《使用目的》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「１　この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用してください。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から２か月以内（その認可決定日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）に、この申請書に次の１又は２の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

《添付書類》

１　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）

⑴　認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

⑶　認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第２条第３号に規定する再生計画で同法第174条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第２条第２項に規定する更生計画で同法第199条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類

⑷　認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の８第47項第１号又は第40条の８の２第52項第１号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

２　租税特別措置法施行令第40条の８第41項又は第40条の８の２第46項に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）

⑴　申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに

これらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

⑶　認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第 24 条の２第１項第１号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第 135 条第１項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

⑷　法人税法施行規則第８条の６第１項第１号に掲げる者が作成した書類で、⑶の債務処理計画が租税特別措置法施行令第 40 条の８第 41 項又は第 40 条の８の２第 46 項に規定するものである旨を証するもの

（注１）　「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。

（注２）　「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 38 項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第 70 条の７第１項又は同法第 70 条の７の２第１項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。

（注３）　「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前５年間に支払われたものをいいます。

なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

（注４）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第 70 条の７第 23 項に規定する「経営承継受贈者」、同法第 70 条の７の２第 24 項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第 70 条の７の４第 13 項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注５）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

様式ID	NTA1VNX345010010

★

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税・相続税 の 再計算免除申請書（特例措置）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	F07	—	—
氏名（申請者）	F04		生年月日		元号	年	月	日
				K01				
郵便番号	F05	—	住所	F06				

租税特別措置法 第70条の７の５第１項／第70条の７の６第１項／第70条の７の８第１項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 贈与税／相続税 について、次のとおり同条 第20項において準用する同法第70条の７第21項／第21項において準用する同法第70条の７の２第22項／第12項において準用する同法第70条の７の２第22項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

１　この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（※　特例認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。）

□	①	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第47項第１号又は第40条の８の２第52項第１号で定める評定が行われたこと
□	②	会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第47項第１号又は第40条の８の２第52項第１号で定める評定が行われたこと
□	③	民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の８第41項又は第40条の８の２第46項に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第１号イに規定する事実に従って行う同項第２号の資産評定が行われたこと

２　１の事情が生じた年月日

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

３　１の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿

４　再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

①	猶予中贈与税・相続税額（注１）	円
②	再計算猶予中贈与税・相続税額（注２）〔下表の「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算」の「認可決定日における価額」欄の価額に基づき再計算をした納税猶予分の贈与税額又は相続税額を記入します。〕	円
③	剰余金の配当等の額（イ＋ロ）（注３）	円
イ	特例経営承継者（注４）及び特例経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ	特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注５）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④	再計算免除贈与税・相続税額（①－（②＋③））	円

（※　再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。）

特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a	認可決定日の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の１単位当たりの価額	円
b	認可決定日の直前において有していた特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（口・円）
c	認可決定日における価額（ａ×ｂ）（注２）	円

○　（注１）から（注５）まで及びこの申請に必要な書類等については、記載要領等を参照してください。

税理士署名		税理士電話番号	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）

《使用目的》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、特例認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「１　この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用してください。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から２か月以内（その認可決定日から２か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、その特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）に、この申請書に次の１又は２の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

《添付書類》

１　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）

⑴　認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

⑶　特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第２条第３号に規定する再生計画で同法第174条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第２条第２項に規定する更生計画で同法第199条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類

⑷　特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の８第47項第１号又は第40条の８の２第52項第１号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

２　租税特別措置法施行令第40条の８第41項又は第40条の８の２第46項に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）

⑴　申請事由の③の事実が生じた日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　申請事由の③の事実が生じた時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の

書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

⑶　特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の２第１項第１号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第１項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

⑷　法人税法施行規則第８条の６第１項第１号に掲げる者が作成した書類で、⑶の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の８第41項又は第40条の８の２第46項に規定するものである旨を証するもの

（注１）　「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。

（注２）　「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の９第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の７の５第１項又は第70条の７の６第１項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。

（注３）　「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前５年間に支払われたものをいいます。

なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

（注４）　「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の７の５第20項において準用する同法第70条の７第23項に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の７の６第21項において準用する同法第70条の７の２第24項に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の７の８第12項において準用する同法第70条の７の２第24項に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

（注５）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

（注６）　この申請書における租税特別措置法施行令第40条の８及び第40条の８の２の規定には、同令第40条の８の５、第40条の８の６又は第40条の８の８において準用される場合を含んでいます。

住　　所

＿＿＿

様式ID	NTA1VNX342010010

★

非上場株式等についての 贈与税・相続税 の納税猶予 取りやめ届出書（一般措置）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	F07	—	—
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01	元号	年	月	日

郵便番号	F05	—	住所	F06	

私は、下記に係る租税特別措置法　第70条の７第１項
第70条の７の２第１項
第70条の７の４第１項　の規定に基づく非上場株式等についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

1　贈与者又は被相続人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　対象（受贈・相続）非上場株式等の　贈与を受けた
相続（遺贈）があった　年月日　＿＿＿＿年　＿＿月　＿＿日

3　認定（贈与・相続）承継会社の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　猶予中贈与税額（相続税額）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

税理士署名		税理士電話番号	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

（R8.9）

記載要領等	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書（一般措置）

《使用目的》

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用してください。

様式ID	NTA1VNX343010010

★

非上場株式等についての 贈与税・相続税 の納税猶予 取りやめ届出書（特例措置）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	F07	—	—
氏名（届出者）	F04		生年月日		元号	年	月	日
				K01				

郵便番号	F05	—	住所	F06	

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の７の５第１項 第70条の７の６第１項 第70条の７の８第１項 の規定に基づく非上場株式等についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

1　贈与者又は被相続人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　特例対象（受贈・相続）非上場株式等の 贈与を受けた 相続（遺贈）があった 年月日 ＿＿＿＿ 年 ＿＿ 月 ＿＿ 日

3　特例認定（贈与・相続）承継会社の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　猶予中贈与税額（相続税額） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

（注）この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

税理士署名		税理士電話番号	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

（R8.9）

記載要領等	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書（特例措置）

《使用目的》

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用してください。

様式ID	NTA1VNX238010010

★

震災特例法第38条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 —	住所 F06		

震災特例法 第38条の３　第１項・第３項・第５項
第38条の４　第１項・第３項・第５項　の規定の適用を受けたいので、
第38条の５　第１項・第３項・第５項

認定贈与承継会社
認定承継会社が、次に掲げる
認定相続承継会社

場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

（注）１　震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます（以下同じです。）。
　　２　認定贈与承継会社、認定承継会社及び認定相続承継会社には、これから認定を受けようとする会社を含みます。

１　被災した会社に関する事項

① 名称		③ 対象となる会社の種別	□ 認定贈与承継会社 □ 認定承継会社 □ 認定相続承継会社
② 本店の所在地		④ 特例対象の非上場株式等の取得年月日 ※	平成　年　月　日 （平成　年　月　日）

※　③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

２　被災した会社の被害の態様

次に掲げる場合に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

⑴　東日本大震災によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）【１号該当】

確認事項		
	①　平成23年３月10日における総資産の価額	円
	②　東日本大震災により滅失をした資産の価額 （注）１　滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 　　２　資産には、措置法第70条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	③　警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産の価額（②に該当するものを除きます。） （注）資産には、措置法第70条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④　上記①の価額に対する②及び③の合計額の割合（（②＋③）÷①×100）　30％以上であれば適用可 →	%

⑵　東日本大震災により被災した事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記⑴に該当する場合を除きます。）【２号該当】

確認事項		
	①　平成23年３月10日に使用していた常時使用従業員の総数	人
	②　東日本大震災により滅失又は損壊をした事業所において平成23年３月10日に使用していた常時使用従業員の数 （注）平成23年３月11日から同年９月10日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる期間に限ります。	人
	③　警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所（②の事業所を除きます。）において、同日の前日に使用していた常時使用従業員の数	人
	④　上記①の価額に対する②及び③の合計額の割合（（②＋③）÷①×100）　20％以上であれば適用可 →	%

⑶　震災後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記⑴又は⑵に該当する場合を除きます。）【３号該当】

※　東日本大震災の発生直前において震災特例法第34条第１項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限ります。

確認事項		
	①　平成22年３月11日から平成22年９月10日までの間における売上金額	円
	②　平成23年３月11日から平成23年９月10日までの間における売上金額	円
	③　上記①の金額に対する②の金額の割合（②÷①×100）　70％以下であれば適用可 →	%

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	震災特例法第38条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書

《添付書類》

震災特例法第38条の３、第38条の４又は第38条の５の規定の適用を受ける人は、これらの規定及び被災した会社の被害の態様の区分に応じてそれぞれに掲げる書類をこの「震災特例法第38条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書」に添付して提出してください。

1　震災特例法第38条の３又は第38条の５の規定の適用を受ける場合

(1)　１号該当者

	添付書類	ﾁｪｯｸ欄
①	東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「特例円滑化省令」といいます。）第２条第３項に規定する確認書の写し及び同条第２項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	□
②	**貸借対照表**その他の書類で記載事項２の(1)の①から③の価額を明らかにするもの	□
③	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で記載事項２の(1)の②の資産が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの	□
④	記載事項２の(1)の③の資産が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	□
⑤	その他参考となるべき書類	□

(2)　２号該当者

①	特例円滑化省令第２条第３項に規定する確認書の写し及び同条第２項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	□
②	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第６項に規定する**従業員証明書**その他の書類で記載事項２の(2)①から③の数を明らかにするもの	□
③	東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所の常時使用従業員が平成23年３月11日から同年９月10日までの間継続して本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類	□
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で記載事項２の(2)の②の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの	□
⑤	記載事項２の(2)の③の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	□
⑥	その他参考となるべき書類	□

(3)　３号該当者

①	特例円滑化省令第２条第３項に規定する確認書の写し及び同条第２項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）	□
②	**損益計算書**その他の書類で記載事項２の(3)の①及び②の金額を明らかにするもの	□
③	**会社の登記事項証明書**（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限ります。）	□
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの	□
⑤	その他参考となるべき書類	□

＜震災特例法第 38 条の３・４・５被害要件確認表兼届出書　記載要領等＞

２　震災特例法第 38 条の４の規定の適用を受ける場合

(1)　１号該当者

①	上記(1)の②から⑤の書類	□
②	震災特例法規則第 14 条の４第２項第１号、同第５項（第７項で準用する場合を含みます。）第１号の書類	□

(2)　２号該当者

①	上記(2)の②から⑥の書類	□
②	震災特例法規則第 14 条の４第２項第２号、同第５項（第７項で準用する場合を含みます。）第２号の書類	□

(3)　３号該当者

①	上記(3)の②から⑤の書類	□
②	震災特例法規則第 14 条の４第２項第３号、同第５項（第７項で準用する場合を含みます。）第３号の書類	□

様式ID　NTA1VNX239010010

震災特例法第38条の３第１・３・５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

★

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

（１面）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 —	住所 F06		

震災特例法第38条の３　第１項／第３項／第５項　第３号の規定の適用を引き続き受けたいので、認定贈与承継会社／認定承継会社／認定相続承継会社が、次に掲げる

売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類の記載事項を記載し関係書類を添付して届け出ます。

（注）震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます（以下同じです。）。

○　要件免除期間における免除要件の判定

・　今回までに届け出た各売上割合（「ｂ」欄）が100%以上となった事実の有無　〔□有　□無〕

※　「ｂ」欄が100%以上となった場合には、それに対応する「要件免除期間」のみならずそれ以後の要件免除期間についても要件免除されません。

	A　（贈与・相続）特定事業年度の売上金額	B　特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数
	円	人

(1)　要件免除期間① 自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	a　売上判定事業年度①の売上金額 円	d　雇用判定基準日①の常時使用従業員の数 人
	b　売上割合①（a÷A×100） %	e　雇用割合①（d÷B×100） %
	c　売上割合①に応じた確保すべき雇用割合 %以上	f　要件の判定（b＜100かつc≦e→適） 適　・　否
(2)　要件免除期間② 自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	a　売上判定事業年度②の売上金額 円	d　雇用判定基準日②の常時使用従業員の数 人
	b　売上割合②（a÷A×100） %	e　雇用割合②（d÷B×100） %
	c　売上割合②に応じた確保すべき雇用割合 %以上	f　要件の判定（b＜100かつc≦e→適） 適　・　否
(3)　要件免除期間③ 自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	a　売上判定事業年度③の売上金額 円	d　雇用判定基準日③の常時使用従業員の数 人
	b　売上割合③（a÷A×100） %	e　雇用割合③（d÷B×100） %
	c　売上割合③に応じた確保すべき雇用割合 %以上	f　要件の判定（b＜100かつc≦e→適） 適　・　否
(4)　要件免除期間④ 自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	a　売上判定事業年度④の売上金額 円	d　雇用判定基準日④の常時使用従業員の数 人
	b　売上割合④（a÷A×100） %	e　雇用割合④（d÷B×100） %
	c　売上割合④に応じた確保すべき雇用割合 %以上	f　要件の判定（b＜100かつc≦e→適） 適　・　否

税理士署名		税理士電話番号	— —

（２面に続きます。）

様式ID	NTA0VNX239020010

氏名（届出者）	

（２面）

○　要件免除期間における免除要件の判定（１面からの続き）

⑸　要件免除期間⑤ （自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日）	a　売上判定事業年度⑤の売上金額 円	d　雇用判定基準日⑤の常時使用従業員の数 人
	b　売上割合⑤（ａ÷Ａ×100） ％	e　雇用割合⑤（ｄ÷Ｂ×100） ％
	c　売上割合⑤に応じた確保すべき雇用割合 ％以上	f　要件の判定（ｂ＜100かつｃ≦ｅ→適） 適　・　否
⑹　要件免除期間⑥ （自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日）	a　売上判定事業年度⑥の売上金額 円	d　雇用判定基準日⑥の常時使用従業員の数 人
	b　売上割合⑥（ａ÷Ａ×100） ％	e　雇用割合⑥（ｄ÷Ｂ×100） ％
	c　売上割合⑥に応じた確保すべき雇用割合 ％以上	f　要件の判定（ｂ＜100かつｃ≦ｅ→適） 適　・　否
⑺　要件免除期間⑦ （自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日）	a　売上判定事業年度⑦の売上金額 円	d　雇用判定基準日⑦の常時使用従業員の数 人
	b　売上割合⑦（ａ÷Ａ×100） ％	e　雇用割合⑦（ｄ÷Ｂ×100） ％
	c　売上割合⑦に応じた確保すべき雇用割合 ％以上	f　要件の判定（ｂ＜100かつｃ≦ｅ→適） 適　・　否
⑻　要件免除期間⑧ （自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日）	a　売上判定事業年度⑧の売上金額 円	d　雇用判定基準日⑧の常時使用従業員の数 人
	b　売上割合⑧（ａ÷Ａ×100） ％	e　雇用割合⑧（ｄ÷Ｂ×100） ％
	c　売上割合⑧に応じた確保すべき雇用割合 ％以上	f　要件の判定（ｂ＜100かつｃ≦ｅ→適） 適　・　否
⑼　要件免除期間⑨ （自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日）	a　売上判定事業年度⑨の売上金額 円	d　雇用判定基準日⑨の常時使用従業員の数 人
	b　売上割合⑨（ａ÷Ａ×100） ％	e　雇用割合⑨（ｄ÷Ｂ×100） ％
	c　売上割合⑨に応じた確保すべき雇用割合 ％以上	f　要件の判定（ｂ＜100かつｃ≦ｅ→適） 適　・　否
⑽　要件免除期間⑩ （自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日）	a　売上判定事業年度⑩の売上金額 円	d　雇用判定基準日⑩の常時使用従業員の数 人
	b　売上割合⑩（ａ÷Ａ×100） ％	e　雇用割合⑩（ｄ÷Ｂ×100） ％
	c　売上割合⑩に応じた確保すべき雇用割合 ％以上	f　要件の判定（ｂ＜100かつｃ≦ｅ→適） 適　・　否

【図表】売上割合に応じた確保すべき雇用割合は、次のとおりとなります。

売上割合	雇用割合
100％以上	80％以上
70％以上100％未満	40％以上
70％未満	０％以上（雇用割合は問わない）

（**添付書類**）これらの規定の適用を受ける方は、次に掲げる書類をこの届出書に添付して提出してください。

□　**損益計算書**その他の書類で各売上判定事業年度の売上金額を明らかにするもの（上表の「ａ」欄の金額を明らかにするもの）

□　**従業員数証明書**その他の書類で雇用判定基準日における常時使用従業員の数を明らかにするもの（上表の「ｄ」欄の数を明らかにするもの）（対応する雇用判定基準日が到来していない場合には提出不要です。）

□　基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から１年を経過する日までに存する場合には、東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令第３条第２項の報告書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限ります。）

記載要領等	震災特例法第38条の３第１・３・５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

《使用目的等》

この届出書（**「震災特例法第38条の３第１・３・５項（第３号に係る部分に限る。）の適用を引き続き受けたい旨の届出書」**）は、震災特例法第38条の３第１・３・５項（いずれも第３号に係る部分に限ります。）の適用を受けている方（**「震災特例法第38条の３・４・５の被害要件確認表兼届出書」を提出している方**）が、引き続きその特例の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

この届出書は、次に掲げる期限までに提出する必要があります。

⑴　基準日が経営贈与承継期間内に存する場合…その基準日の翌日から５月を経過する日

⑵　基準日が経営贈与承継期間の末日の翌以後に存する場合…その基準日の翌日から３月を経過する

（注１）　「**認定贈与承継会社**」とは、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の７第２項第１号に規定する会社をいいます。

（注２）　「**認定承継会社**」とは、措置法第70条の７の２第２項第１号に規定する会社をいいます。

（注３）　「**認定相続承継会社**」とは、措置法第70条の７の４第２項第１号に規定する会社をいいます。

（注４）　「基準日」とは、売上金額に係る事業年度（（贈与・相続）特定期間内に措置法第70条の７第６項の規定による同条第４項第９号に掲げる場合に該当するときは、売上金額が東日本大震災発生前の水準に回復した一定の事業年度前の事業年度に限ります。）の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

この特例を受けた会社は、この届出書の次葉の【図表】に示す売上割合に応じた雇用割合を確保している場合には、基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から基準日までの（各）期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの（各）期間（「**要件免除期間**」といいます。）は、雇用確保要件（措置法第70条の７第４項第２号又は同法第70条の７の２第３項第２号）及び資産管理会社非該当要件（措置法第70条の７第４項第９号又は同法第70条の７の２第３項第９号）が免除又は緩和されます。

また、売上割合と雇用割合の関係は、売上割合を判定した基準日から１年を経過する日（雇用判定基準日）にその売上割合に応じた雇用割合を確保する必要があります。

（注５）　「**特例対象贈与**」とは、措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をいいます。

（注６）　「**（贈与･相続）特定期間**」とは、経営（贈与･相続）承継期間の末日の翌日から平成23年３月11日以後最初に到来する経営（贈与･相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

（注７）　「**経営（贈与・相続）報告基準日**」とは、措置法第70条の７第２項第７号に規定する経営贈与報告基準日をいいます。

（注８）　「**経営（贈与･相続）承継期間**」とは、措置法第70条の７第２項第６号（同法第70条の７の２第２項第６号、同法第70条の７の４第２項第５号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間（平成23年３月31日以後の期間に限ります。）をいいます。

（注９）　「**雇用判定基準日**」とは、（各）基準日の翌日から１年を経過する日（（贈与･相続）特定期間内にあっては、（贈与･相続）経営承継期間の末日の翌日から１年を経過するごとの日）をいいます。

《記載要領等》

１　「今回までに届け出た各売上割合（「ｂ」欄）が100％以上となった事実の有無」については、今回届け出る売上割合を含めて、その該当の有無により□にレ印を記載してください。「有」にレ印を記載した場合には、それに対応する要件免除期間のみならずそれ以後の要件免除期間についても要件免除されません。

２　Ａ欄及びＢ欄は次のとおり記載します。

⑴　Ａ欄は、平成23年３月11日の属する事業年度の直前の事業年度（**（贈与・相続）特定事業年度**）の売

上金額を記載します。

⑵　Ｂ欄は、特例対象贈与の時又は相続開始の時の常時使用従業員の数を記入します。

（注 10）　「**常時使用従業員**」とは、措置法第 70 条の７第２項第１号イ（同法第 70 条の２第２項第１号イ、同法第 70 条の４第２項第１号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。

３　⑴～⑽の「要件免除期間」欄は、その対象となる期間を記載します（「○　要件免除期間と売上割合・雇用割合の関係（参考）」も参照してください。）。

４　⑴～⑽のａ欄～ｆ欄は次のとおり記載します。

⑴　「ａ　売上判定事業年度の売上金額」欄は、基準日の直前の経営（贈与･相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（平成 23 年３月 11 日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。（**売上判定事業年度**））の売上金額を記載します。

⑵　「ｂ　売上割合」欄は、売上判定事業年度の売上金額÷（贈与・相続）特定事業年度の売上金額により求めます。

⑶　「ｃ　売上割合に応じた確保すべき雇用割合」欄は、ｂ欄に記載した売上割合に応じた確保すべき雇用割合（【図表】及び「○　要件免除期間と売上割合・雇用割合の関係（参考）」参照）を記載します。

⑷　「ｄ　雇用判定基準日の常時使用従業員の数」欄は、**雇用判定基準日**の常時使用従業員の数を記載します。

⑸　「ｅ　雇用割合」欄は、雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数により求めます。

⑹　「ｆ　要件の判定」欄は、「ｂ」欄が 100％未満で「ｅ」欄が「ｃ」欄以上のときは、「適」に○をし、それ以外のときは、「否」に○をします。「適」に○がついた場合には、対応する要件免除期間において雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件の緩和又は免除を受けることができます。

⑺　「ｄ　雇用判定基準日の常時使用従業員の数」、「ｅ　雇用割合」及び「ｆ　要件の判定」欄については、対応する雇用判定基準日が到来していない場合は空欄とします。

５　「要件免除期間」と「売上割合」・「雇用割合」の関係は「○　要件免除期間と売上割合・雇用割合の関係（参考）」を参照してください。

６　既に免除の要件を満たしていることを届け出た「要件免除期間」については、該当欄に「既に提出したとおり」などと記載しその欄の記載を省略して差し支えありません。

７　認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の各欄の書き方については、税務署にお尋ねください。

＜震災特例法第 38 条の３第１・３・５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書　記載要領等＞

○　要件免除期間と売上割合・雇用割合の関係（参考）

【震災特例法第 38 条の３第１項（第３号に係る部分に限る。）の適用を受けている場合〔認定贈与承継会社の場合〕】

	要件免除期間	売上割合	雇用割合
要件免除期間、売上判定事業年度又は雇用判定基準日	要件免除期間①	売上判定事業年度①	雇用判定基準日①
	要件免除期間②	売上判定事業年度②	雇用判定基準日②
	要件免除期間③	売上判定事業年度③	雇用判定基準日③
	要件免除期間④	売上判定事業年度④	雇用判定基準日④

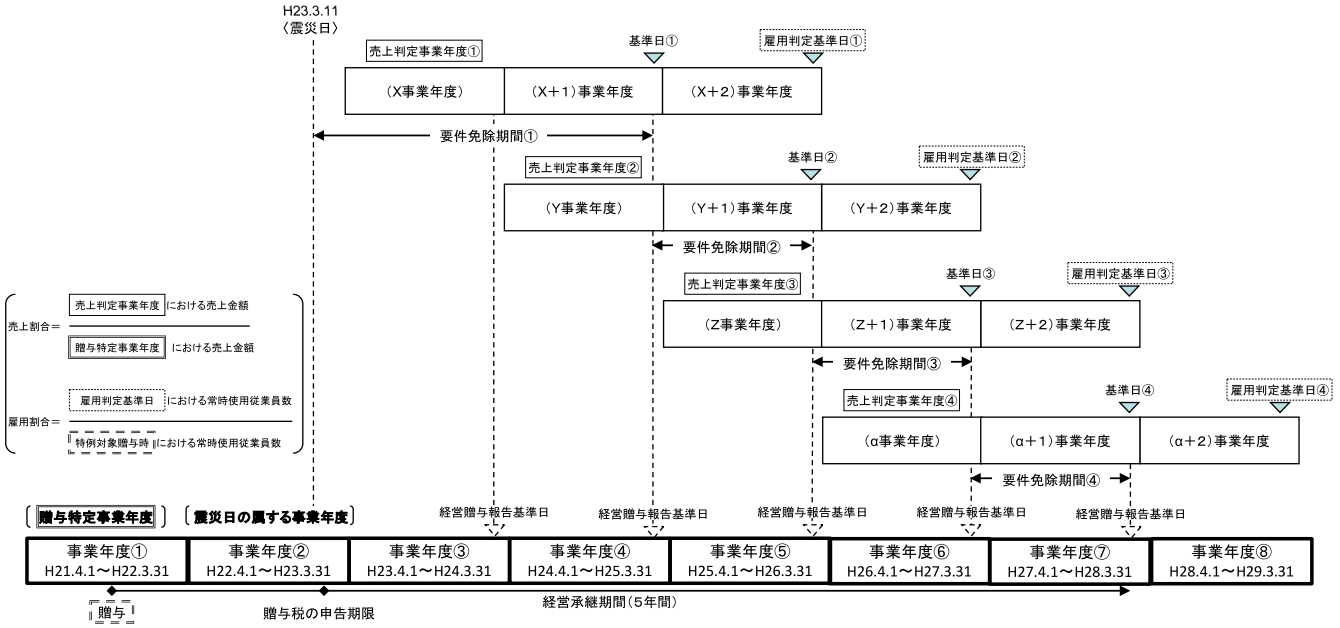

【震災特例法第 38 条の３第３項（第３号に係る部分に限る。）の適用を受けている場合〔認定承継会社の場合〕】

	要件免除期間	売上割合	雇用割合
要件免除期間、売上判定事業年度又は雇用判定基準日	要件免除期間①	売上判定事業年度①	雇用判定基準日①
	要件免除期間②	売上判定事業年度②	雇用判定基準日②
	要件免除期間③	売上判定事業年度③	雇用判定基準日③
	要件免除期間④	売上判定事業年度④	雇用判定基準日④

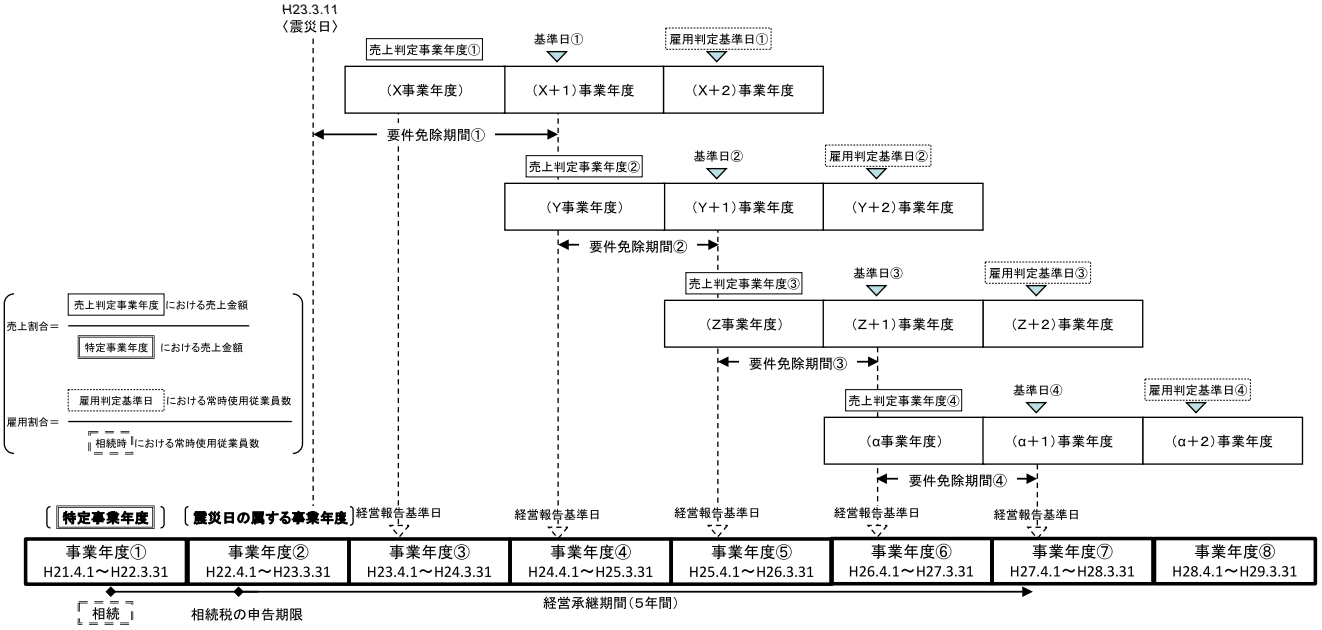

様式ID	NTA1VNX216010010

★

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 —	住所 F06		

租税特別措置法　第70条の7第30項／第70条の7の2第31項／第70条の7の4第16項　の規定の適用を受けたいので、認定贈与承継会社／認定承継会社／認定相続承継会社　が、

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

1　災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称		③ 対象となる会社の種別	□ 認定贈与承継会社 □ 認定承継会社 □ 認定相続承継会社
② 本店の所在地		④ 対象（受贈・相続）非上場株式等の取得年月日 ※	年　月　日 （　年　月　日）

※　③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

2　災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1)　災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

確認事項		
	①　災害が発生した年月日	年　月　日
	②　災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における総資産の価額	円
	③　災害により滅失をした資産の価額の合計額 （注）1　滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2　資産には、措置法第70条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④　（③÷②×100）　30％以上であれば適用可 →	%

(2)　災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）

確認事項		
	①　災害が発生した年月日	年　月　日
	②　災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③　災害により滅失又は損壊をした事業所(注)において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 （注）災害が発生した日から同日以後６か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
	④　（③÷②×100）　20％以上であれば適用可 →	%

(3)　中小企業信用保険法第２条第５項第１号又は第２号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）

確認事項		
	①　中小企業信用保険法第２条第５項の該当事由（１号・２号）及び特定日(注) （注）特定日とは、中小企業信用保険法第２条第５項第１号の事由が発生した日又は同項第２号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいいます。	□１号該当　□２号該当 特定日：　年　月　日
	②　特定日の１年前の日から同日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③　特定日から特定日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④　（③÷②×100）　70％以下であれば適用可 →	%

(4)　中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)、(2)又は(3)に該当する場合を除きます。）

確認事項		
	①　中小企業信用保険法第２条第５項の該当事由（３号・４号）及び特定日(注) （注）特定日とは、中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□３号該当　□４号該当 特定日：　年　月　日
	②　特定日の１年前の日から同日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③　特定日から特定日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④　（③÷②×100）　70％以下であれば適用可 →	%

※　上記(3)又は(4)に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）

《使用目的等》

この届出書は、認定贈与承継会社、認定承継会社又は認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「**措置法**」といいます。）第70条の７第30項、第70条の７の２第31項、第70条の７の４第16項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出るために使用してください。

届出書の２⑴の「災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。以下同じです。）内において、措置法第70条の７第３項第２号（第70条の７の２第３項第２号、第70条の７の４第３項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（以下「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。）、及び措置法第70条の７第３項第９号（第70条の７の２第３項第９号、第70条の７の４第３項）の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の２⑵の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、その災害によって被害を受けた事業所の雇用確保要件（災害によって被害を受けた事業所以外の事業所等の雇用確保要件は通常どおり満たす必要があります。）及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の２⑶の「中小企業信用保険法第２条第５項第１号又は第２号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記⑴又は⑵に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の２⑷の「中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記⑴、⑵又は⑶に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

（注）１　「認定贈与承継会社」とは措置法第70条の７第２項第１号に規定する会社を、「認定承継会社」とは措置法第70条の７の２第２項第１号に規定する会社を、「認定相続承継会社」とは措置法第70条の７の４第２項第１号に規定する会社をいいます。

２　「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の７第２項第６号（第70条の７の２第２項第６号、第70条の７の４第２項第５号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。

３　「（贈与）特定期間」とは、次の期間をいいます。

⑴　災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間の末日までである場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から災害等が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10

年を経過する日までの期間をいいます。

なお、最初の経営（贈与・相続）報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から当該経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

⑵　災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の特定基準日（経営（贈与・相続）承継期間の末日から１年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。なお、最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。

４　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の７第２項第７号（第70条の７の２第２項第７号、第70条の７の４第２項第６号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

５　雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70%未満	０%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

６　資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	０%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

《提出期限》

この届出書の提出期限は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日です。

１　非上場株式等を贈与により取得した場合　災害等の発生した日から10か月を経過する日

２　非上場株式等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日

⑴　災害等の発生した日前に相続等があったとき　災害等の発生した日から10か月を経過する日

⑵　災害等の発生した日から同日以後１年を経過する日までに相続等があったとき　相続税の申告書の提出期限

《記載要領等》

１　「１　災害等により被害を受けた会社に関する事項」には、災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、対象（受贈・相続）非上場株式等の取得年月日等を記載してください。

２　「２　災害等により被害を受けた会社の被害の態様」には、災害等により被害を受けた会社の被害の態様に応じた⑴から⑷のいずれかの「確認事項」欄を記載してください。

３　「２　災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の⑴から⑷に応じて次のいずれかの書類を提出し

<災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）　記載要領等>

てください。

	添付書類
⑴	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の２第４項の確認書（同条第１項第１号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し
⑵	円滑化省令第13条の２第４項の確認書（同条第１項第２号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し
⑶	円滑化省令第13条の２第４項の確認書（同条第１項第３号又は第４号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し
⑷	円滑化省令第13条の２第４項の確認書（同条第１項第５号又は第６号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し

（注）　「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）」とこの届出書を一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の添付書類を重ねて提出する必要はありません。

様式ID	NTA1VNX217010010

★

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書(特例措置)

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名(届出者) F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法　第70条の７の５第25項において準用する同法第70条の７第30項
第70条の７の６第26項において準用する同法第70条の７の２第31項
第70条の７の８第14項において準用する同法第70条の７の２第31項　の規定の適用を受けたいので、

特例認定贈与承継会社
特例認定承継会社　が、次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付
特例認定相続承継会社

して届け出ます。

1　災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称		③ 対象となる会社の種別	□ 特例認定贈与承継会社 □ 特例認定承継会社 □ 特例認定相続承継会社
② 本店の所在地		④ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日※	年　月　日 (　年　月　日)

※　③が「特例認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

2　災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1)　災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合(貸借対照表の帳簿価額で判定します。)

確認事項		
	①　災害が発生した年月日	年　月　日
	②　災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における総資産の価額	円
	③　災害により滅失をした資産の価額の合計額 (注) 1　滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2　資産には、措置法第70条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④　(③÷②×100)　30%以上であれば適用可 →	%

(2)　災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合(上記(1)に該当する場合を除きます。)

確認事項		
	①　災害が発生した年月日	年　月　日
	②　災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③　災害により滅失又は損壊をした事業所(注)において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後６か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
	④　(③÷②×100)　20%以上であれば適用可 →	%

(3)　中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合(上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。)

確認事項		
	①　中小企業信用保険法第２条第５項の該当事由(３号・４号)及び特定日(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□３号該当　□４号該当 特定日：　年　月　日
	②　特定日の１年前の日から同日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③　特定日から特定日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④　(③÷②×100)　70%以下であれば適用可 →	%

※　上記(3)に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

税理士署名		税理士電話番号	— —

(R8.9)

記載要領等	災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）

《使用目的等》

この届出書は、特例認定贈与承継会社、特例認定承継会社又は特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「**措置法**」といいます。）第70条の７の５第25項において準用する第70条の７第30項、第70条の７の６第26項又は第70条の７の８第14項において準用する第70条の７の２第31項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出るために使用してください。

届出書の２⑴の「災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合」に該当する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。以下同じです。）内において、措置法第70条の７の５第３項において準用する措置法第70条の７第３項第９号（措置法第70条の７の６第３項又は措置法第70条の７の８第３項において準用する措置法第70条の７の２第３項第９号）の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の２⑵の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記⑴に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の２⑶の「中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記⑴又は⑵に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

(注) １　「特例認定贈与承継会社」とは措置法第70条の７の５第２項第１号に規定する会社を、「特例認定承継会社」とは措置法第70条の７の６第２項第１号に規定する会社を、「特例認定相続承継会社」とは措置法第70条の７の８第２項第２号に規定する会社をいいます。

２　「特例経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の７の５第２項第７号（第70条の７の６第２項第６号、第70条の７の８第２項第５号）に規定する期間をいいます。

３　「（贈与）特定期間」とは、次の期間をいいます。

⑴　災害が発生した日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日までである場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から災害等が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の経営（贈与・相続）報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から当該経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

⑵　災害が発生した日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の特定基準日（特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から１年を経過する

ごとの日をいいます。）の翌日から同日以後 10 年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。なお、最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から同日以後 10 年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。

4　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第 70 条の７の５第２項第９号（第 70 条の７の６第２項第９号、第 70 条の７の８第２項第６号）に規定する基準日をいいます。

5　資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70％未満	０％
70％以上 100％未満	40％
100％以上	80％

《提出期限》

この届出書の提出期限は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日です。

1　非上場株式等を贈与により取得した場合　災害等の発生した日から 10 か月を経過する日

2　非上場株式等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日

⑴　災害等の発生した日前に相続等があったとき　災害等の発生した日から 10 か月を経過する日

⑵　災害等の発生した日から同日以後１年を経過する日までに相続等があったとき　相続税の申告書の提出期限

《記載要領等》

1　「１　災害等により被害を受けた会社に関する事項」には、災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、対象（受贈・相続）非上場株式等の取得年月日等を記載してください。

2　「２　災害等により被害を受けた会社の被害の態様」には、災害等により被害を受けた会社の被害の態様に応じた⑴から⑶のいずれかの「確認事項」欄を記載してください。

3　「２　災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の⑴から⑶に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

	添付書類
⑴	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第 13 条の２第４項の確認書（同条第１項第１号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し
⑵	円滑化省令第 13 条の２第４項の確認書（同条第１項第２号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し
⑶	円滑化省令第 13 条の２第４項の確認書（同条第１項第５号又は第６号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し

（注）　「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）」と

＜災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）　記載要領等＞

この届出書を一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の添付書類を重ねて提出する必要はありません。

様式ID　NTA1VNX244010010

★

租税特別措置法第70条の７第30項（第３号・第４号）・第70条の７の２第31項（第３号・第４号）・第70条の７の４第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（一般措置）

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）と一緒に提出してください。

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	—　—
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—　住所（居所） F06		

租税特別措置法　第70条の７第30項第３号・第４号／第70条の７の２第31項第３号・第４号／第70条の７の４第16項において準用する同法第70条の７の２第31項第３号・第４号　の規定の適用を引き続き受けたいので、認定贈与承継会社／認定承継会社／認定相続承継会社　に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に関係書類を添付して届け出ます。

１　災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称		③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の取得年月日（注１）	年　月　日 （　年　月　日）
② 本店の所在地		④ 中小企業信用保険法第２条第５項の該当事由が発生した年月日（注２）	□ １号該当　□ ３号該当 □ ２号該当　□ ４号該当 年　月　日

（注）１　会社が「認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。
２　「中小企業信用保険法第２条第５項第１号の事由が発生した日」、「中小企業信用保険法第２条第５項第２号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」又は「中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」のいずれかの日を記載してください。

２　会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A（贈与）特定事業年度における売上金額	円	B 適用対象贈与（相続開始）の時における常時使用従業員の数	人

要件緩和期間　年　月　日～　年　月　日	要件緩和期間　年　月　日～　年　月　日	要件緩和期間　年　月　日～　年　月　日
a　売上判定事業年度の売上金額	a　売上判定事業年度の売上金額	a　売上判定事業年度の売上金額
円	円	円
b　売上割合（a ÷ A × 100）	b　売上割合（a ÷ A × 100）	b　売上割合（a ÷ A × 100）
%	%	%
c　雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c　雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c　雇用判定基準日の常時使用従業員の数
人	人	人
d　雇用割合（c ÷ B × 100）	d　雇用割合（c ÷ B × 100）	d　雇用割合（c ÷ B × 100）
%	%	%

資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合であっても、「ｄ雇用割合」が、下表の「売上割合」の区分（「ｂ売上割合」により判定します。）に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます（１の④欄で３号該当又は４号該当である場合に限ります。）。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

※　基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日である場合で、経営（贈与・相続）承継期間内に雇用確保要件を満たさなくなったときには、次の表を記入してください。

e　売上割合（「ｂ」欄）の合計	g　雇用割合（「ｄ」欄）の合計
f　売上割合の平均値（e ÷ 各売上判定事業年度の数）	h　雇用割合の平均値（g ÷ 各雇用判定基準日の数）
%	%

雇用確保要件を満たさなくなった場合であっても、「ｈ雇用割合の平均値」が、右表の「売上割合の平均値」の区分（「ｆ売上割合の平均値」により判定します。）に応じた「雇用割合の平均値」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます（旧法適用者の場合は記載要領等を参照してください。）。

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

※　基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。

「a　売上判定事業年度の売上金額」が、「A（贈与）特定事業年度における売上金額」の売上金額以上（a ≧ A）となった事実の有無	〔有 □ ／ 無 □〕

３　添付書類

次に掲げる書類を提出してください。

□　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の３第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

税理士署名		税理士電話番号	—　—

（R8.9）

記載要領等	租税特別措置法第 70 条の７第 30 項（第３号・第４号）・第 70 条の７の２第 31 項（第３号・第４号）・第 70 条の７の４第 16 項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（一般措置）

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 70 条の７第２項第１号に規定する認定贈与承継会社、同法第 70 条の７の２第２項第１号に規定する認定承継会社又は同法第 70 条の７の４第２項第１号に規定する認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、**措置法第 70 条の７第 30 項（第３号又は第４号に係る部分に限ります。）・第 70 条の７の２第 31 項（第３号又は第４号に係る部分に限ります。）・第 70 条の７の４第 16 項において準用する同法第 70 条の７の２第 31 項（第３号又は第４号に係る部分に限ります。）の規定**の適用を受けている方（**「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の「２　災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の⑶又は⑷に該当する場合として当該届出書を提出した方**）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日です。

１　基準日が経営（贈与・相続）承継期間内にある場合　基準日の翌日から５月を経過する日

２　基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合　基準日の翌日から３月を経過する日

（注）　「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第 70 条の７第２項第７号（第 70 条の７の２第２項第７号、第 70 条の７の４第２項第６号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

《記載要領等》

１　Ａ欄は、中小企業信用保険法第２条第５項第１号から第４号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「**（贈与）特定事業年度**」といいます。）の売上金額に下記３⑴の売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。

２　「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。

３　ａ欄～ｄ欄は次のとおり記入します。

⑴　「a　売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第２条第５項第１号から第４号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「**売上判定事業年度**」といいます。）の売上金額を記入します。

⑵　「b　売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記⑴により計算された金額）×100」により計算します。

⑶　「d　雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷適用対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。

（注）　「**資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合**」とは、措置法第 70 条の７第３項第９号（第 70

条の７の２第３項第９号、第 70 条の７の４第３項）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

４　基準日が経営（贈与･相続）承継期間の末日である場合で、経営（贈与･相続）承継期間内に、措置法第 70 条の７第３項第２号（第 70 条の７の２第３項第２号、第 70 条の７の４第３項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（「**雇用確保要件を満たさなくなったとき**」といいます。）には、ｅ欄～ｈ欄を記入します（平成 26 年 12 月 31 日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式等について、所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第５号）による改正前の相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた経営承継受贈者（経営承継相続人等、経営相続承継受贈者）のうち、同法附則第 86 条第 14 項の書類（新法選択届出書）を提出していない方（以下「**旧法適用者**」といいます。）は記入を要しません。）。

⑴　「ｅ　売上割合（「ｂ」欄）の合計」欄は、経営（贈与･相続）承継期間内に終了する各売上判定事業年度の２の「　ｂ売上割合」欄を合計した数を記入します。

⑵　「ｆ　売上割合の平均値」欄は、「ｅ　売上割合（「ｂ」欄）の合計÷売上判定事業年度の数」により計算します（最初の売上判定事業年度終了の日が経営（贈与･相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第 40 条の８第 54 項又は第 56 項（第 40 条の８の２第 58 項又は 60 項）に規定する割合を記入します。）。

⑶　「ｇ　雇用割合（「ｄ」欄）の合計」欄は、経営（贈与･相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日における２の「ｄ　雇用割合」欄を合計した数を記入します。

⑷　「ｈ　雇用割合の平均値」欄は、「ｇ　雇用割合（「ｄ」欄）の合計÷経営（贈与･相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日の数」（最初の売上判定事業年度終了の日が経営（贈与･相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、「経営（贈与･相続）承継期間の末日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数」）により計算します。

（注）　旧法適用者について、雇用確保要件を満たさなくなった場合には、各要件緩和期間において「ｄ　雇用割合」が、「売上割合」の区分に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。

５　基準日が経営（贈与･相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与･相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、２の「ａ　売上判定事業年度の売上金額」が「Ａ（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。

６　認定（贈与･相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。

（注）１　「**適用対象贈与の時**」とは措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「**相続開始の時**」とは措置法第 70 条の７の２第１項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。

２　「**常時使用従業員**」とは、措置法第 70 条の７第２項第１号イ（第 70 条の７の２第２項第１号イ、第 70 条の７の４第２項第１号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。

３　「**要件緩和期間**」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与･相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与･相続）報告基準日である場合には、適用対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日ま

での期間をいい、経営（贈与･相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、経営（贈与･相続）承継期間の末日から１年を経過するごとの日（以下「特定基準日」といいます。）の直前の特定基準日（その１年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営（贈与･相続）承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日までの期間）をいいます。なお、「**（贈与）特定期間**」とは、措置法第 70 条の７第 30 項第１号（措置令第 40 条の８第 51 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第 70 条の７の２第 31 項第１号（措置令第 40 条の８の２第 55 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。

４　「**雇用判定基準日**」とは、措置令第 40 条の８第 57 項第１号及び第２号（第 40 条の８の２第 61 項第１号及び第２号、第 40 条の８の４第 25 項）に規定する雇用判定基準日をいいます。

５「**経営（贈与･相続）承継期間**」とは、措置法第 70 条の７第 30 項第１号（第 70 条の７の２第 31 項第１号、第 70 条の７の４第 16 項）に規定する経営（贈与･相続）承継期間をいいます。

様式ID　NTA1VNX243010010

租税特別措置法第70条の７の５第25項・第70条の７の６第26項・第70条の７の８第14項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（特例措置）

★

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）と一緒に提出してください。

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	—　—
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—　住所（居所） F06		

租税特別措置法　第70条の７の５第25項において準用する同法第70条の７第30項第４号
第70条の７の６第26項において準用する同法第70条の７の２第31項第４号　の規定の適用を引き続き
第70条の７の８第14項において準用する同法第70条の７の２第31項第４号

受けたいので、　特例認定贈与承継会社／特例認定承継会社／特例認定相続承継会社　に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に関係書類を添付して届け出ます。

１　災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称		③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の取得年月日(注１)	年　月　日（　年　月　日）
② 本店の所在地		④ 中小企業信用保険法第２条第５項の該当事由が発生した年月日(注２)	□ ３号該当　□ ４号該当 年　月　日

（注）１　会社が「特例認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。
２　「中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」を記載してください。

２　会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A（贈与）特定事業年度における売上金額	円	B 特例適用対象贈与（相続開始）の時における常時使用従業員の数	人

要件緩和期間	要件緩和期間	要件緩和期間
年　月　日～ 年　月　日	年　月　日～ 年　月　日	年　月　日～ 年　月　日
a　売上判定事業年度の売上金額	a　売上判定事業年度の売上金額	a　売上判定事業年度の売上金額
円	円	円
b　売上割合（a ÷ A × 100）	b　売上割合（a ÷ A × 100）	b　売上割合（a ÷ A × 100）
%	%	%
c　雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c　雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c　雇用判定基準日の常時使用従業員の数
人	人	人
d　雇用割合（c ÷ B × 100）	d　雇用割合（c ÷ B × 100）	d　雇用割合（c ÷ B × 100）
%	%	%

資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合であっても、「ｄ雇用割合」が、下表の「売上割合」の区分（「ｂ売上割合」により判定します。）に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

※　基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。

「a　売上判定事業年度の売上金額」が、「A（贈与）特定事業年度における売上金額」の売上金額以上（a ≧ A）となった事実の有無	〔有 □　／　無 □〕

３　添付書類

次に掲げる書類を提出してください。

□　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の３第13項において準用する同条第２項（同条第５項（同条第14項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

税理士署名		税理士電話番号	—　—

（R8.9）

記載要領等	租税特別措置法第 70 条の７の５第 25 項・第 70 条の７の６第 26 項・第 70 条の７の８第 14 項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（特例措置）

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 70 条の７の５第２項第１号に規定する特例認定贈与承継会社、同法第 70 条の７の６第２項第１号に規定する特例認定承継会社又は同法第 70 条の７の８第２項第２号に規定する特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、**措置法 70 条の７の５第 25 項において準用する同法第 70 条の７第 30 項（第４号に係る部分に限ります。）・第 70 条の７の６第 26 項又は第 70 条の７の８第 14 項において準用する同法第 70 条の７の２第 31 項（第４号に係る部分に限ります。）の規定**の適用を受けている方（**「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の「２災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の⑶に該当する場合として当該届出書を提出した方**）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに特例認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日です。

１　基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間内にある場合　基準日の翌日から５月を経過する日

２　基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合　基準日の翌日から３月を経過する日

（注）　「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第 70 条の７の５第２項第９号（第 70 条の７の６第２項第９号、第 70 条の７の８第２項第６号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

《記載要領等》

１　Ａ欄は、中小企業信用保険法第２条第５項第１号から第４号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「**（贈与）特定事業年度**」といいます。）の売上金額に下記３⑴の売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。

２　「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。

３　ａ欄～ｄ欄は次のとおり記入します。

⑴　「ａ　売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第２条第５項第１号から第４号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「**売上判定事業年度**」といいます。）の売上金額を記入します。

⑵　「ｂ　売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記⑴により計算された金額）×100」により計算します。

⑶　「ｄ　雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷適用対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。

（注）　「**資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合**」とは、措置法第 70 条の７の５第３項において

準用する同法第 70 条の７第３項第９号（措置法第 70 条の７の６第３項又は措置法第 70 条の７の８第３項において準用する措置法第 70 条の７の２第３項第９号）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

４　基準日が特例経営（贈与･相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与･相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、２の「a　売上判定事業年度の売上金額」が「A　（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。

５　特例認定（贈与･相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。

（注）１　「**特例適用対象贈与の時**」とは措置法第 70 条の７の５第１項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「**相続開始の時**」とは措置法第 70 条の７の６第１項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。

２　「**常時使用従業員**」とは、措置法第 70 条の７の５第２項第１号イ（第 70 条の７の６第２項第１号イ、第 70 条の７の８第２項第２号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。

３　「**要件緩和期間**」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与･相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与･相続）報告基準日である場合には、特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与･相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、特例経営（贈与･相続）承継期間の末日から１年を経過するごとの日（以下「特定基準日」といいます。）の直前の特定基準日（その１年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、特例経営（贈与･相続）承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日までの期間）をいいます。なお、「**（贈与）特定期間**」とは、措置法第 70 条の７の５第 25 項において準用する措置法第 70 条の７第 30 項第１号（租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第 40 条の８の５第 36 項において準用する措置令第 40 条の８第 51 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第 70 条の７の２第 31 項第１号（措置令第 40 条の８の６第 43 項又は措置令第 40 条の８の８第 19 項において準用する措置令第 40 条の８の２第 55 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。

４　「**雇用判定基準日**」とは、措置令第 40 条の８の５第 36 項において準用する措置令第 40 条の８第 57 項第１号及び第２号（措置令第 40 条の８の６第 43 項又は措置令第 40 条の８の８第 19 項において準用する措置令第 40 条の８の２第 61 項第１号及び第２号）に規定する雇用判定基準日をいいます。

５　「**特例経営（贈与･相続）承継期間**」とは、措置法第 70 条の７の５第 25 項において準用する措置法第 70 条の７第 30 項第１号（措置法第 70 条の７の６第 26 項又は措置法第 70 条の７の８第 14 項において準用する第 70 条の７の２第 31 項第１号）に規定する期間をいいます。

様式ID	NTA1VNX184010010

★

特例対象株式等についての納税猶予の 贈与税／相続税 の差額免除申請書（特例措置）

（１面）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法 第70条の７の５第12項／第70条の７の６第13項（第70条の７の８第17項において準用する同法第70条の７の６第13項） 又は 第70条の７の５第13項／第70条の７の６第14項（第70条の７の８第17項において準用する同法第70条の７の６第14項） の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税／相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

１　この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

※　該当するものにレ点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。

□　租税特別措置法第70条の７の＿第＿項第＿号に該当

□　租税特別措置法第70条の７の＿第＿項第＿号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の＿第＿項第＿号に該当

（譲渡等先（注１）の氏名又は名称） ＿＿＿＿＿＿＿＿

（譲渡等先の住所又は所在地） ＿＿＿＿＿＿＿＿

２　１の事情が生じた年月日　＿＿年＿＿月＿＿日

３　１の事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

４　会社の事業の継続が困難な事由の別

租税特別措置法施行令第40条の８の＿第＿項第＿号に該当

５　４の事由が生じた事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

６　株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等（注２）

	①　取得年月日	②　特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③　株式数又は金額（株・口・円）	④　③のうち、譲渡等した株式数又は金額（株・口・円）	⑤　④のうち、免除を申請するものの数又は金額（株・口・円）
イ	・　・				
ロ	・　・				
ハ	・　・				

※　特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株式数又は金額を記入してください。

（２面に続きます。）

（２面）

様式ID	NTA0VNX184020010

氏　　名 （申請者）	

7　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

①　１の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
②　①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額（①×ロ／イ） ※　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
イ　譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	株（口・円）
ロ　イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	株（口・円）
③　再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）（注３）	円
イ　対価の額（注４）	円
ロ　イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ　１の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額（注５）	円
ニ　ハの２分の１に相当する金額	円
ホ　イとニのいずれか大きい金額（解散による場合はイの金額）	円
④　剰余金の配当等の額（イ＋ロ）（注６）	円
イ　経営承継者（注７）及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ　特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注８）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤　免除を受けようとする贈与税・相続税額 （①（特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②）－（③＋④））	円

8　引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

租税特別措置法第70条の７の５第12項・第70条の７の６第13項（第70条の７の８第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受ける場合には⑴、租税特別措置法第70条の７の５第13項・第70条の７の６第14項（第70条の７の８第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受ける場合には⑵に記載してください。

⑴　租税特別措置法第70条の７の５第12項・第70条の７の６第13項の規定により納付する税額の計算等

①　１の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額（７①）	円
②　納付する税額（７③＋７④（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ＋ロ））（注９）	円
イ　再計算した納税猶予分の贈与額・相続税額（７③）のうち株式等以外の財産の価額（７③ロ）に対応する金額（７③×７③ロ／７③ホ） ※　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
ロ　剰余金の配当等の額（７④）	円
③　免除を受けようとする贈与税・相続税額（７⑤）	円
④　引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－②－③）	円

⑵　租税特別措置法第70条の７の５第13項・第70条の７の６第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

①　租税特別措置法第70条の７の５第13項・第70条の７の６第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額（７③＋７④）	円
②　特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額（７①－７②）	円
③　引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①＋②）	円

税理士署名		税理士電話番号	―　　―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

○　（注１）から（注９）までについては、記載要領等を参照してください。

（R8.9）

記載要領等	特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書（特例措置）

《使用目的》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用してください。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から２か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から２か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

《添付書類》

⑴　譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書又は株式移転計画書の写しその他の書類で、租税特別措置法第 70 条の７の５第 12 項各号又は第 70 条の７の６第 13 項（第 70 条の７の８第 17 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの

⑵　譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類

⑶　租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 22 項第４号若しくは第５号又は第 40 条の８の６第 29 項（第 40 条の８の８第 21 項において準用する場合を含みます。）第４号若しくは第５号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類

⑷　租税特別措置法第 70 条の７の５第 13 項又は第 70 条の７の６第 14 項（第 70 条の７の８第 17 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第 70 条の７の５第 12 項各号又は第 70 条の７の６第 13 項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第２項第１号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第６項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第 23 条の 12 の２第３項又は第 23 条の 12 の３第４項（第 23 条の 12 の５第２項において準用する場合を含みます。）において準用する同令第 23 条の９第４項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し

⑸　その他参考となるべき事項を記載した書類

⑹　担保提供書及び担保関係書類

（注１）　「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第 749 条第１項に規定する吸収合併存続会社又は第 753 条第１項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第 768 条第１項第１号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第 773 条第１項第５号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社））をいいます。

（注２）　「６　株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前にお

いて有する株式等の明細等」には、１の事由のうち、租税特別措置法第 70 条の７の５第 12 項第１号又は第 70 条の７の６第 13 項第１号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象株式等以外のものを有する場合に、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式等について記入します。

（注３）　「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、７③ホの額を租税特別措置法第 70 条の７の５第１項、第 70 条の７の６第１項又は第 70 条の７の８第１項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をしたその承継会社の特例対象株式等のその贈与若しくは相続又は遺贈の時における価額とみなして同法第 70 条の７の５第２項第８号、第 70 条の７の６第２項第８号又は第 70 条の７の８第２項第４号の規定により計算をした金額をいいます。

（注４）　「対価の額」とは、特例対象株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式等の時価に相当する金額をいいます。

（注５）　「特例対象株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の 12 の２第 29 項、第 23 条の 12 の３第 29 項又は第 23 条の 12 の５第 19 項において準用する同令第 23 条の９第 36 項に定める金額をいいます。

（注６）　「④　剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第 70 条の７の５第 12 項第１号ロ、第２号ロ、第３号ロ若しくは第４号ロ又は第 70 条の７の６第 13 項第１号ロ、第２号ロ、第３号ロ若しくは第４号ロに掲げる各金額をいいます。

（注７）　承継会社の特例対象株式等の譲渡等があった日以前５年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前５年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前５年以内に支払われたものをいいます。

（注８）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

（注９）　「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

住　　所

＿＿＿

様式ID	NTA1VNX185010010

★

特例対象株式等についての納税猶予の 贈与税 / 相続税 の追加免除申請書（特例措置）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法
第70条の７の５第14項第１号
第70条の７の６第15項第１号
第70条の７の８第17項において準用する同法第70条の７の６第15項第１号
の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 / 相続税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1　この申請に係る会社に関する事項

①　会社の名称

②　会社の所在地

③　業務の内容

④　譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時（注１）の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の常時使用従業員（注２）であった者の数　　人

⑤　④の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から２年を経過する日まで引き続き会社の常時使用従業員である者の数　　人

⑥　④・⑤の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち会社が所有又は賃借をしているものの所在地（②の所在地と同じ場合には記載不要です。）（注３）

2　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

①　猶予中贈与税・相続税額	円
②　①のうち、租税特別措置法第70条の７の５第13項・第70条の７の６第14項（第70条の７の８第17項において準用する場合を含みます。）の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額	円
③　特例再計算贈与・相続税額の計算（ロ＋ハ）	円
イ　対価の額（注４）	円
ロ　再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）（注５）	円
ハ　剰余金の配当等の額（注６）	円
④　納付する贈与税・相続税額（③（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ＋ハ））（注７）	円
イ　対価の額（③イ）のうち、株式等以外の財産の価額	円
ロ　再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（③ロ）のうち、株式等以外の財産の価額（イ）に対応する金額（③ロ×イ／③イ） ※　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
ハ　剰余金の配当等の額（③ハ）	円
⑤　免除を受けようとする贈与税・相続税額（②－③）	円
⑥　引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－④－⑤）	円

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

○　（注１）から（注７）までについては、記載要領等を参照してください。

（R8.9）

記載要領等	特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書（特例措置）

《使用目的等》

この申請書は、租税特別措置法第70条の７の５第13項又は第70条の７の６第14項（第70条の７の８第17項の規定において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から２年を経過する日（当該２年を経過する日前に特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日）において、会社がその事業を継続している場合(※)に該当することにより、同法第70条の７の５第14項第１号又は第70条の７の６第15項（第70条の７の８第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）第１号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用してください。

なお、免除申請を行う場合には、当該２年を経過する日から２か月以内（当該２年を経過する日から２か月以内に特例経営（相続）承継受贈者又は特例経営承継相続人等（以下「特例経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

※　事業を継続している場合とは、この申請書の１の⑤の人数が④の人数の２分の１に相当する数（その数に１人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、④の数が１人のときは１人とします。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の８の５第31項各号又は第40条の８の６第38項（第40条の８の８第21項において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。

《記載要領等》

１　「１　この申請に係る会社に関する事項」には、租税特別措置法第70条の７の５第14項第１号イからハまで又は第70条の７の６第15項第１号イからハまでに掲げる会社の名称、所在地、業務の内容等の事項について記載します。

（注１）　「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の７の５第12項第１号又は第70条の７の６第13項（第70条の７の８第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）第１号に該当する譲渡等をした時、特例認定（贈与・相続）承継会社が同法第70条の７の５第12項第２号又は第70条の７の６第13項第２号に該当する合併により消滅した時又は特例認定（贈与・相続）承継会社が同法第70条の７の５第12項第３号又は第70条の７の６第13項第３号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。

（注２）　「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の９第４項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

（注３）　常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち所有又は賃借をしているものが２以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。

２　「２　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算」には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計

算の明細について記載します。

（注４）　「対価の額」とは、租税特別措置法第 70 条の７の５第 14 項第１号又は第 70 条の７の６第 15 項第１号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額、株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。

（注５）　「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③イの額を租税特別措置法第 70 条の７の５第１項、第 70 条の７の６第１項又は第 70 条の７の８第１項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして同法第 70 条の７の５第２項第８号、第 70 条の７の６第２項第８号又は第 70 条の７の８第２項第４号の規定により計算をした金額をいいます。

（注６）　「ハ剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第 70 条の７の５第 12 項第１号ロ、第２号ロ若しくは第３号ロ又は第 70 条の７の６第 13 項第１号ロ、第２号ロ若しくは第３号ロに掲げる各金額をいいます。

（注７）　「④　納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

《添付書類》

１　租税特別措置法第 70 条の７の５第 14 項又は第 70 条の７の６第 15 項の２年を経過する日における同法第 70 条の７の５第 14 項第１号イからハまで又は第 70 条の７の６第 15 項第１号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で租税特別措置法施行規則第 23 条の 12 の２第 31 項第５号、第 23 条の 12 の３第 31 項第５号又は第 23 条の 12 の５第 23 項において準用する同令第 23 条の 12 の３第 31 項第５号の数を証するもの及び常時使用従業員である者の一覧表

２　登記事項証明書その他の書類で租税特別措置法第 70 条の７の５第 14 項第１号イからハまで又は第 70 条の７の６第 15 項第１号イからハまでに掲げる会社が同法第 70 条の７の５第 14 項又は第 70 条の７の６第 15 項の２年を経過する日において租税特別措置法施行令第 40 条の８の５第 31 項第３号又は第 40 条の８の６第 38 項第３号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの

住　　所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿年＿＿月＿＿日

氏　　名　　様

＿＿＿＿税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

非上場株式等についての　　額の追加免除申請に対する　　通知書（通知用）

　　年　　月　　日付で提出があった租税特別措置法　　の規定に基づく申請を　　します。

1　（特例）認定（贈与・相続）承継会社の名称　・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　猶予中の　　の額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

3　申請があった再計算した納税猶予分の猶予中　　額　・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

4　申請があった剰余金の配当等の額　・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

5　申請があった追加免除　　額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

6　却下した追加免除　　の額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

7　免除した　　の額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

8　　した理由

9　猶予期限が確定した　　の額（猶予確定税額）　・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

　ほか利子税の額　＿＿＿＿＿＿円

10　確定した　　の猶予期限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　年　月　日

11　猶予期限が確定した理由

12　引き続き納税の猶予がされる　　の額　・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

　この通知により新たに上記９の猶予確定税額及び利子税の額は、上記10の猶予期限までに納付してください。なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

　また、上記10の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記９の猶予確定税額に、上記10の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額及び利子税の額と併せて納付してください。

山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

お問い合わせ番号　　-　　-

令和　　年　　月　　日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税について、租税特別措置法第70条の６の６第１項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○　納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正当な税額	ハ 納税の猶予が認められない金額 （イ－ロ）
A　差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B　納税猶予税額			円
C　申告期限までに納付すべき税額　（A－B）			

○　納税の猶予が認められない理由

山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

お問い合わせ番号	－　　－

山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税について、租税特別措置法第70条の６の６第１項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○納税の猶予が認められない理由

山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

お問い合わせ番号	－　　－

〒　　令和＿＿年＿＿月＿＿日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿殿から相続（遺贈）により取得した特例山林の相続税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくことが必要です。

つきましては、増加する納税猶予税額＿＿＿＿＿＿＿＿円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、＿＿＿＿＿税務署長です。

山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

使用目的

　この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

様式ID	NTA1VNX219010010

★

山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	－ －
氏名（林業経営相続人）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	－	住所	F06	

租税特別措置法第70条の６の６第１項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日	平成・令和　年　月　日

被相続人	住所		氏名	

1　この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　令和＿＿年＿＿月＿＿日

2　今回の基準日における猶予中相続税額

(1)　今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(3)　猶予中相続税額〔(1)－(2)〕　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内＿＿＿＿＿＿＿＿円）

3　林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の３年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の２年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の前年分	年分	税務署	円

4　租税特別措置法第70条の６の６第６項に規定する経営委託の有無　□　有　□　無

【添付書類】

1　特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書

2　森林法施行規則第99条第２号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書

3　「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

税理士署名		税理士電話番号	－ －

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

《使用目的》

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の６の６第11項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から５か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から５か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

《記載要領等》

１　記載事項１について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注１)にあっては当初認定起算日(注２)から１年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日（当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあっては当該翌日）から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあってはその末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

（注１）　施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその 10 年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注２）　当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人（特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第１項の規定の適用があった場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等）が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画（森林法第11条第３項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。）の始期をいいます。

２　記載事項２⑴について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

３　記載事項２⑵について

⑴　前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

⑵　納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の６の６第３項各号及び第４項に掲げる日から２か月を経過する日になります。

４　記載事項２⑶について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合（租税特別措置法第70条の６の６第３項各号及び第４項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など）における、その猶予中相続税額を記載してください。

５　記載事項３について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

６　記載事項４について

租税特別措置法第70条の６の６第６項に規定する経営委託をしている場合には、□にレ印を記入してください。

様式ID	NTA0VNX309010010

特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）

林業経営相続人の氏名	

特例山林の明細及び特例山林の異動状況は次のとおりです。

継続届出書の「前回の基準日」又は免除届出書の「死亡日直前の基準日」における特例山林の合計額等	土地の合計			立木の合計			合計額
	面積	価額		面積	価額		
	ha	① 円		ha	② 円		①+② 円

特例山林の異動状況	所在場所	土地		立木			異動事由（異動が生じた年月日）
		面積	特例山林の土地の価額	樹種	面積	特例山林の立木の価額	
		ha	円		ha	円	（　・　・　）
		ha	円		ha	円	（　・　・　）
		ha	円		ha	円	（　・　・　）
		ha	円		ha	円	（　・　・　）
		ha	円		ha	円	（　・　・　）
	合計	ha	③ 円		ha	④ 円	③+④ 円

継続届出書の「今回の基準日」又は免除届出書の「死亡日」における特例山林の明細	所在場所	土地		立木			備考
		面積	特例山林の土地の価額	樹種	面積	特例山林の立木の価額	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
		ha	円		ha	円	
	合計	ha	⑤ 円		ha	⑥ 円	⑤+⑥ 円

記載要領等	特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）

《使用目的》

この明細書は、「山林についての相続税の納税猶予の継続届出書」又は「山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書」を提出する方が、租税特別措置法施行令第 40 条の７の６第 21 項又は第 23 項の規定により特例山林の明細及びその異動明細を届け出るために、これらの届出書に添付して使用してください。

《記載要領等》

１　「継続届出書の「前回の基準日」又は免除届出書の「死亡日直前の基準日」における特例山林の合計額等」欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の２⑴に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の１⑴に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

（注）　価額については相続開始時点での相続税評価額を基に記載します。

２　「特例山林の異動状況」欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の２⑵に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の１⑵に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

また、異動事由については、租税特別措置法第 70 条の６の６第３項各号及び第４項に掲げるいずれの事由に該当したかを記載してください。

（注）　価額については、相続開始時点での相続税評価額を記載してください。

３　「継続届出書の「今回の基準日」又は免除届出書の「死亡日」における特例山林の明細」欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の２⑶に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の１⑶に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

また、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日や死亡日の翌日以後に到来する見込みである特例山林（租税特別措置法第 70 条の６の６第３項各号及び第４項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していないものなど）がある場合には、備考欄に「〇年〇月〇日譲渡」などのように、特例山林の異動見込みの概要を記載してください。

（注）　価額については相続開始時点での相続税評価額を記載してください。

様式ID	NTA1VNX191010010

★

納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法第70条の６の６第１項の規定の適用を受けている山林について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の８第４項の規定の適用を受けるため、同条第２項又は第５項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

特例山林の相続（遺贈）を受けた年月日	平成 令和　年　月　日

被相続人	住所		氏名	

1　収用交換等により譲渡した特例山林の明細

⑴　所在場所　・・・

⑵　地　目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

⑶　面　積　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　ha

（注）この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2　特例山林の譲渡をした日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　令和＿＿年＿＿月＿＿日

3　特例山林の譲渡先　・・・　所在地

名　称

4　その他参考事項

※　添付書類

○　○

○　○

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

《使用目的》

この届出書は、相続税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の６の６第１項）の適用を受けている山林を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第 70 条の８第４項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の２分の１の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

様式ID	NTA0VNX328010010

納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書（付表）

届出者氏名	

収用交換等により譲渡した特例山林の明細

所在場所	土地又は立木の別	面積	備考
		ha	
		ha	
		ha	
		ha	
		ha	
		ha	
		ha	
		ha	
		ha	
		ha	
		ha	

（注）1　「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された「譲渡を受けた特例山林」の内容と同じか確認してください。

2　相続の後に分筆等があったものについては、その旨を備考欄に記載してください。

（R8.9）

お問い合わせ番号	－　　－

猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書

〒　　令和　年　月　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税 務 署 長　印

あなたが＿＿＿＿＿＿殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税については、租税特別措置法第 70 条の６の６第１項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

１　納税の猶予がなされていた相続税の額・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　猶予期限が確定した相続税の額（猶予確定税額）・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

　　ほか利子税の額
　　（租税特別措置法第 70 条の８〈□該当・□非該当〉）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　引き続き納税の猶予がなされる相続税の額・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　確定した相続税の猶予期限・・・・・・・・・・・・・・・　令和　年　月　日

５　猶予期限が確定した理由

猶予期限が確定した相続税の額及び利子税の額は、上記４の猶予期限までに至急納付してください。

なお、上記４の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記２の猶予確定税額に、上記４の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書

使用目的

　この通知書は、山林の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

様式ID	NTA1VNX220010010

★

山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（林業経営相続人）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日
郵便番号	―	住所	F06	

租税特別措置法第70条の６の６第１項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第３項第５号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人

〒　　（電話番号　　―　　―　　）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿

相続(遺贈)があった年月日　平成・令和　＿＿年＿＿月＿＿日

この届出書を提出する日における猶予中相続税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿円

（注）この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人（包括受遺者を含みます。）が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

《使用目的》

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の６の６第３項第５号の規定により行うために使用してください。

様式ID	NTA1VNX209010010

★

経営困難時における経営委託に関する届出書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（林業経営相続人） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所（居所） F06	

租税特別措置法第70条の６の６第６項に規定する経営委託をした下記の特例山林については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1　被相続人に関する事項

住所		氏名	
届出者が被相続人から特例山林を相続等により取得した年月日		平成・令和　年　月　日	

2　特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項

特例山林について経営を行うことが困難となった年月日	令和　年　月　日

特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです（該当する番号を○で囲んでください。）。

⑴　相続税の申告書の提出期限後に、障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。

⑵　相続税の申告書の提出期限後に、身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けました。

⑶　相続税の申告書の提出期限後に、要介護区分五の要介護認定を受けました。

⑷　相続税の申告書の提出期限後に、身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されました。

⑸　相続税の申告書の提出期限後に、当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました(⑷に該当する場合を除きます。)。

⑹　相続税の申告書の提出期限後に、山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けました。

3　経営委託に関する事項

経営委託を受けた者（経営受託者）	住所（居所）	
	氏名	（届出者との続柄：　）
経営委託を行った年月日		令和　年　月　日

経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等

土地		（面積）　ha
立木（樹種：　）		（面積）　ha

4　添付書類　（注）下記の書類のほかに、記載要領等に記載した書類を提出する必要があります。

⑴　届出者が経営受託者との間で締結した経営委託に係る委託契約書の写し

⑵　経営受託者が経営委託を受けた日において、届出者の推定相続人であった旨を明らかにする書類（経営受託者の戸籍の謄本又は抄本など）

⑶　届出者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第６項に基づく確認書

⑷　経営受託者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第６項の確認書

⑸　市町村長の証明書で、経営受託者が租税特別措置法施行規則第23条の８の４第17項第２号から第５号までに掲げる要件に該当することを証するもの

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	経営困難時における経営委託に関する届出書

《使用目的》

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の適用を受けている方(注1)が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている山林（以下「特例山林」といいます。）の経営を行うことが困難な状態となった場合において、特例山林の全部の経営を一定の者(注2)に委託（以下「経営委託」といいます。）をしたときに、委託をした特例山林（以下「経営委託山林」といいます。）につき、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとする旨及び経営委託山林に関する事項を届け出るために使用してください。

（注）１　租税特別措置法第70条の６の６第２項第４号に規定する林業経営相続人をいいます。

２　林業経営相続人の推定相続人であって、租税特別措置法施行令第40条の７の６第18項に規定する要件を満たす者をいいます。

《提出期限》

この届出書は、**経営委託をした日から２月以内に提出する必要があります。**

《記載要領等》

「３　経営委託に関する事項」の「経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等」欄について、書ききれない場合には、適宜の用紙に記載してください。

《添付書類》（「４　添付書類」に記載されている添付書類のほかに、次の書類を提出する必要があります。）

「２　特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項」の「特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです。」欄で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例山林の経営を行うことが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

１　⑴を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

２　⑵を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

３　⑶を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に介護保険法第19条第１項に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

（注）　「介護保険の被保険者証」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

４　⑷を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

５　⑸を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体者障害手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

６　⑹を○で囲んだ人

市町村長の認定を受けていることを証する当該市町村長の書類その他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

様式ID	NTA1VNX218010010

★

山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長
フリガナ	F03		電話番号 F07 — —
氏名（林業経営相続人）	F04		生年月日 K01 元号 年 月 日
郵便番号	F05	—	住所 F06

令和　年　月　日に林業経営相続人（氏名　　）
（住所　　）が死亡したので、
租税特別措置法第70条の６の６第17項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

届出者（林業経営相続人の相続人）

〒
住所　　氏名　　林業経営相続人との続柄
（電話番号　　）

〒
住所　　氏名　　林業経営相続人との続柄
（電話番号　　）

〒
住所　　氏名　　林業経営相続人との続柄
（電話番号　　）

〒
住所　　氏名　　林業経営相続人との続柄
（電話番号　　）

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

被相続人

〒
住所　　氏名　　相続（遺贈）があった日　平成　令和　年　月　日

1　林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額

⑴　死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。）における猶予中相続税額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　円

⑵　死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　円

⑶　猶予中相続税額〔⑴－⑵〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　円
（内　　円）

2　免除を受ける相続税額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　円

3　林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の３年前分	年分	税務署	円
死亡日の属する年の２年前分	年分	税務署	円
死亡日の属する年の前年分	年分	税務署	円

【添付書類】
1　被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日（その林業経営相続人が租税特別措置法第70条の６の６第６項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日の前日）までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
2　１と同じ期間において、森林法施行規則第99条第２号に掲げる要件に該当することについてその林業経営相続人が引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
3　１と同じ期間において、租税特別措置法第70条の６の６第３項及び第４項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書
4　林業経営相続人が租税特別措置法第70条の６の６第６項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日からその林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続して同項の規定の適用に係る経営受託者によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
5　林業経営相続人が租税特別措置法第70条の６の６第６項の規定の適用を受けた者である場合には、４と同じ期間において、森林法施行規則第99条第２号に掲げる要件に該当することについて同項の規定の適用に係る経営受託者が引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
6　「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

税理士署名	R01		税理士電話番号	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

《使用目的》

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第 70 条の６の６第 17 項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後６か月を経過する日になります。

《記載要領等》

１　届出者の欄は、林業経営相続人の相続人等の全員が記載してください。

２　記載事項１⑴について

⑴　経営報告基準日とは、施業整備期間(注１)にあっては当初認定起算日(注２)から１年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日（当初認定起算日以後 10 年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあっては当該翌日）から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあってはその末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

（注１）　施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後 10 年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその 10 年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

（注２）　当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人（特定森林経営計画につき過去に森林法第 17 条第１項の規定の適用があった場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等）が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画（同法第 11 条第３項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。）の始期をいいます。

⑵　死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

３　記載事項１⑵について

⑴　死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

⑵　納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第 70 条の６の６第３項各号及び第４項に掲げる日から２か月を経過する日になります。

４　記載事項１⑶について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合（租税特別措置法第 70 条の６の６第３項各号及び第４項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など）における、その猶予中相続税額を記載してください。

医療法人持分の 贈与税 / 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

お問い合わせ番号　　-　　-

令和　　年　　月　　日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税 / 相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 について、租税特別措置法 第70条の７の９第１項 / 第70条の７の12第１項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 / 相続税 の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○　納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正当な税額	ハ 納税の猶予が認められない金額 （イ－ロ）
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納税猶予税額			円
C 申告期限までに納付すべき税額　（A－B）			

○　納税の猶予が認められない理由

医療法人持分の贈与税額／相続税額の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、医療法人持分納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

医療法人持分の 贈与税 / 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

お問い合わせ番号	－　　－

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から 贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税 / 相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税 について、租税特別措置法 第70条の７の９第１項 / 第70条の７の12第１項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 / 相続税 の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○納税の猶予が認められない理由

医療法人持分の 贈与税 / 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、医療法人持分納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

お問い合わせ番号	－　　－

〒　　令和＿＿年＿＿月＿＿日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

医療法人持分の贈与税／相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿殿から　贈与により受けた医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税／相続（遺贈）により取得した医療法人の持分についての相続税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくことが必要です。

つきましては、増加する納税猶予税額＿＿＿＿＿＿＿＿円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、＿＿＿＿＿税務署長です。

医療法人持分 贈与税／相続税 の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

使用目的

この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

お問い合わせ番　　号	

令和___年___月___日

＿＿＿

猶予期限が確定した医療法人持分についての＿＿＿税額の通知書

１　使用目的

この通知書は、医療法人持分の納税猶予事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

２　作成に当たっての留意事項

特例の適用に係る贈与者又は認定医療法人が２以上ある場合については、贈与者又は認定医療法人ごとに作成することに留意する。

３　記載要領等

⑴　表題の「＿＿＿税額」には「贈与税額」又は「相続税額」が表示される。

⑵　「５　猶予期限が確定した理由」欄には、例えば、「出資額に応じた払戻しを受けたため」等とその理由を具体的に記載する。

⑶　「６　その他」欄には、確定事由等一覧表の「⑦基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合」（免除事由等一覧表の「②　一部を放棄した場合」）において、一部免除となる理由について、例えば、「持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したため、納税の猶予がなされていた＿＿＿税の額から猶予期限が確定した＿＿＿税の額（猶予確定税額）を差し引いた額について、免除します。」等と具体的に記載する。

様式ID	NTA1VNX199010010

★

医療法人持分についての 贈与税／相続税 の納税猶予の免除届出書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—	住所 F06	

私は、令和　年　月　日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の７の９第11項／第70条の７の12第11項 の規定により次の 贈与税／相続税 を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

医療法人の持分等の明細

① 医療法人の名称等	名称	法人番号	
		所轄税務署名	税務署
② 経済的利益を受けた相続（遺贈）があった年月日		平成／令和　年　月　日	
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日		平成／令和　年　月　日	
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日		平成／令和　年　月　日	
⑤ 医療法人持分納税猶予税額		A	00 円
⑥ 免除を受ける 贈与税／相続税 額		B	00 円

（注）１　納税猶予の特例の適用に係る医療法人が２以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。
２　この届出書を提出する場合には、記載要領等に掲げる書類を添付して提出する必要があります。
３　医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細

１　基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細

医療法人の持分

①	贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益（又は）相続（遺贈）により取得した持分	贈与又は相続（遺贈）により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。	経済的利益（又は）持分の価額	a 円
②	贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。	持分の価額	b 円
③	基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出（持分の放棄）の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。	拠出年月日	令和　年　月　日
			持分の価額	c 円

２　免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算

医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額（免除を受ける贈与税又は相続税の額）を計算します。

①	基金として拠出をした額	d 円
②	自己所有持分相当額（ｃ×ｂ／（ａ＋ｂ））	e 円
③	１の「③ 基金拠出の直前の持分」（ｃ）の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続（遺贈）により取得した持分に対応する部分の金額 （ｃ－ｅ）	f 円
④	（ｄ－ｅ）の金額（赤字の場合は０）	g 円
⑤	基金として拠出をした額に対応する部分の金額（Ａ×（ｇ／ｆ））（100円未満切捨て）	h 00 円
⑥	放棄をした額に対応する部分の金額（Ａ－ｈ）	（「医療法人の持分等の明細」⑥のＢ） i 00 円

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法第70条の７の９第１項又は第70条の７の12第１項の適用を受ける人（第70条の７の11第１項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。）が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合又は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合に、同法第70条の７の９第11項又は第70条の７の12第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用してください。

《記載要領等》

１　「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

⑴　③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式第７）の提出年月日を記入します。

⑵　④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

⑶　⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。

⑷　⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区分		書類
⑴	**医療法人の持分の全てを放棄した場合**	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄（Ａ）の金額
⑵	**医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合**	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の２の⑥欄（ｉ）の金額

２　「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出をした額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

⑴　「１　基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

イ　②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

ロ　③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

⑵　「２　免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算」について

イ　①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出をした額を記入します。

ロ　④欄は、「基金として拠出をした額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。

なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「０」（零）とします。

ハ　⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥　免除を受ける贈与税・相続税額」欄（Ｂ）に転記します。

＜医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書　記載要領等＞

《添付書類》

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

区分		書類	
⑴	**医療法人の持分の全てを放棄した場合**	1	**「出資持分の放棄申出書」**（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）**の写し**
		2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の**出資者名簿の写し**
⑵	**医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合（※）**	1	**「出資持分の放棄申出書」**（「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。）**の写し**
		2	①持分の放棄の直前及び②その放棄の時における医療法人の**出資者名簿の写し**
		3	**基金拠出型医療法人の定款**（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第 54 条の９第３項又は医療法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 74 号）による改正前の医療法第 50 条第１項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）**の写し**

※　⑵の場合には、「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の「②　贈与者による持分の放棄の直前の持分（又は）相続開始の直前の持分」欄の「持分の価額」や「③　基金拠出の直前の持分」欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

特定美術品の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

お問い合わせ番号　　-　　-

令和　　年　　月　　日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿殿から相続（遺贈）により取得した特定美術品の相続税について、租税特別措置法第70条の６の７第１項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○　納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正当な税額	ハ　納税の猶予が認められない金額 （イ－ロ）
A　差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B　納税猶予税額			円
C　申告期限までに納付すべき税額　（A－B）			

○　納税の猶予が認められない理由

特定美術品の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

特定美術品の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

お問い合わせ番号	－　　－

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から相続（遺贈）により取得した特定美術品の相続税について、租税特別措置法第70条の６の７第１項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○納税の猶予が認められない理由

（令元.12）

特定美術品の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

お問い合わせ番号	－　　－

〒　　令和＿＿＿年＿＿月＿＿日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

特定美術品についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿殿から相続（遺贈）により取得した特定美術品の相続税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくことが必要です。

つきましては、増加する納税猶予税額＿＿＿＿＿＿＿＿円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、＿＿＿＿＿税務署長です。

特定美術品についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

使用目的

　この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

お問い合わせ番号	

令和___年___月___日

＿＿＿

猶予期限が確定した特定美術品についての相続税額の通知書

使用目的

この通知書は、特定美術品の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

様式ID	NTA1VNX207010010

★

寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（寄託相続人） F04		生年月日 K01	元号 / 年 / 月 / 日
郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法第70条の６の７第２項第２号に規定する寄託契約を行った下記の特定美術品については、令和　年　月　日に寄託先美術館の設置者からの［契約の解除／寄託契約の更新を行わない旨の申出］による寄託契約の終了があり、同日から１年以内に新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、当該特定美術品を寄託する見込みです。ついては、同条第４項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の７の７第16項の規定により承認申請します。

１　被相続人等に関する事項

被相続人	住所		氏名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日			令和　年　月　日	

２　特定美術品に関する事項

①　名称		
②　員数		
③　種類	重要文化財　・　登録有形文化財	
④　指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年　月　日
	記号・登録番号	

（注）１　③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。
　　２　④欄には、文化財保護法第27条第１項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第１項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。

３　寄託先美術館に関する事項

①　名称	
②　所在地	

４　新たな寄託先美術館に関する事項

①　名称	
②　所在地	
③　新たな寄託先美術館の設置者に対する寄託予定年月日	令和　年　月　日

（注）申請時において、新たな寄託先美術館が未定の場合には、①欄及び②欄には「未定」と記載してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

《使用目的等》

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託契約の契約期間の終了（寄託先美術館の設置者からの契約解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものに限ります。）した場合に、寄託契約の終了の日から１年以内に新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、寄託先美術館の設置者にその特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、寄託契約の契約期間が終了の日から１月以内※1です。

また、この申請書には、「寄託先美術館からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること」及び「契約期間が終了した年月日」を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限ります。）を添付して提出してください。

※１　この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その寄託契約の終了の日から２月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。

２　この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名　　称　　様

令和　　年　　月　　日

　　税務署長　　印

寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請に対する承認(却下)書

令和　　年　　月　　日付で申請のありました、租税特別措置法第 70 条の６の７第４項の規定に基づく承認申請を 承　認 / 却　下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　この承認に係る特定美術品について新たな寄託先美術館の設置者に寄託をした場合には、当該寄託の日後遅滞なく、その旨の明細書を税務署長に提出してください。

（　）枚のうち（　）枚目

（令元.12）

寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請に対する承認（却下）書

使用目的

この承認（却下）書は、「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

様式ID	NTA1VNX208010010

★

寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（寄託相続人） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 —	住所 F06		

租税特別措置法第70条の６の７第２項第５号に規定する寄託先美術館については、令和　年　月　日に

登録の取消
登録の抹消　があり（注）、同日から１年以内に当該寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館
指定の取消

の設置者に寄託する見込みです。ついては、同条第５項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の７の７第17項の規定により承認申請します。

○（注）については、記載要領等を参照してください。

１ 被相続人等に関する事項

被相続人	住所		氏名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日			令和　年　月　日	

２ 特定美術品に関する事項

① 名称		
② 員数		
③ 種類	重要文化財 ・ 登録有形文化財	
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年　月　日
	記号・登録番号	

（注）１　③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。
　　２　④欄には、文化財保護法第27条第１項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第１項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。

３ 寄託先美術館に関する事項

① 名称	
② 所在地	

４ 新たな寄託先美術館に関する事項

① 名称	
② 所在地	
③ 新たな寄託先美術館の設置者に対する寄託予定年月日	令和　年　月　日

（注）申請時において、新たな寄託先美術館が未定の場合には、①欄及び②欄には「未定」と記載してください。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

《使用目的等》

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託先美術館について、その登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消（以下「取消等」といいます。）がされた場合にその取消等の日から１年以内に新たな寄託先美術館の設置者にその特例美術品を寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限はその取消等の日から１月以内※1です。

また、この申請書には、「寄託先美術館について、上記の取消等が生じた旨」及び「上記の取消等が生じた年月日」を明らかにする書類を添付して提出してください。

※１　この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その取消等の日から２月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。

２　この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。

（注）　①「登録の取消」とは、博物館法第 19 条第１項の規定により登録を取り消された場合をいい、②「登録の抹消」とは、同法第 20 条第２項の規定により登録を抹消された場合をいい、③「指定の取消」とは、同法第 31 条第２項の規定により博物館相当施設の指定が取り消された場合をいいます。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住 所 又 は
所在地（納税地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏 名 又 は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請に対する承認（却下）書

令和＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、租税特別措置法第 70 条の６の７第５項の規定に基づく承認申請を 承　認 / 却　下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　この承認に係る特定美術品について新たな寄託先美術館の設置者に寄託をした場合には、当該寄託の日後遅滞なく、その旨の明細書を税務署長に提出してください。

（　）枚のうち（　）枚目

（令元.12）

寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請に対する承認(却下)書

使用目的

この承認（却下）書は、「寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託先美術館に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

★

様式ID	NTA1VNX308010010

特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（寄託相続人） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法第70条の６の７ 第４項 第５項 に規定する承認に係る特定美術品については、旧寄託契約に係る契約期間の終了 寄託先美術館の登録の取消等 があった日から１年以内である令和　年　月　日に新たな寄託先美術館（以下「新寄託先美術館」といいます。）の設置者と寄託契約を締結し、寄託しました。ついては、租税特別措置法施行規則第23条の８の７ 第４項 第７項 の規定により、明細書を提出します。

１　被相続人等に関する事項

被相続人	住所		氏名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日			令和　年　月　日	

２　契約期間の終了等の年月日

①　事由	契約期間の終了 寄託先美術館の　登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消
②　事由が生じた年月日	令和　年　月　日

（注）　①欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

３　特定美術品に関する事項

①　名称		
②　員数		
③　種類	重要文化財 ・ 登録美術品	
④　指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年　月　日
	記号・登録番号	

（注）１　③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。
　　２　④欄には、文化財保護法第27条第１項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第１項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。

４　新寄託先美術館に関する事項

①　名称	
②　所在地	
③　新寄託先美術館の設置者に対する寄託年月日	令和　年　月　日

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

記載要領等	特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書

《使用目的等》

この明細書は、特定の美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人（寄託相続人）が、「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」に対する税務署長の承認を受けている場合において、寄託契約の終了の日又は寄託先美術館の登録の取消等の日(注)から１年を経過する日までに、承認申請に係る特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

（注）　「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」による承認の場合には、寄託契約の終了の日になり、「寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」による承認の場合には、寄託先美術館についてその登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消がされた日になります。

《添付書類》

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類

様式ID	NTA1VNX237010010

★

申告期限前に寄託契約の契約期間の終了等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（寄託相続人） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 —	住所 F06		

租税特別措置法施行令第40条の７の７第３項の規定の適用に係る特定美術品については、相続税の申告書の提出期限から１年以内である令和　　年　　月　　日に新たな寄託先美術館（以下「新寄託先美術館」といいます。）の設置者と寄託契約を締結し、寄託しました。ついては、租税特別措置法施行規則第23条の８の７第１項の規定により、明細書を提出します。

１　被相続人等に関する事項

被相続人	住所		氏名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日			令和　年　月　日	
相続税の申告書の提出期限			令和　年　月　日	

２　契約期間の終了等の年月日

①　事由	契約期間の終了 寄託先美術館の　登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消
②　事由が生じた年月日	令和　年　月　日

（注）　①欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

３　特定美術品に関する事項

①　名称		
②　員数		
③　種類	重要文化財 ・ 登録美術品	
④　指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年　月　日
	記号・登録番号	

（注）１　③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。
　　２　④欄には、文化財保護法第27条第１項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第１項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。

４　新寄託先美術館に関する事項

①　名称	
②　所在地	
③　新寄託先美術館の設置者に対する寄託年月日	令和　年　月　日

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	申告期限前に寄託契約の契約期間の終了等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書

《使用目的等》

この明細書は、租税特別措置法第70条の６の７第１項の規定（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）の適用に係る相続の開始の日からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の規定の適用を受けようとする特定美術品に係る寄託契約の契約期間が寄託先美術館の設置者からの契約の解除若しくは契約の更新を行わない旨の申し出により終了した場合又はその特定美術品を寄託された寄託先美術館が同条第３項第７号に掲げる場合に該当することとなった場合において、寄託相続人がその相続税の申告書の提出期限から１年を経過する日までに特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

《添付書類》

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託契約に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類

様式ID	NTA1VNX306010010

★

特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（死亡免除）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長
フリガナ F03		電話番号	F07	—　—
氏名（寄託相続人） F04		生年月日	K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05 —	住所 F06			

令和　　年　　月　　日　に

したので、租税特別措置法第70条の６の７第14項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の７の７第24項の規定により届け出ます。

【届出者】

〒
住所　　氏名　　寄託相続人との続柄

〒
住所　　氏名　　寄託相続人との続柄

〒
住所　　氏名　　寄託相続人との続柄

〒
住所　　氏名　　寄託相続人との続柄

〒
住所　　氏名　　寄託相続人との続柄

〒
住所　　氏名　　寄託相続人との続柄

1　被相続人に関する事項				
被相続人	住所		氏名	
相続（遺贈）があった年月日	令和　年　月　日			
2　死亡日の直前における猶予中相続税額	円			
3　免除を受ける相続税額	円			
4　新たな寄託に係る承認等に関する事項				
①　適用規定	租税特別措置法第70条の６の７第４項 租税特別措置法第70条の６の７第５項 租税特別措置法施行令第40条の７の７第３項			
②　事由	契約期間の終了 寄託先美術館の　登録の取消　・　登録の抹消　・　指定の取消			
③　事由が生じた年月日	令和　年　月　日			
④　寄託先美術館	名称			
	所在地			
税理士署名 R01		税理士電話番号	R02	—　—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（死亡免除）

《使用目的》

この届出書は、特定美術品についての相続税の納税猶予を受けている寄託相続人が死亡したことにより租税特別措置法第70条の６の７第14項の規定による納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。

《記載要領等》

１　「届出者」欄

⑴　届出書を提出する人（寄託相続人の相続人・包括受遺者）の氏名等を記載します。

⑵　「寄託相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と寄託相続人との続柄を記載してください。

⑶　書ききれない場合は、適宜の用紙に記載してください。

２　「２　死亡日の直前における猶予中相続税額」欄

死亡日の直前において納税猶予の適用を受けている全ての特定美術品に係る納税猶予税額の合計額を記載してください。

３　「３　免除を受ける相続税額」欄

「２　死亡日の直前における猶予中相続税額」欄の金額を記載してください。

４　「４　新たな寄託に係る承認等に関する事項」欄

⑴　死亡日において、租税特別措置法第70条の６の７第４項、第５項若しくは租税特別措置法施行令第40条の７の７第３項の規定の適用を受けている場合又は同法第 70 条の６の７第４項若しくは第５項の規定の適用を受けようとしている場合に記載してください。

⑵　①欄は、死亡日において適用を受けていた規定又は適用を受けようとしていた規定について、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

⑶　②欄は、いずれか該当するものを丸で囲み、③欄は、その事由が生じた年月日を記載し、④欄は、その事由に係る寄託先美術館について、記載してください。

《添付書類》

１　死亡日の前日（特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から租税特別措置法第70条の６の７第３項第５号に規定する４月を経過する日までの間に死亡日があった場合において、死亡日前に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けていないときは、計画期間が満了する日）において現に効力を有する特定美術品に係る認定保存活用計画の計画書の写し及び認定保存活用計画の認定に係る通知の写し

２　死亡日において租税特別措置法第70条の６の７第14項の規定の適用を受けようとする特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していた場合には、次に掲げる事項を証する寄託先美術館の設置者が発行する書類

⑴　死亡日まで寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続していた旨

⑵　直前の継続届出書の届出期限（最初の届出期限が死亡日後に到来する場合には、相続税の申告書の提出期限）から死亡日までの間に寄託先美術館において特定美術品の公開が行われた期間

３　租税特別措置法第70条の６の７第４項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館の設置者からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること及び契約期間が終了した年月日を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限ります。）

４　租税特別措置法第70条の６の７第５項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館について同条第３項第７号に掲げる場合に該当することとなった旨及びその年月日を明らかにする書類

様式ID	NTA1VNX307010010

★

特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書 （その他）

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長
フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号 年 月 日
郵便番号 —	住所 F06		

令和　年　月　日に 特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与 / 特定美術品が災害により滅失 したので、租税特別措置法第70条の６の７第14項の規定により、次の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の７の７第24項の規定により届け出ます。

１　被相続人に関する事項

被相続人	住所		氏名	
相続（遺贈）があった年月日			令和　年　月　日	

２　事由発生日の直前における猶予中相続税額	円
３　免除を受ける相続税額	円

４　届出に係る特定美術品に関する事項

①　名称		
②　員数		
③　種類 (注)	重要文化財 ・ 登録有形文化財	
④　指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年　月　日
	記号・登録番号	

（注）　③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

５　贈与を受けた寄託先美術館の設置者に関する事項

（注）　届出の事由が、特定美術品の寄託先美術館の設置者への贈与である場合に記載してください。

名称		所在地	

６　特定美術品の滅失に関する事項

（注）　届出の事由が、特定美術品の災害による滅失である場合に記載してください。

①　災害の種類				
②　保険契約等に関する事項	種類		名称	
	保険会社等	名称	所在地	

７　新たな寄託に係る承認等に関する事項

（注）　届出に係る事由発生日において、租税特別措置法第70条の６の７第４項、第５項若しくは租税特別措置法施行令第40条の７の７第３項の規定の適用を受けている場合又は同法第70条の６の７第４項若しくは第５項の規定の適用を受けようとしている場合に記載してください。

①　適用規定	租税特別措置法第70条の６の７第４項・第５項・租税特別措置法施行令第40条の７の７第３項			
②　事由	契約期間の終了 / 寄託先美術館の　登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消			
③　事由が生じた年月日	令和　年　月　日			
④　寄託先美術館	名称		所在地	
税理士署名		税理士電話番号	— —	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（その他）

《使用目的》

この届出書は、特定美術品についての相続税の納税猶予を受けている寄託相続人が、①特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与した場合又は②特定美術品が災害により滅失した場合（当該特定美術品に付された保険に係る保険契約により保険金が支払われない場合に限られます。）において、租税特別措置法第 70 条の６の７第 14 項の規定による納税猶予税額の免除を受けるときに使用してください。

なお、寄託先美術館の設置者への贈与ごと又は災害による滅失ごとに、届出書を作成してください。

《記載方法等》

１　本文の「特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与・特定美術品が災害により滅失」の箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

２　「２　事由発生日の直前における猶予中相続税額」欄は、届出に係る事由が生じた日（以下「事由発生日」といいます。）の直前において納税猶予の適用を受けている全ての特定美術品に係る納税猶予税額の合計額を記載してください。

３　「３　免除を受ける相続税額」欄は、届出に係る全ての特定美術品に対応する納税猶予税額の合計額を記載してください。

４　「４　届出に係る特定美術品に関する事項」欄

⑴　③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

⑵　④欄は、文化財保護法第 27 条第１項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第 57 条第１項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。

⑶　届出に係る特定美術品が複数ある場合には、適宜の用紙に記載の上、添付してください。

５　「６　特定美術品の滅失に関する事項」欄

⑴　①欄は、震災、風水害、落雷、噴火等、災害の種類について記載してください。

⑵　②欄は、滅失をした特定美術品に付されていた保険契約等の内容について記載してください。

６　「７　新たな寄託に係る承認等に関する事項」欄

⑴　①欄は、事由発生日において適用を受けていた規定又は適用を受けようとしていた規定について、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

⑵　②欄は、いずれか該当するものを丸で囲み、③欄は、その事由が生じた年月日を記載し、④欄は、その事由に係る寄託先美術館について、記載してください。

《添付書類》

１　事由発生日の前日（特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から租税特別措置法第 70 条の６の７第３項第５号に規定する４月を経過する日までの間に死亡等の日があった場合において、事由発生日前に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けていないときは、計画期間が満了する日）において現に効力を有する特定美術品に係る認定保存活用計画の計画書の写し及び認定保存活用計画の認定に係る通知の写し

２　事由発生日において租税特別措置法第 70 条の６の７第 14 項の規定の適用を受けようとする特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していた場合には、次に掲げる事項を証する寄託先美術館の設置者が発行する書類

⑴　寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続して行われている旨

⑵　直前の継続届出書の届出期限（最初の届出期限が死亡等の日後に到来する場合には、相続税の申告書の提出期限）から事由発生日までの間に寄託先美術館において特定美術品の公開が行われた期間

３　届出事由が特定美術品の寄託先美術館の設置者への贈与である場合

寄託先美術館への贈与に係る契約書の写しその他の書類で当該寄託先美術館の設置者が当該贈与を受けた旨及びその年月日並びに当該特定美術品の明細を明らかにする書類

＜特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（その他）　記載要領等＞

４　届出事由が特定美術品の災害による滅失である場合

⑴　特定美術品に付された保険に係る保険証券の写しその他の書類で、災害により滅失した特定美術品について保険に係る保険契約により保険金が支払われないことを明らかにする書類

⑵　特定美術品が災害により滅失をした旨を証する文化庁長官の書類

５　租税特別措置法第 70 条の６の７第４項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館の設置者からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること及び契約期間が終了した年月日を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限ります。）

６　租税特別措置法第 70 条の６の７第５項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館について、登録を取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた旨及びその年月日を明らかにする書類

様式ID	NTA1VNX305010010

★

特定美術品についての相続税の納税猶予の継続届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（寄託相続人）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日
郵便番号	―	住所	F06	

租税特別措置法第70条の６の７第１項の規定による特定美術品についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、同条第９項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

１　被相続人等に関する事項

被相続人	住所		氏名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日			年　月　日	

２　特定美術品に関する事項

①　名称		
②　員数		
③　種類（注１）	重要文化財　・　登録有形文化財	
④　指定・登録年月日等（注２）	指定・登録年月日	年　月　日
	記号・登録番号	

３　寄託先美術館に関する事項（注３）（注４）

①　名称	
②　所在地	
③　契約期間	（自）　年　月　日　～　（至）　年　月　日

４　届出期限前３年以内に特定美術品の公開が行われた期間

公開期間	（自）　年　月　日　～　（至）　年　月　日

５　新たな認定保存活用計画の認定状況等（注５）

①　認定年月日	年　月　日
②　認定番号	
③　計画期間	（自）　年　月　日　～　（至）　年　月　日

※　この届出書は、特定美術品ごとに作成してください。
　　また、（注１）から（注５）まで及びこの届出に必要な書類については、記載要領等を参照してください。

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	特定美術品についての相続税の納税猶予の継続届出書

《使用目的等》

この届出書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の６の７第９項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用してください。

（注）１　いずれか該当するものを丸で囲んでください。

２　文化財保護法第 27 条第１項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第 57 条第１項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。

３　「契約期間」欄には、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約の契約期間を記載してください。

４　「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」を提出した寄託相続人（この届出書の提出期限までに特定美術品を新たな寄託先美術館の設置者に寄託していないものに限ります。）は、「名称」欄に提出した申請書、提出した年月日及び税務署名を記載してください。その場合には「所在地」欄及び「契約期間」欄の記載は不要です。

５　この届出書の提出期限前３年以内に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けた場合に記載します。

なお、「認定保存活用計画」とは、文化財保護法第 53 条の２第３項第３号に掲げる事項が記載されている同法第 53 条の６に規定する「認定重要文化財保存活用計画」又は同法第 67 条の２第３項第２号に掲げる事項が記載されている同法第 67 条の５に規定する「認定登録有形文化財保存活用計画」をいいます。

６　この届出書の届出期限は、相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して３年を経過するごとの日になります。

《添付書類》

１　寄託先美術館の設置者が発行する「寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続して行われている旨」及び「この届出書の提出期限前３年以内に寄託先美術館において特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいいます。）が行われた期間」を証する書類

※　上記（注）４に該当する場合には、添付不要です。

２　「５　新たな認定保存活用計画の認定状況等」欄の記載がある場合には、当該認定保存活用計画に係る計画書の写し及び当該認定に係る通知書の写し

事業用資産の 贈与税／相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

お問い合わせ番号　　-　　-

令和　　年　　月　　日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から 贈与／相続(遺贈) により取得した事業用資産の贈与税／相続税 について、

租税特別措置法 第70条の６の８第１項／第70条の６の10第１項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、

次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税／相続税の額＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○　納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正当な税額	ハ 納税の猶予が認められない金額 （イ － ロ）
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納税猶予税額			円
C 申告期限までに納付すべき税額 （A － B）			

○　納税の猶予が認められない理由

事業用資産の［贈与税／相続税］の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

お問い合わせ番号	－　　－

事業用資産の贈与税／相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

令和　年　月　日

〒

住所

氏名　　様

　　税務署長

あなたは　　殿から 贈与／相続（遺贈） により取得した事業用資産の 贈与税／相続税 について、

租税特別措置法 第70条の６の８第１項／第70条の６の10第１項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、

次の理由によりその納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税／相続税 の額　　円は、至急納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

○納税の猶予が認められない理由

事業用資産の 贈与税 / 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

　この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

お問い合わせ番号	－　　－

〒　　令和＿＿年＿＿月＿＿日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿税務署長

事業用資産についての　贈与税／相続税　の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿殿から贈与／相続（遺贈）により取得した事業用資産の贈与税／相続税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくことが必要です。

つきましては、増加する納税猶予税額＿＿＿＿＿＿＿＿円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を令和＿＿年＿＿月＿＿日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、＿＿＿＿税務署長です。

事業用資産についての贈与税・相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

使用目的

　この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

様式ID	NTA1VNX492010010

★

事業用資産についての 贈与税 / 相続税 の納税猶予の継続届出書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	F07	—	—
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01	元号 / 年 / 月 / 日	
郵便番号	F05	—	住所	F06		

租税特別措置法 第70条の６の８第１項 / 第70条の６の10第１項 の規定による 贈与税 / 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、

次に掲げる税額等について確認し、同条 第９項 / 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の贈与を受けた / 相続(遺贈)があった 年月日	令和　年　月　日		
贈与者 / 被相続人	住所		氏名

この届出書は、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

１　特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）　令和＿＿年＿＿月＿＿日

２　１の報告基準日における猶予中 贈与税 / 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書（継続届出用）」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）」及び「（同）別紙 」※1
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）」※2
5	報告基準日における特例（受贈）事業用資産の区分に応じ、固定資産税の通知書の写し等（詳細は、記載要領等をご覧ください。）
6	特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年以前３年内の各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
7	特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が６の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

※１　「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※２　今回の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額等がある場合に提出してください。

※３　特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

税理士署名	R01		税理士電話番号	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書

《この届出書の提出が必要な方》

特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の６の８第１項・同法第70条の６の10第１項）の適用を受けている特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日※1の翌日から３か月を経過する日までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります※2。

※１　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

※２　特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の継続届出書」を使用してください。

《記載要領等》

１　標題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与を受けた・相続（遺贈）があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

２　「贈与者・被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

３　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

⑴　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

⑵　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

４　【添付書類】の５の書類は、具体的には次の表のとおりです。

特例（受贈）事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限ります。） イ　償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ　償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動車・原動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等に書類の発行の依頼をしてください。）

様式ID	NTA0VNX493010010

事業用資産に関する明細書（継続届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

租税特別措置法施行令　第40条の７の８第28項
第40条の７の10第26項　の規定による継続届出書の提出における特例（受贈）事業用資産に関する明細は、次のとおりです。

１　特例（受贈）事業用資産の明細

種類	名称	所在場所	面積	贈与時（相続時）の価額	前の贈与者の氏名
合計					

２　特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の価額の合計額
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所	
免除対象贈与に係るもの				
上記以外				
合計				

記載要領等	事業用資産に関する明細書（継続届出用）

《使用目的等》

この明細書は、租税特別措置法第70条の６の８第９項又は第70条の６の10第10項の規定により贈与税又は相続税の納税の猶予を引き続き受ける場合における継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が２以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

※　特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けている場合には、この明細書の提出は不要です。

《記載要領》

１　「１　特例（受贈）事業用資産の明細」の各欄は、次により記載してください。

⑴　「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

⑵　「面積」欄は、特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

⑶　特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の７の８第18項又は第40条の７の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

（注）１　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

２　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

⑴　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

⑵　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

⑷　「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の６の８第18項又は第70条の６の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

⑸　「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与が贈与者の租税特別措置法第70条の６の８第14項第３号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の７の８第３項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

２　「２　特例受贈事業用資産の内訳」は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の６の８）の適用を受けている場合において、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部が免除対象贈与であるとき（当該報告基準日の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に特例受贈事業用

＜事業用資産に関する明細書（継続届出用）　記載要領等＞

資産の明細に変更があった場合に限ります。）に、次により記載してください。

⑴　特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。

⑵　「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。

⑶　「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「１　特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

様式ID	NTA0VNX494010010

事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第28項 / 第40条の７の10第26項 の規定による継続届出書の提出における特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

1　特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号		所在場所	

2　この届出書を提出する日の属する年の前年以前の各年（その特例（贈与・相続）報告基準日(注1)（以下「報告基準日」といいます。）の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	前々年	前々々年
円	円	円

3　資産保有型事業等に関する事項

①　報告基準日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額				円
②　報告基準日の属する年の前年における当該事業に係る事業所得に係る総収入金額				円
③　報告基準日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注2)			帳簿価額	運用収入
	有価証券	金融商品取引法第２条第１項に規定する有価証券及び同条第２項の規定により有価証券とみなされる権利	a 円	h 円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	b 円	i 円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	c 円	j 円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	k 円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	e 円	l 円
		特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者(注3)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	f 円	m 円
④　必要経費不算入対価等(注4)（報告基準日の属する年の前年以前５年間に支払われたもの）			g 円	
⑤　上記③及び④の帳簿価額の合計額（a＋b＋c＋d＋e＋f＋g）			円	
⑥　上記③の特定資産の運用収入の合計額（h＋i＋j＋k＋l＋m）				円

⑦　特定資産の保有割合（⑤/(①＋④)）	%	⑧　特定資産の運用収入割合（⑥/②）	%

4　報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該基準日が最初の基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書又は第17項ただし書（同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合(注5，6)に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有※	無

※　「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

○　（注１）から（注６）までについては、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）

《使用目的等》

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受ける場合に租税特別措置法第70条の６の８第９項又は第70条の６の10第10項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。

※　特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）」を使用してください。

《記載要領等》

特例（受贈）事業用資産に係る事業が２以上ある場合には、「１　特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

（注）１　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

２　「特定資産の帳簿価額」とは、基準日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、基準日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

３　「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の７の８第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

４　「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

５　「租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の８の８第７項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70％以上となった場合をいいます。

６　「租税特別措置法施行令第40条の７の８第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の８の８第９項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75％以上となった場合をいいます。

様式ID	NTA0VNX495010010

事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

1　一定の事由により特定資産の保有割合（注1）又は運用収入割合（注2）が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1)　該当規定（注3、4、5）

イ	□　租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書（同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	□　租税特別措置法施行令第40条の７の８第17項ただし書（同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2)　事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分）　　令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日（令和＿＿＿＿年分）

(3)　事由の詳細

＿＿＿＿

記載要領等	事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

《使用目的等》

この明細書別紙は、租税特別措置法第 70 条の６の８第９項又は第 70 条の６の 10 第 10 項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該報告基準日が最初の特例（贈与・相続）報告基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の７の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

（注）１　「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70％です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

Ｂ＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の８の８第８項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において租税特別措置法第 70 条の６の８第２項第４号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

２　「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75％です。

３　「租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の８の８第７項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70％以上となった場合をいいます。

４　「租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の８の８第９項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75％以上となった場合をいいます。

５　イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

６　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

様式ID	NTA1VNX496010010

★

事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長
フリガナ F03		電話番号 F07	—　—
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05	—　住所 F06		

下記の事業について、特定資産の保有割合（注１）／特定資産の運用収入割合（注２）を基準割合未満に減少させましたので、

租税特別措置法施行規則 第23条の８の８第17項／第23条の８の９第15項 の規定により下記のとおり届け出ます。

1　特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号 ＿＿＿＿＿＿＿＿　所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

2　贈与者又は被相続人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

3　該当規定（注３、４）

(1)	□　租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書（同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70％以上】	【保有割合】 ％
(2)	□　租税特別措置法施行令第40条の７の８第17項ただし書（同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75％以上】	【運用収入割合】 ％

4　３の事由が生じた年月日（３(2)の場合は年分）　令和 ＿＿＿ 年 ＿＿＿ 月 ＿＿＿ 日（令和 ＿＿＿ 年分）

5　３の割合を減少すべき期限※　令和 ＿＿＿ 年 ＿＿＿ 月 ＿＿＿ 日

※　３(1)に該当する場合には、４の年月日から６か月を経過する日が、３(2)に該当する場合には４の年分の翌年12月31日が、３の割合を減少すべき期限となります。

6　特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1)　減少後の特定資産の保有／運用収入割合 ＿＿＿＿＿＿＿＿％

(2)　(1)の割合に減少させた年月日（３(2)の場合は年分）　令和 ＿＿＿ 年 ＿＿＿ 月 ＿＿＿ 日（令和 ＿＿＿ 年分）

(3)　(1)の割合に減少させた事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	—　—
税務署整理欄	通信日付印の年月日 F12	（西暦）年　月　日	

○　（注１）から（注４）までについては、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

《使用目的等》

この届出書は、租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書又は第17項ただし書（これらの規定を同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当し、かつ、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が報告基準日後に到来する場合において、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させたときに提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から２か月を経過する日（同日が租税特別措置法第70条の６の８第９項又は第70条の６の10第10項の継続届出書の提出期限（報告基準日の翌日から３か月を経過する日）前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※　「報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の６の８第９項に規定する特例贈与報告基準日又は同法第70条の６の10第10項に規定する特例相続報告基準日をいいます。

《記載要領等》

本文の「特定資産の保有割合・特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を二重線で抹消してください。

（注）１　「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は70％です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

Ｂ＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の８の８第８項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において租税特別措置法第70条の６の８第２項第４号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

２　「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75％です。

３　「租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の８の８第７項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70％以上となった場合をいいます。

４　「租税特別措置法施行令第40条の７の８第17項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の８の８第９項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75％以上となった場合をいいます。

様式ID	NTA0VNX497010010

事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）

受贈者、相続人等の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

1　納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第28項 / 第40条の７の10第26項 の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の１の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(注１)の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 / 相続税 額の明細は、次のとおりです。

(1)　納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算

番号		イ	ロ
①	特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	・　・	・　・
②	通知の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額	円	円
④	当該事業の用に供されなくなった特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額(注２)	A 円	B 円
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額(注２)	円	円
⑥	事業の用に供されなくなった特例（受贈）事業用資産に対応するものとして期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額（③×（④/⑤））	円	円

※　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合には、その通知書に係るものについては通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額（猶予確定税額）」を⑥欄に記載し、(1)③欄～⑤欄及び下記(2)の記載は不要です。

(2)　納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産

番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 (注２)
イ					
	合計				A

番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 (注２)
ロ					
	合計				B

※ (2)について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

2　再計算免除贈与税額・相続税額の明細

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第28項 / 第40条の７の10第26項 の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の１の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(注１)の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 / 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	認可決定日	必要経費不算入対価等の合計額	再計算免除贈与税額・相続税額
イ	・　・	円	円
ロ	・　・	円	円
ハ	・　・	円	円

○　（注１）及び（注２）については、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）

《使用目的等》

この明細書は、租税特別措置法第70条の６の８第９項又は第70条の６の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該報告基準日が最初の特例（贈与・相続）報告基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税額・相続税額があるときに継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が２以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

《記載要領等》

１　「⑴　納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。

なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記入してください。

２　「⑵　納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記入してください。

⑴　「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

⑵　「面積」欄は、特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記入してください。

３　「２　再計算免除贈与税額・相続税額の明細」欄は、特例事業受贈者・相続人等が租税特別措置法第70条の６の８第18項又は第70条の６の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合に記入します。

⑴　「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の６の８第18項又は第70条の６の10第19項に規定する認可決定日をいいます。

⑵　「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

（注）１　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

２　「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例(受贈)事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の６の８第18項又は第70条の６の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

お問い合わせ番　号	

令和___年___月___日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿＿　税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

猶予期限が確定した事業用資産についての ____税額 の通知書

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から＿＿＿＿＿＿＿＿により取得した特例（受贈）事業用資産の＿＿＿＿税については、租税特別措置法第___条の___の___第___項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1　納税の猶予がなされていた____税の額・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

2　猶予期限が確定した____税の額（猶予確定税額）・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

　　ほか利子税の額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

3　引き続き納税の猶予がされる____税の額・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

4　確定した____税の猶予期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　猶予期限が確定した理由

猶予期限が確定した____税の額及び利子税の額は、上記４の猶予期限までに納付してください。

なお、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

また、上記４の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記２の猶予確定税額に、上記４の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

猶予期限が確定した事業用資産についての_____税額の通知書

使用目的

この通知書は、事業用資産の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、納税猶予適用者に対し、その旨を通知するために使用するためのものである。

様式ID	NTA1VNX332010010

★

買換資産の取得に関する承認申請書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	― ―
氏名（申請者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	―	住所	F06	

租税特別措置法施行令　第40条の７の８第21項
第40条の７の10第18項　の規定により　贈与税
相続税　の納税猶予の適用に係る買換資産の取得に関する承認申請をいたします。

贈与者又は被相続人	住所		氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日			令和　年　月　日	

譲渡をした特例（受贈）事業用資産		
	種類	宅地等・建物・減価償却資産
	名称	
	所在場所	
	面積	
	贈与 相続（遺贈）の時の価額	円
	譲渡の年月日	令和　年　月　日
	譲渡価額（①）	円
	譲渡に要した費用の額（②）	円
	譲渡の対価の額（①－②）	円

事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産				
	種類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	合計
	名称			
	所在場所			
	面積			
	取得予定の年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
	取得価額の見積額	円	円	円

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	買換資産の取得に関する承認申請書

《使用目的》

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした場合において、その譲渡の日から１年以内にその対価の額の全部又は一部をもって特例（受贈）事業用資産の取得をする見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

《提出期限》

この申請書の提出期限は、その譲渡があった日から１か月以内※です。

※　この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その譲渡した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その譲渡があった日から２月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

《記載要領》

１　この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第 40 条の７の 10 第 18 項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第 40 条の７の８第 21 項」及び「贈与税」の文字を二重線で抹消してください。

２　「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄は、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。

⑵　「名称」欄は、減価償却資産の譲渡をした場合に記入してください。

⑶　「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の譲渡をした場合に、その面積を記載してください。

⑷　「贈与・相続（遺贈）の時の価額」欄は、租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第 70 条の６の８第 18 項又は第 70 条の６の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。

⑸　事業用資産の譲渡や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「譲渡価額」及び「譲渡に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。

３　「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて事業の用に供する見込みである資産に関する事項について、その資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。

⑵　「名称」欄は、減価償却資産の取得をする場合に記入してください。

⑶　「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をする場合に、その面積を記載してください。

４　「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」又は「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」を書ききれない場合には、適宜の用紙に記載してください。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住 所 又 は
所在地（納税地）
氏 名 又 は
名　　称　　様

令和　　年　　月　　日

　　税務署長　　印

買 換 資 産 の 取 得 に 関 す る 承認申請に対する承認（却下）書

令和　　年　　月　　日付で申請のありました、買換資産の取得に関する承認申請を

承　認
却　下　いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　譲渡があった日から１年を経過する日までに、その承認を受けた譲渡の対価の額の全部又は一部が買換資産の取得に充てられていない場合には、その部分に対応する

贈与税額
相続税額
又は全部の
贈与税額
相続税額
は、その１年を経過する日から２か月を経過する日に猶予期限が確定します。

（　）枚のうち（　）枚目

買換資産の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書

使用目的

この承認（却下）書は、「買換資産の取得に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

様式ID	NTA1VNX333010010

★

買換資産の取得価額等の明細書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号 / 年 / 月 / 日

郵便番号	—	住所 F06	

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第21項 / 第40条の７の10第18項 の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額等は、下記のとおりです。

贈与者又は被相続人	住所		氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日			令和　年　月　日	

譲渡をした特例（受贈）事業用資産			
	種類	／	宅地等・建物・減価償却資産
	名称	／	
	所在場所	／	
	面積	／	
	贈与・相続（遺贈）の時の価額	①	円
	譲渡の年月日	／	令和　年　月　日
	譲渡の対価の額	②	円

取得をした事業用資産					
	種類	／	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	合計
	名称	／			
	所在場所	／			
	面積	／			
	取得年月日	／	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
	取得対価	③	円	円	円
	取得に要した費用の額	④	円	円	円
	取得価額（③＋④）	⑤	円	円	A 円
買入先	住所又は所在地	／			
	氏名又は名称	／			
譲渡の対価の額(②)のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額		⑥	／	／	円
事業の用に供されなくなった部分（①×(②－⑥)／②）		⑦	／	／	円
特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額		⑧	(B×⑤/A) 円	(B×⑤/A) 円	B (①－⑦) 円

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	買換資産の取得価額等の明細書

《使用目的等》

この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から１年以内に買換資産の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から１年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第 23 条の８の８第 11 項（同令第 23 条の８の９第８項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。

なお、その譲渡の対価の額のうち、その１年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から２か月を経過する日に猶予期限が確定します。

《記載要領等》

１　この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第 70 条の６の８第５項の承認を受けた場合は、本文中の「第 40 条の７の 10 第 18 項」の文字を、相続税の納税猶予について同法第 70 条の６の 10 第５項の承認を受けた場合は、本文中の「第 40 条の７の８第 21 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。

３　「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。

⑵　「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。

⑶　「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。

⑷　事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。

４　「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額の合計額（A）が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額の合計額（A）が②の金額未満である場合には、⑤の金額の合計額（A）を記載してください。

５　「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記２から４までに記載した事項に基づいて記載してください。

６　各事業用資産の⑧欄の金額の計算上、１円未満の端数が生じた場合には、各事業用資産の⑧欄の合計額が「合計」の⑧欄の金額（B）と一致するよう調整をしてください。

７　譲渡をした特例（受贈）事業用資産が２以上ある場合において、その譲渡対価がいずれの買換資産の取得価額に充てられたかは、この明細書を提出する者の任意によります。

この場合における「取得をした事業用資産」の「取得対価（③）」欄及び「取得に要した費用の額（④）」欄の記載については、この明細書に係る譲渡をした特例（受贈）事業用資産に対応する金額とともに、それぞれの総額を括弧書きで記載してください。

様式ID	NTA1VNX231010010

★

事業用資産の廃棄届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号	—	住所 F06	

事業の用に供することが困難となったため　贈与税／相続税　の納税猶予の適用に係る事業用資産を廃棄したので

租税特別措置法施行令　第40条の７の８第18項／第40条の７の10第15項　の規定により下記のとおり届け出ます。

贈与者又は被相続人	住所		氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日			令和　年　月　日	

種類	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産
名称			
所在場所			
面積			
贈与／相続（遺贈）の時の価額	円	円	円
廃棄の理由			
廃棄の年月日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
廃棄の方法	委託・委託以外	委託・委託以外	委託・委託以外
委託：廃棄の委託をした事業者の氏名又は名称			
委託：廃棄の委託をした事業者の住所又は事業所の所在地			
委託以外：廃棄の方法の詳細			

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	事業用資産の廃棄届出書

《使用目的》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が事業の用に供されなくなった場合において、その理由がその特例（受贈）事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由による廃棄であるときに、その旨を税務署長に届け出る場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、その廃棄をした日から２か月以内※です。

※　この期限までに届出書を提出しない場合には、その廃棄をした特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その廃棄をした日から２月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。

《記載要領》

１　この申請書で贈与税についての届出をする場合は、本文中の「相続税」及び「第 40 条の７の 10 第 15 項」の文字を、相続税についての届出をする場合は、本文中の「贈与税」及び「第 40 条の７の８第 18 項」の文字を二重線で抹消してください。

２　明細の各欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、特例（受贈）事業用資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。

⑵　「名称」欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

⑶　「面積」欄は、建物又は果樹等を廃棄した場合にその面積を記載してください。

⑷　「贈与・相続（遺贈）の時の価額」欄は、租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第 70 条の６の８第 18 項又は第 70 条の６の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。

⑸　「廃棄の理由」欄は、陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる理由を記載してください。

《添付書類》

この届出書には、次の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付してください。

１　廃棄の委託をした場合　次に掲げる書類

⑴　特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した費用の支出に係る領収書の写し

⑵　廃棄の委託を受けた事業者が交付する書類の写しで当該委託に係る特例（受贈）事業用資産の明細及び特例事業受贈者・相続人等がその事業者に特例（受贈）事業用資産の廃棄を委託した旨が記載されているもの

２　廃棄の委託をしない場合　次に掲げる書類

⑴　特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した機具の明細を記載した書類

⑵　上記⑴の機具が賃借したものである場合には、その賃借料を記載した書類

様式ID	NTA1VNX225010010

★

事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長
フリガナ F03		電話番号 F07	—　—
氏名（特例適用者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05 —	住所 F06		

令和 ＿＿ 年 ＿＿ 月 ＿＿ 日に 贈与者／受贈者／相続人等（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

（住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）が死亡し、租税特別措置法第70条の６の８第14項第＿＿号／第70条の６の10第15項第１号の規定により、次の贈与税／相続税を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※　書ききれない場合は、この届出書を追加して記載してください。

〒
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿　贈与者／受贈者／相続人等との続柄 ＿＿＿＿
電話 ＿＿＿＿

1　特例（受贈）事業用資産の贈与／相続（遺贈）があった年月日　令和 ＿＿ 年 ＿＿ 月 ＿＿ 日

2　死亡日の直前における猶予中贈与税／相続税額　＿＿＿＿＿＿ 円

3　死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額　＿＿＿＿＿＿ 円

【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

	免除対象贈与に係る前の贈与者の氏名	Ⓐ贈与時の価額	Ⓑ左のうち免除を受けるもの	Ⓒ残額（Ⓐ－Ⓑ）
免除対象贈与に係るもの				
上記以外				

4　免除を受ける贈与税／相続税額　＿＿＿＿＿＿ 円

※　贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の６の８第14項第２号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

上記２の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 ＿＿＿＿＿＿ 円 ×（免除を受ける特例受贈事業用資産の贈与時の価額（注１） ＿＿＿＿＿＿ 円 ／ 上記３の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」 ＿＿＿＿＿＿ 円）＝ 免除を受ける贈与税額（注２） ＿＿＿＿＿＿ 円

→この欄の金額を上記４の「免除を受ける贈与税額」欄に転記してください。

（注）１　【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】の「Ⓑ左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。
２　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

5　贈与者／被相続人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿

6　死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

《この届出書の提出が必要な方》

贈与者(注1)、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から６か月以内に、この届出書を提出する必要があります(注2)。

(注) 1　特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第 70 条の６の８第 14 項第３号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第３項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者（以下「前の贈与者」といいます。）となります。

2　特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の６の８第６項又は第 70 条の６の 10 第６項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」を使用してください。

《記載要領等》

1　標題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与者・受贈者・相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第 70 条の６の８第 14 項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第　号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第１号
②	贈与者が死亡した場合	第２号

2　本文の「　　年　　月　　日に贈与者・受贈者・相続人等（氏名：　　）（住所：　　）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

3　「贈与者・受贈者・相続人等との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

4　「３　死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」の「１　特例（受贈）事業用資産の明細」欄及び「２　特例受贈事業用資産の内訳」欄の記載に基づき、記載してください。

なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「Ⓑ左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「Ⓐ贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。

5　贈与者、特例事業受贈者・相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後３年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例（贈与・相続）報告基準日がないときは、６の「死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

6　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

⑴　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

⑵　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の６の 10 第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

＜事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）　記載要領等＞

《添付書類》

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」及び「（同）別紙」※1
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」※2
5	死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
6	特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が５の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
7	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条第 12 項の確認書の写し※4

※１　「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※２　納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

※３　特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

※４　贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

様式ID	NTA1VNX226010010

★

事業用資産についての 贈与税／相続税 の納税猶予の免除届出書（事業継続困難免除）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	― ―
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	―	住所 F06	

私は、租税特別措置法 第70条の６の８第14項第４号／第70条の６の10第15項第３号 の規定により次の 贈与税／相続税 を免除されたいので届け出ます。

1　特例（受贈）事業用資産の 贈与を受けた／相続（遺贈）があった 年月日　　令和　年　月　日

2　この届出に係る事由の別

（※　特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。）

□	①	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する障害等級が一級である者として記載されているものに限る。）の交付を受けたこと。	交付年月日　・　・
□	②	身体障害者福祉法第15条第４項の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されているものに限る。）の交付を受けたこと。	交付年月日　・　・
□	③	介護保険法第19条第１項の規定による同項に規定する要介護認定（同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第１条第１項第５号に掲げる区分に該当するものに限る。）を受けたこと。	認定年月日　・　・

3　事業継続困難日　　令和　年　月　日

4　事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税／相続税 額　　円

5　免除を受ける 贈与税／相続税 額　　円

6　贈与者／被相続人 の住所　　氏名

7　事業継続困難日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」及び「（同）別紙」※1
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）※2
4	事業継続困難日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
5	特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が４の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写しその他の書類で当該特例事業受贈者・相続人等が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※１　「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

２　事業継続困難日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限の到来した税額がない場合には不要です。

３　特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

税理士署名		税理士電話番号	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（事業継続困難免除）

《この届出書の提出が必要な方》

特例事業受贈者・相続人等(注)がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法施行規則第23条の８の８第21項（同令第23条の８の９第19項において準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から６か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

(注)　会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けている特例事業受贈者・相続人等については、事業継続困難免除の適用はありません。

《記載要領等》

１　標題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与を受けた・相続（遺贈）があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

２　届出者の欄には、特例事業受贈者・相続人等の住所、氏名を記載してください。

３　「３　事業継続困難日」欄は、「２　この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

４　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

⑴　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

⑵　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

様式ID	NTA1VNX498010010

★

事業用資産についての 贈与税 / 相続税 の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	― ―
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号 / 年 / 月 / 日
郵便番号 F05 ―	住所 F06		

私は、租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与をし、

同法 第70条の６の８第14項第３号 / 第70条の６の10第15項第２号 の規定により次の 贈与税 / 相続税 を免除されたいので届け出ます。

1　特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項

贈与をした年月日	贈与を受けた人の住所	贈与を受けた人の氏名	贈与をした特例（受贈）事業用資産の価額
・　・			円
・　・			円
・　・			円

2　贈与の直前における猶予中 贈与税 / 相続税 額　＿＿＿＿＿＿円

3　免除を受ける 贈与税 / 相続税 額　＿＿＿＿＿＿円

4　特例（受贈）事業用資産の 贈与を受けた / 相続（遺贈）があった 年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

5　贈与者 / 被相続人 の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

6　贈与をした日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」及び「（同）別紙」※1
3	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」※2
4	「必要経費不算入対価等の明細書」
5 ※3	死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書
6	特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が５の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

※１　「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。
　２　納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。
　３　特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日 F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）

《この届出書の提出が必要な方》

特例事業受贈者・相続人等が特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業について受ける最初の租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。以下同じです。）の翌日から５年を経過する日後に、特例（受贈）事業用資産の全てにつき租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた者がその特例（受贈）事業用資産について同法第 70 条の６の８第１項の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後６か月以内に提出する必要があります。

（注） 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の６の８第６項又は第 70 条の６の 10 第６項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」を使用してください。

《記載要領等》

１　標題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与を受けた・相続（遺贈）があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

２　「１　特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項」の「贈与をした特例（受贈）事業用資産の価額」は、贈与を受けた者ごとに作成した「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」の記載に基づき記載します。

３　「４　特例（受贈）事業用資産の「贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日」欄には、届出者が特例受贈事業用資産を贈与により取得をした年月日又は特例事業用資産を相続若しくは遺贈により取得をした年月日を記載してください。

４　「５　贈与者・被相続人の住所＿＿＿氏名＿＿＿」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

５　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

６　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

⑴　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

⑵　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の６の 10 第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

様式ID	NTA0VNX228010010

事業用資産に関する明細書（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

租税特別措置法施行令　第40条の７の８第29項
第40条の７の10第27項　の規定による免除届出書の提出における特例（受贈）事業用資産に関する明細は、次のとおりです。

1　特例（受贈）事業用資産の明細

種類	名称	所在場所	面積	贈与時（相続時）の価額	前の贈与者の氏名
合計					

2　特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の価額の合計額
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所	
免除対象贈与に係るもの	・　・			
	・　・			
	・　・			
上記以外				
合計				

3　「贈与による免除」の適用を受ける場合における１の特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項

贈与をした年月日	・　・	贈与を受けた者の氏名	

(R8.9)

記載要領等	事業用資産に関する明細書（免除届出用）

《使用目的等》

この明細書は、租税特別措置法第70条の６の８第14項又は第70条の６の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が２以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

また、「贈与による免除」を受けるための免除届出書を提出する場合において、その贈与を受けた者が２以上いるときには、その贈与を受けた者ごとに作成してください。

《記載要領等》

１　「１　特例（受贈）事業用資産の明細」は、次により記載してください。

⑴　「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

⑵　「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

⑶　特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の７の８第18項又は第40条の７の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

※　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

１　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

２　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

⑷　「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の６の８第18項又は第70条の６の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

⑸　「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の６の８第14項第３号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の７の８第３項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

⑹　特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産の全てにつき免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合の記載に当たっては、次の点に留意してください。

イ　その事業用資産に特例（受贈）事業用資産以外のものが含まれる場合において免除対象贈与をしたときは、特例（受贈）事業用資産から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ　特例（受贈）事業用資産のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが免除対象贈与により取得をした特例受贈事業用資産である場合には、その特例受贈事業用資産のうち先に租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

＜事業用資産に関する明細書（免除届出用）　記載要領等＞

２　「２　特例受贈事業用資産の内訳」は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の６の８第１項）の適用を受けている場合に、次により記載してください。

⑴　特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。

⑵　「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。

⑶　「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「１　特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

３　「３　『贈与による免除』の適用を受ける場合における１の特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項」欄は、特例事業受贈者・相続人等が免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合に、その贈与に関する事項を記載してください。

様式ID	NTA0VNX229010010

事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

租税特別措置法施行令　第40条の７の８第29項
第40条の７の10第27項　の規定による免除届出書の提出における特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

１　特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号		所在場所	

２　死亡等の日(注１)の属する年の前年以前の各年（死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日(注２)（以下「報告基準日」といいます。）の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	前々年	前々々年
円	円	円

３　資産保有型事業等に関する事項

			帳簿価額	運用収入
①　死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額				円
②　死亡等の日の属する年の前年における総収入金額				円
③　死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注３)	有価証券	金融商品取引法第２条第１項に規定する有価証券及び同条第２項の規定により有価証券とみなされる権利	a　円	h　円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	b　円	i　円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	c　円	j　円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d　円	k　円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	e　円	l　円
		特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者(注４)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	f　円	m　円
④　必要経費不算入対価等(注５)（死亡等の日の属する年の前年以前５年間に支払われたもの）			g　円	
⑤　上記③及び④の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g）			円	
⑥　上記③の特定資産の運用収入の合計額（h+i+j+k+l+m）				円

⑦　特定資産の保有割合（⑤/(①+④)）	%	⑧　特定資産の運用収入割合（⑥/②）	%

４　死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日からその死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書又は第17項ただし書（同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合(注６、７)に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有※	無

※　「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

○　（注１）から（注７）までについては、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）

《使用目的》

この明細書は、租税特別措置法第70条の６の８第14項又は第70条の６の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。

《記載要領等》

特例（受贈）事業用資産に係る事業が２以上ある場合には、「１　特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

また、特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業とそれ以外の事業とを営んでいる場合の各欄の記載については、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみの金額を記載してください。

（注）１　「死亡等の日」とは、

⑴「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同条第14項第３号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の８の８第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

⑵「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同条第15項第２号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の８の９第19項において準用する同令第23条の８の８第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

２　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

３　「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

４　「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の７の８第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

５　「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

６　「租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の８の８第７項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70％以上となった場合をいいます。

７　「租税特別措置法施行令第40条の７の８第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の８の８第９項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75％以上となった場合をいいます。

様式ID	NTA0VNX348010010

必 要 経 費 不 算 入 対 価 等 の 明 細 書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

1　判定期間

⑴　届出又は申請書の提出に係る事由が生じた日	令和　　年　　月　　日
⑵　⑴の日以前５年以内の期間（判定期間）	（自）　令和　　年　　月　　日（注１） （至）　令和　　年　　月　　日

2　上記１の判定期間において特別関係者へ支払った金額の内訳（注２）

⑴　特別関係者に支払をした給料賃金の内訳※

年　分	支払を受けた者の氏名	青色事業専従者	支給額（円）
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	

合　計	①
イ　①のうち青色事業専従者給与に該当するものの合計額	②
ロ　必要経費不算入対価等に該当する給料賃金の額（①－②）	③

※　各年に支払をした給料賃金のうち上記１⑵の判定期間内に支払をしたものについて、支払をした年分及び支払を受けた者ごとにその合計額を記載してください。

⑵　特別関係者へ支払をした上記⑴以外の対価の内訳

支払日	支払を受けた者の氏名	費　目	支払額（円）
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			
・　・			

合　計	④

3　必要経費不算入対価等の金額（③＋④）（円）

○　（注１）及び（注２）については、記載要領等を参照してください。

（R8.9）

記載要領等	必要経費不算入対価等の明細書

《使用目的》

この明細書は、次の明細書又は申請書に係る必要経費不算入対価等の計算をするために使用し、これらの書類に添付して提出してください。

1　事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）
2　事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）
3　現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）
4　事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書
5　事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書
6　事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

《記載要領等》

1　「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

2　「特別関係者」とは、次に掲げる者をいいます。

⑴　特例事業受贈者・相続人等の親族
⑵　特例事業受贈者・相続人等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
⑶　特例事業受贈者・相続人等の使用人
⑷　特例事業受贈者・相続人等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者（⑶に掲げる者を除きます。）
⑸　⑶に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
⑹　次に掲げる会社

イ　特例事業受贈者・相続人等（⑴から⑸に掲げる者を含みます。以下同じです。）が有する会社の株式等（株式又は出資をいいます。以下同じです。）に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除きます。）又は総社員の議決権の総数をいいます。ロ及びハにおいて同じです。）の百分の五十を超える数である場合における当該会社

ロ　特例事業受贈者・相続人等及びイに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

ハ　特例事業受贈者・相続人等及びイ又はロに掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

（注１）　「⑵　⑴の日以前５年以内の期間（判定期間）」欄の「（自）令和　年　月　日」には、「⑴　届出又は申請書の提出に係る事由が生じた日」欄に記載した日の５年前の応当日の翌日を記載してください。

（注２）　特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事する使用人（《記載要領等》２⑴及び⑵に掲げる者を除きます。）に支払をした給料賃金は、必要経費不算入対価等に該当しませんので、「２　上記１の判定期間において特別関係者へ支払った金額の内訳」には記載を要しません。

様式ID	NTA0VNX230010010

事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

1　一定の事由により特定資産の保有割合(注1)又は運用収入割合(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

⑴　該当規定(注3、4、5)

イ	□　租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書（同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	□　租税特別措置法施行令第40条の７の８第17項ただし書（同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

⑵　事由の生じた年月日（⑴ロの場合は年分）　　令和＿＿年＿＿月＿＿日（令和＿＿年分）

⑶　事由の詳細

＿＿＿

記載要領等	事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

《使用目的等》

この明細書別紙は、租税特別措置法第 70 条の６の８第 14 項又は第 70 条の６の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（注６）（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の７の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

（注）１　「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70％です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

Ｂ＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の８の８第８項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において租税特別措置法第 70 条の６の８第２項第４号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

２　「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75％です。

３　「租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の８の８第７項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70％以上となった場合をいいます。

４　「租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の８の８第９項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75％以上となった場合をいいます。

５　イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

６　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

様式ID	NTA0VNX325010010

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税／相続税 額の明細書（免除届出用）

受贈者、相続人等の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第29項／第40条の７の10第27項 の規定による死亡等の日(注1)の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(注２)の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税／相続税 額の明細は、次のとおりです。

1　納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算

		イ	ロ
①	特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	・　・	・　・
②	通知の有無	有　・　無	有　・　無
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額	円	円
④	当該事業の用に供されなくなった特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額(注３)	A　円	B　円
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額(注３)	円	円
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額（③×（④/⑤））	円	円

※　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額（猶予確定税額）」を⑥欄に記載し、１③欄～⑤欄及び下記２の記載は不要です。

2　納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産

イ

種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額(注３)
合計				A

ロ

種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額(注３)
合計				B

※　２について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

○　（注１）から（注３）までについては、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）

《使用目的等》

この明細書は、租税特別措置法第70条の６の８第14項又は第70条の６の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が２以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

《記載要領等》

１　「１　納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。

なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記入してください。

２　「２　納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記入してください。

⑴　「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

⑵　「面積」欄は、事業の用に供されなくなった日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記入してください。

（注）１　「死亡等の日」とは、

⑴「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第70条の６の８第14項第３号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の８の８第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

⑵「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第70条の６の10第15項第２号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の８の９第19項において準用する同令第23条の８の８第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

２　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

３　「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の６の８第18項又は第70条の６の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

様式ID	NTA1VNX227010010

★

事業用資産についての　贈与税／相続税　の納税猶予取りやめ届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日

郵便番号	—	住所 F06	

私は、下記に係る租税特別措置法　第70条の６の８第１項／第70条の６の10第１項　の規定に基づく事業用資産についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

1　贈与者又は被相続人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

2　特例(受贈)事業用資産を取得した年月日　　令和 ＿＿年＿＿月＿＿日

3　猶予中贈与税額（相続税額）　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）　この届出書の提出があった日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書

《使用目的》

この届出書は、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用してください。

なお、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をする場合は、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書」を使用してください。

様式ID	NTA1VNX499010010

★

事業用資産についての納税猶予の 贈与税 / 相続税 の破産等免除申請書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号 / 年 / 月 / 日
郵便番号 F05	—	住所 F06	

租税特別措置法 第70条の６の８第16項 / 第70条の６の10第17項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 / 相続税 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者 / 被相続人	住所		氏名	

１　この申請に係る事由の別

※　該当する事由の□にレ点を付してください。

□　① 租税特別措置法　（第70条の６の８第16項第１号又は第70条の６の10第17項第１号）に該当

（譲渡等があった年月日）　令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（譲渡先の氏名又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（譲渡先の住所又は所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　② 租税特別措置法　（第70条の６の８第16項第２号又は第70条の６の10第17項第２号）に該当

（破産手続開始の決定があった年月日）　令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

２　１の事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

３　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※　上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄の記載を要しません。

①　１の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 ・・・・・・・・・・①＿＿＿＿＿＿円

②　特例（受贈）事業用資産の譲渡等の対価の額・・・・・・・・・・・・・・・・②＿＿＿＿＿＿円

③　特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額 ・・・・・・・・・・・・・・③＿＿＿＿＿＿円

④　②と③のいずれか大きい金額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・④＿＿＿＿＿＿円

⑤　特別関係者が受けた必要経費不算入対価等（注１）の合計額 ・・・・・・・・⑤＿＿＿＿＿＿円

⑥　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤）） ・・・・・・・・⑥＿＿＿＿＿＿円

※　（注１）及びこの申請に必要な書類については、記載要領等を参照してください。

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

（R8.9）

記載要領等	事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書

《使用目的》

この申請書は、特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用してください。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から２か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から２か月以内に特例事業受贈者・相続人等（注２）が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

（注）　特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の６の８第６項又は第 70 条の６の 10 第６項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書」を使用してください。

《記載要領等》

「１　この申請に係る事由の別」の①及び②に掲げる事由の内容及び各事由に該当した場合における添付書類は、次のとおりです。

１　「①　租税特別措置法（第 70 条の６の８第 16 項第１号又は第 70 条の６の 10 第 17 項第１号）に該当」する場合とは、次の場合をいいます。

⑴　特例事業受贈者・相続人等、租税特別措置法第 70 条の６の８第２項第４号ハに規定する特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の一定の者のうち一人の者に対して特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 33 項（第 40 条の７の 10 第 29 項において準用する場合を含みます。）に定める者をいいます。

⑵　民事再生法の規定による再生計画（租税特別措置法第 70 条の６の８第 16 項第１号に規定するものに限ります。以下同じです。）の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）を遂行するために特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 34 項（同令第 40 条の７の 10 第 30 項において準用する場合を含みます。）に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第 40 条の７の８第 34 項（同令第 40 条の７の 10 第 30 項において準用する場合を含みます。）に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【⑴の場合に該当する場合の添付書類】

イ　譲渡等があったことを明らかにする書類

ロ　当該譲渡等を受けた者が租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 33 項各号に掲げる者に該当することを明らかにする書類

ハ　当該譲渡等を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類

ニ　特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）

【⑵の場合に該当する場合の添付書類】

イ　次に掲げる計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…特例（受贈）事業用資産に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…特例（受贈）事業用資産に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

ロ　特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）

２　「②　租税特別措置法（第 70 条の６の８第 16 項第２号又は第 70 条の６の 10 第 17 項第２号）に該当」

する場合とは、特例（受贈）事業用資産について破産手続開始の決定があった場合をいいます。

【添付書類】

イ　破産手続開始の決定があったことを証する書類

ロ　その他参考となる書類

（注１）　「必要経費不算入対価等」とは、譲渡等があった日又は破産手続開始の決定があった日前５年以内において、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

（注２）　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

１　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

２　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の６の 10 第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

様式ID	NTA0VNX500010010

特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細
（破産等免除・差額免除用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

1　特例（受贈）事業用資産の明細

種類	名称	所在場所	面積	贈与時（相続時）の価額（円）	時価に相当する金額（円）	前の贈与者の氏名
合　　計						

2　特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の価額の合計額（円）	時価に相当する金額の合計額（円）
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所		
免除対象贈与に係るもの	・　・				
	・　・				
	・　・				
上記以外					
合計					

記載要領等	特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）

《使用目的等》

この明細書は、租税特別措置法第70条の６の８第16項若しくは第17項又は第70条の６の10第17項若しくは第18項の規定（破産手続開始の決定があった場合を除きます。）により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における破産等免除申請書又は差額免除申請書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が２以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

《記載要領》

１　「１　特例（受贈）事業用資産の明細」は、次により記載してください。

⑴　「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

⑵　「面積」欄は、特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合に、その面積を記載してください。

⑶　特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の７の８第18項又は第40条の７の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産（以下「廃棄資産」といいます。）を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

※　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

１　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

２　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

⑷　「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、既に租税特別措置法第70条の６の８第18項又は第70条の６の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

⑸　「時価に相当する金額」欄は、特例（受贈）事業用資産の譲渡等があった時又は事業の廃止の直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額（相続税評価額）を記載してください。

なお、廃棄資産については「０」と記載してください。

⑹　「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の６の８第14項第３号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の７の８第３項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

２　「２　特例受贈事業用資産の内訳」は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の６の８）の適用を受けている場合に、次により記載してください。

⑴　特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。

⑵　「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。

⑶　「贈与時の価額の合計額」欄及び「時価に相当する金額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「１　特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄及び「時価に相当する金額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

□□□－□□□□
所在地
名称

お問い合わせ番号	－　　－

令和　　年　　月　　日
税務署長　　㊞

事業用資産についての 贈与税／相続税 額の破産等免除申請に対する 承認／却下／一部却下 通知書

令和　　年　　月　　日付で提出があった 租税特別措置法第70条の６の８第16項／租税特別措置法第70条の６の10第17項 の規定に基づく免除申請を 承認／却下／一部却下 します。

1　贈与者／被相続人 の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿

2　申請があった破産等免除 贈与税／相続税 額　・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　免除した 贈与税／相続税 額　・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　却下した破産等免除 贈与税／相続税 額　・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿円
　　ほか利子税の額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

5　却下した税額の納付期限・・・・・・・・・・・・・・・　令和　　年　　月　　日

6　却下した理由

上記４の却下した破産等免除 贈与税／相続税 の額及び利子税の額は、上記５の納付期限までに至急納付してください。

なお、上記５の納付期限までに納付しなかった場合には、上記４の却下した税額に、上記５の納付期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

様式ID	NTA1VNX501010010

★

事業用資産についての納税猶予の 贈与税 / 相続税 の差額免除申請書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	F07	—	—
氏名（申請者）	F04		生年月日	K01	元号	年	月	日

郵便番号	F05	—	住所	F06	

租税特別措置法 第70条の６の８第17項 / 第70条の６の10第18項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 / 相続税 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者 / 被相続人	住所		氏名	

１　この申請に係る事由の別（注１）

※　該当する事由の□にレ点を付してください。

□　① 租税特別措置法　（第70条の６の８第17項第１号又は第70条の６の10第18項第１号）に該当

（譲渡等があった年月日）　令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

（譲渡先の氏名又は名称）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（譲渡先の住所又は所在地）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　② 租税特別措置法　（第70条の６の８第17項第２号又は第70条の６の10第18項第２号）に該当

（事業の廃止をした年月日）　令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

２　１の事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

３　事業の継続が困難な事由の別（注２）

租税特別措置法施行令第40条の７の８第35項第＿＿号（同令第40条の７の10第31項において準用する場合を含みます。）に該当

４　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

①	１の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
②	再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ニの額に基づき再計算した金額）（注３）	円
	イ　対価の額（注４）	円
	ロ　１の事由が生じた直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額	円
	ハ　ロの２分の１に相当する金額	円
	ニ　イとハのいずれか大きい金額（事業の廃止による場合はイの金額）	円
③	特別関係者が受けた必要経費不算入対価等（注５）の合計額	円
④	免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（②＋③））	円

税理士署名	R01		税理士電話番号	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

○　（注１）から（注５）までについては、記載要領等を参照してください。

（R8.9）

記載要領等	事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書

《使用目的等》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例（受贈）事業用資産の全てについて一定の譲渡等をしたとき又は事業を廃止したときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用してください。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等をした日又は事業を廃止した日から２か月以内（これらの日から２か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

（注）　特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の６の８第６項又は第 70 条の６の 10 第６項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」を使用してください。

（注１）　「租税特別措置法（第 70 条の６の８第 17 項第１号又は第 70 条の６の 10 第 18 項第１号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例事業受贈者・相続人等と同法第 70 条の６の８第２項第４号ハに規定する特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の者に対して特例（受贈）事業用資産の全てを譲渡又は贈与（以下「譲渡等」といいます。）をしたときをいい、「租税特別措置法（第 70 条の６の８第 17 項第２号又は第 70 条の６の 10 第 18 項第２号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例（受贈）事業用資産に係る事業の廃止をしたときをいいます。

（注２）　「第　　号」の箇所については、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	直前３年内の各年※のうち２以上の年において特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得の金額が零未満である場合	第１号
②	直前３年内の各年※のうち２以上の年において、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得の総収入金額が、その各年の総収入金額を下回る場合	第２号
③	特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事することができなくなった場合	第３号

※　「直前３年内の各年」とは、１の事由が生じた日の属する年の前年以前３年内の各年をいいます。

（注３）　「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ニの額に基づき再計算した金額）」とは、４②ニの額を租税特別措置法第 70 条の６の８第１項又は第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして同法第 70 条の６の８第２項第３号又は第 70 条の６の 10 第２項第３号の規定により計算をした金額をいいます。

（注４）　「対価の額」とは、特例（受贈）事業用資産の譲渡等の対価の額又は事業の廃止の直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額をいいます。

なお、特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額については、「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」の記載に基づいて記載してください。

（注５）　「必要経費不算入対価等」とは、譲渡等があった日又は事業の廃止をした日以前５年以内において特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の計算書」を使用し当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

＜事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書　記載要領等＞

《添付書類》

1　譲渡等に係る契約書の写しその他の書類で、租税特別措置法第 70 条の６の８第 17 項各号又は第 70 条の６の 10 第 18 項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの

2　譲渡の対価の額を証する書類（事業を廃止した場合は不要です。）

3　「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」

4　貸借対照表、損益計算書その他の書類で租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 35 項各号（第 40 条の７の 10 第 31 項において準用する場合を含みます。）に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類

5　「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」

6　その他参考となるべき事項を記載した書類

様式ID	NTA0VNX502010010

事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

1　判定期間等

⑴　差額免除の申請事由が生じた日（注１）：　令和　年　月　日

⑵　判定期間（①の属する年の前年以前３年間）：　自　令和　年　～　至　令和　年

2　事業継続困難事由が生じた事情の詳細

※　該当する事由の□にレ点を付して、その内容を記載してください（注２）。

□⑴　事業所得の金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の７の８第35項第１号）

	①　１　年　前　（　　年）	②　２　年　前　（　　年）	③　３　年　前　（　　年）
イ　事業所得の金額（注３）	円	円	円
ロ　判定（①イ～③イのいずれか２以上が０未満）			該当　・　非該当

□⑵　事業所得の総収入金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の７の８第35項第２号）

	①１年前（　　年）	②　２　年　前　（　　年）	③３年前（　　年）	④４年前（　　年）
イ　総収入金額（注３）	円	円	円	円
ロ　各年の直前年からの増減額	（イ①－イ②）	（イ②－イ③）	（イ③－イ④）	
ハ　判定（①ロ～③ロのいずれか２以上が０未満）				該当　・　非該当

□⑶　特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事することができなくなったこと（租税特別措置法施行令第40条の７の８第35項第３号）

（事由の詳細（注４））

（注）１　「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」の「１　この申請に係る事由の別」に記載した譲渡等があった日又は事業の廃止をした日を記載します。
２　該当するものが複数ある場合でも、その該当する全ての事由について記載する必要はありません。
３　特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業以外の事業を営んでいる場合には、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみに基づく金額によります。
４　この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載してください。
５　この事由書は、「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」に添付して提出してください。

○　（注１）から（注４）までについては、記載要領等を参照してください。

□□□－□□□□
所在地
名称

お問い合わせ番号	－　　－

令和　　年　　月　　日
税務署長　　㊞

事業用資産についての 贈与税／相続税 額の差額免除申請に対する 承認／却下／一部却下 通知書

令和　　年　　月　　日付で提出があった 租税特別措置法第70条の６の８第17項／租税特別措置法第70条の６の10第18項 の規定に基づく免除申請を 承認／却下／一部却下 します。

1　贈与者／被相続人 の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

2　猶予中の 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

3　申請があった再計算した納税猶予分の猶予中 贈与税／相続税 額　・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

4　申請があった必要経費不算入対価等の合計額・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

5　申請があった差額免除 贈与税／相続税 額 ・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

6　免除した 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

7　却下した差額免除 贈与税／相続税 額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

　ほか利子税の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

8　却下した税額の納付期限・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和　　年　　月　　日

9　却下した理由

上記７の却下した差額免除 贈与税／相続税 の額は、上記８の納付期限までに 至急 納付してください。

なお、上記８の期限までに納付しなかった場合には、上記７の却下した税額に、上記８の期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

様式ID	NTA1VNX503010010

★

事業用資産についての納税猶予の 贈与税 / 相続税 の再計算免除申請書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号 / 年 / 月 / 日
郵便番号 F05	—	住所 F06	

租税特別措置法 第70条の６の８第１項 / 第70条の６の10第１項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 / 相続税 について、次のとおり同条 第18項 / 第19項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者 / 被相続人	住所		氏名	

１　この申請に係る事由の別

※　該当する事由の□にレ点を付してください。

□	①　民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の７の８第36項第１号（同令第40条の７の10第32項において準用する場合を含みます。以下同じです。）で定める評定が行われたこと
□	②　民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の７の８第34項（同令第40条の７の10第30項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合において、その有する資産につき同項第１号イに規定する事項に従って行う同項第２号の資産評定が行われたこと

２　１の事情が生じた年月日（認可決定日）

令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

３　１の事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

４　再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

①	認可決定日の直前における猶予中贈与税・相続税額	円
②	特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額	円
③	②の価額に基づき計算した再計算猶予中贈与税・相続税額（注１）	円
④	特別関係者が受けた必要経費不算入対価等の合計額（注２）	円
⑤	免除を受けようとする再計算免除贈与税・相続税額（①－（③＋④））	円

※　（注１）及び（注２）並びにこの申請に必要な書類等については、記載要領等を参照してください。

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

《使用目的等》

この申請書は、特例事業受贈者・相続人等について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その特例事業受贈者・相続人等の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「１　この申請に係る事由の別」の①又は②に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用してください。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から２か月以内（その認可決定日から２か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）に、この申請書に次の１又は２の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

（注）　特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の６の８第６項又は第 70 条の６の 10 第６項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書」を使用してください。

《添付書類》

１　民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①に該当する場合）

⑴　特例事業受贈者・相続人等に係る再生計画（租税特別措置法第 70 条の６の８第 16 項第１号又は第 70 条の６の 10 第 17 項第１号に規定するものに限ります。以下同じです。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類

⑵　特例事業受贈者・相続人等の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 36 項第１号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

⑶　「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」

２　租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 34 項に定める法人税法施行令第 24 条の２第１項に規定する事実が生じた場合（申請事由の②に該当する場合）

⑴　特例事業受贈者・相続人等に係る租税特別措置法第 70 条の６の８第 16 項第１号又は第 70 条の６の 10 第 17 項第１号に規定する債務処理計画（以下「債務処理計画」といいます。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

⑵　⑴の債務処理計画に係る債務者である特例事業受贈者・相続人等及び債権者以外の者で、当該債務処理計画について利害関係を有しないもののうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者（租税特別措置法第 23 条の８の８第 29 項第２号ロによる読替後の法人税法施行規則第８条の６第１項第１号）が作成した書類で⑴の債務処理計画が租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 34 項に規定するものである旨を証するもの

⑶　「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」

（注１）　「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額を、租税特別措置法第 70 条の６の８第１項又は第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続の時における贈与税又は相続税の額とみなして再計算をした金額をいいます。

（注２）　「必要経費不算入対価等」とは、認可決定日以前５年以内において特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第 70 条の６の８第２項第４号ハに規定する特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいま

す。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

また、「必要経費不算入対価等の合計額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「必要経費不算入対価等の合計額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

様式ID	NTA0VNX504010010

特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

1　特例（受贈）事業用資産の明細

種類	名称	所在場所	面積	贈与時（相続時）の価額（円）	認可決定日における価額（円）	前の贈与者の氏名
合　　計						

2　特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の価額の合計額（円）	認可決定日における価額の合計額（円）
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所		
免除対象贈与に係るもの	・　・				
	・　・				
	・　・				
上記以外					
合計					

(R8.9)

記載要領等	特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）

《使用目的等》

この明細書は、租税特別措置法第70条の６の８第18項又は第70条の６の10第19項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における再計算免除申請書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が２以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

《記載要領》

１　「１　特例（受贈）事業用資産の明細」は、次により記載してください。

⑴　「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

⑵　「面積」欄は、特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

⑶　特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の７の８第18項又は第40条の７の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産（以下「廃棄資産」といいます。）を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

※　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

１　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

２　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

⑷　「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、既に租税特別措置法第70条の６の８第18項又は第70条の６の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

⑸　「認可決定日における価額」欄は、特例（受贈）事業用資産の租税特別措置法第70条の６の８第18項又は第70条の６の10第19項に規定する認可決定日における価額（相続税評価額）を記載してください。

なお、廃棄資産については「０」と記載してください。

⑹　「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の６の８第14項第３号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の７の８第３項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

２　「２　特例受贈事業用資産の内訳」は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の６の８）の適用を受けている場合に、次により記載してください。

⑴　特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。

⑵　「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。

⑶　「贈与時の価額の合計額」欄及び「認可決定日における価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「１　特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄及び「認可決定日における価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

お問い合わせ番号	－ －

□□□－□□□□
所在地
名称

令和　　年　　月　　日
税務署長　　㊞

事業用資産についての 贈与税／相続税 額の再計算免除申請に対する 承認／却下／一部却下 通知書

令和　　年　　月　　日付で提出があった 租税特別措置法第70条の６の８第18項／租税特別措置法第70条の６の10第19項 の規定に基づく免除申請を 承認／却下／一部却下 します。

1　贈与者／被相続人 の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

2　猶予中の 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

3　申請があった再計算猶予中 贈与税／相続税 額　・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

4　申請があった必要経費不算入対価等の額・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

5　申請があった再計算免除 贈与税／相続税 額・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

6　免除した 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

7　却下した再計算免除 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

8　却下した理由

9　猶予期限が確定した 贈与税／相続税 の額（猶予確定税額）・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

ほか利子税の額 ＿＿＿＿＿＿円

10　猶予確定税額の猶予期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和　　年　　月　　日

11　猶予期限が確定した理由

12　引き続き納税の猶予がされる 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿円

上記９の猶予確定税額及び利子税の額は、上記 10 の猶予期限までに納付してください。
なお、上記 10 の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記９の猶予確定税額に、上記 10 の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額及び利子税の額と併せて納付してください。
おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

様式ID	NTA1VNX505010010

★

事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長
フリガナ F03		電話番号	F07	—　—
氏名（申請者） F04		生年月日	K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05 —	住所 F06			

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第25項 / 第40条の７の10第22項 の規定により 贈与税 / 相続税 の納税猶予の適用に係る特例（受贈）事業用資産について次のとおり会社設立に伴う事業用資産の現物出資に関する承認申請をいたします。

贈与者 被相続人	住所		氏名	
贈与・相続（遺贈）のあった年月日	令和　年　月　日	現物出資をした年月日	令和　年　月　日	
現物出資直前の猶予中贈与税・相続税額			円	

1　現物出資により設立された承継会社に関する事項

①　名称			
②　本店の所在地			
③　法人番号		⑤　資本金の額	
（会社の所轄税務署名）	（　）	⑥　資本準備金の額	
④　事業種目		⑦　発行済株式等の総数等	

2　現物出資に関する定款の記載事項

	①　現物出資をした資産の価額	②　①に割り当てられる株式等の数等
申請者が現物出資をした全ての資産	円	株・口・円
うち特例（受贈）事業用資産	円	株・口・円

3　取得をした株式等に関する事項

①　取得年月日	令和　年　月　日	
②　取得した全ての株式等の数等	株・口・円	
③　②のうち、特例（受贈）事業用資産に係る数等（２②の数等）	A	株・口・円
④　現物出資をした特例（受贈）事業用資産の贈与時（相続時）の価額	B	円
⑤　特例（受贈）事業用資産とみなされる③の株式等の取得時の価額（④の価額）		円

4　特例受贈事業用資産とみなされる株式等の内訳

	Ⓐ　免除対象贈与に係る前の贈与者の氏名	Ⓑ　Ⓐに係る特例受贈事業用資産の贈与時の価額	Ⓒ　Ⓑに係る株式等の数等（Ａ×Ⓑ／Ｂ）
免除対象贈与に係るもの		円	株・口・円
		円	株・口・円
		円	株・口・円
上記以外		円	株・口・円
合計（Ｂの額及びＡの数等）		B　円	A　株・口・円

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	—　—
税務署整理欄	通信日付印の年月日	（西暦）年　月　日 F12	

(R8.9)

記載要領等	事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書

《使用目的等》

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受ける特例（受贈）事業用資産の全部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった場合において、その事業の用に供されなくなった事由が特定申告期限（その特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から５年を経過する日後の会社（以下「承継会社」といいます。）の設立に伴う現物出資による全ての特例（受贈）事業用資産の移転につき、同法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の規定による税務署長の承認を受けるときに使用してください。

《提出期限》

この申請書の提出期限は、その移転があった日から１か月以内※です。

※　この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その移転した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その移転があった日から２か月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

《記載要領》

１　この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の７の10第22項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の７の８第25項」及び「贈与税」の文字を二重線で抹消してください。

２　「１　現物出資により設立された承継会社に関する事項」は、設立時における承継会社に関する事項を記載してください。

３　「２　現物出資に関する定款の記載事項」は、承継会社の設立に当たり作成された定款の記載に基づき、特例事業受贈者・相続人等（申請者）が現物出資した資産に関する事項を記載します。

４　「３　取得をした株式等に関する事項」は、現物出資により取得をした承継会社の株式等に関する事項を記載してください。

なお「④　現物出資をした特例（受贈）事業用資産の贈与時（相続時）の価額」欄は、「現物出資資産に関する明細書」の「１　現物出資をした特例（受贈）事業用資産の明細」の合計額を記載してください。

５　「４　特例受贈事業用資産とみなされる株式等の内訳」は、現物出資をした資産のうちに特例受贈事業用資産がある場合に次により記載してください。

⑴　「Ⓐ　免除対象贈与に係る前の贈与者の氏名」欄及び「Ⓑ　Ⓐに係る特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、「現物出資資産に関する明細書」の「２特例受贈事業用資産の内訳」の記載に基づき記載してください。

⑵　「Ⓒ　Ⓑに係る株式等の数等」欄の計算に当たり１未満の端数が生じた場合には、Ⓒ欄の株式等の数等の合計が３の③欄の株式等の数等と一致するよう調整をしてください。

《添付書類》

１　承継会社の定款の写し

２　「現物出資資産に関する明細書」

３　「現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）」及び「（同）別紙」※1

４　現物出資をした事業用資産に係る事業に関する「必要経費不算入対価等の明細書」

５　「現物出資をした事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書（現物出資承認申請用）」※2

６　現物出資をした事業用資産の区分に応じ、次の書類

＜事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書　記載要領等＞

事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限ります。） イ　償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ　償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動車・原動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等に書類の発行の依頼をしてください。）

7　直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から現物出資の日の属する年の前年以前３年内の各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3

8　特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が⑺の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

9　その他参考となる書類

※１　「(同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※２　直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から現物出資の日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額等がある場合に提出してください。

※３　特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請に対する承認（却下）書

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日付で申請のありました、事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請を 承　認 / 却　下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　承認を受けた当該現物出資に係る株式又は持分は特例（受贈）事業用資産とみなされます。

（　）枚のうち（　）枚目

事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認（却下）書

使用目的

この承認（却下）書は、「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

様式ID	NTA0VNZ090010010

現物出資資産に関する明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

1　現物出資をした特例（受贈）事業用資産の明細

種類	名称	所在場所	面積	贈与時（相続時）の価額（円）	前の贈与者の氏名
合計					

2　特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の価額の合計額（円）
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所	
免除対象贈与に係るもの	・　・			
	・　・			
	・　・			
上記以外				
合計				

記載要領等	現物出資資産に関する明細書

《使用目的等》

この明細書は、承継会社の設立に伴う現物出資による特例（受贈）事業用資産の移転について租税特別措置法第 70 条の６の８第６項又は第 70 条の６の 10 第６項の規定により税務署長の承認を受けるときに、「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が２以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

《記載要領》

１　「１　現物出資をした特例（受贈）事業用資産の明細」は、次により記載してください。

⑴　「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

⑵　「面積」欄は、現物出資の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合に、その面積を記載してください。

⑶　特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 18 項又は第 40 条の７の 10 第 15 項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

※　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

１　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

２　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の６の 10 第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

⑷　「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第 70 条の６の８第 18 項又は第 70 条の６の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

⑸　「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第 70 条の６の８第 14 項第３号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第３項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

２　「２　特例受贈事業用資産の内訳」は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の６の８）の適用を受けている場合に、次により記載してください。

⑴　特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。

⑵　「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。

⑶　「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「１　現物出資をした特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

様式ID	NTA0VNZ100010010

現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第25項 / 第40条の７の10第22項 の規定による現物出資による会社設立に関する承認申請書に係る特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

1　現物出資をした特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号		所在場所	

2　特例（受贈）事業用資産の現物出資をした日（以下「現物出資日」といいます。）の属する年以前の各年（直前の特例（贈与・相続）報告基準日（注１）の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額

直前の特例（贈与・相続）報告基準日	当年	前年	前々年	前々々年
令和　　年　　月　　日	円	円	円	円

3　資産保有型事業等に関する事項

			帳簿価額（現物出資日）	運用収入（現物出資日の前年）
①　現物出資日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額				円
②　現物出資日の属する年の前年における当該事業に係る事業所得に係る総収入金額				円
③　現物出資日における特定資産の帳簿価額及び現物出資日の属する年の前年における特定資産の運用収入（注２）	有価証券	金融商品取引法第２条第１項に規定する有価証券及び同条第２項の規定により有価証券とみなされる権利	a　円	h　円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	b　円	i　円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	c　円	j　円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d　円	k　円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	e　円	l　円
		特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者（注３）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	f　円	m　円
④　必要経費不算入対価等（注４）（現物出資日以前５年間に支払われたもの）			g　円	
⑤　上記③及び④の帳簿価額の合計額（a＋b＋c＋d＋e＋f＋g）			円	
⑥　上記③の特定資産の運用収入の合計額（h＋i＋j＋k＋l＋m）				円

⑦　特定資産の保有割合（⑤/(①＋④)）	%	⑧　特定資産の運用収入割合（⑥/②）	%

4　現物出資日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該現物出資日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書又は第17項ただし書（これらの規定を同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。）に規定する場合（注５、６）に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有※	無

※　「有」に該当する場合には、この明細書とともに「現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を提出する必要があります。

○　（注１）から（注６）までについては、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）

《使用目的等》

この明細書は、承継会社の設立に伴う現物出資による特例（受贈）事業用資産の移転について租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の規定により税務署長の承認を受ける場合に、当該特例（受贈）事業用資産に係る事業について記載し、「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に添付して提出してください。

《記載要領等》

特例（受贈）事業用資産に係る事業が２以上ある場合には、「１　現物出資をした特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

（注）１　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

２　「特定資産の帳簿価額」とは、現物出資日において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、現物出資日の属する年の前年における特定資産の運用収入をいいます。

３　「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の７の８第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

４　「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

５　「租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の８の８第７項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70％以上となった場合をいいます。

６　「租税特別措置法施行令第40条の７の８第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の８の８第９項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75％以上となった場合をいいます。

様式ID	NTA0VNZ110010010

現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

1　一定の事由により特定資産の保有割合（注1）又は運用収入割合（注2）が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1)　該当規定（注3、4、5）

イ	□　租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書（同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	□　租税特別措置法施行令第40条の７の８第17項ただし書（同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2)　事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分）　令和　　年　　月　　日　（令和　　年分）

(3)　事由の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4)　１の割合を減少すべき期限※　令和　　年　　月　　日

※　(1)イに該当する場合には(2)の年月日から６か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の年分の翌年12月31日が、１の割合を減少すべき期限となります。

2　１の割合の減少に関する事項

(1)　減少後の　保有／運用収入　割合　　%

(2)　(1)の割合に減少させた年月日（１(1)ロの場合は年分）　令和　　年　　月　　日　（令和　　年分）

(3)　(1)の割合に減少させた事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注)　１(4)の「１の割合を減少すべき期限」が特例（受贈）事業用資産の現物出資をした日（以下「現物出資日」といいます。）後に到来する場合には、その現物出資日以前にその割合を減少させたときを除き、２の事項の記載は不要です。

○　（注１）から（注５）までについては、記載要領等を参照してください。　(R8.9)

記載要領等	現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

《使用目的等》

この明細書別紙は、承継会社の設立に伴う現物出資による特例（受贈）事業用資産の移転について租税特別措置法第 70 条の６の８第６項又は第 70 条の６の 10 第６項の規定により税務署長の承認を受ける場合において、現物出資日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（注６）の翌日から当該現物出資日までの間に租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の７の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）」とともに「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に添付して提出してください。

（注）１　「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70％です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

Ｂ＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の８の８第８項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において租税特別措置法第 70 条の６の８第２項第４号ハに規定する特別の関係がある者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

２　「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75％です。

３　「租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の８の８第７項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70％以上となった場合をいいます。

４　「租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の８の８第９項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75％以上となった場合をいいます。

５　イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

６　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

様式ID	NTA0VNZ120010010

現物出資をした事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書(現物出資承認申請用)

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

1　納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細

租税特別措置法施行規則　第23条の８の８第12項
第23条の８の９第９項　の規定による「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に係る現物出資をした日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(注１)の翌日からその現物出資をした日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中　贈与税
相続税　額の明細は、次のとおりです。

(1)　納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の計算

		イ	ロ
①	特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	・　・	・　・
②	通知の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額	円	円
④	当該事業の用に供されなくなった特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額(注２)	A 円	B 円
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額(注２)	円	円
⑥	事業の用に供されなくなった特例（受贈）事業用資産に対応するものとして期限が到来した猶予中贈与税・相続税額（③×（④/⑤）））	円	円

※　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合には、その通知書に係るものについては通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額（猶予確定税額）」を⑥欄に記載し、③欄から⑤欄まで及び下記⑵の記載は不要です。

⑵　納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産

イ

種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額(注２)
				円
合計				A

ロ

種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額(注２)
				円
合計				B

※　⑵について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

2　再計算免除贈与税・相続税額の明細

租税特別措置法施行規則　第23条の８の８第12項
第23条の８の９第９項　の規定による「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に係る現物出資をした日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(注１)の翌日からその現物出資をした日までの間に、免除された再計算免除　贈与税
相続税　額の明細は、次のとおりです。

認可決定日	必要経費不算入対価等の合計額	再計算免除贈与税・相続税額
・　・	円	円
・　・	円	円
・　・	円	円

○　（注１）及び（注２）については、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	現物出資をした事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書（現物出資承認申請用）

《使用目的等》

この明細書は、承継会社の設立に伴う現物出資による特例（受贈）事業用資産の移転について租税特別措置法第 70 条の６の８第６項又は第 70 条の６の 10 第６項の規定により税務署長の承認を受ける場合において、現物出資をした日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該現物出資をした日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税・相続税額があるときに「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が２以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

《記載要領等》

１　「⑴　納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の計算」は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。

なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。

２　「⑵　納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。

⑴　「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

⑵　「面積」欄は、事業の用に供されなくなった日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

３　「２　再計算免除贈与税・相続税額の明細」は、特例事業受贈者・相続人等が租税特別措置法第 70 条の６の８第 18 項又は第 70 条の６の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合に記載します。

⑴　「認可決定日」とは、租税特別措置法第 70 条の６の８第 18 項又は第 70 条の６の 10 第 19 項に規定する認可決定日をいいます。

⑵　「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

（注）１　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

２　「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例(受贈)事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第 70 条の６の８第 18 項又は第 70 条の６の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

様式ID	NTA1VNX506010010

★

現物出資に係る事業用資産についての 贈与税 / 相続税 の納税猶予の継続届出書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	― ―
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05	― 住所 F06		

租税特別措置法 第70条の６の８第１項 / 第70条の６の10第１項 の規定による 贈与税 / 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条 第９項 / 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の贈与を受けた / 相続（遺贈）があった 年月日	令和　年　月　日
事業用資産の現物出資をした年月日	令和　年　月　日

贈与者 / 被相続人	住所		氏名	

この届出書は、承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1　特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）　令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

2　１の報告基準日における猶予中 贈与税 / 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　１の報告基準日において有する特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

【承継会社株式等の内訳等】

	前の贈与者に関する事項			左に係る株式等の数又は金額（株（口・円））
	贈与年月日	氏名	この届出書を提出する時点の住所	
免除対象贈与に係るもの	・　・			
	・　・			
	・　・			
上記以外				

4　承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　１の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から１の報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

⑴　「現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）」及び「（同）別紙」

⑵　承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類

①　定款の写し

②　株主名簿の写しその他の書類で承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（承継会社が証明したものに限ります。）

③　１の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から１の報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

④　１の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から１の報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、記載要領等に掲げる書類

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	― ―

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書

《この届出書の提出が必要な方》

承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日※の翌日から３か月を経過する日までに特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の６の８第１項・第70条の６の10第１項）を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります。

※　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

《記載要領等》

１　表題や本文の「贈与税・相続税」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

２　「贈与者・被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

３　３の【承継会社株式等の内訳等】欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の６の８）の適用を受けている特例事業受贈者が報告基準日の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。

⑴　報告基準日の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。

⑵　「前の贈与者に関する事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。

※１　「免除対象贈与」とは、特例事業受贈者に係る贈与者の贈与が租税特別措置法第70条の６の８第14項第３号の規定の適用に係る贈与である場合の当該贈与をいいます。

２　「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の７の８第３項に定める者に免除対象贈与に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。

４　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

⑴　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

⑵　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の６の10第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

５　報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

⑴　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し

⑵　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

様式ID	NTA0VNX507010010

現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	F04	

租税特別措置法施行令　第40条の７の８第28項
第40条の７の10第26項　の規定による継続届出書の提出における現物出資に係る承継会社に関する明細は、次のとおりです。

現物出資に係る承継会社の名称		本店の所在地	
	（変更前）		（変更前）

この届出書を提出する日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（注１）までに終了する各事業年度における総収入金額	①　直前の事業年度	②　２期前の事業年度	③　３期前の事業年度
	円	円	円

特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事由	

資産保有型会社等に関する事項

１　租税特別措置法施行令第40条の８第24項第２号又は第40条の８の２第30項第２号の要件に関する事項

※　当該事項に該当する場合には、２③欄から⑩欄までの記載及び３欄の記載は不要です。

報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、現物出資に係る承継会社が資産保有型会社等であるとした場合に租税特別措置法施行令第40条の８第24項第２号イからハまで又は第40条の８の２第30項第２号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。）	□

２　特定資産の保有割合等の計算

①　直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額				円
②　直前の事業年度末における準備金の額				円
③　直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額				円
④　直前の事業年度における総収入金額				円
⑤　直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入			帳簿価額	運用収入
	有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社（注２）に該当する特別子会社の株式又は持分	a　円	j　円
		特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b　円	k　円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c　円	l　円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d　円	m　円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e　円	n　円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f　円	o　円
		特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者（注3）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g　円	p　円
⑥　剰余金の配当等の額（直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注４）		特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h　円	
		会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i　円	
⑦　上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ＋ｅ＋ｆ＋ｇ＋ｈ＋ｉ）			円	
⑧　上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（ｊ＋ｋ＋ｌ＋ｍ＋ｎ＋ｏ＋ｐ）				円

⑨　特定資産の保有割合　（⑦/(③+⑥)）	%	⑩　特定資産の運用収入割合　（⑧/④）	%

３　報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書若しくは第22項ただし書又は同令第40条の８の２第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する場合（注５、６）に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有※	無

※　「有」に該当する場合には、この明細書とともに「現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

○　（注１）から（注６）までについては、記載要領等を参照してください。

○　この明細書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

（R8.9）

記載要領等	現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）

《使用目的》

この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受ける場合に同法第70条の６の８第９項又は第70条の６の10第10項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。

《記載要領等》

１　「この届出書を提出する日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額」欄は、各事業年度における営業外収益及び特別利益を除いた総収入金額を記載します。

２　「１　租税特別措置法施行令第40条の８第24項第２号又は第40条の８の２第30項第２号の要件に関する事項」欄に該当する場合には、「２」欄のうち「③　直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額」欄から「⑩　特定資産の運用収入割合（⑧／④）」欄までの記載及び「３」欄の記載は不要です。

３　２の「⑤　直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入」欄の「帳簿価額」は直前の事業年度末における承継会社の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額を記載し、「運用収入」は直前の事業年度における特定資産に係る運用収入を記載します。

(注)１　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

２　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第17項第２号イに定めるものをいいます。

３　「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の７第２項第８号ハに規定する特別の関係がある者をいいます。

４　承継会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

５　「租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

６　「租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

様式ID	NTA0VNX508010010

現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

贈与者、被相続人の氏名		承継会社の名称	

1　一定の事由により特定資産の保有割合(注1)又は運用収入割合(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

⑴　該当規定(注3、4、5)

イ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】　％
ロ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】　％

⑵　事由の生じた年月日（⑴ロの場合はその事業年度）

令和　　年　　月　　日

（令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日）

⑶　事由の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

⑷　１の割合を減少すべき期限※

令和　　年　　月　　日

※　⑴イに該当する場合には⑵の年月日から６か月を経過する日が、⑴ロに該当する場合には⑵の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、１の割合を減少すべき期限となります。

2　１の割合の減少に関する事項

⑴　減少後の保有／運用収入　割合　　％

⑵　⑴の割合に減少させた年月日（１⑴ロの場合は事業年度）

令和　　年　　月　　日

（令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日）

⑶　⑴の割合に減少させた事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

（注）１　１⑷の「１の割合を減少すべき期限」が特例（贈与・相続）報告基準日(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、２の事項の記載は不要です。
　この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。
イ　１⑷の期限から２か月を経過する日
ロ　当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限（当該報告基準日の翌日から３か月を経過する日）

　なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時において２の事項の記載が可能なときには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり２の事項の記載をすることにより「現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

２　１⑷の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から２か月を経過する日をもって、納税猶予の期限が確定します。

○　（注１）から（注６）までについては、記載要領等を参照してください。

記載要領等	現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

《使用目的等》

この明細書別紙は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、同法第70条の６の８第９項又は第70条の６の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、承継会社に係る租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号又は第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７第２項第８号に規定する資産保有型会社又は同項第９号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第40条の８第19項ただし書若しくは第40条の８の２第25項ただし書又は第40条の８第22項ただし書若しくは第40条の８の２第27項ただし書に規定する場合に該当することとなったときに、「現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

（注）１　「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70％です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

Ｂ＝当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の９第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第70条の７第２項第８号ハに規定する特別の関係がある者が当該承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

２　「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75％です。

３　「租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70％以上となった場合をいいます。

４　「租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75％以上となった場合をいいます。

５　イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

６　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

様式ID	NTA1VNX509010010

★

現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号 年 月 日

郵便番号 F05	—	住所 F06	

下記の承継会社について、特定資産の保有割合（注１）／特定資産の運用収入割合（注２）を基準割合未満に減少させましたので、租税特別措置法施行規則第23条の８の８第17項／第23条の８の９第15項の規定により下記のとおり届け出ます。

1 現物出資に係る承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

2 贈与者又は被相続人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

3 該当規定（注３、４）

(1)	□ 租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70％以上】	【保有割合】 ％
(2)	□ 租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75％以上】	【運用収入割合】 ％

4 ３の事由が生じた年月日（３(2)の場合は事業年度）

令和＿＿年＿＿月＿＿日

（令和＿＿年＿＿月＿＿日 ～ 令和＿＿年＿＿月＿＿日）

5 ３の割合を減少すべき期限※

※ ３(1)に該当する場合には４の年月日から６か月を経過する日が、３(2)に該当する場合には４の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、３の割合を減少すべき期限となります。

令和＿＿年＿＿月＿＿日

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有／運用収入割合 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ％

(2) (1)の割合に減少させた年月日（３(2)の場合は事業年度）

令和＿＿年＿＿月＿＿日

（令和＿＿年＿＿月＿＿日 ～ 令和＿＿年＿＿月＿＿日）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

○ （注１）から（注４）までについては、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

《使用目的等》

この届出書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社に係る租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号又は第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７第２項第８号に規定する資産保有型会社又は同項第９号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第40条の８第19項ただし書若しくは第40条の８の２第25項ただし書又は同令第40条の８第22項ただし書若しくは第40条の８の２第27項ただし書に規定する場合に該当し、かつ、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が報告基準日後に到来する場合において、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させたときに提出してください。

※　「報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の６の８第９項に規定する特例贈与報告基準日又は同法第70条の６の10第10項に規定する特例相続報告基準日をいいます。

《提出期限》

この届出書の提出期限は当該期限から２か月を経過する日（同日が租税特別措置法第70条の６の８第９項又は第70条の６の10第10項の継続届出書の提出期限（報告基準日の翌日から３か月を経過する日）前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

《記載要領等》

本文の「特定資産の保有割合・特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を二重線で抹消してください。

（注）１　「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70％です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

Ｂ＝当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の９第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第70条の７第２項第８号ハに規定する特別の関係がある者が当該承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

２　「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75％です。

３　「租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70％以上となった場合をいいます。

４　「租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75％以上となった場合をいいます。

様式ID	NTA0VNX510010010

現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	F04	
贈与者、被相続人の氏名		

1　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の１の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日(注)の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

期限の到来した事由（該当する事由にレ印を記入してください。）	事由が生じた年月日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額
□ 承継会社株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
□ 承継会社株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
□ 承継会社株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円

2　差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の１の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７の５第12項から第14項までの規定又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の６第13項から第15項までの規定に該当することにより免除された猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

該当する免除規定（該当する規定の□にレ印を記入し、項号を記載してください。）	免除された猶予中贈与税・相続税の額
□ 第70条の７の５第　項第　号 □ 第70条の７の６第　項第　号	円
□ 第70条の７の５第　項第　号 □ 第70条の７の６第　項第　号	円
□ 第70条の７の５第　項第　号 □ 第70条の７の６第　項第　号	円

3　再計算免除贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の１の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税の額
・　・	円	円
・　・	円	円
・　・	円	円

○　（注）については、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）

《使用目的等》

この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、同法第70条の６の８第９項又は第70条の６の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税額・相続税額があるときに継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が２以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

《記載要領等》

１　「１　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細」欄の「期限の到来した事由」及び「事由が生じた年月日」は、次のとおりです。

⑴　「期限の到来した事由」とは、それぞれ次の事由となります。

イ　「承継会社株式等の一部譲渡等」とは、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第５項第２号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第５項第２号に該当した場合をいいます。

ロ　「合併により消滅」とは、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第５項第３号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第５項第３号に該当した場合をいいます。

ハ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第５項第４号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第５項第４号に該当した場合をいいます。

ニ　「会社分割」とは、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第５項第５号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第５項第５号に該当した場合をいいます。

ホ　「組織変更」とは、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第５項第６号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第５項第６号に該当した場合をいいます。

⑵　「事由が生じた年月日」とは、それぞれ次の日となります。

イ　「承継会社株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

ロ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

ハ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ニ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

ホ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

２　「２　差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７の５第12項から第14項までの規定又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の６第13項から第15項までの規定による免除を受けた場合に記載します。

３　「３　再計算免除贈与税額・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第21項の規定又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第22項の規定による免除を受けた場合に記載します。

＜現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）　記載要領等＞

（注）　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

様式ID　NTA1VNX511010010

現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（特例適用者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05	—	住所 F06	

令和　年　月　日に　贈与者／受贈者／相続人等　（氏名：　　）

（住所：　　）が死亡し、租税特別措置法　第70条の６の８第14項第　号／第70条の６の10第15項第１号

の規定により、次の　贈与税／相続税　を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒
住所　　　氏名　　　電話　　　贈与者／受贈者との続柄／相続人等

1　特例（受贈）事業用資産の　贈与を受けた／相続（遺贈）があった　年月日　令和　年　月　日

2　承継会社の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）に係る特例（受贈）事業用資産の現物出資をした年月日　令和　年　月　日

3　死亡日の直前における猶予中　贈与税／相続税　額　円

4　死亡日の直前において有する承継会社株式等の数又は金額　株・口・円

【承継会社株式等の内訳等】

	前の贈与者に関する事項			左記の者に係る株式等の数又は金額（株・口・円）		
	贈与年月日	氏名	この届出書を提出する時点の住所	Ⓐ死亡日の直前	Ⓑ免除を受ける株式等	Ⓒ死亡日の後（Ⓐ－Ⓑ）
免除対象贈与に係るもの	・　・					
	・　・					
	・　・					
上記以外						

5　免除を受ける　贈与税／相続税　額　円

※　贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の６の８第14項第２号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

上記３の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」（円）　×　免除を受ける承継会社株式等の数又は金額（注1）（株・口・円）／上記４の「死亡日の直前において有する承継会社株式等の数又は金額」（株・口・円）　＝　免除を受ける贈与税額（注2）（円）

→この欄の金額を上記５の「免除を受ける贈与税額」欄に転記してください。

（注）１　【承継会社株式等の内訳等】の「Ⓑ免除を受ける株式等」欄に記載した数又は金額を転記してください。

２　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

6　贈与者／被相続人　の住所　　氏名

7　死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

（R8.9）

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

《この届出書の提出が必要な方》

贈与者(注)、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から６か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の６の８第６項又は第 70 条の６の 10 第６項の承認を受けている場合に使用し、この場合以外には「事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」を使用してください。

（注）　特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第 70 条の６の８第 14 項第３号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第３項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者（以下「前の贈与者」といいます。）となります。

《記載要領等》

１　表題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与者・受贈者・相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第 70 条の６の８第 14 項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第　号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第１号
②	贈与者が死亡した場合	第２号

２　本文の「令和　　年　　月　　日に贈与者・受贈者・相続人等（氏名：　　）（住所：　　）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

３　「贈与者・受贈者・相続人等との続柄」欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

４　４の【承継会社株式等の内訳等】欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の６の８）の適用を受けている特例事業受贈者が死亡日の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。

⑴　死亡日の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。

⑵　「前の贈与者に関する事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。

⑶　「Ⓑ免除を受ける株式等」欄は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「Ⓐ死亡日の直前」欄に記載した数又は金額を転記してください。

５　「特例事業受贈者・相続人等」とは

⑴　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

⑵　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の６の 10 第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

６　この届出書の添付書類は、「『現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

添　付　書　類		
1	「現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）」及び「（同）別紙」（注１）	
2	「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）」（注２）	
3	死亡日における承継会社に係る次の書類	
	①	定款の写し
	②	株主名簿の写しその他の書類で承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（承継会社が証明したものに限ります。）
	③	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し（注３）
	④	死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

（注）１　「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

２　納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には添付は不要です。

３　上記３③の書類は、贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限り添付してください。

４　死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

A	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
B	合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

様式ID	NTAOVNX512010010

現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	F04	

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第29項 / 第40条の７の10第27項 の規定による免除届出書の提出における現物出資に係る承継会社に関する明細は、次のとおりです。

現物出資に係る承継会社の名称		本店の所在地	
	（変更前）		（変更前）

死亡等の日（注1）の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額	① 直前の事業年度	② ２期前の事業年度	③ ３期前の事業年度
	円	円	円

死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（注2）の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・ ・
	事由	

資産保有型会社等に関する事項

１　租税特別措置法施行令第40条の８第24項第２号又は第40条の８の２第30項第２号の要件に関する事項

※　当該事項に該当する場合には、２③欄から⑩欄までの記載及び３欄の記載は不要です。

死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、現物出資に係る承継会社が資産保有型会社等であるとした場合に租税特別措置法施行令第40条の８第24項第２号イからハまで又は第40条の８の２第30項第２号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。）	□

２　特定資産の保有割合等の計算

①　直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額				円
②　直前の事業年度末における準備金の額				円
③　直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額				円
④　直前の事業年度における総収入金額				円
⑤　直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入			帳簿価額	運用収入
	有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社（注3）に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
		特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b 円	k 円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
		特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者（注4）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑥　剰余金の配当等の額（直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注5）		特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
		会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑦　上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ＋ｅ＋ｆ＋ｇ＋ｈ＋ｉ）			円	
⑧　上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（ｊ＋ｋ＋ｌ＋ｍ＋ｎ＋ｏ＋ｐ）				円

⑨　特定資産の保有割合　（⑦/(③+⑥)）	%	⑩　特定資産の運用収入割合　（⑧/④）	%

３　死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書若しくは第22項ただし書又は同令第40条の８の２第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する場合（注6、7）に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有※	無

※「有」に該当する場合には、この明細書とともに「現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

○　（注１）から（注７）までについては、記載要領等を参照してください。

○　この明細書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。　（R8.9）

記載要領等	現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）

《使用目的》

この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、同法第70条の６の８第14項又は第70条の６の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。

《記載要領等》

１　「死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額」欄は、各事業年度における営業外収益及び特別利益を除いた総収入金額を記載します。

２　「１　租税特別措置法施行令第40条の８第24項第２号又は第40条の８の２第30項第２号の要件に関する事項」欄に該当する場合には、「２」欄のうち「③　直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額」欄から「⑩　特定資産の運用収入割合（⑧/④）」欄までの記載及び「３」欄の記入は不要です。

３　２の「⑤　直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入」欄の「帳簿価額」は直前の事業年度末における承継会社の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額を記載し、「運用収入」は直前の事業年度における特定資産に係る運用収入を記入します。

(注) １　「死亡等の日」とは、

⑴　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日又は③特例事業受贈者が同条第14項第３号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

⑵　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日又は②特例事業相続人等が同条第15項第２号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

２　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

３　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第17項第２号イに定めるものをいいます。

４　「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の７第２項第８号ハに規定する特別の関係がある者をいいます。

５　承継会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

６　「租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

７　「租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

様式ID	NTA0VNX513010010

現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

贈与者、被相続人の氏名		承継会社の名称	

1　一定の事由により特定資産の保有割合(注1)又は運用収入割合(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

⑴　該当規定(注3、4、5)

イ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

⑵　事由の生じた年月日（⑴ロの場合はその事業年度）

令和　　年　　月　　日

（令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日）

⑶　事由の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

⑷　１の割合を減少すべき期限※

令和　　年　　月　　日

※　⑴イに該当する場合には⑵の年月日から６か月を経過する日が、⑴ロに該当する場合には⑵の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、１の割合を減少すべき期限となります。

2　１の割合の減少に関する事項

⑴　減少後の保有／運用収入割合　　%

⑵　⑴の割合に減少させた年月日（１⑴ロの場合は事業年度）

令和　　年　　月　　日

（令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日）

⑶　⑴の割合に減少させた事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

（注）　１⑷の「１の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、２の事項の記載は不要です。

○　（注１）から（注５）までについては、記載要領等を参照してください。

記載要領等	現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

《使用目的等》

この明細書別紙は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、同法第70条の６の８第14項又は第70条の６の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（注６）の翌日から当該死亡等の日までの間に、承継会社に係る租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号又は第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７第２項第８号に規定する資産保有型会社又は同項第９号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第40条の８第19項ただし書若しくは第40条の８の２第25項ただし書に規定する場合又は同令第40条の８第22項ただし書若しくは第40条の８の２第27項ただし書に規定する場合に該当することとなったときに、「現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

（注）１　「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70％です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

Ｂ＝当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の９第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第70条の７第２項第８号ハに規定する特別の関係がある者が当該承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

２　「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75％です。

３　「租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70％以上となった場合をいいます。

４　「租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75％以上となった場合をいいます。

５　イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

６　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

様式ID	NTA0VNX514010010

現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	F04	
贈与者、被相続人の氏名		

租税特別措置法施行令　第40条の７の８第29項
第40条の７の10第27項　の規定による死亡等の日(注１)の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(注２)の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中　贈与税
相続税　額の明細は、次のとおりです。

期限の到来した事由 （該当する事由の□にレ印を記入してください。）	事由が生じた年月日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額
□ 承継会社株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
□ 承継会社株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
□ 承継会社株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
□ 承継会社株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
□ 承継会社株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円

○　（注１）及び（注２）については、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）

《使用目的等》

この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、同法第70条の６の８第14項又は第70条の６の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が２以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

《記載要領等》

「期限の到来した事由」及び「事由が生じた年月日」は、次のとおりです。

１　「期限の到来した事由」とは、それぞれ次の事由となります。

⑴　「承継会社株式等の一部譲渡等」とは、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第５項第２号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第５項第２号に該当した場合をいいます。

⑵　「合併により消滅」とは、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第５項第３号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第５項第３号に該当した場合をいいます。

⑶　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第５項第４号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第５項第４号に該当した場合をいいます。

⑷　「会社分割」とは、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第５項第５号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第５項第５号に該当した場合をいいます。

⑸　「組織変更」とは、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第５項第６号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第５項第６号に該当した場合をいいます。

２　「事由が生じた年月日」とは、それぞれ次の日となります。

⑴　「承継会社株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

⑵　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

⑶　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

⑷　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

⑸　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

(注) １　「死亡等の日」とは、

⑴　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日又は③特例事業受贈者が同条第14項第３号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

⑵　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日又は②特例事業相続人等が同条第15項第２号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

＜現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）　記載要領等＞

２　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

様式ID	NTA1VNX515010010

★

現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	F07	—	—
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01	元号	年	月	日

郵便番号	F05	—	住所	F06	

承継会社の名称	

私は、租税特別措置法 第70条の７第１項 / 第70条の７の５第１項 の規定の適用に係る贈与をし、同法 第70条の６の８第14項第３号 / 第70条の６の10第15項第２号 の規定により次の 贈与税 / 相続税 を免除されたいので届け出ます。

1　特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）の贈与に関する事項

	贈与をした年月日	贈与を受けた人の住所	贈与を受けた人の氏名
イ	・　・		
ロ	・　・		
ハ	・　・		

2　贈与をした承継会社株式等の数又は金額　　株・口・円

【承継会社株式等の内訳】

	前の贈与者に関する事項			左記の者に係る株式等の数又は金額（株・口・円）	左記の株式等の贈与を受けた人ごとの数又は金額（株・口・円）		
	贈与年月日	氏名	この届出書を提出する時点の住所		１イの者	１ロの者	１ハの者
前の贈与に係るもの	・　・						
	・　・						
	・　・						
上記以外							

3　贈与の直前における猶予中 贈与税 / 相続税 額　　円

4　免除を受ける 贈与税 / 相続税 額　　円

5　特例（受贈）事業用資産の 贈与を受けた / 相続（遺贈）があった 年月日　　令和　年　月　日

6　贈与者 / 被相続人 の住所　　氏名

7　贈与をした日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

税理士署名	R01		税理士電話番号	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）

《この届出書の提出が必要な方》

承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産である承継会社株式等の全てにつき同法第70条の７第１項又は第70条の７の５第１項の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

《提出期限》

この届出書は、承継会社株式等の贈与を受けた者がその承継会社株式等について同法第70条の７第１項又は第 70 条の７の５第１項の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後６か月以内に提出する必要があります。

《記載要領等》

１　表題の「贈与税・相続税」や５の「贈与を受けた・相続（遺贈）があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

２　「２　贈与をした承継会社株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

⑴　贈与をした承継会社の株式等に承継会社株式等以外のものが含まれる場合には、承継会社株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

⑵　承継会社株式等のうち先に取得をした特例（受贈）事業用資産に係るもの（先に取得をした特例受贈事業用資産が租税特別措置法第70条の６の８第14項第３号の規定の適用により取得をしたものである場合には、その承継会社株式等のうち先に同条第１項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

⑶　【承継会社株式等の内訳等】欄は、特例事業受贈者が免除対象贈与の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記入します。

イ　免除対象贈与の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の租税特別措置法第70条の６の８第14項第３号の規定の適用に係るものは「前の贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。

ロ　「前の贈与者に関する事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記入してください。

※　「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の７の８第３項に定める者に租税特別措置法第70条の６の８第14項第３号の規定の適用に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。

３　「５　特例（受贈）事業用資産の　贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日」欄には、届出者が承継会社株式等に係る特例受贈事業用資産を贈与により取得をした年月日又は特例事業用資産を相続若しくは遺贈により取得をした年月日を記入してください。

４　「６　贈与者・被相続人　の住所＿＿氏名＿＿」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

５　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用を受ける特例事業受贈者の最初の同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

６　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

⑴　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

＜現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）記載要領等＞

⑵　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

７　この届出書の添付書類は、「『現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」の添付書類一覧

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

添　付　書　類		
1	「現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）」及び「（同）別紙」（注１）	
2	「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）」（注２）	
3	贈与をした日における承継会社に係る次の書類	
	①	定款の写し
	②	株主名簿の写しその他の書類で承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（承継会社が証明したものに限ります。）
	③	贈与をした日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

（注）１　「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

２　納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には添付は不要です。

３　贈与をした日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

A	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
B	合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

様式ID	NTA1VNZ140010010

★

現物出資に係る事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書

年 月 日 提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	— —
氏名（届出者）	F04		生年月日	K01 元号 年 月 日

郵便番号	—	住所	F06	

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の６の８第１項 第70条の６の10第１項 の規定に基づく事業用資産についての納税猶予について、

この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

1　贈与者又は被相続人の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

2　特例(受贈)事業用資産を取得した年月日　令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

3　承継会社の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名称＿＿＿＿＿＿＿＿

4　猶予中贈与税額（相続税額）＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）　この届出書の提出があった日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

税理士署名		税理士電話番号	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書

《使用目的》

この届出書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用してください。

なお、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者（当該承認を受けた者を除きます。）が、税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をする場合は、「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書」を使用してください。

様式ID	NTA1VNX517010010

★

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の 贈与税／相続税 の破産等免除申請書

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	F07	—	—
氏名（申請者）	F04		生年月日	K01	元号	年 月 日

郵便番号	F05	—	住所	F06	

租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号／第40条の７の10第25項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第16項／第70条の７の２第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税／相続税 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者／被相続人	住所		氏名	

１　この申請に係る事情の別及びその事情が生じた年月日

承継会社の名称＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿

※　該当する事由の□にレ印を記入してください。

□　①　租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第16項第１号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第17項第１号に該当

・譲渡等があった日　令和＿年＿月＿日

（譲渡先の氏名・名称＿＿＿＿＿＿　住所・所在地＿＿＿＿＿＿）

□　②　租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第16項第２号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第17項第２号に該当

・解散をした日　令和＿年＿月＿日

（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日　令和＿年＿月＿日）

□　③　租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第16項第３号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第17項第３号に該当

・合併の効力が生じた日　令和＿年＿月＿日

（吸収合併存続会社等(注１)の名称＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿）

□　④　租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第16項第４号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第17項第４号に該当

・株式交換等の効力が生じた日　令和＿年＿月＿日

（株式交換完全親会社等(注２)の名称＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿）

２　１の事情の詳細

＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

３　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※　上記１の②の事情に該当する場合には、次の②欄から④欄までは記載を要しません。

①	１の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	①　円
②	承継会社株式等(注３)の譲渡等の対価の額(注４)	②　円
③	承継会社株式等の時価に相当する金額(注５)	③　円
④	②と③のいずれか大きい金額	④　円
⑤	剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）(注６)	⑤　円
イ	特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	イ　円
ロ	承継会社から支給された給与(注７)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	ロ　円
⑥	免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））	⑥　円

税理士署名	R01		税理士電話番号	R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

○　（注１）から（注７）まで及びこの申請に必要な書類については、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書

《使用目的等》

この申請書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の株式等の譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用してください。

《提出期限》

免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から２か月以内（譲渡等の事由の生じた日から２か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

《記載要領等》

「１　この申請に係る事情の別及びその事情が生じた年月日」の①から④までに掲げる事由の内容及び各事由に該当した場合における添付書類は、次のとおりです。

１　「①　租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第16項第１号又は同令第40条の７の10第25項第２号において準用する同法第70条の７の２第17項第１号に該当」する場合とは、次の場合をいいます。

⑴　特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の８第11項に定める特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して承継会社の株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第40項又は第40条の８の２第45項に定める者をいいます。

⑵　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために承継会社の株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第41項又は第40条の８の２第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の８第41項又は第40条の８の２第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【⑴の場合に該当する場合の添付書類】

イ　譲渡等があったことを明らかにする書類

ロ　譲渡等後の承継会社の株主名簿の写しその他の書類で承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（承継会社が証明したものに限られます。）

ハ　その他参考となる書類

【⑵の場合に該当する場合の添付書類】

イ　次に掲げる承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

ロ　譲渡等後の承継会社の株主名簿の写しその他の書類で承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（承継会社が証明したものに限られます。）

ハ　その他参考となる書類

２　「②　租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 27 項第２号において準用する租税特別措置法第 70 条の７第 16 項第２号又は同令第 40 条の７の 10 第 25 項第２号において準用する同法第 70 条の７の２第 17 項第２号に該当」する場合とは、承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

イ　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

ロ　その他参考となる書類

３　「③　租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 27 項第２号において準用する租税特別措置法第 70 条の７第 16 項第３号又は同令第 40 条の７の 10 第 25 項第２号において準用する同法第 70 条の７の２第 17 項第３号に該当」する場合とは、承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

イ　合併があったことを明らかにする書類

ロ　その他参考となる書類

４　「④　租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 27 項第２号において準用する租税特別措置法第 70 条の７第 16 項第４号又は同令第 40 条の７の 10 第 25 項第２号において準用する同法第 70 条の７の２第 17 項第４号に該当」する場合とは、承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等（注２）となった場合をいいます。

【添付書類】

イ　株式交換等があったことを明らかにする書類

ロ　その他参考となる書類

（注）１　「吸収合併存続会社等」とは、会社法第 749 条第１項に規定する吸収合併存続会社又は同法第 753 条第１項に規定する新設合併設立会社をいいます。

２　「株式交換完全親会社等」とは、会社法第 768 条第１項第１号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第 773 条第１項第５号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

３　特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等をいいます。

４　承継会社株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

５　「承継会社株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 36 項に定める金額をいいます。

６　承継会社の株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの、承継会社の解散前５年間に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前５年間に支払われたものをいいます。

７　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

□□□－□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住　所

氏　名　　様

令和　　年　　月　　日

税務署長　　㊞

現物出資に係る事業用資産についての 贈与税／相続税 額の破産等免除申請に対する 承認／却下／一部却下 通知書

令和　　年　　月　　日付で提出があった

租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第16項
租税特別措置法施行令第40条の７の10第25項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７の２第17項

の規定に基づく申請を 承認／却下／一部却下 します。

１　承継会社の名称　　

２　申請があった破産等免除 贈与税／相続税 額 ・・・・・・・・・・・・・・・　　円

３　免除した 贈与税／相続税 額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

４　却下した破産等免除 贈与税／相続税 額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

　　ほか利子税の額　　円

５　却下した税額の納付期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　令和　　年　　月　　日

６　却下した理由

上記４の却下した破産等免除 贈与税／相続税 の額及び利子税の額は、上記５の納付期限までに至急 納付してください。

なお、上記５の納付期限までに納付しなかった場合には、上記４の却下した税額に、上記５の納付期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

様式ID	NTA1VNX518010010

★

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の 贈与税／相続税 の差額免除申請書

（１面）　　年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長
フリガナ	F03		電話番号 F07	— —
氏名（申請者）	F04		生年月日 K01	元号 年 月 日
郵便番号	F05	—	住所 F06	

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第27項第２号／第40条の７の10第25項第２号 において準用する租税特別措置法 第70条の７の５第12項／第70条の７の６第13項 又は 第70条の７の５第13項／第70条の７の６第14項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税／相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者／被相続人	住所		氏名	

１　この申請に係る事由の別

承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿　所在地 ＿＿＿＿＿＿

※　該当する事由の□にレ印を記入してください。

□　①　譲渡等（準用租税特別措置法（租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号又は第40条の７の10第25項第２号において準用する租税特別措置法をいいます。以下同じです。）第70条の７の５第12項第１号又は第70条の７の６第13項第１号）

・譲渡等があった日　令和 ＿＿年＿＿月＿＿日

（譲渡先の氏名・名称 ＿＿＿＿＿＿　住所・所在地 ＿＿＿＿＿＿）

□　②　合併（準用租税特別措置法第70条の７の５第12項第２号又は第70条の７の６第13項第２号）

・合併の効力が生じた日　令和 ＿＿年＿＿月＿＿日

（吸収合併存続会社等の名称 ＿＿＿＿＿＿　所在地 ＿＿＿＿＿＿）

□　③　株式交換等（準用租税特別措置法第70条の７の５第12項第３号又は第70条の７の６第13項第３号）

・株式交換等の効力が生じた日　令和 ＿＿年＿＿月＿＿日

（株式交換完全親会社等の名称 ＿＿＿＿＿＿　所在地 ＿＿＿＿＿＿）

□　④　解散（準用租税特別措置法第70条の７の５第12項第４号又は第70条の７の６第13項第４号）

・解散をした日　令和 ＿＿年＿＿月＿＿日

２　１の事情の詳細

＿＿＿＿＿＿

様式ID	NTA0VNX518020010

（２面）

６　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

①　１の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
②　①のうち、承継会社株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した承継会社株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額（①×ロ/イ） ※　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
イ　譲渡等の直前において有していた承継会社株式等の数又は金額	株・口・円
ロ　イのうち譲渡等した承継会社株式等の数又は金額	株・口・円
③　再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）	円
イ　対価の額	円
ロ　イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ　１の事由が生じた直前における承継会社株式等の時価に相当する金額	円
ニ　ハの２分の１に相当する金額（解散による場合はハの金額）	円
ホ　イとニのいずれか大きい金額	円
④　剰余金の配当等の額（イ＋ロ）	円
イ　特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ　承継会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①（承継会社株式等の一部を譲渡等した場合には②）－（③＋④））	円

７　引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

準用租税特別措置法第70条の７の５第12項・第70条の７の６第13項の規定の適用を受ける場合には⑴、準用租税特別措置法第70条の７の５第13項・第70条の７の６第14項の規定の適用を受ける場合には⑵に記載してください。

⑴　準用租税特別措置法第70条の７の５第12項・第70条の７の６第13項の規定により納付する税額の計算等

①　１の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額（６①）	円
②　納付する税額（６③＋６④（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産の交付がある場合には、イ＋ロ））	円
イ　再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（６③）のうち株式等以外の財産の価額（６③ロ）に対応する金額（６③×６③ロ/６③ホ） ※　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
ロ　剰余金の配当等の額（６④）	円
③　免除を受けようとする贈与税・相続税額（６⑤）	円
④　引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－②－③）	円

⑵　準用租税特別措置法第70条の７の５第13項・第70条の７の６第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

①　準用租税特別措置法第70条の７の５第13項・第70条の７の６第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額（６③＋６④）	円
②　承継会社株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した承継会社株式等以外の承継会社株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額（６①－６②）	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①＋②）	円

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書

《使用目的等》

この申請書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）の譲渡等その他一定の事由が生じたときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の差額免除の申請を行う場合に使用してください。

《提出期限》

差額免除の申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から２か月以内（その事由の生じた日から２か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

《記載方法等》

１　「１　この申請に係る事由の別」欄は、該当する事由にレ印を記入してください。
なお、この申請に係る①から④までの事由は、それぞれ次のとおりです。

⑴　「準用租税特別措置法第70条の７の５第12項第１号又は第70条の７の６第13項第１号」に該当する場合（①の事由）とは、承継会社株式等の全部又は一部を特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の８第11項に定める特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の者に対して譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）をした場合をいいます。

⑵　「準用租税特別措置法第70条の７の５第12項第２号又は第70条の７の６第13項第２号」に該当する場合（②の事由）とは、承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が特例事業受贈者・相続人等の特別関係者以外のものである場合に限ります。）をいいます。

※　「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第１項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第１項に規定する新設合併設立会社をいいます。

⑶　「準用租税特別措置法第70条の７の５第12項第３号又は第70条の７の６第13項第３号」に該当する場合（③の事由）とは、承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（当該他の会社が特例事業受贈者・相続人等の特別関係者以外のものである場合に限ります。）をいいます。

※　株式交換完全子会社等とは、会社法第768条第１項第１号に規定する株式交換完全子会社又は同法第773条第１項第５号に規定する株式移転完全子会社をいいます。

⑷　「準用租税特別措置法第70条の７の５第12項第４号又は第70条の７の６第13項第４号」に該当する場合（④の事由）とは、承継会社が解散をした場合をいいます。

２　「３　準用租税特別措置法第70条の７の５第13項又は第70条の７の６第14項の規定の適用を受ける場合には、１の事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数」欄は、譲渡等の対価の額（事由①の場合）、合併対価の額（事由②の場合）又は交換等対価の額（事由③の場合）が、それぞれ承継会社株式等の時価に相当する金額の２分の１以下である場合において準用租税特別措置法第70条の７の５第13項又は第70条の７の６第14項の適用を受けるときに、これらの事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数を記載してください。

※１　「合併対価の額」とは、吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。

２　「交換等対価の額」とは、他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。

３　「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の９第４項各号

に掲げるいずれかの者をいいます。

3　「４　承継会社の事業の継続が困難な事由の別」欄は、租税特別措置法第 40 条の８の５第 22 項第１号から第５号まで又は第 40 条の８の６第 29 項第１号から第５号までに掲げる事由のうち、該当する事由についてその規定を記載してください。

4　「５　株式等の譲渡等が承継会社株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」欄には、１の事由が①の譲渡等である場合において、その譲渡等がその承継会社株式等の一部の譲渡等であるとき又はその譲渡等の直前において特例事業受贈者・相続人等が承継会社の株式等のうち承継会社株式等以外のものを有するときに、その譲渡等の直前において特例事業受贈者・相続人等が有していた承継会社の株式等について記載します。

⑴　「①　取得年月日」欄は、承継会社株式等に係る特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた年月日（租税特別措置法第 70 条の６の８第 14 項第３号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合には、前の贈与者に係る贈与年月日）又は相続（遺贈）があった年月日を記載してください。

⑵　「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第３項に定める者に免除対象贈与に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。

5　「６　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算」欄は、次により記載します。

⑴　③欄の「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、③ホの額を租税特別措置法第 70 条の６の８又は第 70 条の６の 10 の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をした特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして、同法第 70 条の７の５第２項第８号又は第 70 条の７の６第２項第８号の規定により計算をした金額をいいます。

⑵　③イ欄の「対価の額」は、１の事由に応じ、承継会社株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額を記載します。なお、１の事由が解散の場合には、零となります。

⑶　③ハ欄の「承継会社株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 36 項に定める金額をいいます。

⑷　④欄の「剰余金の配当等の額」は、１の事由が生じた日以前５年以内に支払われたものについて、それぞれの金額を記載します。なお、給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

6　準用租税特別措置法第 70 条の７の５第 12 項又は第 70 条の７の６第 13 項の規定による免除を受ける場合には、「７　引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等」欄の⑴②の「納付する税額」を、申請期限までに納付する必要があります。

《添付書類》

1　譲渡等に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書又は株式移転計画書の写しその他の書類で、１の事由のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの

2　譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類

3　「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」

4　準用租税特別措置法第 70 条の７の５第 13 項又は第 70 条の７の６第 14 項の規定の適用を受ける場合には、１の事由に該当することとなった時の直前における承継会社の常時使用従業員の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第６項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第 23 条の９第４項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し

5　その他参考となるべき事項を記載した書類

6　担保提供書及び担保提供関係書類

様式ID	NTA0VNZ130010010

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書

（１面）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

１　判定期間等

⑴　差額免除の申請事由が生じた日※１：　　令和＿＿年＿＿月＿＿＿日

⑵　⑴の日が属する事業年度の直前事業年度：　自　令和＿＿年＿＿月＿＿＿日　～　至　令和＿＿年＿＿月＿＿＿日

⑶　直前事業年度末の翌日以後申請事由が生じた日までの期間※２：　　Ａ…６か月以内　・　Ｂ…６か月超

※１　「差額免除の申請事由が生じた日」は、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」の「１　この申請に係る事由の別」欄の記載に応じ、その事由が生じた日を記載します。

２　この期間がＡ又はＢのいずれに該当するかにより、２の⑴から⑶までの各判定における事業年度の範囲が異なります。

２　事業継続困難事由が生じた事情の詳細

次の⑴から⑸までの事由のうち該当する事由にレ印を記入して、その内容を記載してください。なお、該当するものが複数ある場合でも、その該当する全ての事由について記載する必要はありません。

□⑴　経常損益金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の８の５第22項第１号・第40条の８の６第29項第１号）

	①直前の事業年度	②２期前の事業年度	③３期前の事業年度	④４期前の事業年度
イ　経常損益金額※	円	円	円	円
ロ　判定（１⑶がＡの場合はイ①～④・Ｂの場合はイ①～③のいずれか２以上が０未満）				該当　・　非該当

※　会社計算規則第91条第１項に規定する経常損益金額をいいます。

□⑵　平均総収入金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の８の５第22項第２号・第40条の８の６第29項第２号）

	①直前の事業年度	②２期前の事業年度	③３期前の事業年度	④４期前の事業年度	⑤５期前の事業年度
イ　総収入金額	円	円	円	円	円
ロ　営業外収益※１					
ハ　特別利益※２					
ニ　平均総収入金額（イ－ロ－ハ／事業年度の月数）					
ホ　前事業年度からの増減額	（ニ①－ニ②）	（ニ②－ニ③）	（ニ③－ニ④）	（ニ④－ニ⑤）	
ヘ　判定（１⑶がＡの場合はホ①～④・Ｂの場合はホ①～③のいずれか２以上が０未満）					該当　・　非該当

※１　会社計算規則第88条第１項第４号に掲げる営業外収益をいいます。

２　会社計算規則第88条第１項第６号に掲げる特別利益をいいます。

□⑶　収入負債割合に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の８の５第22項第３号・第40条の８の６第29項第３号）

	①　直前の事業年度末	②　２期前の事業年度末
イ　平均総収入金額に６を乗じた金額	（⑵ニ①×６）　円	（⑵ニ②×６）　円
ロ　負債※の帳簿価額		
ハ　イ－ロの金額		
ニ　判定（１⑶がＡの場合はハ①又は②・Ｂの場合はハ①が０以下）		該当　・　非該当

※　利子（特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の８の５第14項において準用する同令第40条の８第11項又は同令第40条の８の６第14項において準用する同令第40条の８の２第11項に定める特別の関係がある者に対して支払うものを除きます。）の支払の基因となるものに限ります。

（２面に続きます。）

○　この事由書は、現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書に添付して提出してください

様式ID	NTA0VNZ130020010

（２面）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	

□⑷　業種平均株価に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の８の５第22項第４号・第40条の８の６第29項第４号）

イ　各判定期間※1における業種平均株価　（類似業種：　　業種目番号：　　）※2

①　期間		判定期間 令和　年　月～ 令和　年　月	前判定期間 令和　年　月～ 令和　年　月	前々判定期間 令和　年　月～ 令和　年　月
②　各月における上場株式平均株価※3	月	円	円	円
	月	円	円	円
	月	円	円	円
	月	円	円	円
	月	円	円	円
	月	円	円	円
	月	円	円	円
	月	円	円	円
	月	円	円	円
	月	円	円	円
	月	円	円	円
	月	円	円	円
③　各月の合計（A）		円	円	円
④　業種平均株価 （各判定期間のA/12）		Ⓐ　円	Ⓑ　円	Ⓒ　円

ロ　判定（　Ⓐ＜Ⓑ　又は　Ⓑ＜Ⓒ　）	該当　・　非該当

※1　「判定期間」とは直前事業年度の終了の日の１年前の日の属する月から同月以後１年を経過する月までの期間をいい、「前判定期間」とは判定期間の開始前１年間をいい、「前々判定期間」とは前判定期間の開始前１年間をいいます。

2　「類似業種」及び「業種目番号」は、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」の６③ハ欄の「承継会社株式等の時価に相当する金額」を求める際に用いた「類似業種」及び「業種目番号」によります。

3　上場株式平均株価は、「類似業種」及び「業種目番号」に応じ「○年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について（法令解釈通達）」に定める各月の株価を記載します。

□⑸　特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により承継会社の業務に従事することができなくなったこと（申請事由が解散の場合を除きます。）（租税特別措置法施行令第40条の８の５第22項第５号・第40条の８の６第29項第５号）

（事由の詳細）

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(R8.9)

□□□－□□□□

住　所

氏　名　　様

お問い合わせ番号	－　　－

令和　　年　　月　　日

税務署長　　㊞

現物出資に係る事業用資産についての 贈与税／相続税 額の差額免除申請に対する 承認／却下／一部却下 通知書

令和　　年　　月　　日付で提出があった

租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７の５第12項
租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７の５第13項
租税特別措置法施行令第40条の７の10第25項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７の６第13項
租税特別措置法施行令第40条の７の10第25項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７の６第14項

の規定に基づく申請を 承認／却下／一部却下 します。

1　承継会社の名称

2　猶予中の 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

3　申請があった再計算した納税猶予分の猶予中 贈与税／相続税 額　・・・・　　円

4　申請があった剰余金の配当等の額・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

5　申請があった差額免除 贈与税／相続税 額・・・・・・・・・・・・・・・　　円

6　免除した 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

7　却下した差額免除 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

　ほか利子税の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

8　却下した税額の納付期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　令和　　年　　月　　日

9　却下した理由

10　引き続き納税の猶予がされる 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・　　円

（上記のうち 租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７の５第13項／租税特別措置法施行令第40条の７の10第25項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７の６第14項 の規定により猶予中 贈与税／相続税 額とされる金額・・・・・・・・・・・・　　円）

上記７の却下した差額免除 贈与税／相続税 の額及び利子税の額は、上記８の納付期限までに／至急 納付してください。

なお、上記８の納付期限までに納付しなかった場合には、上記７の却下した税額に、上記８の納付期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

様式ID	NTA1VNX526010010

★

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の 贈与税／相続税 の追加免除申請書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号 年 月 日
郵便番号 F05	—	住所 F06	

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第27項第２号／第40条の７の10第25項第２号 において準用する租税特別措置法 第70条の７の５第14項第１号／第70条の７の６第15項第１号 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税／相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者／被相続人	住所		氏名	

１　対象会社に関する事項

①　対象会社の名称		所在地	
②　業務の内容			
③　譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時の直前において承継会社（特例（受贈）事業用資産の現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の常時使用従業員であった者の数（人）			
④　③の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から２年を経過する日まで引き続き対象会社の常時使用従業員である者の数（人）			
⑤　③・④の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち対象会社が所有又は賃借をしているものの所在地			

２　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等

①　猶予中贈与税・相続税額（円）	
②　①のうち、準用租税特別措置法第70条の７の５第13項・第70条の７の６第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額（円）	
③　特例再計算贈与・相続税額の計算（円）（ロ＋ハ）	
イ　対価の額（円）	
ロ　再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（円）（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）	
ハ　剰余金の配当等の額（円）	
④　納付する贈与税・相続税額（円）（③（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ＋ハ））	
イ　対価の額（③イ）のうち、株式等以外の財産の価額（円）	
ロ　再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（③ロ）のうち、株式等以外の財産の価額（イ）に対応する金額（円）（③ロ×イ/③イ） ※　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
ハ　剰余金の配当等の額（円）（③ハ）	
⑤　免除を受けようとする贈与税・相続税額（円）（②－③）	
⑥　引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（円）（①－④－⑤）	

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書

《使用目的等》

この申請書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、準用租税特別措置法（租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号又は第40条の７の10第25項第２号において準用する租税特別措置法をいいます。以下同じです。）第70条の７の５第13項又は第70条の７の６第14項の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から２年を経過する日（当該２年を経過する日前に特例事業受贈者若しくは当該特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例事業相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日。以下同じです。）において、対象会社※1がその事業を継続している場合※2に該当することにより、準用租税特別措置法第70条の７の５第14項第１号又は第70条の７の６第15項第１号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用してください。

※１　「対象会社」とは、準用租税特別措置法第70条の７の５第13項又は第70条の７の６第14項の適用に係る譲渡等をした特例（受贈）事業用資産である株式等に係る会社、合併に係る吸収合併存続会社等又は株式交換等に係る株式交換完全子会社等をいいます。

２　「事業を継続している場合」とは、この申請書の１の④の人数が③の人数の２分の１に相当する数（その数に１人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、③の数が１人のときは１人とします。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の８の５第31項各号又は第40条の８の６第38項各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。

《提出期限》

免除申請を行う場合には、当該２年を経過する日から２か月以内（当該２年を経過する日から２か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

《記載要領等》

１　「１　対象会社に関する事項」欄は、次により記載してください。

⑴　③欄の「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、承継会社の株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の７の５第12項第１号又は第70条の７の６第13項第１号に該当する譲渡等をした時、承継会社が同法第70条の７の５第12項第２号又は第70条の７の６第13項第２号に該当する合併により消滅した時又は承継会社が同法第70条の７の５第12項第３号又は第70条の７の６第13項第３号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。

⑵　③欄及び④欄の「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の９第４項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

⑶　⑤欄の「事務所、店舗、工場その他これらに類するもの」が２以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。なお、その所在地が対象会社の所在地と同じ場合には、「①と同じ」と記載してください。

２　「２　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について次により記載します。

⑴　③欄のイの「対価の額」とは、準用租税特別措置法第70条の７の５第14項第１号又は第70条の７の６第15項第１号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額又は株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。

＜現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書　記載要領等＞

⑵　③欄のロの「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③欄のイの対価の額を租税特別措置法第70条の６の８第１項又は第70条の６の10第１項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をした特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして、同法第70条の７の５第２項第８号又は第70条の７の６第２項第８号の規定により計算をした金額をいいます。

⑶　③欄のハの「剰余金の配当等の額」とは、準用租税特別措置法第70条の７の５第13項又は第70条の７の６第14項の規定による免除（差額免除）の適用に当たり免除される贈与税・相続税額の計算の基礎となった剰余金の配当等の額を記載します。

⑷　④欄の「納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

《添付書類》

１　対象会社が譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から２年を経過する日における対象会社の従業員数証明書その他の書類で、譲渡等、合併又は株式交換等の直前において承継会社の常時使用従業員であった者のうち当該２年を経過する日まで引き続き対象会社の常時使用従業員である者の数を証するもの及びその者の一覧表

２　登記事項証明書その他の書類で、対象会社が当該２年を経過する日において１の⑤欄の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの

□□□－□□□□
住　所
氏　名　　様

お問い合わせ番号	－　　－

令和　　年　　月　　日
税務署長　　㊞

現物出資に係る事業用資産についての 相続税／贈与税 額の追加免除申請に対する 承認／却下／一部却下 通知書

令和　　年　　月　　日付で提出があった
租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７の５第14項第１号
租税特別措置法施行令第40条の７の10第25項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７の６第15項第１号

の規定に基づく申請を 承認／却下／一部却下 します。

1　承継会社の名称　　

2　猶予中の 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

3　申請があった再計算した納税猶予分の猶予中 贈与税／相続税 額　・・・・　　円

4　申請があった剰余金の配当等の額・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

5　申請があった追加免除 贈与税／相続税 額・・・・・・・・・・・・・・・　　円

6　免除した 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

7　却下した追加免除 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

　ほか利子税の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

8　却下した税額の納付期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　令和　　年　　月　　日

9　却下した理由

10　引き続き納税の猶予がされる 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・　　円

上記７の却下した追加免除 贈与税／相続税 の額及び利子税の額は、上記８の納付期限までに 至／急 納付してください。

なお、上記８の納付期限までに納付しなかった場合には、上記７の却下した税額に、上記８の納付期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

様式ID NTA1VNX519010010

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05 —	住所 F06		

租税特別措置法 第70条の6の8第1項 / 第70条の6の10第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 / 相続税 について、次のとおり、租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第2号 / 第40条の7の10第25項第2号 において準用する同法 第70条の7第21項 / 第70条の7の2第22項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者 被相続人	住所		氏名	

1　この申請に係る事情の別

承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿　所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

※　承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。

□　①　民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、承継会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第47項第１号又は第40条の８の２第52項第１号で定める評定が行われたこと

□　②　会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、承継会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の８第47項第１号又は第40条の８の２第52項第１号で定める評定が行われたこと

□　③　民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の８第41項又は第40条の８の２第46項に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合において、承継会社の有する資産につき同項第１号イに規定する事実に従って行う同項第２号の資産評定が行われたこと

2　1の事情が生じた年月日（認可決定日）　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

3　1の事情の詳細

（※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。）

4　再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

①　1の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額		円
②　再計算猶予中贈与税・相続税額（注1）		円
③　剰余金の配当等の額（イ＋ロ）（注2）		円
イ　特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額		円
ロ　承継会社から支給された給与（注3）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額		円
④　再計算免除贈与税・相続税額（①－（②＋③））		円

（※　再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる承継会社株式等の認可決定日における価額を計算します。）

【承継会社株式等の認可決定日における価額の計算】

a　認可決定日の直前において承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における承継会社の株式又は出資の価額の１単位当たりの価額		円
b 認可決定日の直前において有していた承継会社株式等の数又は金額		株（口・円）
c 認可決定日における価額（a × b）（注1）		円

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	— —
税務署整理欄	通信日付印の年月日 F12	（西暦）年　月　日	

○　（注１）から（注３）まで及びこの申請に必要な書類等については、記載要領等を参照してください。

(R8.9)

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

《使用目的等》

この申請書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その承継会社の有する資産につき評定が行われたことなどにより、その認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用してください。

《提出期限》

この申請を行う場合には、認可決定日から２か月以内（その認可決定日から２か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）に、この申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

《添付書類》

１　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（１の事情の①又は②に該当する場合）

⑴　認可決定日における承継会社の定款の写しその他の書類で、その承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　認可決定日における承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その承継会社が証明したものに限ります。）

⑶　承継会社に係る再生計画（民事再生法第２条第３号に規定する再生計画で同法第174条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその承継会社に係る更生計画（会社更生法第２条第２項に規定する更生計画で同法第199条第１項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類

⑷　承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の８第47項第１号又は第40条の８の２第52項第１号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表

２　租税特別措置法施行令第40条の８第41項又は第40条の８の２第46項に定める法人税法施行令第24条の２第１項に規定する事実が生じた場合（１の事情の③に該当する場合）

⑴　③の事実が生じた日（認可決定日）における承継会社の定款の写しその他の書類で、その承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第２条に規定する中小企業者であること及びその承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの

⑵　③の事実が生じた時における承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その承継会社が証明したものに限ります。）

⑶　承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の２第１項第１号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第１項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類

＜現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書　記載要領等＞

⑷　法人税法施行規則第８条の６第１項第１号に掲げる者が作成した書類で、⑶の債務処理計画が租税特別措置法施行令第 40 条の８第 41 項又は第 40 条の８の２第 46 項に規定するものである旨を証するもの

（注）１　「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 38 項の規定により算出した金額（【承継会社株式等の認可決定日における価額の計算】の「認可決定日における価額」欄の価額）を、贈与又は相続により取得をした特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。

２　「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前５年間に支払われたものをいいます。

なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

３　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

□□□－□□□□
住　所
氏　名　　様

お問い合わせ番号	－　　－

令和　　年　　月　　日
税務署長　　㊞

現物出資に係る事業用資産についての 贈与税／相続税 額の再計算免除申請に対する 承認／却下／一部却下 通知書

令和　　年　　月　　日付で提出があった
租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７第21項
租税特別措置法施行令第40条の７の10第25項第２号において準用する租税特別措置法第70条の７の２第22項
の規定に基づく申請を 承認／却下／一部却下 します。

1　承継会社の名称　　

2　猶予中の 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

3　申請があった再計算猶予中 贈与税／相続税 額　・・・・・・・・・・・・・　　円

4　申請があった剰余金の配当等の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

5　申請があった再計算免除 贈与税／相続税 額・・・・・・・・・・・・・・・　　円

6　免除した 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

7　却下した再計算免除 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

8　却下した理由

9　猶予期限が確定した 贈与税／相続税 の額（猶予確定税額）・・・・・・・・・・　　円

　ほか利子税の額　　円

10　猶予確定税額の猶予期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　令和　　年　　月　　日

11　猶予期限が確定した理由

12　引き続き納税の猶予がされる 贈与税／相続税 の額・・・・・・・・・・・・・　　円

上記９の猶予確定税額及び利子税の額は、上記 10 の猶予期限までに納付してください。

なお、上記 10 の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記９の猶予確定税額に、上記 10 の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額及び利子税の額と併せて納付してください。

おって、納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

様式ID	NTA1VNX520010010

★

災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書

【現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予】

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05 —	住所 F06		

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第27項第５号 / 第40条の７の10第25項第５号 において準用する租税特別措置法 第70条の７第30項 / 第70条の７の２第31項 の規定の適用を受けたいので、承継会社が、次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日	令和　年　月　日
事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した年月日	令和　年　月　日

1　災害等により被害を受けた承継会社に関する事項

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿　本店の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

2　災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

⑴　災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

確認事項		
	①　災害が発生した年月日	令和　年　月　日
	②　災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における総資産（直前の事業年度がない場合は、現物出資日における特例（受贈）事業用資産に係る事業の総資産）の価額	円
	③　災害により滅失をした資産の価額の合計額 （注）１　滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 ２　資産には、準用措置法第70条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④　（③÷②×100）　**【30%以上であれば適用可】**	%

⑵　災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記⑴に該当する場合を除きます。）

確認事項		
	①　災害が発生した年月日	令和　年　月　日
	②　災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③　災害により滅失又は損壊をした事業所(注)において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 （注）　災害が発生した日から同日以後６か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
	④　（③÷②×100）　**【20%以上であれば適用可】**	%

⑶　中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記⑴又は⑵に該当する場合を除きます。）

確認事項		
	①　中小企業信用保険法第２条第５項の該当事由（３号・４号）及び特定日(注) （注）　特定日とは、中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□　３号該当　□　４号該当 特定日：令和　年　月　日
	②　特定日の１年前の日から同日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③　特定日から特定日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④　（③÷②×100）　**【70%以下であれば適用可】**	%

※　上記⑶に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日 F12	（西暦）年	月	日

(R8.9)

記載要領等	災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書【現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予】

《使用目的等》

この届出書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、当該現物出資により設立された会社（以下「承継会社」といいます。）が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法施行令第40条の７の８第27項第５号又は第40条の７の10第25項第５号において準用する措置法（以下「準用措置法」といいます。）第70条の７第30項又は第70条の７の２第31項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、次に掲げる場合に該当し、これらの規定の適用を受けた場合には、（贈与）特定期間内において承継会社が準用措置法第70条の７第３項第９号又は第70条の７の２第３項第９号の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。

１　災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合

２　災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記１に該当する場合を除きます。）

３　中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合において、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき（上記１又は２に該当する場合を除きます。）

(注)１　「(贈与）特定期間」とは、災害が発生した日の直前の特定基準日（特定申告期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。なお、事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日後に到来する最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、当該株式等を取得した日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。

２　「特定申告期限」とは、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の措置法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。

３　資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	０%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

４　「常時使用従業員」とは措置法第70条の７第２項第１号イ又は第70条の７の２第２項第１号イに規定する常時使用従業員をいいます。

《提出期限》

１　準用措置法第70条の７第30項の規定の適用を受ける場合
　災害等の発生した日から10か月を経過する日

２　準用措置法第70条の７の２第31項の規定の適用を受ける場合

⑴　災害等の発生した日前に相続等があったとき
　災害等の発生した日から10か月を経過する日

⑵　災害等の発生した日から同日以後１年を経過する日までに相続等があったとき
　相続税の申告書の提出期限

＜災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書【現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予】　記載要領等＞

《記載要領》

「２　災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」については、災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様に応じ、⑴から⑶のいずれかの「確認事項」欄を記入してください。

《添付書類》

「２　災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」の⑴から⑶に応じ、次の書類を提出してください。

	添付書類	ﾁｪｯｸ欄
⑴	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第 13 条の２第４項の確認書（同条第１項第１号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し	□
⑵	円滑化省令第 13 条の２第４項の確認書（同条第１項第２号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し	□
⑶	円滑化省令第 13 条の２第４項の確認書（同条第１項第５号又は第６号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し	□

様式ID	NTA1VNX521010010

★

準用租税特別措置法第70条の７第30項第４号・第70条の７の２第31項第４号の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

【現物出資に係る事業用資産について贈与税・相続税の納税猶予】

年　月　日　提出	提出先 F01		税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	—　—
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号　年　月　日
郵便番号 F05	—　住所 F06		

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第27項第５号 / 第40条の７の10第25項第５号 において準用する租税特別措置法 第70条の７第30項第４号 / 第70条の７の２第31項第４号 の規定の適用を引き続き受けたいので、承継会社に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日	令和　年　月　日
事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した年月日	令和　年　月　日

１　災害等により被害を受けた承継会社に関する事項

①　名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿　本店の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

②　中小企業信用保険法第２条第５項の該当事由　□　３号該当　・　□　４号該当

③　②の事由が発生した年月日　令和　＿＿年　＿＿月　＿＿日

２　会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A （贈与）特定事業年度における売上金額	円	B 最初の贈与又は相続開始の時における常時使用従業員の数	人

要件緩和期間	要件緩和期間	要件緩和期間
令和　年　月　日～ 令和　年　月　日	令和　年　月　日～ 令和　年　月　日	令和　年　月　日～ 令和　年　月　日
a　売上判定事業年度の売上金額	a　売上判定事業年度の売上金額	a　売上判定事業年度の売上金額
円	円	円
b　売上割合（a ÷ A ×100）	b　売上割合（a ÷ A ×100）	b　売上割合（a ÷ A ×100）
%	%	%
c　雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c　雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c　雇用判定基準日の常時使用従業員の数
人	人	人
d　雇用割合（c ÷ B ×100）	d　雇用割合（c ÷ B ×100）	d　雇用割合（c ÷ B ×100）
%	%	%

※　資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合であっても、「d　雇用割合」が、右表の「売上割合」の区分（「b　売上割合」により判定します。）に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。

売上割合	雇用割合
70％未満	0%
70％以上100％未満	40%
100％以上	80%

「a　売上判定事業年度の売上金額」が、「A （贈与）特定事業年度における売上金額」の売上金額以上（a ≧ A）となった事実の有無	〔　有※□　／　無　□　〕

※「有」に該当した要件緩和期間以後の期間については、上記の規定による要件緩和の適用はありません。

３　添付書類

□　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の３第２項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

○　この届出書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	—　—

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	（西暦）年	月	日

記載要領等	準用租税特別措置法第 70 条の７第 30 項第４号・第 70 条の７の２第 31 項第４号の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書【現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予】

《使用目的》

この届出書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 70 条の６の８第６項又は第 70 条の６の 10 第６項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等で、当該現物出資により設立された会社（以下「承継会社」といいます。）が災害等により被害を受けたことにより、租税特別措置法施行令第 40 条の７の８第 27 項第５号又は第 40 条の７の 10 第 25 項第５号において準用する措置法（以下「準用租税特別措置法」といいます。）第 70 条の７第 30 項第４号又は第 70 条の７の２第 31 項第４号の規定の適用を受けた方（「災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書」の「２　災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」の⑶に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に使用してください（この届出書は継続届出書と一緒に提出してください。）。

《提出期限》

特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の翌日から３月を経過する日

※　「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の提出期限と同じです。

《記載要領等》

１　「１　災害等により被害を受けた承継会社に関する事項」

「②　中小企業信用保険法第２条第５項の該当事由」及び「③　②の事由が発生した年月日」は、準用租税特別措置法第 70 条の７第 30 項第４号又は第 70 条の７の２第 31 項第４号の規定の適用に当たり提出した「災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書」の記載に基づき、記入してください。

２　「２　会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項」

⑴　Ａ欄は、中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「(贈与)特定事業年度」といいます。）の売上金額に売上判定事業年度（下記４参照）の月数を乗じてこれを（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。

※　売上判定事業年度の月数が要件緩和期間で異なる場合には、二段書するなど、区別して記載してください。

⑵　Ｂ欄は、現物出資をした事業用資産に係る事業について措置法第 70 条の６の８第１項又は第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用を受ける最初の贈与又は相続開始の時における当該事業に係る常時使用従業員の数を記入してください。

⑶　「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。

（注）１　「要件緩和期間」とは、(贈与)特定期間における直前の特定基準日の翌日から特定基準日までの各期間（当該災害等が発生した日又は事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日から、これらの日以後最初に到来する特定基準日までの期間については、これらの期間）をいいます。

２　「(贈与）特定期間」とは、災害が発生した日の直前の特定基準日の翌日から同日以後 10 年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。なお、事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日後に到来する最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、当該株式等を取得した日から同日以後 10 年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。

３　「特定基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の措置法

＜準用租税特別措置法第 70 条の７第 30 項第４号・第 70 条の７の２第 31 項第４号の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書【現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予】　記載要領等＞

第 70 条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の６の 10 第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。

⑷　「ａ　売上判定事業年度の売上金額」欄は、特定基準日の直前の特定基準日の翌日から今回の特定基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）について、要件緩和期間ごとに、当該要件緩和期間において終了する売上判定事業年度の売上金額を記入します。

⑸　「ｃ　雇用判定基準日の常時使用従業員の数」は、各要件緩和期間に係る特定基準日における常時使用従業員の数を記入します。

なお、「常時使用従業員」とは措置法第 70 条の７第２項第１号イ又は第 70 条の７の２第２項第１号イに規定する常時使用従業員をいいます。

⑹　承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。

（注）　「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、承継会社が準用租税特別措置法第 70 条の７第３項第９号又は第 70 条の７の２第３項第９号の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

様式ID	NTA1TEZ020010050

相　続　税　の　更　正　の　請　求　書

★

年　月　日　提出	提　出　先	F01		税　務　署　長

あなたの	フリガナ	F03		（法人等の場合）代表者等の	フリガナ				
	氏名又は名称	F04			氏　名	H07			
	郵便番号	F08	—	住所又は所在地	F09				
	個人番号又は法人番号	F02		職　業	K02		電話番号	F07	— —
（前納税地）									
納　税　地	F06								

1．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日

元号　年		年分	申告又は通知の区分	E04		申告等年月日	N01	元号	年	月	日
L01											

2．申告又は通知に係る税額及び更正の請求による課税標準等又は税額等

次葉のとおり

3．添付した書類

4．更正の請求をする理由

5．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6．還付を受けようとする銀行等

ゆうちょ銀行以外	金融機関名	Z01		金融機関区分	Z02		1:銀行　2:金庫　3:組合　4:農協　5:漁協
	支店名	Z03		本支店区分	Z04		1:本店　2:支店　3:本所　4:支所　5:出張所
	預金種類	Z05	1:普通　2:当座　3:納税準備　4:通知　5:別段　6:貯蓄　9:その他	口座番号	Z06		
ゆうちょ銀行	窓口受取を希望する場合	郵便局名（窓口受取）	Z07		郵便局		
	口座振込を希望する場合	記号番号	Z08	—			

税理士署名	R01		税理士電話番号	R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					
	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証　・　その他（　　）			番号確認	K21		身元確認　K22

（令和５年１月分以降用）

記載要領等	相続税の更正の請求書

１　税務署整理欄には、記入しないでください。

２　「住所又は所在地（納税地）」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入してください。

３　「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。

　なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。

４　「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号（12桁）を、法人等の場合は法人番号（13桁）を記入してください。

　なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

５　「１．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。

【記載例】

１．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日

元号	年	年分	申告又は通知の区分			申告等年月日	元号	年	月	日
L01 令和		年分	申告又は通知の区分	E04	・相続税申告書 ・相続税決定通知書	申告等年月日	N01 令和			

６　「４．更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。

（例）相続税の課税価格のうち、○○市○○町○番地所在の家屋について○○，○○○円の評価誤りがあった。

７　「５．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。

８　「６．還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。

　預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）に還付金が直接振り込まれ、大変便利ですので、是非ご利用ください。

⑴　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

　「６．還付を受けようとする銀行等」の「ゆうちょ銀行以外」欄に銀行等の名称、預金種類及び口座番号等を記入してください。

⑵　郵便局等の窓口で受取りを希望する場合

　「６．還付を受けようとする銀行等」の「ゆうちょ銀行」の「窓口受取を希望する場合」欄に、ご自身が受取りに行かれる郵便局名を記入してください。

⑶　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

　「６．還付を受けようとする銀行等」の「ゆうちょ銀行」の「口座振り込みを希望する場合」欄に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。

（注）この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

次　葉

様式ID　NTA0TEZ021010080

申告又は通知に係る税額及び更正の請求による課税標準等又は税額等
（　　相　　続　　税　　）

被相続人の	フリガナ E01		郵便番号 P01	―	相続の年月日 N01	元号　年　月　日			
	氏名 E02		住所 E03			職業 E04			

(1)　税額等の計算明細

区分		請求額		
① 取得財産の価額	G01			円
② 相続時精算課税適用財産の価額	G02			円
③ 債務及び葬式費用の金額	G03			円
④ 純資産価額（①＋②－③）	G04			円
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	G05			円
⑥ 課税価格（④＋⑤）	G06		,000	円
⑦ 相続税の総額（(2)の⑨の金額）	G07		00	円
一般の場合 ⑧ 同上のあん分割合	C01			%
一般の場合 ⑨ 算出税額（⑦×⑧）	G08			円
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合 ⑩ 算出税額（付表1(1)の⑬）	G09			円
⑪ 相続税法第18条の規定による加算額	G10			円
税額控除額 ⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額	G11			円
税額控除額 ⑬ 配偶者の税額軽減額	G12			円
税額控除額 ⑭ ⑫・⑬以外の税額控除額（付表7　1⑤）	G13			円
税額控除額 ⑮ 計	G14			円
⑯ 差引税額（⑨＋⑪－⑮）又は（⑩＋⑪－⑮）	G15			円
⑰ 相続時精算課税分の贈与税額控除額	G16		00	円
⑱ 医療法人持分税額控除額	G17			円
⑲ 小計（⑯－⑰－⑱）	G18			円
⑳ 納税猶予税額（付表7　2⑧）	G19		00	円
(⑲－⑳) ㉑ 申告期限までに納付すべき税額	G20		00	円
(⑲－⑳) ㉒ 還付される税額	G21			円
更正の請求前の ㉓ 小計	G22			円
更正の請求前の ㉔ 納税猶予税額	G23			円
更正の請求前の ㉕ 申告納税額（還付の場合は、頭に△を記載）	G24			円
㉖ 小計の減少額（⑲－㉓）	G25			円
㉗ この請求により還付される税額又は納付すべき税額（還付の場合は、頭に△を記載）（㉑又は㉒）－㉕）	G26			円

(2)　相続税の総額の計算明細

区分		請求額		
① 取得財産価額の合計額	G27			円
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額	G28			円
③ 債務及び葬式費用の合計額	G29			円
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額	G30			円
⑤ 課税価格の合計額	G31		,000	円
⑥ 法定相続人の数	G32			人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	G33		,000,000	円
⑧ 計算の基礎となる金額（⑤－⑦）	G34		,000	円
⑨ 相続税の総額	G35		00	円

（令和５年１月分以降用）

次　葉

様式ID	NTA0TEZ022010040

更正の請求による課税標準等又は税額等
（相続税－付表１）

（租税特別措置法第70条の６（農地等についての相続税の納税猶予）の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細表）

⑴　税額等の計算明細

区分				請求額	
①	農業投資価格に基づく取得財産の価額（注２）	農業相続人の場合	G01		円
		その他の人の場合	G02		円
②	債務及び葬式費用の金額		G03		円
③	純資産価額（①－②）		G04		円
④	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		G05		円
⑤	課税価格（③＋④）		G06	,000	円
⑥	農業投資価格に基づく相続税の総額（⑵の⑧）		G07	00	円
⑦	同上のあん分割合		C01		%
⑧	算出税額（⑥×⑦）		G08		円
農業相続人の農業投資価格超過額に対する税額	⑨	相続税の総額の差額（本表⑴の⑦－上記⑥）	G09	00	円
	⑩	農業投資価格超過額の総額	G10		円
	⑪	取得した農地等の農業投資価格超過額	G11		円
	⑫	あん分額（⑨×⑪÷⑩）	G12		円
⑬	農業投資価格に基づく算出税額（⑧＋⑫）		G13		円

⑵　農業投資価格に基づく相続税の総額の計算明細

区分				請求額	
①	農業投資価格に基づく取得財産の価額の合計額（注２）	農業相続人	G14		円
		その他の人	G15		円
②	債務及び葬式費用の合計額		G16		円
③	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		G17		円
④	課税価格の合計額		G18	,000	円
⑤	法定相続人の数		G19		人
⑥	遺産に係る基礎控除額		G20	,000,000	円
⑦	計算の基礎となる金額（④－⑥）		G21	,000	円
⑧	農業投資価格に基づく相続税の総額		G22	00	円

（注１）　この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

（注２）　⑴の①及び⑵の①の各欄は、相続時精算課税適用財産の価額を含めて記入します。

（令和５年１月分以降用）

次　葉

様式ID	NTA0TEZ028010050

更正の請求による課税標準等又は税額等（相 続 税 － 付 表 2）

租税特別措置法第70条の７の２（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）及び同法第70条の７の４（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

	区　　分	請　求　額
①	対象（相続）非上場株式等の価額	円
②	経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者(以下「経営承継人」という。)に係る債務及び葬式費用の金額	
③	経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額	
④	控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は０）	
⑤	特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000
⑥	特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）	,000
⑦	経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額	,000
⑧	基礎控除額	,000,000
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧）	,000
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧）	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（請求額）

⑪法定相続人の氏名	⑫法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫）	⑭相続税の総額の基礎となる税額	⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫）	⑯相続税の総額の基礎となる税額
		円 ,000	円	円 ,000	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額（⑭の合計額）	00	⑱相続税の総額（⑯の合計額）	00

2　株式等納税猶予税額の計算

	区　　分	請　求　額
①	経営承継人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円
②	特定価額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑰×１の⑤／１の（⑤＋⑦））	
③	特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
a	（②＋③－経営承継人の暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）	
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑱×１の⑥／１の（⑥＋⑦））	
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）	
b	（④＋⑤－経営承継人の暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）	
c	経営承継人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）	
⑥	（①＋ａ－ｂ－ｃ）の金額（赤字の場合は０）	
⑦	（ａ－ｂ－⑥）の金額（赤字の場合は０）	
⑧	対象（相続）非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額	
イ	（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑦×イの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
ロ	（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑦×ロの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
ハ	（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑦×ハの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
⑨	株式等納税猶予税額（⑦の金額（100円未満切捨て）又は⑧の金額の合計額）	00

（令和５年１月分以降用）

次　葉

様式ID	NTA0TEZ092010030

更正の請求による課税標準等又は税額等

（　相　続　税　－　付　表　２　の　２　）

（租税特別措置法第70条の７の６（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例）及び同法第70条の７の８（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表）

１　特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

⑴「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区　分		請　求　額	
①	特例対象（相続）非上場株式等の価額		円
②	特例経営承継相続人等及び特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継人」という。）に係る債務及び葬式費用の金額		円
③	特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額		円
④	控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は０）		円
⑤	特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000	円
⑥	特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額	,000	円
⑦	基礎控除額	,000,000	円
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦）	,000	円

⑵「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（請求額）

⑨法定相続人の氏名	⑩法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算			
		⑪法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）		⑫相続税の総額の基礎となる税額	
		,000	円		円
		,000	円		円
		,000	円		円
		,000	円		円
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額（⑫の合計額）		00	円

２　特例株式等納税猶予税額の計算

区　分		請　求　額	
①	特例経営継承人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		円
②	特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額（１の⑬×１の⑤／１の（⑤＋⑥））		円
③	特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）		円
a	（②＋③－特例経営承継人の暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		円
b	特例経営承継人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）		円
④	（①＋a－b）の金額（赤字の場合は０）		円
⑤	（a－④）の金額（赤字の場合は０）		円
⑥	特例対象（相続）非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額		円
イ	（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×イの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	円
ロ	（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ロの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	円
ハ	（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ハの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	円
⑦	特例株式等納税猶予税額（⑤の金額（100円未満切捨て）又は⑥の金額の合計額）	00	円

（令和５年１月分以降用）

次　葉

様式ID	NTA0TEZ090010050

更正の請求による課税標準等又は税額等
（相 続 税 － 付 表 3）

租税特別措置法第70条の６の６（山林についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

１　山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

	区　　分	請　求　額
①	林業経営相続人の特例山林の価額の合計額	円
②	林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額	
③	林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額	
④	控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は０）	
⑤	特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000
⑥	特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）	,000
⑦	林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額	,000
⑧	基礎控除額	,000,000
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧）	,000
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧）	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（請求額）

⑪法定相続人の氏名	⑫法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫）	⑭相続税の総額の基礎となる税額	⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫）	⑯相続税の総額の基礎となる税額
		円 ,000	円	円 ,000	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額（⑭の合計額）	00	⑱相続税の総額（⑯の合計額）	00

２　山林納税猶予税額の計算

	区　　分	請　求　額
①	林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円
②	特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（１の⑰×１の⑤／１の（⑤＋⑦））	
③	特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
a	（②＋③－林業経営相続人の暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）	
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（１の⑱×１の⑥／１の（⑥＋⑦））	
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）	
b	（④＋⑤－林業経営相続人の暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）	
⑥	林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）	
⑦	（①＋ａ－ｂ－⑥）の金額（赤字の場合は０）	
⑧	山林納税猶予税額（ａ－ｂ－⑦）の金額（100円未満切捨て）（赤字の場合は０）	00

（令和５年１月分以降用）

次　葉

様式ID	NTA0TEZ091010030

更正の請求による課税標準等又は税額等
（相 続 税 － 付 表 ４）

（租税特別措置法第70条の７の12（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）又は同法第70条の７の13（医療法人の持分についての相続税の税額控除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表）

１　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

	区　　分	請　求　額
①	医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額	円
②	医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額	
③	医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額	
④	控除未済債務額（①＋②－③）（赤字の場合は０）	
⑤	特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000
⑥	医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額	,000
⑦	基礎控除額	,000,000
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑥－⑦）	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（請求額）

⑨法定相続人の氏名	⑩法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	⑫相続税の総額の基礎となる税額
		円 ,000	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額(⑫の合計額)	00

２　医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

	区　　分				請　求　額
①	医療法人持分相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額				円
②	特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額（１の⑬×１の⑤／１の（⑤＋⑥））				
③	特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）				
④	（②＋③－医療法人持分相続人等の暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）				
⑤	医療法人持分相続人等の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）				
⑥	（①＋④－⑤）の金額（赤字の場合は０）				
⑦	（④－⑥）の金額（赤字の場合は０）				
⑧	特例の適用に係る医療法人が２以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等				
イ	（医療法人名）＿＿＿＿＿＿に係る医療法人持分納税猶予税額（⑦×イの持分に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）				00
ロ	（医療法人名）＿＿＿＿＿＿に係る医療法人持分納税猶予税額（⑦×ロの持分に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）				00
ハ	（医療法人名）＿＿＿＿＿＿に係る医療法人持分納税猶予税額（⑦×ハの持分に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）				00
⑨	医療法人持分納税猶予税額等（⑦の金額（100円未満切捨て）又は⑧の金額の合計額）				00
⑩	イ	「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合		医療法人持分納税猶予税額（⑨の金額）	00
	ロ	「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額（⑨の金額）	00
			(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき	医療法人持分税額控除額(注)	

（注）申告書第８の４表の付表に基づいて計算した金額を記載してください。

令和５年１月分以降用

次　葉

様式ID	NTA0TEZ093010020

更正の請求による課税標準等又は税額等
（相 続 税 － 付 表 5）

租税特別措置法第70条の６の７（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

１　美術品納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区　　分		請　求　額
①	寄託相続人の特定美術品の価額の合計額	円
②	寄託相続人に係る債務及び葬式費用の金額	
③	寄託相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額	
④	控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は０）	
⑤	特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000
⑥	特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）	,000
⑦	寄託相続人以外の相続人等の課税価格の合計額	,000
⑧	基礎控除額	,000,000
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧）	,000
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧）	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（請求額）

⑪法定相続人の氏名	⑫法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫）	⑭相続税の総額の基礎となる税額	⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫）	⑯相続税の総額の基礎となる税額
		円 ,000	円	円 ,000	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額（⑭の合計額）	00	⑱相続税の総額（⑯の合計額）	00

２　美術品納税猶予税額の計算

区　　分		請　求　額
①	寄託相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円
②	特定価額に基づく寄託相続人の算出税額（１の⑰×１の⑤／１の（⑤＋⑦））	
③	特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
a	（②＋③－寄託相続人の暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）	
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく寄託相続人の算出税額（１の⑱×１の⑥／１の（⑥＋⑦））	
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）	
b	（④＋⑤－寄託相続人の暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）	
c	寄託相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）	
⑥	（①＋ａ－ｂ－ｃ）の金額（赤字の場合は０）	
⑦	（ａ－ｂ－⑥）の金額（赤字の場合は０）	
⑧	特定美術品が２以上ある場合の特定美術品ごとの美術品納税猶予税額	
イ	（特定美術品の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿に係る美術品納税猶予税額 （⑦×イの特定美術品に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
ロ	（特定美術品の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿に係る美術品納税猶予税額 （⑦×ロの特定美術品に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
ハ	（特定美術品の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿に係る美術品納税猶予税額 （⑦×ハの特定美術品に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00
⑨	美術品納税猶予税額（⑦の金額（100円未満切捨て））（又は⑧の金額の合計額）	00

（令和５年１月分以降用）

次　葉

様式ID	NTA0TEZ094010020

更正の請求による課税標準等又は税額等
（相 続 税 － 付 表 6）

租税特別措置法第70条の６の10（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区　　分		請　求　額
①	特例事業用資産の価額	円
②	特例事業相続人等に係る特定債務額	
③	特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000
④	特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額	,000
⑤	基礎控除額	,000,000
⑥	特定価額に基づく課税遺産総額（③＋④－⑤）	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（請求額）

⑦法定相続人の氏名	⑧法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨法定相続分に応ずる取得金額（⑥×⑧）	⑩相続税の総額の基礎となる税額
		円 ,000	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑪相続税の総額（⑩の合計額）	00

2 事業用資産納税猶予税額の計算

区　　分		請　求　額
①	特例事業相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円
②	特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額（１の⑪×１の③／１の（③＋④））	
③	特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）	
a	（②＋③－特例事業相続人等の暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）	
b	特例事業相続人等の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）	
④	（①＋ａ－ｂ）の金額（赤字の場合は０）	
⑤	事業用資産納税猶予税額（ａ－④）の金額（赤字の場合は０）	00

（令和５年１月分以降用）

次　葉

様式ID	NTA0TEZ096010020

更正の請求による課税標準等又は税額等（相 続 税 － 付 表 7）

税額控除額及び相続税の納税猶予の適用を受けている人の納税猶予税額の合計額の計算明細表

1 税額控除額の計算

区　　分		請　　求　　額
①	未成年者控除額	円
②	障害者控除額	
③	相次相続控除額	
④	外国税額控除額	
⑤	合計（①＋②＋③＋④）	

2　納税猶予税額の計算

区　　分		請　　求　　額
①	農地等納税猶予税額	円 00
②	株式等納税猶予税額	00
③	特例株式等納税猶予税額	00
④	山林納税猶予税額	00
⑤	医療法人持分納税猶予税額	00
⑥	美術品納税猶予税額	00
⑦	事業用資産納税猶予税額	00
⑧	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦）	00

（令和５年１月分以降用）

様式ID	NTA1TEZ025010050

贈与税の更正の請求書

★

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		（前納税地）	E01					
氏名又は名称	F04		納税地	F06					
郵便番号	F08	―	住所又は所在地	F09					
個人番号又は法人番号	F02		職業	K02		電話番号	F07	―	―
（法人等の場合）代表者等の	フリガナ								
	氏名	H07							

1．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日

	元号	年	年分	申告又は通知の区分	E02		申告等年月日	N01	元号	年	月	日
L01												

2．申告又は通知に係る税額及び更正の請求による課税標準等又は税額等

次葉のとおり

3．添付した書類

4．更正の請求をする理由

5．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6．還付を受けようとする銀行等

ゆうちょ銀行以外	金融機関名	Z01		金融機関区分	Z02		1:銀行　2:金庫　3:組合　4:農協　5:漁協
	支店名	Z03		本支店区分	Z04		1:本店　2:支店　3:本所　4:支所　5:出張所
	預金種類	Z05	1:普通　2:当座　3:納税準備　4:通知　5:別段　6:貯蓄　9:その他	口座番号	Z06		
ゆうちょ銀行	窓口受取を希望する場合	郵便局名（窓口受取）	Z07		郵便局		
	口座振込を希望する場合	記号番号	Z08	―			

税理士署名	R01		税理士電話番号	R02	―	―

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					
	個人番号カード／通知カード　・　運転免許証　・　その他（　　）		番号確認	K21		身元確認	K22

（令和５年分以降用）

記載要領等	贈与税の更正の請求書

1　税務署整理欄には、記入しないでください。

2　「住所又は所在地（納税地）」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入します。

なお、提出者が個人の場合のうち、住所等以外の場所を納税地としているときは、「住所又は所在地」欄に、納税地を「納税地」欄にそれぞれ記入してください。

おって、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を「（前納税地）」欄に記入してください。

3　「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。

なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。

4　「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号（12桁）を、法人等の場合は法人番号（13桁）を記入してください。

なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

5　「１．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。

【記載例】

１．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日												
	元号	年								元号	年	月	日
L01	*令和*		年分	申告又は通知の区分	E02	*贈与税申告書*	申告等年月日	N01	*令和*			

6　「４．更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。

（例）贈与税の課税価格のうち、○○市○○町○番地所在の家屋について○○，○○○円の評価誤りがあった。

7　「５．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。

8　「６．還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。

預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）に還付金が直接振り込まれ、大変便利ですので、是非ご利用ください。

⑴　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

「６．還付を受けようとする銀行等」の「ゆうちょ銀行以外」欄に銀行等の名称、預金種類及び口座番号等を記入してください。

⑵　郵便局等の窓口で受取りを希望する場合

「６．還付を受けようとする銀行等」の「ゆうちょ銀行」の「窓口受取を希望する場合」欄に、ご自身が受取りに行かれる郵便局名を記入してください。

⑶　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

「６．還付を受けようとする銀行等」の「ゆうちょ銀行」の「口座振り込みを希望する場合」欄に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。

（注）この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

次　葉

様式ID	NTA0TEZ023010090

申告又は通知に係る税額及び更正の請求による課税標準等又は税額等

（　　贈　　与　　税　　）

	区　　分		請　　求　　額		
Ⅰ 暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①	G01		円
	一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②	G02		円
	配偶者控除額	③	G03		円
	暦年課税分の課税価格の合計額（①＋（②－③））	④	G04		円
	暦年課税に係る基礎控除額	⑤		1,100,000	円
	⑤の控除後の課税価格（④－⑤）	⑥	G05	,000	円
	⑥に対する税額	⑦	G06		円
	外国税額の控除額	⑧	G07		円
	医療法人持分税額控除額	⑨	G08		円
	差引税額（⑦－⑧－⑨）	⑩	G09		円
Ⅱ 相続時精算課税分	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	G10		円
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	G11		円
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋②＋⑪）	⑬	G12		円
	差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑩＋⑫）	⑭	G13	00	円
	農地等納税猶予税額	⑮	G14	00	円
	株式等納税猶予税額	⑯	G15	00	円
	特例株式等納税猶予税額	⑰	G16	00	円
	医療法人持分納税猶予税額	⑱	G17	00	円
	事業用資産納税猶予税額	⑲	G18	00	円
	申告期限までに納付すべき税額（⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲）	⑳	G19	00	円
更正の請求前の	差引税額の合計額（納付すべき税額）	㉑	G20	00	円
	納税猶予税額の合計額	㉒	G21	00	円
	申告期限までに納付すべき税額	㉓	G22	00	円
差引税額の合計額（納付すべき税額）の減少額（㉑－⑭）		㉔	G23	00	円
申告期限までに納付すべき税額の減少額（㉓－⑳）		㉕	G24	00	円

（令和６年分以降用）

次　葉

様式ID	NTA0TEZ027010090

更正の請求による課税標準等又は税額等
（贈与税－付表１）

（相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書）

特定贈与者の氏名	E01	

	区分		請求額		
相続時精算課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	㉖	G01		円
	特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額（注２）	㉗	G19		円
	相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円×㉖÷㉗）	㉘	G20		円
	㉘の控除後の課税価格（㉖－㉘）	㉙	G21		円
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉚	G02		円
	特別控除額の残額（2,500万円－㉚）	㉛	G03		円
	特別控除額（㉙の金額と㉛の金額のいずれか低い金額）	㉜	G04		円
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉚－㉜）	㉝	G05		円
	㉜の控除後の課税価格（㉙－㉜）	㉞	G06	,000	円
	㉞に対する税額（㉞×20％）	㉟	G07	00	円
	外国税額の控除額	㊱	G08		円
	差引税額（㉟－㊱）	㊲	G09		円

（注１）　この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。
（注２）　特定贈与者ごとの付表１の㉖の金額の合計額を記載します。

令和６年分以降用

次　葉

様式ID	NTA0TEZ029010170

更正の請求による課税標準等
（贈 与 税 － 付 表 2）

住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書

	区　　分			請　　求　　額
住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額１		㊳	円
	住宅取得等資金の合計額２		㊴	
	非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)	㊵	
		令和６年分以後の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㊶	
		住宅資金非課税限度額の残額（㊵－㊶）	㊷	
	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算	㊳のうち非課税の適用を受ける金額	㊸	
		㊴のうち非課税の適用を受ける金額	㊹	
		非課税の適用を受ける金額の合計額(㊸＋㊹)	㊺	
	贈与税の課税価格に算入される金額の計算	㊳のうち課税価格に算入される金額（㊳－㊸）	㊻	
		㊴のうち課税価格に算入される金額（㊴－㊹）	㊼	

（令和７年分以降用）

次　葉

様式ID	NTA0TEZ095010150

更正の請求による課税標準等
（贈 与 税 － 付 表 3）

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書

	区　　分			請　　求　　額	
（震災特例法の）住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額１		㊽	円	
	住宅取得等資金の合計額２		㊾		
	非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額（1,500万円又は1,000万円）	㊿		
		令和６年分以後の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	51		
		住宅資金非課税限度額の残額（㊿－51）	52		
	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算	㊽のうち非課税の適用を受ける金額	53		
		㊾のうち非課税の適用を受ける金額	54		
		非課税の適用を受ける金額の合計額（53＋54）	55		
	贈与税の課税価格に算入される金額の計算	㊽のうち課税価格に算入される金額（㊽－53）	56		
		㊾のうち課税価格に算入される金額（㊾－54）	57		

（令和７年分以降用）

住所又は
所在地(納税地)

氏名又は
名称　　殿

　　年　　月　　日

　　税務署長

更正をすべき理由がない旨の通知書

　　年　　月　　日付で提出のありました、　　年分相続税に係る更正の請求は、更正すべき理由がないと認められましたから通知します。

この通知に係る処分の理由

住　所　又　は
所在地(納税地)

氏　名　又　は
名　　称　　殿

　　年　　月　　日

　　税務署長

更正をすべき理由がない旨の通知書

　　年　　月　　日付で提出のありました、　　年分贈与税に係る更正の請求は、更正すべき理由がないと認められましたから通知します。

この通知に係る処分の理由

納税申告書等の送付通知書

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

お問い合わせ番号　　－　　－

令和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＿＿＿＿＿税の＿＿＿＿＿＿の送付について

〔あなた／貴法人〕から＿＿年＿月＿日付で当署に提出された＿＿＿＿＿税の＿＿＿＿＿＿＿＿についてについては、下記１の理由により下記２の送付先に送付しましたので通知します。

今後この事案についてのお申出等は、全て下記２の送付先あてにしてください。

記

１　送付の理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式ID	NTA1VNX158010010

★

災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

年　月　日　提出	提出先	F01		税務署長

フリガナ	F03		電話番号	F07	— —			
氏名（申請者）	F04		生年月日		元号	年	月	日
				K01				
郵便番号	F05	—	住所	F06				
連絡先			電話番号	— —	法人番号	F02		

（申請者が法人等の場合は法人番号を記載してください。）

私は、下記のとおり ＿＿＿＿＿＿ により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第４条の規定により（相続税／贈与税）の免除申請をします。

記

１　税目等

税目	相続税・贈与税	被相続人・贈与者	（氏名）
			（住所）
相続開始・受贈年月日			平成・令和　年　月　日
申告書の提出年月日			平成・令和　年　月　日
延納申請中・延納中・物納申請中・納税猶予・その他			

２　被害を受けた部分の価額の計算等（「２」に記載してください。）

３　適用要件の判定（「３」に記載してください。）

４　免除を受けようとする税額の計算

①	被害のあった日以後に納付すべき税額	円
②	課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③	被害を受けた部分の価額（２の（A））	円
④	免除を受けようとする税額（①×③÷②）	円

（注）１　①欄の税額には、滞納中の税額、延滞税、利子税及び加算税は含まれません。

２　②欄は、相続税の場合は申告書第１表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第１表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

３　④欄は、１円未満の端数金額を切り捨てます。

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日	備考	
		F12					

様式ID	NTA0VNX158020010

災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

氏　　名	

２　被害を受けた部分の価額の計算等

（書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等（続）（災害減免法第４条申請）」に記載してください。

項目＼番号		1	2	3	4	計
被害を受けた財産（注１）	所在地					
	区分(注２)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種　類					
	細　目					
①　相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
②　被害があったときの時価　※		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	※　かっこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③　②を基とした被害額(注4)						
④　保険金等で補てんされた金額						
⑤　差引被害額（③－④）						
⑥　被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦　被害を受けた部分の価額(①×⑥)		円	円	円	円	(A)　　円
⑧　被害の状況（被害の程度）						(B)　　(A)のうち動産等

（注）１　被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。

２　「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。

また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。

３　①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。

なお、租税特別措置法第69条の４《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

４　③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落等）は含まれません。

３　適用要件の判定

項　　目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判　定　(注3) 左の(C)及び(D)の	
①　課税価格の計算の基礎となった財産の価額	(注１)　　円	(注２)　　円		
②　被害を受けた部分の価額	2の(A)	2の(B)	いずれかが10%以上	いずれも10%未満
③　被害割合　　(②÷①)	(C)　　%	(D)　　%	⇩ 適用あり	⇩ 適用なし

（注）１　①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第１表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第１表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

２　①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額(2の(注3)参照)のうち、動産等の価額の合計額を記載します。

３　「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第４条の適用がありますので、「４免除を受けようとする税額の計算」の各欄を記載します。

様式ID	NTA0VNX175010010

被害を受けた部分の価額の計算等（続）
（災害減免法第４条申請）

氏　　名	

２　被害を受けた部分の価額の計算等

項目＼番号						
被害を受けた財産（注１）	所在地					
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種　　類					
	細　　目					
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
② 被害があったときの時価※		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	※　かっこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③ ②を基とした被害額(注4)						
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額（③－④）						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額（①×⑥）		円	円	円	円	
⑧ 被害の状況（被害の程度）						

(注) 1　被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。

2　「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を〇で囲んでください。

3　①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の付表１又は申告書第11表の付表４の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、租税特別措置法第69条の４《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

4　③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落等）は含まれません。

お問い合わせ番号	－　　－

（　　－　　）

令和　　年　　月　　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　㊞

＿＿＿＿＿税務署長　＿＿＿＿＿＿＿＿印

災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認通知書

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました災害減免法第４条の規定による（相続税／贈与税）の免除については、下記のとおり承認します。

記

１　税目等

税　目	相続税 ・ 贈与税	被相続人 ・ 贈与者	（氏名）
			（住所）
相続開始・ 受贈年月日	・　・	申告書の 提出年月日	・　・

２　免除を受ける税額の計算

①　被害のあった日以後に納付すべき税額	円
②　課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③　被害を受けた部分の価額	円
④　免除を受ける税額（①×③÷②）	外 円
⑤　免除後納付すべき税額（①－④）（注）	円

（注）１　④欄の外書は、⑤の「免除後納付すべき税額」について国税通則法第119条第１項の規定により切り捨てた端数金額です。

（注）２　⑤の「免除後納付すべき税額」は本税のみで加算税、利子税等は含まれていません。

お問い合わせ番号	－　　－

（　　－　　）

令和　　年　　月　　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

＿＿＿＿税務署長　＿＿＿＿＿＿＿＿印

災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請に対する却下通知書

＿＿＿年＿月＿日付で申請のありました災害減免法第４条の規定による（相続税／贈与税）の下記の免除承認申請を却下します。

記

申　　請　　内　　容	
税　　目	免除を受けようとする税額
相　続　税　・　贈　与　税	円
（理由）	

（　）枚のうち（　）枚目

様式ID	NTA0VNX159010010

災害減免法第６条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書

相続人(受遺者)又は受贈者の氏名	

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第６条の規定による相続税・贈与税の軽減措置の適用を受けます。

１　被害を受けた部分の価額の計算等

（書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続)（災害減免法第６条）」に記載してください。）

項目＼番号		1	2	3	4	計
被害を受けた財産(注1)	所在地					
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種類					
	細目					
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
② 被害があったときの時価※		(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	※　かっこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③ ②を基とした被害額(注4)						
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額(③－④)						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額（①×⑥）(注5)		円	円	円	円	(A)　円
⑧ 被害の状況(被害の程度)						(B)　(A)のうち動産等
⑨ 差引財産の価額(①－⑦)						

(注)　1　被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。

2　「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。

3　①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、租税特別措置法第69条の４《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

4　③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落等）は含まれません。

5　⑦の「被害を受けた部分の価額」は、物理的な損失に係る原状回復費用の見積額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を除きます。）の100分の80に相当する金額（①の「財産の価額」を限度とします。）をもって、土地等の「被害を受けた部分の価額」として差し支えありません。

２　適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定（注）左の(C)及び(D)の	
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円	円		
② 被害を受けた部分の価額	１の（A）	１の（B）	いずれかが10%以上	いずれも10%未満
③ 被害割合（②÷①）	(C)　%	(D)　%	⇩ 適用有り	⇩ 適用無し

(注)　「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第６条の適用がありますので、「１の⑨　差引財産の価額」を相続税の申告書第11表の付表１若しくは申告書第11表の付表４の「価額」又は贈与税の申告書第１表（及び第２表）の「財産の価額」欄に記載します。

※　この計算明細書は、相続税又は贈与税の申告書等に添付してください。

様式ID	NTA0VNX176010010

被害を受けた部分の価額の計算等（続）
（災害減免法第６条）

氏　　名	

１　被害を受けた部分の価額の計算等

項目＼番号						
被害を受けた財産（注1）	所在地					
	区分（注2）	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種類					
	細目					
① 相続・受贈時の財産の価額（注3）		円	円	円	円	
② 被害があったときの時価※		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	※　かっこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③ ②を基とした被害額（注4）						
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額（③－④）						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額（①×⑥）（注5）		円	円	円	円	
⑧ 被害の状況（被害の程度）						
⑨ 差引財産の価額（①－⑦）						

（注）１　被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。

２　「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。

３　①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の付表１又は申告書第11表の付表４の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、租税特別措置法第69条の４《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

４　③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落等）は含まれません。

５　⑦の「被害を受けた部分の価額」は、物理的な損失に係る原状回復費用の見積額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を除きます。）の100分の80に相当する金額（①の「財産の価額」を限度とします。）をもって、土地等の「被害を受けた部分の価額」として差し支えありません。

様式ID	NTA1KSZ540010010

★

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	—	—			
氏名（申請者） F04		生年月日 K01	元号	年	月	日	
郵便番号 F05	—	住所（居所） F06					

私は、次のとおり、＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に発生した＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿により被害を受けた土地又は建物について、租税特別措置法第70条の３の３第１項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の５の３第５項の規定により、承認申請します。

1　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏　名	

2　被害を受けた土地又は建物に関する事項(注１)

財産の種類	土地　・　建物 ※該当する方を○で囲んでください。	所在及び地番又は家屋番号			
		不動産番号(注２)			
地目			面積（床面積）		㎡
贈与税の申告状況等(注３)	（取得した年分）	年分	（申告した税務署名）		署

3　被災価額及び被災割合の計算等

①　土地又は建物の贈与の時における価額(注４)			円
想定価額の計算（建物の場合）	Ⓐ建物の想定使用可能期間	（贈与時の建物の構造）※記載要領等を参照してください。	年
	Ⓑ新築日から贈与日までの年数	（新築日）　（贈与日） ＿＿＿年＿＿月＿＿日 から ＿＿＿年＿＿月＿＿日 …＿＿年(注５)	年
	Ⓒ贈与日における未経過年数	〔A 贈与日において想定使用可能期間の年数の全部を経過している建物〕（Ⓐ≦Ⓑの場合） （Ⓐの年数） ＿＿＿年　×　20／100(注５)	年
		〔B A以外の建物〕（Ⓐ＞Ⓑの場合） （Ⓐの年数）　（Ⓑの年数）　（Ⓑの年数） （＿＿＿年 －＿＿＿年）＋＿＿＿年 × 20／100(注５)	年
	Ⓓ贈与日から災害発生日までの年数	（贈与日）　（災害発生日） ＿＿＿年＿＿月＿＿日 から ＿＿＿年＿＿月＿＿日 …＿＿年(注５)	年 （Ⓒの年数が上限）
	Ⓔ災害発生日における未経過年数	（Ⓒの年数）　（Ⓓの年数） ＿＿＿年　－　＿＿＿年	年
	②　想定価額 （注）零となる場合には、この特例の適用はありません。	（①の価額）　（Ⓔの年数）／（Ⓒの年数） ＿＿＿円　×　＿＿＿年／＿＿＿年	円
③　被害を受けた部分の価額			円
④　保険金等により補填される金額　※金額が確定していない場合には、見積額を記載します。			円
⑤　被災価額（（③ － ④）× 持分割合（＿＿＿分の＿＿＿）(注６)）			円
⑥　「土地の①の価額」又は「建物の②の想定価額」と⑤のいずれか少ない金額			円
⑦　被災割合　〔⑥／(①又は②)※〕×100	※土地の場合は①、建物の場合は②により計算します。 (注)10%未満の場合には、この特例の適用はありません。		%

※　（注１）から（注６）までについては、記載要領等をご覧ください。

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	—	—

税務署整理欄	通信日付印の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

(R8.9)

記載要領等	災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書

《使用目的等》

この申請書は、特定贈与者から相続時精算課税に係る贈与により土地又は建物を取得した人（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間にその土地又は建物が災害により被害を受けた場合において、その相続税の課税価格に加算されるその土地又は建物の価額について、租税特別措置法第70条の３の３第１項の規定を適用することにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請を行う場合には、災害が発生した日から３年を経過する日までに、この申請書に下記《添付書類》を添付して提出する必要があります。ただし、同日までに土地又は建物の贈与を受けた相続時精算課税適用者が死亡した場合には、同日と、相続時精算課税適用者の相続人（租税特別措置法施行令第40条の５の３第５項に規定する相続人をいい、包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。以下同じです。）が相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月を経過する日とのいずれか遅い日までに、この申請書を提出する必要があります。この場合は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）」も併せて提出することになります。

また、この承認を受ける土地又は建物が複数ある場合には、その土地又は建物ごとに作成してください。

《記載要領等》

１　本文の「　　年　月　日に発生した　　」欄には、この申請を行う災害が発生した日と災害の内容を記載します。

２　「１　特定贈与者に関する事項」及び「２　被害を受けた土地又は建物に関する事項」には、この申請に係る土地又は建物に関する事項について記載します。

（注１）　地目及び面積（床面積）については、贈与の時における現況を記載します。

（注２）　この申請に係る土地又は建物に係る不動産番号を記入することにより、その土地又は建物に係る登記事項証明書の添付を省略することができます。

（注３）　贈与税の申告状況等の「申告した税務署名」については、相続税法第28条第４項の規定により、この申請に係る土地又は建物の取得に係る贈与税の申告書を提出していない場合には、記載は不要です。

３　「３　被災価額及び被災割合の計算等」には、この申請に係る土地又は建物の被災価額及び被災割合の計算等の明細について記載します。

（注４）　この申請に係る土地又は建物の贈与の時における価額については、災害発生日において所有していない部分に相当する価額は含まれません。

（注５）　これらの年数が、１年未満である場合又は１年未満の端数がある場合には、その年数又は端数は切り捨てます。

（注６）　この申請に係る土地又は建物について、災害発生日における持分割合を記載します。

《参考》想定使用可能期間の年数（建物の構造別の耐用年数）

構造	年数	構造		年数
木造・合成樹脂造	24年	金属造	骨格材の肉厚が４㎜を超えるもの	38年
木骨モルタル造	22年		骨格材の肉厚が３㎜を超え４㎜以下のもの	30年
（鉄骨）鉄筋コンクリート造	50年		骨格材の肉厚が３㎜以下のもの	22年
れんが造・石造・ブロック造	41年			

＜災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書　記載要領等＞

《添付書類》

1　土地又は建物の登記事項証明書※1その他の書類で相続時精算課税適用者※2がその土地又は建物を贈与の日から災害が発生した日まで引き続き所有していたこと及びその建物の新築をした年月日を明らかにするもの

※1　この申請書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。

※2　災害が発生した日前に相続時精算課税適用者が死亡した場合には、その相続時精算課税適用者の相続人を含みます。

2　土地又は建物が災害により被害を受けたこと及びその災害が発生した日を明らかにする書類（市町村長又は特別区の区長の証明書（り災証明書）等）

3　土地の原状回復に要する費用に係る見積書の写し又は建物の修繕に要する費用に係る見積書の写しその他の書類でその土地又は建物に係る被害を受けた部分の価額を明らかにするもの

4　保険金の支払通知書の写しその他の書類で保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される金額などを明らかにするもの

5　その他参考となるべき書類

《その他》

1　この申請に係る土地又は建物の取得に係る贈与税の申告において、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）第４条又は第６条第２項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合には、この申請書を提出することはできません。

2　この申請書に係る承認を受けた後に、被害を受けた土地又は建物に対する保険金、損害賠償金その他これらに類するものの支払いを受けた場合など、被災価額に異動が生ずべき事由が発生した場合には、遅滞なく、「被災価額の異動届出書」に異動を生ずる事由を明らかにする書類を添付して提出する必要があります。

（注）　被災価額に異動があった場合において、異動後の被災価額に基づき被災割合を計算した結果、被災割合が 10％未満となるときには、この特例の適用はありません。

様式ID	NTA0VNV542010010

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）

相続時精算課税適用者の氏名	

1　相続時精算課税適用者の相続開始年月日

令和　　年　　月　　日

2　相続時精算課税適用者の相続人等に関する事項

	1	2
住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）	〒　　電話（　　－　　－　　）
フリガナ		
氏名		
生年月日	大・昭・平・令　　年　　月　　日	大・昭・平・令　　年　　月　　日
相続時精算課税適用者との続柄		

	3	4
住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）	〒　　電話（　　－　　－　　）
フリガナ		
氏名		
生年月日	大・昭・平・令　　年　　月　　日	大・昭・平・令　　年　　月　　日
相続時精算課税適用者との続柄		

（注）　相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。
　また、その相続人が２人以上いる場合には、その全ての相続人が連署してください。

3　相続人等の代表者の指定

代表者の氏名	

4　添付書類（次の書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　**上記２に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類**で、相続時精算課税適用者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

（注）　この付表は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」と一緒に提出してください。

（R8.9）

記載要領等	災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）

《使用目的》

この付表は、相続時精算課税適用者が「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」（以下「承認申請書」といいます。）を提出する前に死亡している場合において、相続時精算課税適用者の相続人（租税特別措置法施行令第40条の５の３第５項に規定する相続人をいい、包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。）が、その相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与を受けた財産について租税特別措置法第 70 条の３の３第１項の規定の適用をすることにつき所轄税務署長の承認を受けるために使用してください。

なお、この付表は、「承認申請書」に添付して提出してください（**提出期限までに提出しなかった場合には、この特例の適用に係る所轄税務署長の承認は受けられません。**）。

《提出期限》

この付表は、次のいずれか遅い日までに、承認申請書に添付して提出する必要があります。

１　災害が発生した日から３年を経過する日

２　相続時精算課税適用者の相続人が相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月を経過する日

《記載要領等》

１　「１　相続時精算課税適用者の相続開始年月日」には、相続時精算課税適用者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。

２　「２　相続時精算課税適用者の相続人等に関する事項」には、相続時精算課税適用者の相続人全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び相続時精算課税適用者との続柄を記入してください。

３　「３　相続人等の代表者の指定」は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する承認通知書」又は「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する却下通知書」を受領する代表者の氏名を記入してください。

４　「４　添付書類」には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住所（居所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する承認通知書

＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日付で申請のありました、災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請を承認します。

1　特定贈与者及び被害を受けた土地又は建物に関する事項

特定贈与者	（住所又は居所）		
	（氏名）		
所在及び地番 又は家屋番号			
財産の種類	土地・建物	持分割合	分の
財産を取得した年分	年分	災害が発生した日	令和　年　月　日

2　審査した被災価額等

①　土地又は建物の贈与の時における価額	円
②　建物の想定価額	円
③　被害を受けた部分の価額	円
④　保険金等により補塡される金額	円
⑤　被災価額（（ ③ － ④ ）× 持分割合 ）	円
⑥　「土地の①の価額」又は「建物の②の想定価額」と⑤のいずれか少ない金額	円
⑦　被災割合 $\left(\frac{⑥}{(\text{①又は②})^{※}}\right)$ × 100 ※土地の場合は①、建物の場合は②	%

（注）　被害を受けた土地又は建物に対する保険金、損害賠償金その他これらに類するものの支払いを受けた場合など、被災価額に異動が生ずべき事由が発生した場合には、遅滞なく、「被災価額の異動届出書」に異動を生ずる事由を明らかにする書類を添付して提出する必要があります。

なお、被災価額に異動があった場合において、異動後の被災価額に基づき被災割合を計算した結果、被災割合が10%未満となるときには、この特例の適用はありません。

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する承認通知書

使用目的

この承認通知書は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認の通知を行う場合に使用するものである。

□□□-□□□□

お問い合わせ番号	－　　－

住所（居所）

氏　　名　　殿

令和　　年　　月　　日

　　税務署長　　印

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する却下通知書

　　年　　月　　日付で申請のありました、災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請を却下します。

１　特定贈与者及び被害を受けた土地又は建物に関する事項

特定贈与者	（住所又は居所）		
	（氏名）		
財産の種類	土地・建物	財産を取得した年分	年分
所在及び地番 又は家屋番号			

２　この通知に係る処分の理由

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する却下通知書

使用目的

この却下通知書は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して却下の通知を行う場合に使用するものである。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する通知書付表

【相続時精算課税適用者】

住　所　又　は　居　所	氏　　名

【相続時精算課税適用者の相続人等】

「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）」で指定された代表者以外の方を記載しています。

住　所　又　は　居　所	氏　　名

様式ID	NTA1VNV543010010

★

被災価額の異動届出書

年　月　日　提出	提出先 F01	税務署長

フリガナ F03		電話番号 F07	— —
氏名（届出者） F04		生年月日 K01	元号 年 月 日
郵便番号 F05	—	住所（居所） F06	

私は、次のとおり、租税特別措置法施行令第40条の５の３第７項の承認に係る下記の土地又は建物について、同条第８項の規定により通知を受けた被災価額に異動を生ずべき事由が生じたため、同条第９項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

1　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏　名	

2　承認に係る土地又は建物に関する事項（注）

所在及び地番又は家屋番号					
財産の種類	土地　・　建物 ※該当する方を○で囲んでください。	地目（構造）		面積（床面積）	㎡
贈与の時における価額	円	想定価額（建物の場合のみ）		円	
贈与税の申告状況等	（取得した年分） 年分	（申告した税務署名）		署	
災害が発生した日	令和　年　月　日	承認申請書を提出した税務署名		署	

3　被災価額に異動を生ずる事由

4　添付書類

- 保険金の支払通知書の写しその他の書類で被災価額に異動を生ずる事由を明らかにする書類
- その他参考となるべき書類

（注）１　この届出書の提出による**所轄税務署長からの承認に関する通知はありません。**

２　被災価額に異動を生ずべき事由が生じた場合には、特定贈与者の相続に係る相続税の課税価格に加算又は算入される土地又は建物の価額から控除される被災価額は、**この異動事由に基づき再計算した被災価額となります。**

３　この再計算した被災価額が、この被災価額に係る土地の贈与の時における価額又は建物の想定価額の10分の１を下回ることとなった場合には、**承認を受けた災害に係る土地又は建物であっても、相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例（措置法第70条の３の３）の適用はありません。**

税理士署名 R01		税理士電話番号 R02	— —

税務署整理欄	通信日付印の年月日	（西暦）年	月	日
	F12			

(R8.9)

記載要領等	被災価額の異動届出書

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法施行令第40条の５の３第７項の規定による所轄税務署長の承認（以下「災害承認」といいます。）を受けている相続時精算課税適用者が、この災害承認を受けた災害に係る土地又は建物の被災価額（租税特別措置法施行令第40条の５の３第２項第２号に規定する被災価額をいいます。以下同じです。）に異動を生ずべき事由（以下「異動事由」といいます。）が生じた場合において、一定の事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出るために使用してください。

なお、この届出書は、異動事由が生じた場合に、遅滞なく、関係書類を添付して提出する必要があります。

《記載要領》

１　「１　特定贈与者に関する事項」及び「２　承認に係る土地又は建物に関する事項」には、災害承認を受けた土地又は建物に関する事項及び災害が発生した日等について記入します。

（注）　「地目（構造）」欄及び「面積（床面積）」欄については、贈与の時における現況を記入します。

２　「３　被災価額に異動を生ずる事由」には、異動事由の詳細について記入します。

《提出先》

この届出書は、災害承認を受けた災害に係る土地又は建物を特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税適用者の贈与税の所轄税務署長に提出する必要があります。

《その他》

１　この届出書の提出による所轄税務署長の再承認（又は承認の却下）はありません。したがって、この届出書を提出した場合であっても、所轄税務署長から異動事由に基づき再計算した被災価額が通知されることはありません。

２　特定贈与者の相続に係る相続税の課税価格に加算又は算入される土地又は建物の価額から控除される被災価額は、この異動事由に基づき再計算した被災価額により計算した金額となります。

３　この再計算した被災価額が、この被災価額に係る土地の贈与の時における価額又は建物の想定価額の10分の１を下回ることとなった場合には、承認を受けた災害に係る土地又は建物であっても、相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例（措置法第70条の３の３）の適用はありません。